

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
配慮すべき事項	恒設代替低圧注水ポンプの注水先について	<p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全又は全交流動力電源喪失若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスプレイする。</p> <p>注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p>	<p>代替循環冷却系の運転後、長期にわたる系統回りの線量低減対策として、大容量送水ポンプ（タイプI）により系統水を入れ替えることでフラッシングを実施する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備等を用いて代替循環冷却系へ給電する。</p>	代替格納容器スプレイポンプの注水先について	<p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全又は全交流動力電源喪失若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉格納容器内にスプレイする。</p> <p>注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を原子炉格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>炉心損傷後に代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p>	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯 3/4 号炉は、海水系母管を經由して原子炉補機冷却水系へ代替補機冷却水（海水）を供給する手順であり、系統間を接続するためのデイスタンスピースの取替え作業が必要。 泊3号炉は、海水系母管を經由しない手順であり、系統間を接続するためのデイスタンスピースの取替え作業は不要である。（伊方3号炉と同様） <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料補給手順について、泊は女川の記載箇所である技術的能力まとめ資料 1.14 に整理し、技術的能力まとめ資料 1.14 にて大飯及び女川と比較している。
	格納容器内冷却	<p>炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から 50kPa 低下したことを確認すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器水素ガス濃度計で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が 8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へスプレイを行っている際に、格納容器の重要機器及び重要計器が水没しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p>	<p>原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器不活性ガスによる系統内の置換</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系により原子炉格納容器ベントを実施中に、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、原子炉格納容器フィルタベント系の系統内を不活性ガス（窒素）であらかじめ置換する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の使用後に格納容器スプレイを実施する場合は、原子炉格納容器の負圧破損を防止するとともに、原子炉格納容器内の可燃性ガス濃度を低減するため、可搬型窒素ガス供給装置により原子炉格納容器内へ不活性ガス（窒素）を供給する。また、原子炉格納容器内の圧力が規定の圧力まで低下した場合に、格納容器スプレイを停止する。</p>	原子炉格納容器内冷却	<p>炉心損傷後の原子炉格納容器減圧操作については、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力から 0.05MPa 低下したことを確認すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットで計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が 8 vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却を目的とした原子炉格納容器内へのスプレイを行う場合、原子炉格納容器内への注水量の制限があることから、原子炉格納容器内へスプレイを行っている際に、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さになれば原子炉格納容器内へのスプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p>	
	作業性	<p>大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するデイスタンスピース取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。格納容器内自然対流冷却及び代替格納容器スプレイにおける現場への移動経路及び操作場所に高線量の区域はない。</p>	<p>放射線防護</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付属棟内に設置する。また、原子炉格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</p>	作業性	<p>速やかに作業ができるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。</p> <p>格納容器内自然対流冷却及び代替格納容器スプレイにおける現場への移動経路及び操作場所に高線量の区域はない。</p>	
	電源確保	<p>空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて原子炉格納容器ベントに必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。</p>	電源確保	<p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備を用いて代替格納容器スプレイポンプへ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	
	燃料補給	<p>大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。</p>	<p>作業性</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋付属棟内で実施する。</p>	燃料補給	<p>配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	
			<p>放射線防護</p> <p>配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (8/19)			第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (8/19)			第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (8/19)			第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、有効性評価において「全交流動力電源喪失+大LOCA」又は「全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失」の場合には、注水先を原子炉格納容器とし、原子炉格納容器の破損防止を優先する。 ・全交流電源喪失+1次冷却材喪失(大破断)が同時に発生した場合において、泊3号炉の代替格納容器スプレイポンプに相当する設備の注水先を原子炉格納容器とし、泊3号炉のB-1充てんポンプ(自己冷却)に相当する設備により原子炉容器へ注水する方針(伊方3号炉、川内1/2号炉と同様) ・大飯3/4号炉は、炉心損傷前は炉心注水を優先し、炉心損傷を判断した後、格納容器スプレイに切り替える方針である。
1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等			1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等			1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等			
方針目的	対応手順等	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	方針目的	対応手段等	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	方針目的	対応手段等	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	
炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器(以下「格納容器」という。)の破損を防止するため、格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイにより、溶融した格納容器の下部に落下した炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)の抑制及び溶融炉心が拡がり格納容器バウンダリへの接触を防止する手順等を整備する。 また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、炉心注水及び代替炉心注水により、原子炉を冷却する手順等を整備する。	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全 格納容器スプレイ 代替格納容器スプレイ	炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ビット水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、復水ビットを使用する。	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器下部注水系により原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)を抑制し、溶融炉心が拡がり原子炉格納容器バウンダリに接触することを防止する手順等を整備する。 また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉圧力容器へ注水する手順等を整備する。	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部注水系による原子炉格納容器下部への注水	炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を原子炉格納容器下部へ注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、代替格納容器スプレイポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、補助給水ビットを使用する。	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水	炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を原子炉格納容器下部へ注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、代替格納容器スプレイポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、補助給水ビットを使用する。	
炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位を確保し、維持する。	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ビット水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、復水ビットを使用する。	炉心の著しい損傷が発生し、原子炉圧力容器下鏡部温度が300℃に達した場合は、以下の手段により原子炉格納容器下部への初期水張りを実施する。 ・サブプレッションチェンバを水源として、代替循環冷却系により注水する。 ・代替循環冷却系により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)により注水する。 ・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)により注水できない場合は、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)等により注水する。炉心の著しい損傷が発生し、原子炉圧力容器が破損した場合は、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するため、以下の手段により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・サブプレッションチェンバを水源として、代替循環冷却系又は原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)により注水する。 ・代替循環冷却系又は原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)又は原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)により注水する。 ・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)又は原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)により注水できない場合は、淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)を水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)等により注水する。 なお、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)及び原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による注水は、海を水源として利用できる。	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 喪失	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 喪失	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に発生し1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合、補助給水機能が喪失した場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合に、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、常設代替交流電源設備により受電した代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を原子炉格納容器下部へ注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、代替格納容器スプレイポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、補助給水ビットを使用する。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由					
溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 対応手順等	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全	炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手順により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 ・高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプにより高圧又は低圧注入ラインを使用して、燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 ・A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水ができない場合、充てんポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。	溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止 対応手段等	原子炉圧力容器への注水	炉心の著しい損傷が発生した場合は、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水する。原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水の注入を並行して実施する。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の場合は、復水貯蔵タンクを水源として、高圧代替注水系により注水する。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の場合は、サブプレッションチェンバを水源として、代替循環冷却系により注水する。 ・代替循環冷却系により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水する。 ・低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、低圧代替注水系（可搬型）により注水する。 なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全	高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ又は充てんポンプによる原子炉容器への注水 B1格納容器スプレイポンプ又は代替格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水	炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 ・高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプにより高圧又は低圧注入ラインを使用して、燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 ・高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により、原子炉容器への注水ができない場合、充てんポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。	【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが使用できない場合は、中央制御室からの操作により、早期に原子炉容器へ注水可能な充てんポンプによる注水をB1格納容器スプレイポンプよりも優先して行う。なお、充てんポンプによる注水とB1格納容器スプレイポンプによる注水は同時に実施可能な設備構成となっている（系統構成手順は伊方3号炉と同様） ・大飯3/4号炉は、A格納容器スプレイポンプの電源操作のみで当該ポンプを起動可能である。					
	代替炉心注水	炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手順により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 ・高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 ・充てんポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。			原子炉格納容器下部への落下遅延・防止 対応手段等			炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手順により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 ・空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。 ・B充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを行っているなければ恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にB充てんポンプ（自己冷却）を使用する。		溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 対応手段等	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 喪失	B1格納容器スプレイポンプ又は充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 ・常設代替交流電源設備により受電した代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、補助給水ピットを使用する。 ・常設代替交流電源設備により受電したB1充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 原子炉容器への注水に使用する補機の優先順位は、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水を行っているなければ代替格納容器スプレイポンプを優先する。次にB1充てんポンプを使用する。	【大飯】設備の相違 ・泊3号炉のB1格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水は現場の弁操作が必要であり、起動までに25分かかることから、中央操作のみで起動可能である充てんポンプによる原子炉容器への注水を優先している。 ・以降、同様の相違理由は省略する。
	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 喪失	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 ・空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。 ・B充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを行っているなければ恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にB充てんポンプ（自己冷却）を使用する。			溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 対応手段等			原子炉格納容器下部への落下遅延・防止 対応手段等		全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 喪失	B1格納容器スプレイポンプ又は充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 ・常設代替交流電源設備により受電した代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、補助給水ピットを使用する。 ・常設代替交流電源設備により受電したB1充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 原子炉容器への注水に使用する補機の優先順位は、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水を行っているなければ代替格納容器スプレイポンプを優先する。次にB1充てんポンプを使用する。	【大飯】設備の相違 ・泊3号炉のB1格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水は現場の弁操作が必要であり、起動までに25分かかることから、中央操作のみで起動可能である充てんポンプによる原子炉容器への注水を優先している。 ・以降、同様の相違理由は省略する。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉		相違理由	
配慮すべき事項	代替格納容器スプレイ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスプレイする。 注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 ・炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 ・炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。		代替格納容器スプレイポンプの注水先について 原子炉格納容器下部への注水	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉格納容器下部へ注水する。 注水先の切替えが必要な場合、以下の手段により注水先を原子炉格納容器へ切り替え、原子炉格納容器下部への注水を行う。 ・炉心損傷前に代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替え、原子炉格納容器下部への注水を行う。 ・炉心損傷後に代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、原子炉格納容器下部への注水が必要と判断すれば、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器下部への注水を行う。	
	溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。なお、炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える。		溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止 代替格納容器スプレイポンプの注水先について	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。なお、炉心損傷後に代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、原子炉格納容器下部への注水が必要と判断すれば、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
配 慮 す べ き 事 項	作業性	B充てんポンプ（自己冷却）の補機冷却水確保に係るディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるように作業場所近傍に使用工具を配備する。		作業性	原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）及び低圧代替注水系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプ1）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるように十分な作業スペースを確保する。		<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応手段の相違により、泊3号炉は、重大事故等対処設備を使用する際の作業性に関する配慮すべき事項はない。 ・大飯3/4号炉は、B充てんポンプの自己冷却ラインの系統構成において、ディスタンスピースの取替えを行う。 ・泊3号炉のB-充てんポンプの自己冷却ラインは、通常運転時において化学体積制御設備と原子炉補機冷却水設備を多重の弁により分離する設計であり、弁操作により系統構成を実施する。設計方針は相違するが、代替炉心注水の機能に相違なし。
	電源確保	空冷式非常用発電装置により直設代替低圧注水ポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源（交流）によりB充てんポンプ（自己冷却）へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。		電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて原子炉格納容器下部注水系又は低圧代替注水系による注水に必要な設備へ給電する。		
	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。		燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。		
配 慮 す べ き 事 項	電源確保	常設代替交流電源設備により代替格納容器スプレイポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて代替格納容器スプレイポンプ、B-充てんポンプへ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。		配 慮 す べ き 事 項	電源確保	常設代替交流電源設備により代替格納容器スプレイポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて代替格納容器スプレイポンプ、B-充てんポンプへ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	
	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。			燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所は、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことと相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、非常用炉心冷却設備作動信号で自動起動する。 ・泊3号炉は、炉心出口温度350℃以上又は非常用炉心冷却設備作動を伴う1次冷却材喪失事故が発生した場合において、高圧注入系が機能喪失した場合には、運転員が手動にて起動する。（川内1/2号炉、玄海3/4号炉、伊方3号炉と同様） 【大飯】設備の相違 ・泊3号炉は、原子炉格納容器圧力が高い場合は、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置によりサンプリングガスの供給が可能である一方、原子炉格納容器圧力が通常運転圧力まで低下した場合は、格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置に切り替えることによりサンプリングガスの供給が可能。（伊方3号炉と同様）
1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等		1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等		1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等		
方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合に、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解による水素が、原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減及び水素濃度監視を行う手順等を整備する。	方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等により発生する水素及び酸素が、原子炉格納容器内に放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉格納容器内の不活性化、原子炉格納容器フィルタベント系による水素及び酸素の排出、及び原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を行う手順等を整備する。	方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解による水素及び酸素が、原子炉格納容器内に放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉格納容器内水素処理装置、格納容器水素イグナイタによる原子炉格納容器内の水素濃度低減及び原子炉格納容器内の水素濃度の監視を行う手順等を整備する。	
対応手段等	静的触媒式水素再結合装置 水素濃度低減 原子炉格納容器水素燃焼装置 可搬型格納容器水素ガス濃度計	原子炉格納容器内の不活性化 対応手段等 ルタベント系による原子炉格納容器内水素燃焼装置及び原子炉格納容器水素燃焼装置の停止 水素濃度及び原子炉格納容器内の監視	原子炉格納容器内の不活性化 対応手段等 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視	原子炉格納容器内の水素濃度低減 対応手段等 原子炉格納容器内の水素濃度の監視	原子炉格納容器内の水素濃度低減 対応手段等 原子炉格納容器内の水素濃度の監視	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
配 慮 す べ き 事 項	電源確保 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備により水素濃度低減に使用する設備及び水素濃度監視に使用する設備に給電する。 代替電源設備により給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	重大事故等時の対応手段の選択 代替循環冷却系又は残留熱除去系により原子炉格納容器内の除熱を開始した場合において、原子炉格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.0vol%に到達した場合は、可搬型窒素ガス供給装置を用いて不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。 原子炉格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.3vol%及びブエット条件の酸素濃度が1.5vol%に到達した場合は、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて原子炉格納容器内に滞留している水素及び酸素を排出する。 なお、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて原子炉格納容器内に滞留している水素及び酸素を排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブプレッションチェンバを経由する経路を第一優先とする。サブプレッションチェンバ側のベントラインが使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。	重大事故等時の対応手段の選択 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止及び原子炉格納容器内の水素濃度の監視手段として、以上の手段を用いて、原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損の防止を図る。 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止について、原子炉格納容器内水素処理装置は、電源等の動力源を必要としない静的な装置であり、原子炉格納容器内の水素濃度上昇に従い自動的に触媒反応するものである。また、格納容器水素イグナイタは、さらなる水素濃度低減を図るために手動にて起動する。 原子炉格納容器内の水素濃度の監視手段については、格納容器内水素濃度を中央制御室で連続的に監視可能である可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視を優先する。	【大飯】 記載内容の相違（女川審査実績の反映） ・重大事故等時の対応手段の選択の追記		
		配 慮 す べ き 事 項 原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出時の留意事項 原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、フィルタ装置出口水素濃度にて水素濃度を監視する。また、原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、フィルタ装置出口放射線モニタの放射線量率及び事前にフィルタ装置出口配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。 原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、放射性雲の影響による被ばくを低減するため、中央制御室待避所へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。 現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付属棟内に設置する。 また、原子炉格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。	配 慮 す べ き 事 項 作業性 原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋付属棟内で実施する。	配 慮 す べ き 事 項 電源確保 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備を用いて原子炉格納容器内の水素濃度低減に使用する設備及び原子炉格納容器内の水素濃度の監視に使用する設備へ給電する。 代替電源設備により給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。		
		電源確保 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備を用いて原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出に必要な電動弁、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度へ給電する。				

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所は緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、常設のアンユラス水素濃度計を使用する。 ・泊3号炉は、アンユラス部の水素濃度を直接測定する可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットを使用する。（伊方3号炉と同様） 【大飯】設備の相違 ・泊3号炉は、B系のアンユラス空気浄化設備の弁を、常設代替交流電源設備によって使用する（川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様） 【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、制御用空気が喪失している場合は、窒素ポンベを使用し、窒素ポンベが使用できない場合は可搬式空気圧縮機を使用する。 ・泊3号炉は、窒素ガスポンベを使用する。 【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットによるアンユラス部の水素濃度測定手段は可搬であり進
1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等		1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等		1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等		
方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内に放出され、格納容器から格納容器周囲のアンユラス部に漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アンユラス部の水素排出及び水素濃度監視を行う手順等を整備する。	方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器内に放出され、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制及び原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度監視を行う手順等を整備する。	方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器内に放出され、原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアンユラス部に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アンユラス空気浄化設備によるアンユラス部の水素排出及び可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視を行う手順等を整備する。	
水素排出	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンユラス空気浄化ファンを運転し、アンユラス部の水素を含むガスがアンユラス部からアンユラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アンユラス圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、アンユラス空気浄化系の弁に窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンユラス空気浄化ファンを運転する。 また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気の供給が不能の場合は、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンユラス空気浄化ファンを運転する。	静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制	原子炉格納容器内で発生した水素が原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合は、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素再結合装置の作動状態を監視する。 全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて監視する。	水素排出	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンユラス空気浄化ファンを運転し、アンユラス部の水素を含むガスがアンユラス部からアンユラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることをアンユラス内圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源喪失又は常設直流電源が喪失した場合は、B系アンユラス空気浄化設備の弁及び窒素ポンベにアンユラス全量排気弁等操作可搬型窒素ガスポンベから窒素を供給するための系統構成を行い、常設代替交流電源設備から給電した後、B-アンユラス空気浄化ファンを運転する。	
対応手順等	炉心の損傷を判断した場合、アンユラス部の水素濃度を、アンユラス水素濃度計により測定し監視する。 全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置から給電されていることを確認後、アンユラス部の水素濃度を監視する。また、常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、アンユラス部の水素濃度を監視する。	対応手段等	原子炉建屋内の水素濃度監視	対応手段等	可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視	
配慮すべき事項	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアンユラス空気浄化設備及び水素濃度監視に使用する設備に給電する。 給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	配慮すべき事項	非常用ガス処理系の停止	配慮すべき事項	電源確保	
電源確保	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアンユラス空気浄化設備及び水素濃度監視に使用する設備に給電する。 給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	非常用ガス処理系の停止	非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避するため、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。	電源確保	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備を用いてB系アンユラス空気浄化設備による水素排出及び可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視に使用する設備へ給電する。 代替電源設備により給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>備や起動操作が必要なため、炉心損傷前に測定準備に着手する方針としている。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19)</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19)</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19)</p>	<p>第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。</p>
<p>1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等</p>	<p>1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等</p>	<p>1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等</p>	
<p>方針目的 使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ビット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ビットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ビットの水位が低下した場合、使用済燃料ビット内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため使用済燃料ビットへの注水、使用済燃料ビットの監視を行う手順等を整備する。 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ビットの水位が異常に低下した場合、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため使用済燃料ビットへのスプレイ、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水、使用済燃料ビットの監視を行う手順等を整備する。</p>	<p>方針目的 使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料プール」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料プール内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため、燃料プール代替注水、漏えい抑制、使用済燃料プールの監視を行う手順等を整備する。さらに、使用済燃料プールから発生する水蒸気による重大事故等対処設備への悪影響を防止する手順を整備する。 また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため、使用済燃料プールへのスプレイ、大気への放射性物質の拡散抑制、使用済燃料プールの監視を行う手順等を整備する。</p>	<p>方針目的 使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ビット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ビットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ビットの水位が低下した場合において、使用済燃料ビット内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料ビット内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため、使用済燃料ビットへの注水、漏えい抑制、使用済燃料ビットの監視を行う手順等を整備する。 また、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ビットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため、使用済燃料ビットへのスプレイ、大気への放射性物質の拡散抑制、燃料取扱棟（使用済燃料ビット内の燃料体等）への放水、使用済燃料ビットの監視を行う手順等を整備する。</p>	
<p>対応手順等 海水から使用済燃料ビットへの注水 使用済燃料ビットの冷却機能若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ビット水の小規模な漏えいが発生し、計画外に使用済燃料ビットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ビット温度が50℃を超える場合、又は使用済燃料ビット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合であって、かつ燃料取替用水ビット及びNo.3淡水タンクの機能が喪失した場合又は燃料取替用水ビット及びNo.3淡水タンクからの注水を実施しても水位低下が継続する場合、送水車により海水を使用済燃料ビットへ注水する。 使用済燃料ビットへの注水に使用する補機の優先順位は、注水までの所要時間が短い多様性拡張設備である燃料取替用水ビット等を優先する。送水車は、使用準備に時間を要することから、あらかじめ送水車等の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用水ビット等の注水手段がなければ使用する。</p>	<p>対応手順等 燃料プール代替注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は漏えい抑制 残留熱除去系（燃料プール水の冷却）及び燃料プール冷却浄化系の有する冷却機能が喪失した場合、残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失した場合、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合は、以下の手段により使用済燃料プールへ注水する。 ・代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水する。 ・大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水できない場合、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（可搬型）から注水する。 なお、大容量送水ポンプ（タイプI）による使用済燃料プールへの注水は、海を水源として利用できる。</p>	<p>対応手順等 海水を用いた使用済燃料ビットへの注水 使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は漏えい抑制 使用済燃料ビットの冷却機能若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ビットの小規模な水の漏えいが発生し、計画外に使用済燃料ビットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ビット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ビット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合、可搬型大型送水ポンプ車により海水を使用済燃料ビットへ注水する。 使用済燃料ビットへの注水に使用する補機の優先順位は、注水までの所要時間が短い自主対策設備である燃料取替用水ポンプ等を優先する。可搬型大型送水ポンプ車は、使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車等の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用水ポンプ等の注水手段がなければ使用する。</p>	<p>【大飯】設備の相違 ・泊3号炉は、コンクリート保護の観点で水温を管理。伊方3号炉、玄海3/4号炉及び女川2号炉と同様。大飯3/4号炉は、使用済燃料ビットの除熱量を熱負荷上回る水温で管理。 ・プラント固有の使用済燃料ビット設置レベルの相違による下端水位の相違。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手順等	使用済燃料ピットへのスプレー及び放水	使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時		対応手段等	使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時	【大飯】設備の相違 ・プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による下端水位の相違。 【女川】記載方針の相違 ・大気への拡散抑制についての記載は1.12にて記載する（大飯3/4号炉と同様）
		<p>使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により、使用済燃料ピットへスプレー又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 送水車及びスプレーヘッドにより海水を使用済燃料ピットへスプレーする。 原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊又は使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。 	<p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合は、以下の手段により使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレーする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールのスプレー系（常設配管）からスプレーする。 大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールのスプレー系（常設配管）からスプレーできない場合、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールのスプレー系（可搬型）からスプレーする。 <p>なお、大容量送水ポンプ（タイプI）による使用済燃料プールへのスプレーは、海を水源として利用できる。</p>			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
使用済燃料ピットの監視 対応手順等	<p>使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、又は使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置の運搬、設置及び接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性がある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示を確認する。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係を評価し、各設置場所間での関係性を把握し、指示値の傾向を確認することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。</p>	<p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能喪失時、又は使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。</p> <p>使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）の機能が喪失している場合は、あらかじめ評価した水位/放射線量の関係により使用済燃料プールの空間線量率を推定する。</p>	<p>使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、又は使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにより、使用済燃料ピットの状態を監視する。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合、可搬型設備である使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置の運搬、設置及び接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性がある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示値を確認する。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、取付けを想定する複数の場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関（減衰率）をあらかじめ評価しておくことで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は、使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。</p>	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、コンクリート保護の観点で水温を管理。伊方3号炉、玄海3/4号炉及び女川2号炉と同様。大飯3/4号炉は、使用済燃料ピットの除熱量を熱負荷上回る水温で管理。 プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による下端水位の相違。 		
	<p>重大事故等時における使用済燃料プールの監視 対応手段等</p>	<p>使用済燃料プールの状態監視 使用済燃料プールの監視設備による</p>	<p>重大事故等時における使用済燃料ピットの状態監視 対応手段等</p>	<p>使用済燃料ピットの状態監視 使用済燃料ピットの監視設備による</p>	<p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は125V蓄電池を「所内常設蓄電池式直流電源設備」、125V代替蓄電池及び250V蓄電池を「常設代替直流電源設備」と位置付けている。 泊は蓄電池（非常用）と後備蓄電池を併せて「所内常設蓄電池式直流電源設備」と位置付けている。 女川は常設のSA設備を用いて監視する。 泊は常設と可搬型のSA設備を用いて監視する。 	
	<p>使用済燃料ピットから発生する水蒸気による悪影響の防止</p>	<p>燃料プール冷却浄化系による</p>	<p>代替電源による給電</p>	<p>代替電源による給電</p>		

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
配慮すべき事項	作業性	海水から使用済燃料ピットへの注水にかかる可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイにかかる可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。	重大事故等時の対応手段の選択	使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失した場合、又は使用済燃料プールの水位が低下した場合は、その程度によらず、大容量送水ポンプ（タイプ1）により使用済燃料プールへ注水又はスプレイ可能となるよう準備する。 また、大容量送水ポンプ（タイプ1）により使用済燃料プールへ注水又はスプレイする場合は、常設配管を優先して使用し、常設配管が使用できない場合は、可搬型を使用する。 全交流動力電源の喪失及び原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む）の機能喪失により燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱ができず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保するとともに燃料プール代替注水により水源を確保し、燃料プール冷却浄化系により使用済燃料プールを除熱する。	重大事故等時の対応手段の選択	使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピットの水位が低下した場合は、注水までの所要時間が短い自主対策設備である燃料取替用水ポンプ等を優先する。可搬型大型送水ポンプ車は、使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車等の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用水ポンプ等の注水手段がなければ使用する。 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい、その他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合は、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。 また、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に破損がある場合又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に近づけない場合は、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水を優先する。	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・重大事故等時の対応手段の選択の追記 【女川】設備の相違 ・設備の相違による各手段の記載内容の相違
	電源確保	全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	配慮すべき事項	燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールのスプレイ系（常設配管）及び燃料プールのスプレイ系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプ1）のホース接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるように十分な作業スペースを確保する。	配慮すべき事項	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水又は海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイに係る可搬型ホースの接続については速やかに作業ができるように可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場附近に可搬型ホースを配備する。	
	燃料補給	送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。 大容量ポンプ（放水砲用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。 送水車及び大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	作業性	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (12/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (12/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (12/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】【女川】設備の相違 ・女川2号炉とは炉型の相違により「アナユラス部」の記載で相違する。先行PWRプラントの高浜1/2/3/4号炉、伊方3号炉、川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様。 【女川】記載内容の相違 ・炉心損傷を判断する意図としては同様。 【女川】記載内容の相違 ・泊3号炉は「原子炉格納容器及びアナユラス部の破損」時の放水砲の手順項目を分けている。先行PWRプラントの高浜1/2/3/4号炉、伊方3号炉、川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様。 ・海洋への放射性物質の拡散抑制の対応手段等の記載内容は泊3号炉と同様に重大事故等対策設備及び自主対策設備による手段を記載する。 【大飯】【女川】設備の相違 ・女川2号炉、大飯3/4号炉及び泊3号炉で各々シルトフェンスの設置箇所に相違があるが、海洋への放射性物質の拡散抑制を実施する目的に相違はなし。 ・使用済燃料ピットへのスプレイ及び放水の対応手順等
1.12 工場外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等		1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等		1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等		
方針目的	対応手段等	方針目的	対応手段等	方針目的	対応手段等	
<p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の損傷又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制により工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備する。</p> <p>また、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合に、航空機燃料火災への泡消火により、火災に対応する手順等を整備する。</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の破損</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p>	<p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手順等を整備する。</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制</p>	<p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により、火災に対応する手順等を整備する。</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の破損</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p>	
<p>炉心出口温度が 350℃以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が $1 \times 10^6 \text{mSv/h}$ 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により原子炉格納容器及びアナユラス部へ海水を放水する。</p> <p>原子炉格納容器及びアナユラス部への放水等により放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する4箇所（取水路側2箇所、放水路側2箇所）にシルトフェンスを設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉格納容器及びアナユラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通して海へ流れるため、排水路に多線性拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤は、放水路側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水路ピット付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、建屋内部の損傷等により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に立ち入ることができない場合において、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値の著しい上昇及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損傷がなく、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づける場合、送水車及びスプレイヘッドにより海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する。</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値上昇、又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損傷により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づけない場合、送水車及びスプレイヘッドより射程距離が長い大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する。</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の破損</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p>	<p>炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じて原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プール水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じて水位低下が継続する場合、又は大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）及び放水砲による放水準備を開始する。その後、原子炉格納容器の破損のおそれがある場合、原子炉格納容器からの異常な漏えいにより原子炉格納容器フィルタベント系で原子炉格納容器の減圧及び除熱をしているもの、原子炉建屋ベント設備を開放する場合、使用済燃料プールへのスプレイができない場合、又は、プラントの異常によりモニタリング設備の指示がオーダレベルで上昇した場合は、原子炉建屋に海水を放水する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）及び放水砲により原子炉建屋へ海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生するため、南側排水路排水柵、タービン補機放水ピット、北側排水路排水柵及び取水口の合計4箇所にシルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>設置に当たっては、放水した汚染水が直接流れ込む南側排水路排水柵及びタービン補機放水ピットの2箇所を優先する。</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の破損</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p>	<p>炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が $1 \times 10^6 \text{mSv/h}$ 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により海水を原子炉格納容器及びアナユラス部へ放水する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアナユラス部へ海水を放水する場合は、放水により放射性物質を含む汚染水が発生するため、橋内排水設備の集水柵3箇所に集水柵シルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアナユラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通して海へ流れるため、排水流路の集水柵に自主対策設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤を設置した後に、自主対策設備である荷揚場シルトフェンスを設置することで、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）近傍に近づける場合、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする。</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）近傍に近づけない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により、海水を燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する。</p>	<p>大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の破損</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手順等	貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷 拡散抑制 海洋への			使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷 海洋への放射性物質の拡散抑制		の着水水位は、大飯3/4号炉と使用済燃料ピット出口配管（浄化冷却設備入口配管）下端レベルの相違。 【大飯】 記載内容の相違 ・海洋への放射性物質の拡散抑制の対応手段等の記載内容は大飯3/4号炉と同様に重大事故等対応設備及び自主対策設備による手段を記載する。 【大飯】 記載内容の相違
	航空機燃料火災への泡消火	航空機燃料火災への泡消火	航空機燃料火災への泡消火	航空機燃料火災への泡消火		・航空機燃料火災への泡消火の対応手段等の記載内容は、大飯3/4号炉と同様に重大事故等対応設備による手段と自主対策設備である初期消火手段を記載する。 【大飯】設備の相違 ・消火設備は相違するものの、初期消火を実施する手段としては相違なし。
	操作性	操作性	操作性	操作性		【女川】 記載内容の相違 ・破損箇所への放水に関する記載は女川2号炉の技術的能力1.12の本文には同様の記載がある。泊3号炉の本項は大飯3/4号炉と同様の記載とする。 【大飯】【女川】 設備の相違 ・大飯3/4号炉にはスプレィヘッドによる建屋外部からスプレィを実施する手段があるが、泊3号炉の同等の設備は建屋内部スプレィであるため大飯3/4号炉と同様の記載はなし。 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は燃料補給の項目は技術的能力1.14にて整理する。女川2号炉と同様。
配慮すべき事項	貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷 拡散抑制 海洋への			使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷 海洋への放射性物質の拡散抑制		
	航空機燃料火災への泡消火	航空機燃料火災への泡消火	航空機燃料火災への泡消火	航空機燃料火災への泡消火		
	操作性	操作性	操作性	操作性		

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
配慮すべき事項	作業性	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制又は航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように大容量ポンプ（放水砲用）の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。	作業性	大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。 ホース等の取り付けは、速やかに作業ができるように大容量送水ポンプ（タイプII）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。	作業性	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制又は航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホースの接続については速やかに作業ができるように可搬型大容量海水送水ポンプ車の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。	【女川】 記載内容の相違 ・泊3号炉はホース敷設ルートによる敷設時間に相違はなし。 【大飯】設備の相違 ・大飯はスプレイヘッドを設置しており、泊3号炉と設備に相違がある。 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は燃料補給の項目は他条文を参照する構成としている。女川2号炉と同様。
	燃料補給	大容量ポンプ（放水砲用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。 また、送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。大容量ポンプ（放水砲用）及び送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19)</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19)</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19)</p>	<p>第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯、女川】 審査基準改正に伴う相違</p>
<p>1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p>	<p>1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等</p>	<p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等</p>	
<p>方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源である燃料取替用水ピット、復水ピット等とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源として、淡水源及び海水等を確保する。 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給、炉心注水及び原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給、格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転、使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）への水の供給、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ及び放水並びに炉心の著しい損傷及び格納容器破損時の格納容器及びアンニユラス部への放水のための水の供給について手順等を整備する。</p>	<p>方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源であるサブプレッションチェンバ及び復水貯蔵タンクとは別に、重大事故等の収束に必要な水源として、ほう酸水注入系貯蔵タンク等を確保する。さらに、代替淡水源として淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を確保するとともに、海を水源として確保する。 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、復水貯蔵タンク、サブプレッションチェンバ、淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）、海及びほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手段、並びに復水貯蔵タンク、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への水の補給について手順等を整備する。</p>	<p>方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源は、補助給水ピット及び燃料取替用水ピットを確保する。 想定される重大事故等に対処するための水源として、ほう酸タンク及び格納容器再循環サンプを確保する。さらに、海を水源として確保する。 想定される重大事故等に対処するために必要な設備に必要な量の水を供給するため、補助給水ピット、燃料取替用水ピット、ほう酸タンク、格納容器再循環サンプ及び海を水源とした対応手段、並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの水の補給について手順等を整備する。</p>	
	<p>対応手段等</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とした対応手段</p> <p>サブプレッションチェンバを水源とした対応手段</p>	<p>対応手段等</p> <p>燃料取替用水ピットを水源とした対応手段</p> <p>補助給水ピットを水源とした対応手段</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">対応手段等</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">水源を利用した対応手段</td> <td style="width: 80%; padding: 5px;"> 淡水貯水槽を水源とした対応手段 復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。 ・ 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。 ・ 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・ 燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・ 燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 なお、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。 原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ1）により補給する。 </td> </tr> </table>	対応手段等	水源を利用した対応手段	淡水貯水槽を水源とした対応手段 復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。 ・ 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。 ・ 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・ 燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・ 燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 なお、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。 原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ1）により補給する。		
対応手段等	水源を利用した対応手段	淡水貯水槽を水源とした対応手段 復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。 ・ 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。 ・ 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・ 燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・ 燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 なお、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。 原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ1）により補給する。				

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
	対応手段等	<p>海を水源とした対応手段</p> <p>復水貯蔵タンク、サブプレッションチェンバ及び淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽 (No.2) を水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。 ・原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 ・原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）により補機冷却水を確保する。 	対応手段等	<p>海を水源とした対応手段</p> <p>燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車により原子炉容器へ注水する。 ・可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。 ・可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより使用済燃料ピットへスプレイする。 ・原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプにより補機冷却水を確保する。 <p>原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプが故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車を使用し、高圧注入ポンプ等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。</p> <p>本対応手段は、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」又は「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却又は格納容器内自然対流冷却と同様である。</p> <p>炉心出口温度が 350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が $1 \times 10^6 \text{mSv/h}$ 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合は、海を水源として、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水する。</p> <p>本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備により泡消火を実施する。</p> <p>本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の航空機燃料火災への泡消火と同様である。</p>	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）
	対応手段等	<p>海を水源とした対応手段</p> <p>原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）が故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、原子炉補機代替冷却水系を使用し、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。</p> <p>本対応手段は、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の原子炉補機代替冷却水系による除熱と同様である。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プールの水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合、又は大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）及び放水砲により放水する。</p> <p>本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置により泡消火を実施する。</p> <p>本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の航空機燃料火災への泡消火と同様である。</p>	対応手段等	<p>海を水源とした対応手段</p> <p>ATWSが発生するおそれがある場合又はATWSが発生した場合は、ほう酸タンクを水源として、ほう酸ポンプ及び充てんポンプにより原子炉容器へほう酸水を注水する。</p>	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）
	対応手段等	<p>ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手段</p> <p>ATWSが発生した場合、又は重大事故等の進展抑制及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止が必要となる場合は、ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源として、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水を注水する。</p>	対応手段等		

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
【比較のため下段より再掲】								
対応手順等	<p>炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給</p> <p>燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。 燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水ピットを使用する。</p>	<p>復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手段</p> <p>水源へ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として復水貯蔵タンクを利用する場合は、淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽 (No.2) の水を大容量送水ポンプ (タイプI) により復水貯蔵タンクへ補給する。 また、海水を利用する場合は、海水取水箇所 (取水口又は海水ポンプ室) から大容量送水ポンプ (タイプII) により淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽 (No.2) へ補給した海水又は大容量送水ポンプ (タイプI) により送水された海水を復水貯蔵タンクへ補給する。</p>	<p>燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手段</p> <p>燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として燃料取替用水ピットを利用する場合は、海水取水箇所 (3号炉取水ピットスクリーン室) から海水を可搬型大型送水ポンプ車により燃料取替用水ピットへ補給する。 燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車の使用準備を開始し、使用可能であれば自主対策設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用する。他の自主対策設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車の準備が整えば海水を使用する。</p>	<p>格納容器再循環サンプルを水源とした対応手段</p> <p>格納容器再循環サンプルを水源として、以下の手段により対応する。 ・重大事故等対処設備 (設計基準拡張) である高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプにより原子炉容器へ注水する。 ・重大事故等対処設備 (設計基準拡張) である格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内へスプレイする。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時において、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により発電用原子炉の冷却ができない場合は、B-格納容器スプレイポンプにより原子炉容器へ注水する。</p>	<p>対応手順等</p> <p>燃料取替用水ピットへの供給</p> <p>燃料取替用水ピットへの供給</p> <p>格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給</p> <p>燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。 燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水ピットを使用する。</p>	<p>対応手順等</p> <p>淡水貯水槽へ水を補給するための対応手段</p> <p>淡水貯水槽へ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽 (No.2) を使用する場合は、大容量送水ポンプ (タイプI) の付属水中ポンプを淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽 (No.2) へ1台ずつ投入することにより、淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽 (No.2) の淡水を利用する手段がある。 また、海水を利用する場合は、海水取水箇所 (取水口又は海水ポンプ室) から大容量送水ポンプ (タイプII) により淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽 (No.2) へ補給する。</p>	<p>対応手順等</p> <p>補助給水ピットへ水を補給するための対応手段</p> <p>補助給水ピットへ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として補助給水ピットを利用する場合は、海水取水箇所 (3号炉取水ピットスクリーン室) から海水を可搬型大型送水ポンプ車により補助給水ピットへ補給する。 補助給水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車の使用準備を開始し、使用可能であれば自主対策設備であるが短時間で使用可能な2次系純水タンク等を優先して使用する。他の自主対策設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車の準備が整えば海水を使用する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、淡水又は海水を復水ピットに補給し、復水ピットから水頭圧を利用した重力注水により燃料取替用水ピットに補給する手順である。 ・泊3号炉は、可搬型大型送水ポンプ車により複数の淡水源又は海水を燃料取替用水ピットへ直接補給することができる。</p> <p>【大飯】運用の相違 ・泊3号炉の、可搬型大型送水ポンプ車を用いた補助給水ピット又は燃料取替用水ピットへの補給は、炉心損傷防止が図れる場合と炉心損傷に至るおそれがある場合又は炉心損傷時において、補助給水ピットへ補給する水源の優先順位が異なる</p>
対応手順等	<p>復水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水) 中に復水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ピットへ補給する。 復水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能なNo. 3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>							

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
対応手順等	<p>復水ビットへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>重大事故等の発生により、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）手段の水源となる復水ビットの枯渇、破損等により機能が喪失した場合、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で実施可能なNo. 3淡水タンクへの水源切替を優先して実施する。すべての水源が使用不可能で蒸気発生器水位が低下した場合は、燃料取替用水ビット水を高圧注入ポンプにより原子炉に注水する操作と、加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は燃料取替用水ビットを水源とした対応手段に記載。</p>
	<p>復水ビットへの供給</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ビットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ビットへ補給する。 復水ビットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で実施可能なNo. 3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>			
対応手順等	<p>燃料取替用水ビットへの供給ができない場合の代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給</p> <p>重大事故等の発生により、炉心注水の水源となる燃料取替用水ビットの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、原子炉に注水する。 ・復水ビットを水源とし充てんポンプ又は恒設代替低圧注水ポンプによる炉心注水により原子炉へ注水する。 ・燃料取替用水ビットから復水ビットへの水源切替ができない場合、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始し、他の多様性拡張設備による淡水の供給手段が使用できない場合は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより原子炉へ注水する。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は補助給水ビットを水源とした対応手段及び海水を水源とした対応手段に記載。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
対応手順等	炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給			<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・上段にて再掲して比較。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は補助給水ピットを水源とした対応手段及び海を水源とした対応手段に記載。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・上段にて再掲して比較。</p>
	燃料取替用水ピットへの供給			
	格納容器スプレイのための代替手段			
	燃料取替用水ピットへの供給			
	格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給			
	燃料取替用水ピットへの供給			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
配 慮 す べ き 事 項	作業ルート 構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。	送水ルート 水源と接続口の距離が最短となる組み合わせを優先して選定する。	作業ルート 構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。	作業ルート 構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。	相違理由	【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉と泊3号炉で保有水量の管理値に相違があるが、有効性評価「全交流動力電源喪失」における補助給水ビット枯渇時間の評価条件であり、管理値の根拠に相違なし。 ・泊3号炉の補助給水ビットの保有水量は、補助給水ビットが枯渇（事象発生後7.4時間）するまでに重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプ車にて海水の補給が可能な水量である。
	切替性 当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の取束に必要な十分な量の水を確保する。 淡水又は海水を復水ビットへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）を成立させるため、復水ビットの保有水量を1,035 m ³ 以上に管理する。 淡水を燃料取替用水ビットへ補給すること及び可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な炉心注水及び代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水ビットの保有水量を1,860 m ³ 以上に管理する。	切替え性 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）の水源は、淡水貯水槽（No.1）（淡水）及び淡水貯水槽（No.2）（淡水）を優先して使用する。淡水の供給が継続できないおそれがある場合は、海水の供給に切り替えるが、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を経由することにより、供給を中断することなく淡水から海水への切替えが可能である。 サブプレッションチェンバ（内部水源）を水源として使用できない場合、復水貯蔵タンク（外部水源）から注水するが、サブプレッションチェンバ（内部水源）が使用可能となった場合は、外部水源から切り替える。	切替性 当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等時に必要となる十分な量の水を確保する。 淡水又は海水を補助給水ビットへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）を成立させるため、補助給水ビットの保有水量を570m ³ 以上に管理する。 淡水又は海水を燃料取替用水ビットへ補給することにより、継続的な炉心注水及び代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水ビットの保有水量を1,700m ³ 以上に管理する。	相違理由	・大飯3/4号炉と泊3号炉で燃料取替用水ビット保有水量の管理値に相違があるが、有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」及び「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」における燃料取替用水ビット枯渇時間の評価条件であり、管理値の根拠に相違なし。 ・泊3号炉の燃料取替用水ビットの保有水量は、燃料取替用水ビットが枯渇（事象発生後約12.9時間）するまでに重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプ車にて海水の補給が可能な水量である。	
	成立性 海水取水時は、可搬型ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。	成立性 海水取水時には、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し異物の混入を防止する。	成立性 海水取水時には、可搬型ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。	相違理由		
	作業性 燃料取替用水ビット出口ラインの通水用ディスタンスピース取替えについては速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。	作業性 復水貯蔵槽タンク又は淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への補給で使用する大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）のホース敷設等はホース延長回収車を使用し、ホースの接続は汎用の結合金具を使用し容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。	作業性 燃料取替用水ビット又は補助給水ビットへの補給で使用する可搬型大型送水ポンプ車のホース敷設等はホース延長・回収車（送水車用）を使用し、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具を使用し容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。	相違理由		
	燃料補給 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。 送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。		燃料補給 配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	相違理由	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は燃料補給の項目は技術的能力1.14にて整理する。女川2号炉と同様。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (14/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (14/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (14/19)		第1表は、技術的能力1.1～1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【女川】設備の相違 ・女川2号炉では所内常設蓄電式直流電源設備による給電が出来ない場合の手段として常設代替直流電源設備による給電を整備。 ・泊3号炉では蓄電池（非常用）と後備蓄電池による給電により24時間にわたり直流母線への給電が可能であり、後備蓄電池投入後、早期の電源後旧が見込めない場合は、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による給電により対応する。（大飯や先行PWRと同様） ・以降、同様の相違理由は省略する。 【大飯】設備の相違 ・泊3号炉は、単独ユニットとしての審査となるため、他号炉の電源に期待する設備は自主対策設備。（伊方3号炉と同様） ・以降、同様の相違理由は省略する。
1.14 電源の確保に関する手順等		1.14 電源の確保に関する手順等		1.14 電源の確保に関する手順等		
方針目的	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため代替電源（交流）、代替電源（直流）、代替所内電気設備から給電するための手順等を整備する。	方針目的	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を確保する手順等を整備する。 また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給する手順等を整備する。	方針目的	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を確保する手順等を整備する。 また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給する手順等を整備する。	
対応手順等	全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電し、電圧計により受電確認する。 ・空冷式非常用発電装置から受電準備を行った後、空冷式非常用発電装置により給電する。 ・他号炉のディーゼル発電機が非常用高圧母線の電圧にて健全であることを確認した場合、号機間電力融通恒設ケーブルを使用し、給電する。あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合は、配備している号機間電力融通予備ケーブルを使用し給電する。 ・電源車から受電準備を行った後、電源車を起動し給電する。 代替電源（交流）の給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、号機間電力融通恒設ケーブル、電源車、号機間電力融通予備ケーブルの順で使用する。	重大事故等対処設備（設計基準拡張） 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。 対応手段等 交流電源喪失時 代替交流電源設備による給電 全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。	重大事故等対処設備（設計基準拡張） 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備が健全であれば、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。 対応手段等 交流電源喪失時 代替交流電源設備による給電 全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。 代替交流電源設備による給電手順の優先順位は、代替非常用発電機、可搬型代替電源車の順で使用する。			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手順等	<p>全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線へ給電する。</p> <p>あわせて、全交流動力電源喪失発生後1時間を目安に中央制御室で不要直流負荷の切り離しを行い、8時間以降に現場にてさらに不要直流負荷の切り離しを行う。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）の電圧が低下する前までに、代替電源（交流）及び可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。</p>	対応手段等	<p>代替直流電源設備による給電</p> <p>直流電源喪失時</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を用いて給電する。 所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備を用いて給電する。 	対応手段等	<p>代替直流電源設備による給電</p> <p>直流電源喪失時</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電する。 所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、代替電源（直流）を用いて給電する。 <p>あわせて、全交流動力電源喪失発生後1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室で不要な直流負荷の切り離しを行い、8.5時間以内に現場にてさらに不要な直流負荷の切り離しを行う。</p> <p>後備蓄電池の電圧が低下する前までに、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器により非常用直流母線へ給電する。</p>	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、全交流動力電源喪失発生1時間までに実施する直流負荷切離し操作は、中央制御室のみで実施可能。 泊は、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室での操作を実施する。（伊方と同様） <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、蓄電池（安全防護系用）は「代替電源（直流）」に位置づけている。 泊3号炉は、女川審査実績を反映し、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置付けている。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手順等	代替所内電気設備による電源給電 所内電気設備が共通要因で機能を失った場合、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保するために、空冷式非常用発電装置から代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器へ給電する。	対応手段等	非常用所内電気設備機能喪失時 代替所内電気設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から必要な設備へ給電する。	対応手段等	非常用所内電気設備機能喪失時 代替所内電気設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保するために、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から発電用原子炉を安定状態に収束させるために必要な設備へ給電する。	
配慮すべき事項	負荷容量 空冷式非常用発電装置の必要最大負荷は、想定される事故シナジスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。空冷式非常用発電装置は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、空冷式非常用発電装置の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に供給する。 号機間電力融通は、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。 電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の負荷に給電する。	配慮すべき事項	負荷容量 重大事故等対策の有効性を確認する事故シナジスのうち必要な負荷が最大となる「零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）」の対処のために必要な設備へ給電する。 重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、常設代替交流電源設備等の負荷容量を確認し、代替手段が使用可能であることを確認する。	配慮すべき事項	負荷容量 代替非常用発電機の必要最大負荷は、重大事故等対策の有効性を確認する事故シナジスのうち最大負荷となる。「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。代替非常用発電機は必要最大負荷以上の電力を確保することで、発電用原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、代替非常用発電機の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期事業者検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。 可搬型代替電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の負荷に給電する。	
悪影響防止	悪影響防止 号機間電力融通ケーブルは、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより系統から分離し、重大事故等時のみ接続する。 空冷式非常用発電装置や電源車、号機間電力融通恒設ケーブル又は号機間電力融通予備ケーブルを使用した号機間融通により電力を供給する際、中央制御室で受電後の補機の自動起動を防止するため、補機の操作スイッチを「引断」又は「切」にする。 受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、安全補機開閉器室外気取入ダンパを「開」とし、蓄電池室排気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。	悪影響防止	悪影響防止 代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備としてパワーセンタ及びモータコントロールセンタの負荷の遮断器を「切」とし、非常用高圧母線及びパワーセンタの動的負荷の自動起動防止のため、操作スイッチを「停止」又は「引ロック」とする。	悪影響防止	悪影響防止 代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備としてパワーコントロールセンタ及びコントロールセンタの負荷の遮断器を「切」とし、非常用高圧母線の動的負荷の自動起動を防止するため、中央制御室で操作器を「切」又は「切ロック」とする。 受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、安全補機開閉器室外気取入ダンパを「開」とし、蓄電池室排気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由			
配 慮 す べ き 事 項	成 立 性	所内直流電源設備から給電されている24時間以内に、常設代替電源（交流）である空冷式非常用発電装置により、十分な余裕を持って非常用直流母線に繋ぎ込み給電する。 また、可搬型代替電源設備（交流）である電源車についても24時間以内に十分な余裕を持って給電する。	成 立 性	所内常設蓄電式直流電源設備又は常設代替直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ十分な余裕を持って直流電源設備へ給電する。	成 立 性	所内常設蓄電式直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源等を用いて非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ十分な余裕を持って直流電源設備へ給電する。 また、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車についても24時間以内に十分な余裕を持って給電する。	配 慮 す べ き 事 項	作 業 性	可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内照明の消灯時における作業性を確保する。	作 業 性	可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内照明の消灯時における作業性を確保する。	【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料に重油を使用する。また、設備によって使用する燃料が重油と軽油で異なるため、文章中に「燃料（重油）」又は「燃料（軽油）」と記載し、燃料補給を行う設備ごとに燃料の種類を明確にしている。 ・泊3号炉は使用する燃料が軽油のみである。使用する燃料が軽油のみなのは、女川2号炉と同様。
	作 業 性	暗闇でもヘッドライト、携行型照明等を携行していることから操作対象遮断器の識別が可能である。	作 業 性	可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内照明の消灯時における作業性を確保する。	作 業 性	可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内照明の消灯時における作業性を確保する。						
	燃 料 補 給	空冷式非常用発電装置、電源車又はディーゼル発電機への給油は、負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順書等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所）」に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯蔵タンクの備蓄量（150kℓ（1基当たり）、4基）及び重油タンク（160kℓ（1基当たり）、4基）を管理する。	燃 料 補 給	重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、タンクローリー等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯渇するまでに補給する。 タンクローリーの補給は、軽油タンク又はガスタービン発電設備用軽油タンクの軽油を使用する。 多くの補給対象設備が必要となる事象を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、軽油タンク1基あたり約110kℓを6基及び約170kℓを1基、ガスタービン発電設備用軽油タンク1基あたり約110kℓを3基とし、管理する。	燃 料 補 給	重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、可搬型タンクローリー等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯渇するまでに補給する。 可搬型タンクローリーの補給は、ディーゼル発電機燃料油貯槽又は燃料タンク（SA）の軽油を使用する。 多くの補給対象設備が必要となる事象を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、ディーゼル発電機燃料油貯槽（約540kℓ）又は燃料タンク（SA）（約50kℓ）を管理する。						

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (15/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (15/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (15/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】記載方針の相違 泊では、重大事故等時において、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等のために監視が必要なパラメータとして、技術的能力1.11、1.12に係るパラメータも抽出している。（女川実績の反映）
1.15 事故時の計装に関する手順等		1.15 事故時の計装に関する手順等		1.15 事故時の計装に関する手順等		
方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器の故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。	方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。	方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。	相違理由 大飯発電所3/4号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載			
対応すべき事項 パラメータの選定 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件及び技術的能力に係る審査基準 1.1~1.10、1.13、1.14のパラメータより選定する。 ・補助的な監視パラメータ： 原子炉施設の状態や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。 比較のため下段より再掲	パラメータの選定及び分類 抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。 また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過及び計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。 一方、抽出パラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。 主要パラメータは、以下のとおり分類する。 ・重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 ・有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。 代替パラメータは、以下のとおり分類する。 ・重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 ・有効監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。	パラメータの選定及び分類 抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。 また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過及び計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。 一方、抽出パラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。 主要パラメータは、以下のとおり分類する。 ・重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 ・有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。 代替パラメータは、以下のとおり分類する。 ・重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 ・有効監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。	比較のため上段へ再掲			
比較のため項目順入れ替え						

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
計器故障時のパラメータ推定 監視機能の喪失 対応手順等	計器故障時、当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器がある場合、他チャンネルの計器による計測を優先し、次に他ループの計器により計測する。 重要代替パラメータ（他チャンネル及び他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値により推定を行う際に、推定に使用する計器が複数ある場合、より直接的なパラメータ、検出器の種類及び使用環境条件を考慮するとともに、計測される値の確からしさを判断の上で使用パラメータの優先順位を定める。 比較のため段落順入れ替え	監視機能喪失時 対応手段等	他チャンネルによる計測 主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合において、他チャンネルの重要計器により計測できる場合は、当該計器を用いて計測を行う。 主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合は、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。 推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさ等を考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。 代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。	計器の故障時 監視機能喪失時 代替パラメータによる推定	他チャンネル又は他ループによる計測 主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合において、他チャンネル又は他ループの重要計器により計測できる場合は、他チャンネルの重要計器を用いた計測を優先し、次に他ループの重要計器を用いて計測を行う。 主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合は、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。 推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさ等を考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。 代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。	【女川】設備構成の相違 ・PWRは、原子炉で加熱された1次冷却材を蒸気発生器において2次冷却材と熱交換を行う複数のループで構成しており、一部のパラメータについては当該ループのパラメータを他ループのパラメータにより推定可能である。 【女川】設備の相違 ・女川は流量については異なる物理量での推定手段を整備している。泊は設備構成の相違により主蒸気流量の推定に他チャンネルの主蒸気流量を用いる（大飯も同様）。
	パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ（原子炉压力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水量等）又は有効な監視パラメータを計測する計器が故障により、計測することが困難となった場合、以下の手段により当該パラメータを推定する。 ・発電用原子炉施設の状態を把握するために必要とする重要な監視パラメータについて、他チャンネル又は他ループの計器がある場合は、当該計器により当該パラメータを計測する。 ・パラメータ選定にて選定した重要代替パラメータ（他チャンネル及び他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値を用いて以下の方法で推定する。 ○同一物理量で推定（温度、圧力、水位、流量、放射線量） ○水位を注水源若しくは注水先の水位変化又は注水量から推定 ○流量を注水先又は注水源の水位変化を監視することにより推定 ○除熱状態を温度、圧力等の傾向監視により推定 ○1次系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視することにより推定 ○圧力と温度を水の飽和状態の関係から推定 ○ほう素濃度と炉心の未臨界性から推定 ○あらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定 ○装置の動作特性により推定 比較のため段落順入れ替え		計器の故障時 代替パラメータによる推定 ・同一物理量（温度、圧力、水位、放射線量率、水素濃度及び中性子束）により推定。 ・水位を注水源若しくは注水先の水位変化、注水量又は出口圧力により推定。 ・流量を注水源又は注水先の水位変化を監視することにより推定。 ・除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。 ・圧力又は温度を水の飽和状態の関係により推定。 ・注水量を注水先の圧力及び温度の傾向監視により推定。 ・未臨界状態の維持を制御棒の挿入状態により推定。 ・除熱状態をあらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。 ・水素濃度を装置の作動状況により推定。 ・エリア放射線モニタの傾向監視により、格納容器バイパス事象が発生したことを推定。 ・原子炉格納容器への空気（酸素）の流入の有無を原子炉格納容器の圧力により推定。 ・使用済燃料プールの状態を同一物理量（水位及び温度）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係及びカメラによる監視により、使用済燃料プールの水位又は必要な水遮蔽が確保されていることを推定。 ・原子炉压力容器内の圧力と原子炉格納容器内の圧力（圧力抑制室圧力）の差圧により原子炉压力容器の満水状態を推定。		計器の故障時 代替パラメータによる推定 ・同一物理量（温度、圧力、水位、流量、放射線量率、水素濃度及び中性子束）により推定。 ・水位を注水源若しくは注水先の水位変化、注水量又は出口圧力により推定。 ・流量を注水源又は注水先の水位変化を監視することにより推定。 ・除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。 ・1次冷却系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視により推定。 ・圧力又は温度を水の飽和状態の関係により推定。 ・未臨界状態の維持を原子炉へのほう酸水注入量により推定。 ・あらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。 ・水素濃度を装置の作動状況により推定。 ・使用済燃料ピットの状態を同一物理量（水位及び温度）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係及びカメラによる監視により、使用済燃料ピットの水位又は必要な水遮蔽が確保されていることを推定。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
対応手順等	監視機能の喪失	<p>原子炉压力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉压力容器内の温度と水位である。</p> <p>原子炉压力容器内の温度及び水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定するための手段は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉压力容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。多様性拡張設備である炉心出口温度が健全である場合は、炉心出口温度による計測を優先する。 原子炉压力容器内の水位のパラメータである加圧器水位が低下して計測範囲以下となった場合は、原子炉水位で計測する。 	監視機能喪失時	計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合	<p>原子炉压力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは原子炉压力容器内の温度と水位である。</p> <p>これらのパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉压力容器内の温度のパラメータである原子炉压力容器温度が計測範囲を超える（500℃以上）場合は、可搬型計測器により原子炉压力容器温度を計測する。 原子炉压力容器内の水位を監視するパラメータである原子炉水位が計測範囲を超えた場合は、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、代替循環冷却ポンプ出口流量、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイレイン系ポンプ出口流量、残留熱除去系ポンプ出口流量及び低圧炉心スプレイレイン系ポンプ出口流量のうち、機器動作状態にある流量計から崩壊熱除去に必要な水量の差を算出し、直前まで判明していた水位に変換率を考慮することにより原子炉压力容器内の水位を推定する。 <p>なお、原子炉压力容器内が満水状態であることは、原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力の差圧により、また原子炉压力容器内の水位が有効燃料棒頂部以上であることは、原子炉压力容器温度により推定可能である。</p>	監視機能喪失時	計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合	<p>原子炉压力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉压力容器内の温度と水位である。</p> <p>これらのパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉压力容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度（広域-高温側）又は1次冷却材温度（広域-低温側）が計測範囲（0～400℃）を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。自主対策設備である炉心出口温度が健全である場合は、炉心出口温度による計測を優先する。 原子炉压力容器内の水位のパラメータである加圧器水位は、原子炉容器より上に位置し、水位が低下して計測範囲を超えた場合は、原子炉容器水位で計測する。 	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）
		<p>計器の計測範囲を超えた場合の パラメータの推定</p>			<p>代替パラメータによる推定</p>			<p>可搬型計測器による計測</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
計器電源の喪失	<p>直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測又は監視を行う手段は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失時により計測に必要な計器電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車及び可搬型整流器等の運転により、計器へ給電する。 <p>代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いず直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測又は監視する。</p>	計器電源の喪失時	<p>全交流動力電源喪失及び直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所内常設蓄電式直流電源設備から給電する。 常設代替交流電源設備から給電する。 可搬型代替交流電源設備等から給電する。 直流電源が枯渇するおそれがある場合は、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備等から給電する。 <p>代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち、手順書の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。</p>	計器電源の喪失時	<p>全交流動力電源喪失及び直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所内常設蓄電式直流電源設備から給電する。 常設代替交流電源設備から給電する。 可搬型代替交流電源設備等から給電する。 直流電源が枯渇するおそれがある場合は、可搬型代替直流電源設備から給電する。 <p>代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち、手順書の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。</p>	【女川、大飯】電源設備構成の相違（詳細は1.14を参照）
	対応手段等		比較のため次ページへ再掲		対応手段等	
記録	<p>パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータ（原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率等）は、安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び可搬型温度計測装置により計測結果を記録する。ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する監視パラメータ（計測結果を含む。）の値や現場操作時のみ監視する現場の指示値は記録用紙に記録する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び可搬型温度計測装置に記録された監視パラメータの計測結果は、記録容量を超える前に定期的にメディア（記録媒体）に保存する。</p>	パラメータ記録	<p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、安全パラメータ表示システム（SPDS）により計測結果を記録する。</p> <p>ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む）の値及び可搬型計測器で計測されるパラメータの値は、記録用紙に記録する。</p>	パラメータ記録	<p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、データ伝送設備（発電所内）及び可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）により計測結果を記録する。</p> <p>ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む）の値、可搬型計測器で計測されるパラメータの値及び現場操作時のみ監視する現場の指示値は、記録用紙に記録する。</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
配 慮 す べ き 事 項	原子炉施設の状態把握	設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲並びに計器の個数を明確化した運転手順書を整備する。	施設の状態把握	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。	施設の状態把握	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）		
	確からしさの考慮	圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 原子炉格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 アナログ内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。	確からしさの考慮	圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 推定にあたっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。	確からしさの考慮	圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。			
	電源確保	全交流動力電源及び直流電源喪失時は、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車及び可搬式整流器等の運転により、計器へ給電する。 給電の手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	配慮すべき事項	計測又は監視の留意事項 可搬型計測器による計測又は監視の留意事項	配慮すべき事項	計測又は監視の留意事項 可搬型計測器による計測又は監視の留意事項			
対応手段等	計器電源の喪失時の対応	また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。 可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測又は監視する。	可搬型計測器による計測又は監視の留意事項	可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。	可搬型計測器による計測又は監視の留意事項	可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。			

比較のため前ページより再掲

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (16/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (16/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (16/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、DB11条において「無停電運転保安灯」を設計基準対象施設と整理しているため、本条文においても設計基準対象施設としている。（柏崎、東海第二、島根も泊の「無停電運転保安灯」に相当する照明設備を設計基準対象施設（DB11条での整理）としている。） 【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、発電所対策本部長がマスク着用を判断するのではなく、炉心出口温度と格納容器内高圧モニタ（高レンジ）の指示値による着用基準により、発電課長（当直）がマスク着用の判断をすることとしている。 【大飯】運用の相違 ・大飯は、当直課長が発電所対策本部と協議の上、交代要員体制を整備する。また、運転員の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。
1.16 原子炉制御室の居住性に関する手順等		1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等		1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等		
方針目的	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減に係る手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止に係る手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減に係る手順等を整備する。	
対応手順等	居住性の確保 重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないよう、中央制御室遮蔽及び中央制御室空調装置の外気を遮断した状態で閉回路循環運転（以下「中央制御室換気系隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。 ・非常用炉心冷却設備作動信号発信又は中央制御室エリアモニタ指示値上昇により中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードで運転中であることを確認する。全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードにできない場合は、手動によるダンパの開操作により中央制御室換気系隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。 ・中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度又は二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取入れを実施する。 ・全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明（SA）を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央制御室非常用照明を優先して使用し、中央制御室非常用照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。 ・炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事となった場合、炉心損傷の兆候が見られた場合又は発電所対策本部長が必要と判断した場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、当直課長の指示により全面マスクを着用する。 ・運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、当直課長は発電所対策本部長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員の交代要員体制を整備する。また、運転員の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。	対応手段等	居住性確保 中央制御室にとどまる運転員の被ばく量を7日間で100mSvを超えないようするため、中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽、中央制御室再循環送風機及び中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）等により、中央制御室の空気を清浄に保ち、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するため中央制御室の居住性を確保する。 ・中央制御室換気空調系は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの1次冷却材の漏えい等により通常運転から閉回路循環運転（以下「事故時運転モード」という。）に切り替わり、環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員を防護する。 ・炉心損傷時は、放射性物質が環境に放出されるおそれがある原子炉格納容器フィルタベント系を使用する前に、中央制御室換気空調系による事故時運転モードを実施し、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）により中央制御室待避所の加圧を実施する。 ・全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室換気空調系へ給電し、中央制御室換気空調系の事故時運転モードを実施する。 ・中央制御室換気空調系が事故時運転モードで運転中等、中央制御室が隔離されている状態となった場合は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。中央制御室待避所における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定も中央制御室同様に行い、許容濃度を満足できない場合は、中央制御室待避所加圧設備の加圧空気供給ライン流量調整弁、室圧調整弁により調整及び管理を行う。 ・全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明(SA)により照明を確保し、チェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は、乾電池内蔵型照明により照明を確保する。	対応手段等	居住性確保 重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようするため、中央制御室遮へい及び中央制御室空調装置の外気を遮断した状態で閉回路循環運転により、中央制御室の空気を清浄に保ち、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。 ・非常用炉心冷却設備作動信号発信又は中央制御室エリアモニタ指示値上昇により中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室空調装置が閉回路循環運転で運転中であることを確認する。 ・全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が閉回路循環運転にできない場合は、手動によるダンパの開操作により閉回路循環運転の系統構成を行い、常設代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。 ・中央制御室空調装置が閉回路循環運転となった場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手順等	汚染の持ち込み防止	汚染の持ち込み防止	中央制御室の汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。	汚染の持ち込み防止	中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。 全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、常設代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、設計基準対象施設である無停電運転保安灯を優先して使用し、無停電運転保安灯が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。	【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、中央制御室横通路へチェンジングエリアを平常時から設置しており、チェンジングエリアを運用する場合は、ゴミ箱等の設置を行うことにより使用可能となる。
	放射性物質の濃度低減	運転員等の被ばく低減	非常用ガス処理系により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持することにより、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいして行く放射性物質が、原子炉建屋原子炉棟から直接環境へ放出されることを防止し、被ばくから運転員を防護する。 全交流動力電源の喪失により非常用ガス処理系が起動できない場合は、常設代替交流電源設備を用いて非常用ガス処理系へ給電する。 原子炉建屋ブローアウトパネルが非常用ガス処理系運転時に開放状態となっている場合は、内部の負圧を確保するために閉止する。全交流動力電源が喪失し、炉心が健全であることを確認した場合は、現場で閉止操作を行う。	放射性物質の濃度低減	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンユラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいたした空気がアンユラス部から放射性物質低減機能を有するアンユラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アンユラス圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、アンユラス空気浄化系の弁に窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンユラス空気浄化ファンを運転する。 また、窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気の供給が不能の場合は、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンユラス空気浄化ファンを運転する。	・泊3号炉のチェンジングエリアの設置箇所は、平常時は通路部として運用しており、平常時からチェンジングエリアを設置する等と運転員等の通行に支障があることから、仮設としている。（川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様）
	放射線管理	放射線管理	チェンジングエリア内では放射線管理班員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。	チェンジングエリア内では放管理班員がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。	放射線管理	チェンジングエリア内では放管理班員が身体サーベイを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。
電源確保	電源確保	全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室外気取入ダンパ、中央制御室少量外気取入ダンパ及び中央制御室排風機出口ダンパ等へ給電する。	全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室空調装置及び可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアンユラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	電源確保	全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室空調装置及び可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、常設代替電源設備を用いてB系アンユラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	・泊3号炉は、B系のアンユラス空気浄化設備の弁を常設代替交流電源設備によって電磁弁を開放する設計とされていることから、運転号機を記載している。（川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様）
						【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、窒素ボンベを使用し、窒素ボンベが使用できない場合は可搬式空気圧縮機も使用する。 ・泊3号炉は、窒素ボンベによる開操作、アンユラス排気ダンパは遠隔操作機構による現場手動操作としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (17/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (17/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (17/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所は、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）
1.17 監視測定等に関する手順等		1.17 監視測定等に関する手順等		1.17 監視測定等に関する手順等		
方針目的	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定する手順等を整備する。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定する手順等を整備する。	重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定する手順等を整備する。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、風向、風速その他の気象条件を測定する手順等を整備する。	重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定する手順等を整備する。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定する手順等を整備する。			
対応手順等	通常時よりモニタリングステーション及びモニタリングポストにて放射線量を連続測定していることから、重大事故等時に設備が健全である場合は、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストを優先し、機能が喪失した場合は、重大事故等対処設備である可搬式モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーション及びモニタリングポストへ給電する。給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元を切り替える。 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、発電所海側境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬式モニタリングポストにより監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録する。ただし、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できる場合の当該4方位の測定については、モニタリングステーション及びモニタリングポストを優先して使用する。 重大事故等時の放射性物質の濃度（空気中）は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 放射性物質の濃度（空気中）を測定する優先順位は、多様性拡張設備である移動式放射線測定装置（モニタ車）を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を使用する。 重大事故等時の発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）及び電離箱サーベイメータにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 発電所の周辺海域については、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。	発電所及びその周辺における放射線量は、通常時からモニタリングポストを用いて連続測定しているが、放射線量の測定機能が喪失した場合は、可搬式モニタリングポストを用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 また、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、モニタリングポストが設置されていない海側に可搬式モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。さらに、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策建屋屋上に可搬式モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。 発電所及びその周辺における空気中の放射性物質の濃度は、放射能観測車を用いて測定するが、空気中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータ）等を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 重大事故等時に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 発電所の周辺海域は、小型船舶を用いて海上モニタリングを行う。	発電所及びその周辺における放射線量は、通常時からモニタリングポスト及びモニタリングステーションを用いて連続測定しているが、放射線量の測定機能が喪失した場合は、可搬式モニタリングポストを用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 また、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に可搬式モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。さらに緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策所付近に可搬式モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。 発電所及びその周辺における空気中の放射性物質の濃度は、放射能観測車を用いて測定するが、空気中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、放射線測定装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ）を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 重大事故等時に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量は、放射線測定装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）及び電離箱サーベイメータを用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 発電所の周辺海域は、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。			
対応手順等	風向、風速その他の気象条件は、可搬型気象観測装置により測定し、及びその結果を記録する。 風向、風速その他気象条件を測定する優先順位は、多様性拡張設備である気象観測装置を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬式気象観測装置を使用する。	風向、風速その他の気象条件は、通常時から気象観測装置を用いて連続測定しているが、それらの測定機能が喪失した場合は、代替気象観測装置を用いて測定し、及びその結果を記録する。	風向、風速その他の気象条件は、通常時から気象観測装置を用いて連続測定しているが、それらの測定機能が喪失した場合は、可搬型気象観測装置を用いて測定し、及びその結果を記録する。 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測装置を配置し、風向、風速その他気象条件を測定し、及びその結果を記録する。			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
共通事項	測定頻度	重大事故等時の放射性物質の濃度及び放射線量の測定頻度については、モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できなくなった場合の放射線量の測定は、可搬式モニタリングポストにより連続測定を行う。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態及び放射性物質の放出状況を考慮し変更する。 重大事故等時の風向、風速その他気象条件の測定は、連続測定を行う。	測定頻度	可搬式モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上とするが、発電用原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。 風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定とする。	測定頻度	可搬式モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上とするが、発電用原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。 風向、風速その他気象条件の測定は、連続測定とする。	替のほかに緊急時対策所のブルーム通過方向把握用にも設置する運用としている。 【大飯】運用方法の相違 ・大飯は放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合に検出器の養生作業を行うことにしている。 泊は女川と同様にブルーム通過後バックグラウンド低減対策が必要と判断した場合に検出器保護カバーの交換を実施する。
	バックグラウンド低減対策	重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある場合、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器の養生を行う。 放射性物質の放出により、モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポスト周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壌撤去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。 重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬式放射線計測装置が測定不能となった場合、可搬式放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。	バックグラウンド低減対策	周辺汚染によりモニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。 同様に可搬式モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬式モニタリングポストの養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。また、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、可搬式放射線計測装置が測定不能となるおそれがある場合は、可搬式放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、可搬式放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合においても可搬式放射線計測装置が測定不能となる場合は、バックグラウンドレベルが低い場所へ移動して、放射性物質の濃度を測定する。	バックグラウンド低減対策	周辺汚染によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。 同様に可搬式モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬式モニタリングポスト養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。また、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、放射能測定装置が測定不能となるおそれがある場合は、放射能測定装置の検出器を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、放射能測定装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合においても放射能測定装置が測定不能となる場合は、バックグラウンドレベルが低い場所へ移動して、放射性物質の濃度を測定する。	
	他の機関との連携体制	重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画にしたがい、資機材及び要員の動員、放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。	他の機関との連携	敷地外でのモニタリングは、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。	他の機関との連携	敷地外でのモニタリングについては、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。	
	電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーション及びモニタリングポストへ給電される。	電源確保	非常用交流電源設備からの給電の喪失によりモニタリングポストの機能が喪失した場合は、自主対策設備であるモニタリングポスト専用の無停電電源装置が自動でモニタリングポストへ給電し、その間に常設代替交流電源設備による給電の操作を実施する。モニタリングポストは、電源が喪失した状態で代替電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。	電源確保	非常用交流電源設備からの給電の喪失によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が喪失した場合は、自主対策設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動でモニタリングポスト及びモニタリングステーションへ給電し、その間に常設代替交流電源設備による給電の操作を実施する。モニタリングポストは、電源が喪失した状態で代替電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (18/19)</p> <p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に係る手順等を整備する。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットによる放射性物質の侵入低減、空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。(以下、緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットをまとめて、「緊急時対策所可搬型空気浄化装置」という。また、緊急時対策所可搬型空気浄化装置と空気供給装置をまとめて、「緊急時対策所換気設備」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所を立ち上げる場合、緊急時対策所可搬型空気浄化装置を緊急時対策所に接続し、起動するとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、空気流入量を調整する。 <p>また、ブルーム放出時の緊急時対策所換気設備切替えに備え、空気供給装置の系統構成等の準備を行う。</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (18/19)</p> <p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に関する手順等を整備する。</p> <p>居住性の確保</p> <p>緊急時対策所遮蔽及び緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）を用いた希ガス等の放射性物質の侵入防止等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所を立ち上げる場合は、緊急時対策所非常用送風機を起動するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。 <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備であるガスタービン発電機又は電源車（緊急時対策所用）を用いて給電し、緊急時対策所非常用送風機を起動する。</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (18/19)</p> <p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に関する手順等を整備する。</p> <p>居住性の確保</p> <p>緊急時対策所へ、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットによる放射性物質の侵入低減、空気供給装置（空気ポンプ）による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。(以下、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットをまとめて、「可搬型空気浄化装置」という。また、可搬型空気浄化装置と空気供給装置をまとめて、「緊急時対策所換気空調設備」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所を立ち上げる場合は、可搬型空気浄化装置を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に接続し、起動するとともに、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、それぞれの空気流入量を調整する。 <p>また、ブルーム放出時の緊急時対策所換気空調設備切替えに備え、空気供給装置（空気ポンプ）の系統構成等の準備を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備である緊急時対策所用発電機を用いて給電し、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p>	<p>第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。</p> <p>【女川】設計の相違 女川の空調設備は常設設備であるのに対し、泊の空調設備は可搬設備であり、運転時に可搬ダクト接続の操作及び運転後は空気流入量の調整が伴う。同様に可搬設備で対応する大飯とは相違なし。 【大飯】【女川】設計方針の相違 泊は緊急時対策所として、指揮所と待機所の独立した2棟を設置していることから操作場所や接続場所が2箇所となる。</p> <p>【女川】設計の相違 女川はガスタービン発電機と電源車（緊急時対策所用）により電源の多様性を確保している。泊は緊急時対策所用発電機を複数台配備することで電源の多重性を確保している。電源設備の設計方針に相違はあるが基準適合している。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合、緊急時対策所内可搬型エリアモニタを緊急時対策所へ、緊急時対策所外可搬型エリアモニタを3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置し、放射線量の測定を開始する。 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ等の指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。 原子炉格納容器からブルームが放出され、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ又は緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。 <p>その後、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所に緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。 原子炉格納容器ベント等により放射性物質の放出のおそれがある場合は、緊急時対策所において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）を用いて加圧を行うとともに、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を用いて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。 <p>その後、発電所敷地内に設置する可搬型モニタリングポスト等の指示値により周辺環境中の放射性物質が十分減少したと判断した場合は、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機へ切り替える。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所可搬型エリアモニタを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内へ、可搬型モニタリングポストを3号炉の原子炉格納容器を囲むように設置するとともに、緊急時対策所付近に設置し、放射線量の測定を開始する。 可搬型モニタリングポスト等の指示値上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。 原子炉格納容器からブルームが放出され、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉の原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所における緊急時対策所換気空調設備を可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、それぞれの空気流入量を調整する。その後、緊急時対策所付近に設置した可搬型モニタリングポストの指示値が低下し、周辺環境中の放射性物質が十分に減少したと判断した場合は、緊急時対策所換気空調設備を空気供給装置から可搬型空気浄化装置へ切り替える。 	<p>【女川】設計の相違 いずれもブルーム放出時の緊急時対策所内の正圧維持に係わる手順であるが、PWRではSA時に原子炉格納容器ベントは実施せず判断のタイミングと屋外のモニタリング設備の手順着手の判断基準が異なる。</p>
必要な指示及び通信連絡	<p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。通信連絡に関わる手順等は、「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	必要な指示及び通信連絡	<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備を用いて必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p>	必要な指示及び通信連絡	<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所指揮所に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備へ給電する。通信連絡に関わる手順等は、「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>【女川】設計の相違 泊は緊急時対策所として、指揮所と待機所の独立した2棟を設置していることから本部要員を収容する指揮所に対策の検討に必要な資料を整備する。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
必要な数の要員の収容	<p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。</p> <p>これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。 緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを通常時から設置し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。 外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。 	必要な数の要員の収容	<p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。</p> <p>これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数及び作業の優先順位を考慮して、上記資機材を用いて、モニタリング及び汚染防護服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。 少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。 	必要な数の要員の収容	<p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。</p> <p>これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数及び作業の優先順位を考慮して、上記資機材を用いて、モニタリング及び汚染防護服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。 少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。 	相違理由	
	<p>非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）を起動し緊急時対策所へ給電する。</p> <p>代替交流電源として電源車（緊急時対策所用）は、緊急時対策所立ち上げ時にケーブル接続を行う。</p> <p>緊急時対策所立ち上げ時には、待機側の電源車（緊急時対策所用）のケーブル接続も行う。故障等により電源車（緊急時対策所用）の切替えが必要になった場合には、速やかに待機側の電源車（緊急時対策所用）を起動し切り替える。</p>		<p>緊急時対策所の必要な負荷は、2号炉の非常用高圧母線より受電されるが、当該母線より受電できない場合は、代替電源設備であるガスタービン発電機を用いて給電する。また、ガスタービン発電機による給電ができない場合は、電源車（緊急時対策所用）を用いて給電する。</p>		<p>緊急時対策所の電源喪失時は、緊急時対策所用発電機から緊急時対策所へ給電する。</p> <p>代替交流電源である緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所の立ち上げ時にケーブル接続等の準備を行うとともに起動し、緊急時対策所の電源が喪失した場合に緊急時対策所へ給電を開始する。</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合には、待機側の緊急時対策所用発電機も起動して無負荷運転で待機する。故障等により発電機の切替えが必要になった場合には、速やかに待機側の緊急時対策所用発電機からの給電に切り替える。</p>		<p>【女川】設計の相違 女川はガスタービン発電機と電源車（緊急時対策所用）により電源の多様性を確保している。泊は緊急時対策所用発電機を複数台配備することで電源の多重性を確保している。電源設備の設計方針に相違はあるが基準適合している。</p> <p>【大飯】設計方針の相違 泊は発電機起動操作を屋外で行う必要があることから、ブルーム通過前に緊急時対策所用発電機をあらかじめ運転しておくことで故障等が発生した場合でも速やかに給電を切り替えることができるよう準備する。</p>
	<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとし、遮音された少人数の会議スペースも確保できるよう考慮する。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備する。</p>		<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。</p>		<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるため、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所は独立した建屋とする。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備する。</p>		<p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊は緊急時対策所として、指揮所と待機所の独立した2棟を設置。</p>
代替電源（交流）の給電	代替電源設備からの給電	代替電源設備からの給電	代替電源設備からの給電				
配置	配置	配置	配置				
対応手段等	対応手段等	対応手段等	対応手段等				
配慮すべき事項	配慮すべき事項	配慮すべき事項	配慮すべき事項				

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
放射線管理	<p>チェンジングエリア内では現場作業を行う要員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。汚染による廃水が発生した場合、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、切替えが必要となった場合、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを待機側へ切り替え、線量に応じ、交換又は保管を行う。</p> <p>現場作業を行う要員等が身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある緊急時対策所内で待機する。</p>	放射線管理	<p>除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の緊急時対策所換気空調系が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。</p> <p>緊急時対策所換気空調系の緊急時対策所非常用フィルタ装置は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている緊急時対策建屋内に設置する。</p>	放射線管理	<p>除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の緊急時対策所換気空調設備が故障する等、切替えが必要となった場合は待機側への切替えを行う。</p> <p>現場作業を行う要員等が緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所の外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある指揮所用空調上屋又は待機所用空調上屋の待機エリア内で待機する。</p>	<p>【大飯】・運用の相違 身体サーベイを待つ要員の待機場所として、空調上屋の一部を待機エリアとして設ける。十分な厚さの壁を設置しており、放射線影響を低減することができることから運用上の問題は無い。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 燃料補給に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」に記載する。(女川と同様)</p>
電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、3号炉及び4号炉原子炉補助建屋に設置されている安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、空冷式非常用発電装置により給電される。 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備へ給電する。</p>	電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERSS 伝送サーバについては、常設代替交流電源設備より給電する。 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	
燃料補給	<p>電源車（緊急時対策所用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク又は重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、「1.14 電源の確保に関する手順等」に示す燃料油貯蔵タンク（150kℓ以上（1基当たり）、4基）及び重油タンク（160kℓ以上（1基当たり）、4基）を管理する。</p>					

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (19/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (19/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (19/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設計の相違① 女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え中央制御室待避所を設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室待避所を設置していない。 【大飯】【女川】設計の相違② 泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往來することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設備運用の相違 泊では衛星電話設備を使用して共有する 【女川】設計の相違 上記①参照。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）
1.19 通信連絡に関する手順等		1.19 通信連絡に関する手順等		1.19 通信連絡に関する手順等		
方針目的	重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行う手順等を整備する。 重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等及び緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置（モニター車）、緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。 重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所と共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携行型通話装置を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話（固定）及び衛星電話（携帯）を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び携行型通話装置を使用する。	方針目的	重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行う手順等を整備する。 重大事故等対策要員が、中央制御室、中央制御室待避所、屋内外の現場及び緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置等を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。 また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所と共有する場合は、以下の手段により実施する。 ・現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携行型通話装置等を使用する。 ・現場（屋外）と緊急時対策所との連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ・中央制御室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・中央制御室待避所と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・現場（屋外）間の連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ・放射能観測車と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。	方針目的	重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行う手順等を整備する。 発電所災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン等を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いて、これらの設備へ給電する。 また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備（発電所内）を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所と共有する場合は、以下の手段により実施する。 ・現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携行型通話装置等を使用する。 ・現場（屋外）と緊急時対策所指揮所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・中央制御室と緊急時対策所指揮所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・現場（屋外）間の連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ・放射能観測車と緊急時対策所指揮所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
発電所外（社内外）との通信連絡 対応手順等	<p>重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置（モニター車）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>通信連絡を行う場合の優先順位は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）及び緊急時衛星通報システム並びに多様性拡張設備である加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）、社内TV会議システム及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>通信連絡を行う場合の優先順位は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）並びに多様性拡張設備である加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）、社内TV会議システム及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）を使用する。</p>	<p>重大事故等対策要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室とその他関係機関等及び社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 緊急時対策所と本店、地方公共団体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。 緊急時対策所と国との連絡には、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備等を使用する。 緊急時対策所と社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 	<p>発電所災害対策要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備（発電所外）を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室とその他関係機関等及び社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 緊急時対策所指揮所と本店、地方公共団体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。 緊急時対策所指揮所と国との連絡には、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備等を使用する。 緊急時対策所指揮所と社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>		
		<p>発電所外（社内外）の通信連絡 対応手段等</p>	<p>発電所外（社内外）の通信連絡 対応手段等</p>	<p>発電所外（社内外）の通信連絡 対応手段等</p>		

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
【比較のため再掲】						
対応手順等	<p>発電所内との通信連絡</p> <p>通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。</p> <p>通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び携行型通話装置を使用する。</p>	<p>発電所内の通信連絡</p> <p>重大事故等対策要員が、中央制御室、中央制御室待避所、屋内外の現場及び緊急時対策所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び移動無線設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を使用する。</p> <p>なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合も同様である。</p>	<p>発電所内の通信連絡</p> <p>発電所災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び移動無線設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンを使用する。</p> <p>なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合は、通常、屋内外で使用が可能である運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び移動無線設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を使用する。</p>	<p>【女川】設計の相違 女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え中央制御室待避所を設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室退避所を設置していない。 【大飯】【女川】設計の相違② 泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往來することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。（インターフォンは、高浜3 / 4号炉及び大飯3 / 4号炉と同様）</p>		
【比較のため再掲】						
対応手順等	<p>発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>通信連絡を行う場合の優先順位は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）及び緊急時衛星通報システム並びに多様性拡張設備である加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び衛星保安電話、社内TV会議システム及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）を使用する。</p>	<p>重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>発電所外（社内外）の通信連絡</p> <p>中央制御室の重大事故等対策要員が、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備又は局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の重大事故等対策要員が、本店との間で通信連絡を行う場合は、通常、社内テレビ会議システム、電力保安通信用電話設備又は局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の重大事故等対策要員が、国との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備又は局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の重大事故等対策要員が、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備又は専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）を使用するが、これらが使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の重大事故等対策要員が、社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備又は局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外の必要な場所で共有する場合も同様である。</p>	<p>重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>発電所外（社内外）の通信連絡</p> <p>中央制御室の発電所災害対策要員が、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備又は加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員が、本店との間で通信連絡を行う場合は、通常、社内テレビ会議システム、電力保安通信用電話設備、携帯電話又は加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員が、国との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備、携帯電話又は加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員が、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備、携帯電話、加入電話設備又は専用電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員が、社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備、携帯電話又は加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p> <p>なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外の必要な場所で共有する場合も同様である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 泊は特に重要なパラメータを共有する場合は前記と同様ではないことから対象設備を記載した。 【女川】設計の相違③ 緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断し、携帯電話を緊急時対策所内にて利用可能としている 【女川】設計の相違 上記③参照。 【女川】設計の相違 上記③参照。 【女川】設計の相違 上記③参照。</p>		

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
配慮すべき事項	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置へ給電する。</p> <p>給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備へ給電する。</p>	電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）へ給電する。</p> <p>給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>【大飯】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3 / 4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星アンテナが可搬できる衛星電話設備を設置又は保管している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方3号炉および川内1 / 2号炉と同様）。また、泊3号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。 <p>【大飯】【女川】設計の相違</p> <p>緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて衛星電話設備（FAX）を利用可能としている（柏崎6 / 7号炉と同様）</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違②</p> <p>泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。</p> <p>【大飯】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3 / 4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、緊急時対策所に設置しているPCから地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置して

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>いる。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方3号炉および川内1/2号炉と同様）。また、泊3号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。 【女川】記載方針の相違（大飯審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
第5.1.2表 重大事故等対策における操作の成立性					第2表 重大事故等対策における操作の成立性					第2表 重大事故等対策における操作の成立性					
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.1	—	—	—	—	1.1	—	—	—	—	1.1	—	—	—	—	
1.2	タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)及びタービン動補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	5	45分	1.2	高圧代替注水系の現場操作による発電用原子炉の冷却	運転員 (中央制御室、現場)	3	35分以内	1.2	現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動	運転員 (中央制御室、現場)	2	40分以内	
	主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3にて整備する。				原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却	運転員 (中央制御室、現場)	5	110分以内		現場手動操作による主蒸気逃がし弁の閉操作	1.3と同様			
1.3	タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)及びタービン動補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	1.2にて整備する。			1.3	代替交流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	1.14と同様			1.3	代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電	1.14と同様			
	主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.2にて整備する。				可搬型代替直流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	1.14と同様				現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	1.2と同様			
	室素ボンベ(代替制御用空気供給用)による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	2	45分		可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)開放	運転員 (中央制御室、現場)	3	30分以内		現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	運転員 (中央制御室、現場)	2	20分以内	
	可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	2	55分		主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)開放	運転員 (中央制御室、現場)	3	45分以内		加圧器逃がし弁操作用可搬型室素ガスボンベによる加圧器逃がし弁の機能回復	運転員 (中央制御室、現場)	2	35分以内	
	可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	2	65分		高圧室素ガス供給系(非常用)による主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)駆動源確保(高圧室素ガス供給系(非常用)への切替え)	運転員 (中央制御室、現場)	3	50分以内		加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復	運転員 (中央制御室、現場)	2	50分以内	
		緊急安全対策要員	2			高圧室素ガス供給系(非常用)による主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)駆動源確保(高圧室素ガスボンベ切替え)	運転員 (現場)	2	35分以内		代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復	1.14と同様			
				代替交流電源設備による復旧	1.14と同様			代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	1.14と同様						
				代替直流電源設備による復旧	1.14と同様			インターフェイスシステムLOCA発生時の対応(中央制御室からの遠隔操作による漏えい箇所の隔離ができない場合)	運転員 (中央制御室、現場)	4	60分以内				
				代替交流電源設備による復旧	1.14と同様			災害対策要員	2						
				インターフェイスシステムLOCA発生時の対応(中央制御室からの遠隔操作による漏えい箇所の隔離ができない場合)	運転員 (中央制御室、現場)	5	300分以内								

第2表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較しているため、相違箇所の緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。

【大飯】設備の相違
 ・大飯3/4号炉は、室素ボンベ(代替制御用空気供給用)による手段に加えて、可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)により代替空気を確保する手段を整備

・泊3号炉は、加圧器逃がし弁操作用可搬型室素ガスボンベにより加圧器逃がし弁の代替空気を確保する手段のみ(川内1/2号炉、玄海3/4号炉、伊方3号炉と同様)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.4	A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	2	20分	1.4	低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	3	35分以内	1.4	B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	2	25分以内	<p>【大飯】記載内容の相違① ・大飯3/4号炉は「恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水」手段について、フロントライン系機能喪失時とサポート系喪失時の要員及び要員数が同じである。 ・泊3号炉は、フロントライン系故障時とサポート系故障時の要員数が異なるため、それぞれ記載している。（川内1/2号炉及び玄海3/4号炉と同様と同様）</p> <p>【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、送水車により海水を仮設組立式水槽に補給し、可搬式代替低圧注水ポンプにて代替炉心注水を実施する。 ・泊3号炉の可搬型大型送水ポンプ車は、海から直接注水可能である。（柏崎6/7号炉と同様）</p> <p>【大飯】運用の相違 ・大飯3/4号炉は、運転停止中の炉心注水の手段として蓄圧タンクによる炉心注水を実施する。 ・泊3号炉では蓄圧タンクからの注水を作業員の安全に配慮するため実施しない。（川内1/2号炉と同様） ・泊3号炉の停止時有効性評価では、全交流動力電源喪失時において代替格納容器スプレイポンプによる炉心注水にて炉心損傷防止を図ることとし</p>
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	4	30分		低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	3	385分以内		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（フロントライン系故障時）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	3 1	35分以内	
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室） 緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	1 12	4時間					代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（サポート系故障時）		運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 1	35分以内		
	A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	運転員等 （中央制御室、現場）	2	15分					海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水		運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	3 6	200分以内		
	B充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	3 3	84分					B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転		運転員（中央制御室、現場）	2	15分以内		
	蓄圧タンクによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	2	15分					B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水		運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 1	40分以内		
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出	1.3にて整備する。 （主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様）							主蒸気逃がし弁の現場手動操作による蒸気放出		1.3と同様 （現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様）				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.5	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3にて整備する。			1.5	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（系統構成）	運転員（中央制御室、現場）	3	75分以内	1.5	現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3と同様			ている。（伊方3号炉、玄海3/4号炉と同様）
	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7にて整備する。				原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（ベント操作：S/C側ベントの場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	95分以内		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7と同様			
	大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水	緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	20	9時間		フィルタ装置への水補給	運転員（中央制御室、現場）	3	380分以内		可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水	運転員（中央制御室、現場）	3	270分以内	
A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7にて整備する。			可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	重大事故等対応要員	9	315分以内	C、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7と同様			【大飯】記載内容の相違①・1.4記載理由と同様			
恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレー	運転員等（中央制御室、現場）	3	30分	原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素パージ	運転員（中央制御室、現場）	3		315分以内	代替格納容器スプレーポンプによる原子炉格納容器内へのスプレー（フロントライン系故障時）	運転員（中央制御室、現場）	3	30分以内	災害対策要員	1	【大飯】記載方針の相違②・大飯3、4号炉と同等手段である「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー」は自主対策のため記載せず。（川内1/2号炉及び玄海3/4号炉と同様）
大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7にて整備する。			耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（系統構成）	重大事故等対応要員	5	80分以内		代替格納容器スプレーポンプによる原子炉格納容器内へのスプレー（サポート系故障時）	運転員（中央制御室、現場）	2		30分以内	災害対策要員	1
可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレー	緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	12	4時間	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（ベント操作：S/C側ベントの場合）	運転員（中央制御室、現場）	3		95分以内	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7と同様					
電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給	緊急安全対策要員	2	106分	原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保	運転員（中央制御室、現場）	3	540分以内	1.6	原子炉格納容器代替スプレー冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレー	重大事故等対応要員	6	385分以内			
送水車への燃料補給	緊急安全対策要員	2	100分		運転員（中央制御室、現場）	3	10								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由			
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間				
1.7	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 (中央制御室、現場)	2	60分	1.7	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作)(系統構成)	運転員(中央制御室、現場)	3	75分以内	1.7	C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員(中央制御室、現場)	2	65分以内				
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	1.6にて整備する。				原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作)(ベント操作:S/C側ベントの場合)	運転員(中央制御室、現場)	3	115分以内		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	1.6と同様						
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	1.6にて整備する。		フィルタ装置への水補給		運転員(中央制御室、現場)	3	380分以内	可搬式大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却		運転員(中央制御室、現場)	3	275分以内					
	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 (中央制御室)	1	8時間		重大事故等対応要員	9	315分以内	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水		運転員(中央制御室、現場)	3	30分以内					
	緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	20	可搬式素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給		運転員(中央制御室、現場)	3	重大事故等対応要員		5	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水(全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	運転員(中央制御室、現場)	2	30分以内					
1.8	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場)	3	30分	1.7	原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素パージ	運転員(中央制御室、現場)	3	315分以内	1.8	B-格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による原子炉容器への注水	運転員(中央制御室、現場)	1	30分以内				
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室)	1	4時間		代替循環冷却系使用時における原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保	1.5と同様				B-充てんポンプ(自己冷却)による原子炉容器への注水	1.4と同様						
		緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	12			A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水	運転員(中央制御室、現場)	3	385分以内		可搬式格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視	運転員(中央制御室、現場)	2	70分以内				
		1.4にて整備する。		1.4にて整備する。		原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	運転員(中央制御室、現場)	9	385分以内		低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水	運転員(中央制御室、現場)	3	385分以内				
	1.4にて整備する。		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水		運転員(中央制御室、現場)	3	重大事故等対応要員	9		可搬型格納容器水素ガス濃度計	運転員(中央制御室、現場)	2	50分					
	1.4にて整備する。		可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水		運転員(中央制御室、現場)	3	重大事故等対応要員	9		水素排出(アンユラス空気浄化設備)全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順	運転員(中央制御室、現場)	2	45分					
1.9	B充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水	1.4にて整備する。		1.9	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	1.4にて整備する。		1.9	可搬式格納容器水素ガス濃度計	運転員等 (中央制御室、現場)	2	50分	1.10	水素排出(アンユラス空気浄化設備)全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順	運転員等 (中央制御室、現場)	2	45分	
		1.4にて整備する。			窒素ポンプ(代替制御用空気供給用)によるアンユラス空気浄化設備の運転	運転員等 (中央制御室、現場)	2		55分	可搬式窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	運転員(中央制御室、現場)	3		315分以内	可搬式アンユラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定	運転員(中央制御室、現場)	2	70分以内
		1.4にて整備する。			可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員(中央制御室、現場)	3		385分以内	フィルタ装置への水補給	1.7と同様			【大飯】 記載方針の相違② ・1.6記載理由と同様				
		1.4にて整備する。			可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員(中央制御室、現場)	3		385分以内	原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素パージ	1.7と同様							
	1.4にて整備する。		可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員(中央制御室、現場)	3	385分以内	代替電源による必要な設備への給電	1.14と同様			【大飯】 記載内容の相違① ・1.4記載理由と同様							
	1.4にて整備する。		可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員(中央制御室、現場)	3	385分以内	代替電源による必要な設備への給電	1.14と同様										

【大飯】
記載方針の相違②
・1.6記載理由と同様

【大飯】
記載内容の相違①
・1.4記載理由と同様

【大飯】
記載方針の相違②
・1.6記載理由と同様

【大飯】
設備の相違①
・大飯3/4号炉は、制御用空気が喪失している場合は、窒素ポンプを使用し、窒素ポンプが使用できない場合は可搬式空気圧縮機を使用する。
・泊3号炉は、窒素ガスポンプを使用する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.11	海水から使用済燃料ピットへの注水	緊急安全対策要員	5	2.7時間	1.11	燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	380分以内	1.11	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	災害対策要員 災害対策要員（支援）	6 2	200分以内	
	送水車による使用済燃料ピットへのスプレー	緊急安全対策要員	7	2時間		燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10			380分以内	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水（使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間）	災害対策要員 災害対策要員（支援）		3 2
	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	1.12にて整備する。 （大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制と同様）				燃料プールのスプレー系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレー	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	380分以内			海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレー	災害対策要員 災害対策要員（支援）	7 1	150分以内
	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	緊急安全対策要員	4	2時間		燃料プールのスプレー系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレー	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10			380分以内	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水	1.12と同様 （可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制と同様）		
1.12	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	3.5時間	大気への放射性物質の拡散抑制	1.12と同様			代替電源による給電	1.14と同様			【大飯】運用の相違 ・大飯3/4号炉は、定期事業者検査中の使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間は、炉心に燃料体がないが、使用済燃料ピットに保管している燃料体の崩壊熱が大きく、使用済燃料ピットの水が沸騰するまでの時間も短くなることから、災害対策要員7名で実施する手順を整備しており、炉心に燃料がある場合の2つのケースの成立性について記載している。 【大飯】運用の相違 ・大飯3/4号炉は、建屋へ放水する手順のため、操作手順を記載している。 ・泊3号炉は、技術的能力1.11と同様に使用済燃料ピットへのスプレーにより大気への拡散抑制を行う手順であることから、操作手順を技術的能力1.11へリンクさせる記載としている。（川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様） 【大飯、女川】運用の相違 ・泊は、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間中において、可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視の準備と並行して可搬型大型送水ポンプ車による注水準備を行うため、災害対策要員の要員数を3名としている。		
	シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	4時間	1.12	放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制（海水ポンプ室からの取水）	保修班員	6	280分以内	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	災害対策要員	6		280分以内	
	送水車及びスプレーヘッドによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	7	2時間		放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制（取水口からの取水）	保修班員	6	395分以内	集水網シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制	放管班員	3		210分以内	
	大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	12	3.5時間		海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制	保修班員	10	190分以内	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への放射性物質の拡散抑制	1.11と同様				
				放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火		重大事故等対応要員	6	205分以内	可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火	災害対策要員	6	335分以内			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.13	海水を用いた復水ビットへの補給	緊急安全対策要員	5	3.4時間	1.13	復水貯蔵タンクを水源とした高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水（現場手動操作）			1.2と同様	1.13	燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水			1.4と同様	【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は淡水又は海水を復水ビットに補給し、復水ビットから水頭圧を利用した重力注水により燃料取替用水ビットに補給する手順である。 ・泊3号炉は、可搬型大型送水ポンプ車により複数の淡水源又は海水を燃料取替用水ビットへ直接補給することができる。（女川2号炉、島根2号炉、柏崎6/7号炉と同様）
	燃料取替用水ビットから復水ビットへの水源切替（炉心注水時）	運転員等（中央制御室、現場）	3	110分		復水貯蔵タンクを水源とした原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水（現場手動操作）			1.2と同様		燃料取替用水ビットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器への注水			1.4と同様	
	燃料取替用水ビットから海水への水源切替（炉心注水時）	1.4にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様）				復水貯蔵タンクを水源とした低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水			1.4と同様		燃料取替用水ビットを水源としたB-格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水			1.4と同様	
	燃料取替用水ビットから復水ビットへの水源切替（格納容器スプレイ時）	運転員等（中央制御室、現場）	2	110分		サブプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系使用時における補機冷却水確保			1.7と同様		燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ			1.6と同様	
	燃料取替用水ビットから海水への水源切替（格納容器スプレイ時）	緊急安全対策要員	3			淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による送水	重大事故等対応要員	9	380分以内		燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ			1.7と同様	
	復水ビットから燃料取替用水ビットへの補給	運転員等（中央制御室、現場）	2	100分		淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水			1.4及び1.8と同様		燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水			1.8と同様	
	A格納容器スプレイポンプ（RHR-S-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	緊急安全対策要員	3			淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却			1.6と同様		補助給水ビットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水			1.2及び1.3と同様	
	海水から使用済燃料ビットへの注水	1.4にて整備する。				淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給			1.5及び1.7と同様		海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水			1.4と同様	
	送水車による使用済燃料ビット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ	1.11、1.12にて整備する。 （送水車による使用済燃料ビットへのスプレイ、送水車及びスプレイヘッダによる大気への拡散抑制と同様）				淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水			1.8と同様		海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内の冷却			1.6及び1.7と同様	
	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による使用済燃料ビットへの放水、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制と同様	1.11、1.12にて整備する。 （大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による使用済燃料ビットへの放水、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制と同様）				淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水			1.8と同様		海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水			1.11と同様	
大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による格納容器及びアニュラス部への放水	1.12にて整備する。			淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水			1.11と同様	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ			1.11と同様				
				淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水			1.11と同様	海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却			1.5及び1.7と同様				
				淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ			1.11と同様	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却			1.5と同様				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.13	淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	1.11と同様			1.13	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	380分以内	1.13	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制	1.12と同様			
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	370分以内		海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	1.12と同様								
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	6	540分以内		海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火	1.12と同様								
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	6	485分以内		格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	1.4と同様								
	海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	1.4及び1.8と同様				格納容器再循環サンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転	1.4と同様								
	海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却	1.6と同様				海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給	運転員（中央制御室、現場）	2	200分以内						
	海を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	1.8と同様				海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給	運転員（中央制御室、現場）	2			200分以内				
	海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	1.8と同様				燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合）	運転員（中央制御室、現場）	1	35分以内						
	海を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	1.11と同様				燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	運転員（中央制御室、現場）	2			30分以内				
								災害対策要員	6						
						災害対策要員	6								
						災害対策要員	1								
						災害対策要員	1								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉	相違理由
	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
		海を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	1.11と同様				
		海を水源とした燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	1.11と同様				
		海を水源とした燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	1.11と同様				
		海を水源とした原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保	1.5と同様				
		海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制	1.12と同様				
		海を水源とした放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火	1.12と同様				
	1.13	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給	運転員（中央制御室）	1	380分以内		
			重大事故等対応要員	9			
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給（取水口から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室）	1	380分以内		
			重大事故等対応要員	9			
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室）	1	370分以内		
			重大事故等対応要員	9			
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	270分以内		
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	295分以内		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.14	空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電	運転員等 (中央制御室、現場)	4	20分	1.14	常設代替交流電源設備による給電（ガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電）	運転員（中央制御室） 保修班員	2 2	45分以内	1.14	常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電）	運転員（中央制御室、現場） 運転班員 災害対策要員	2 2 2	70分以内	<p>【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、単独ユニットとしての審査となるため、他号炉の電源に期待する設備は自主対策設備、(泊3号炉と同様)</p> <p>【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、蓄電池（安全防護系用）のみで全交流動力電源喪失後24時間にわたり直流電源による給電が可能である。 ・泊3号炉は、蓄電池（非常用）と後備蓄電池を併せて24時間にわたり直流母線へ給電する設備設計がある。(川内1/2号炉、伊方3号炉と同様)</p> <p>【大飯】【女川】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、代替電源（交流）からの給電手段により非常用高圧母線へ給電し、可搬式整流器を介して直流母線へ電源供給可能。 ・女川2号炉は可搬型代替直流電源設備に常設代替直流電源設備（125V代替充電器及び250V充電器）も含めた設備構成としており、可搬型代替交流電源設備の電源車と可搬型代替直流電源設備の蓄電池を充電する125V代替充電器及び250V充電器を使用する。 ・泊3号炉では、非常用高圧母線を経由することなく、直流母線へ直接電源供給可能な直流電源専用</p>
	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2 2	75分		可搬型代替交流電源設備による給電（電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電）	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	4 3	125分以内		可搬型代替交流電源設備による給電（可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 3	240分以内	
	電源車による代替電源（交流）からの給電	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 4	60分		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（不要直流負荷の切離し操作）	運転員（現場）	2	60分以内		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（不要直流負荷の切離し操作）	運転員（中央制御室、現場）	2	30分以内	
	号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2 6	2.4時間		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B給電を24時間継続するため切り離していた125V直流負荷の復旧操作）	運転員（現場）	2	30分以内		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（蓄電池（非常用）及び後備蓄電池給電を24時間継続するため切り離していた直流負荷の復旧操作）	運転員（中央制御室、現場）	2	55分以内	
	蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電	運転員等 (中央制御室、現場)	2	20分		常設代替直流電源設備による給電	運転員（中央制御室、現場）	3	50分以内		可搬型代替直流電源設備による給電（可搬型直流電源用発電機によるA直流母線又はB直流母線）	運転員（現場） 災害対策要員	1 3	190分以内	
	可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電	運転員等（現場） 緊急安全対策要員	1 2	110分		可搬型代替直流電源設備による給電（電源車による125V代替充電器及び250V充電器への給電）	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 3	130分以内		代替所内電気設備による給電（代替非常用発電機による代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電）	運転員（現場） 災害対策要員	2 2	205分以内	
	代替所内電気設備による交流及び直流の給電（空冷式非常用発電装置）	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2 2	3.8時間		可搬型代替直流電源設備による給電（125V代替蓄電池を24時間継続するため切り離していた125V直流負荷の復旧操作）	運転員（現場）	2	40分以内		代替所内電気設備による給電（可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電）	運転員（現場） 災害対策要員	1 3	380分以内	
	空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給	緊急安全対策要員	2	2.1時間		代替所内電気設備による給電（電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電）	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 3	130分以内		ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給	運転員（現場） 災害対策要員	1 2	165分以内	
	電源車への燃料（重油）補給	緊急安全対策要員	2	2.1時間		軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの補給	重大事故等対応要員	2	135分以内		可搬型タンクローリーから各機器への補給	災害対策要員	2	60分以内	
	ディーゼル発電機への燃料（重油）補給	緊急安全対策要員	2	90分		タンクローリーから各機器への補給	重大事故等対応要員	2	40分以内						
						タンクローリーからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給	重大事故等対応要員	2	50分以内						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>の交流発電機である可搬型直流発電機を配備。 (川内1/2号炉、伊方3号炉と同様)</p> <p>【大飯】【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉は、代替所内電気設備分電盤から可搬式整流器を経由して非常用直流母線への給電が可能。 ・女川2号炉は緊急用母線や変圧器等の電路を代替所内電気設備として整備している。 ・泊3号炉では、代替所内電気設備から非常用直流母線への給電はできないが、重大事故等対処設備である可搬型直流電源用発電機を用いた手段により、非常用直流母線への給電が可能。(川内1/2号炉、伊方3号炉と同様) <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉では、直流駆動低圧注水系ポンプ等へ給電するための設備を設けている。250V蓄電池は、有効性評価の全交流電源喪失シナリオへの対応のために設置する直流駆動低圧注水系ポンプへ電源を供給する設備であり、先行他社にない設備である。 <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉はガスタービン発電機専用の軽油タンクを設置しており、ガスタービン発電機への燃料補給は、軽油タンクから移送ポンプにて自動補給される。 ・泊3号炉はディーゼル発電機燃料

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへ汲み上げた燃料を代替非常用発電機へ補給する。</p> <p>【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料に重油を使用する。また、設備によって使用する燃料が重油と軽油で異なるため、文章中に「燃料(重油)」又は「燃料(軽油)」と記載し、燃料補給を行う設備ごとに燃料の種類を明確にしている。 ・泊3号炉は使用する燃料が軽油のみであることから「1.14.2.4 燃料の補給手順」の冒頭に「燃料は軽油」と記載し、以降の記載は省略している。使用する燃料が軽油のみなのは、女川2号炉と同様。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
1.15	可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	緊急安全対策要員	2	35分	1.15	代替電源（交流、直流）からの給電	1.14にて整備			1.15	代替電源（交流、直流）からの給電	1.14にて整備			【大飯】 設備の相違① ・1.10記載理由と同様	
1.16	中央制御室空調装置の運転手順（全交流動力電源が喪失した場合）	運転員等（中央制御室）	1	70分	1.16	可搬型計測器による計測	運転員（中央制御室）	1	55分以内	1.16	可搬型計測器による計測	災害対策要員	1	25分		
	アニュラス空気浄化設備の運転手順等（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合に窒素ポンペ（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転）	運転員等（中央制御室、現場）	2				55分	チェンジングエリアの設置及び運用手順			放射線管理班員	2	90分以内	中央制御室空調装置の運転手順（常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）		運転員（中央制御室）
	アニュラス空気浄化設備の運転手順等（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合に可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転）	運転員等（中央制御室、現場）	2	55分			現場での原子炉建屋ブローアウトパネルの閉止手順	運転員（現場）	2		200分以内	チェンジングエリアの設置及び運用手順	放管班員	2		100分以内

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定	緊急安全対策要員	4	3.5時間	1.17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（モニタリングポストの代替測定）	放射線管理班員	4	270分以内	1.17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替測定）	放管班員	2	190分以内	
	可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定	緊急安全対策要員	4	2.3時間※1		可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（海側での測定）	放射線管理班員	2	90分以内		可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（海側での測定）	放管班員	2	120分以内	
	可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	75分		可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（緊急時対策建屋屋上での測定）	重大事故等対応要員	2	40分以内		可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定（緊急時対策所付近での測定）	放管班員	2	50分以内	
	可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	95分		可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	放射線管理班員	2	100分以内		放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	放管班員	2	80分以内	
	可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	60分		可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	100分以内		放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	放管班員	2	80分以内	
	海上モニタリング測定	緊急安全対策要員	4	2時間※2		可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	70分以内		放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放管班員	2	70分以内	
	モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急安全対策要員	2	3時間		可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	70分以内		放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放管班員	2	70分以内	
	可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急安全対策要員	6	2時間		海上モニタリング	放射線管理班員	3	200分以内		海上モニタリング	放管班員	3	200分以内	
※1：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない4方位及び緊急時対策所付近に設置した場合に想定される作業時間。					モニタリングポストのバックグラウンド低減対策					モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策					<p>【大飯】記載方針の相違 大飯は発電所海側と緊急時対策所付近に設置する可搬式モニタリングポストでの放射線量の測定を1つの項目でまとめて記載している。</p> <p>【大飯】【女川】運用方法の相違 泊は過去の審査会合指摘を受けた対応として、可搬式気象観測設備を気象観測設備の代替のほかに緊急時対策所のブルーム通過方向把握用にも設置する運用としている。</p>
※2：小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、約100分。					可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策					可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策					
					放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策					放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策					
					代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定					代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定					
					モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等					モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等					
					1.14と同様					1.14と同様					

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.0.1</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するための設備に係る切替えの容易性について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 切替えの容易性について..... 1.0.1-1</p> <p>第1表 本来の用途以外で使用する重大事故等対処設備..... 1.0.1-2</p> <p>第2表 本来の用途以外で使用する自主対策設備..... 1.0.1-3</p> <p>第3表 対応手順の抽出..... 1.0.1-4</p> <p>別紙1 重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順..... 1.0.1-別紙 1-1</p>	<p>添付資料 1.0.1</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するための設備に係る切替えの容易性について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 切替えの容易性について..... 1.0.1-1</p> <p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-1</p> <p>表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定..... 1.0.1-2</p> <p>表2 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備..... 1.0.1-10</p> <p>表3 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-10</p> <p>別紙1 重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順..... 1.0.1-別紙 1-1</p>	<p>添付資料 1.0.1</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するための設備に係る切替えの容易性について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 切替えの容易性について..... 1.0.1-1</p> <p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-1</p> <p>表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定..... 1.0.1-2</p> <p>表2 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備..... 1.0.1-10</p> <p>表3 重大事故等対処設備の切替え操作について..... 1.0.1-10</p> <p>別紙1 重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順..... 1.0.1-別紙 1-1</p>	<p>女川との比較において、BWR固有の設備や対応手段であり、泊と比較対象とならない記載内容については、マーキング()を施している。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備の選定の考え方が明確に記載している伊方の資料を参考としていることから、伊方と比較する。(資料の構成は、伊方、玄海と同様)</p> <p>目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、1.0.1-2ページ以降の具体的な内容にて記載する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 切替えの容易性について</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するために使用する設備については、通常時に使用する系統から速やかに切替えるために必要な手順を運転員が使用する故障・事故処理内規、災害対策本部が使用する緊急時対応内規に整備する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備について、1.1から1.19までの技術的能力の対応手順から、以下の条件を満たすものを表1により選定する。</p> <p>① 重大事故等対処設備を用いる手順 ② 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設としての機能（本来の機能）を有する。 ③ 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設として使用する場合は異なる用途として、重大事故等に対処するために使用する。 ④ 重大事故等時に切替え操作を必要とする。</p> <p>選定した切替え操作を必要とする重大事故等対処設備は、充てんポンプB（自己冷却式）、格納容器スプレイポンプ、格納容器再循環ユニット、補助給水タンクであり、表2に本来の用途、本来の用途以外の用途等を示す。</p> <p>また、表3に重大事故等対処設備の切替え操作について示す。</p>	<p>1. 切替えの容易性について</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備については、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに重大事故等時に処理する系統に切り替えるために必要な手順を非常時操作手順書（設備別）に整備する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備としては、復水補給水系、ほう酸水注入系、ろ過水系及び燃料プール補給水系があり、第1表に本来の用途以外で使用する重大事故等対処設備、第2表に本来の用途以外で使用する自主対策設備を示し、第3表に対応手順の抽出、別紙1に操作の概要を示す。</p>	<p>1. 切替えの容易性について</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備については、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに重大事故等時に処理する系統に切り替えるために必要な手順を運転員が使用する「運転要領」、発電所対策本部が使用する「重大事故等および大規模損壊対応要領」に整備する。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備について、1.1から1.19までの技術的能力の対応手順から、以下の条件を満たすものを表1により選定する。</p> <p>① 重大事故等対処設備を用いる手順 ② 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設としての機能（本来の機能）を有する。 ③ 当該重大事故等対処設備が、設計基準対象施設として使用する場合は異なる用途として、重大事故等に対処するために使用する。 ④ 重大事故等時に切替え操作を必要とする。</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備としては、B-格納容器スプレイポンプ、補助給水ビット、B-充てんポンプ（自己冷却）、C、D-格納容器再循環ユニット及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプがあり、表2に本来の用途、本来の用途以外の用途等を示す。</p> <p>また、表3に重大事故等対処設備の切替え操作について示す。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違（女川実績の反映） 【伊方】記載表現の相違 ・操作方法の追加（女川実績の反映） 【女川】【伊方】記載表現の相違 ・手順名称の相違</p> <p>【伊方】記載表現の相違（女川実績の反映） 【伊方】記載表現の相違 【伊方】設備の相違 ・泊は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを本来の用途以外の用途で使用し可搬型タンクローリーへ燃料を補給する手段がある。（詳細は技術的能力まとめ資料1.14にて整理）（以降、相違理由を省略）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について</p> <p>通常時に使用する系統から速やかに切替えるために、弁操作により切替えできるようにしている。その他、放射性物質又は海水を含む系統と含まない系統等（化学体積制御系統又は海水系統と原子炉補機冷却水系統等）の確実な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所については、ディスタンスピースを用いる。ディスタンスピースは、一般的なフランジ接続作業と同等であり容易に操作できる。</p> <p>また、切替えのための手順を整備するのみではなく、当該操作に係る訓練を継続的に実施することにより速やかに操作できるよう技能の維持・向上を図る。</p>	<p>また、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えるため、当該操作等を明確にした手順を整備するとともに、当該操作に係る訓練を継続的に実施することにより速やかに切り替えできるよう技能の維持・向上を図る。</p>	<p>2. 重大事故等対処設備の切替え操作について</p> <p>通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために、弁操作により切替えできるようにしている。</p> <p>また、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えるため、当該操作等を明確にした手順を整備するとともに、当該操作に係る訓練を継続的に実施することにより速やかに切替えできるよう技能の維持・向上を図る。</p>	<p>【伊方】設備の相違・泊は、ディスタンスピースによる切替えではなく、弁操作により通常時に使用する系統から切替える。(女川と同様) (以降、相違理由を省略)</p> <p>【伊方】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】【伊方】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉	相違理由
	第1表 本来の用途以外で使用する重大事故等対処設備					【女川】記載箇所の相違
	設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目		
	復水補給水系 (MUWC)	プラント起動・停止時及び通常運転時に、プラント構成機器の中で、復水補給水を必要とする機器へ復水補給水を供給する。	復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替炉心冷却系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、注入弁を「開」にして原子炉压力容器へ注水を行う。	1.4 1.8		
炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、原子炉压力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、ヘッドスプレイ弁を「開」にして原子炉压力容器へ注水を行う。			1.4			
残留熱除去系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。			1.6			
炉心損傷時、原子炉压力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ペダスタル注水配管の弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。			1.8			
			炉心損傷時、原子炉压力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。	1.8		
ほう酸水注入系 (SLC)	万一制輻棒を炉心に挿入できない状態が生じた際に、発電用原子炉に中性子吸収材を注入することにより、原子炉を定格出力運転から安全に冷温停止させ、その状態を維持する。	高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系が使用不能な場合に、純水補給水系を水源としてほう酸水注入ポンプにて原子炉压力容器へ注水を行う。	1.2			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉	相違理由																																													
第2表 本来の用途以外で使用する自主対策設備																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">設備・系統</th> <th style="width: 15%;">本来の用途</th> <th style="width: 30%;">本来の用途以外の用途</th> <th style="width: 10%;">技術的能力に係る審査基準の該当項目</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">ろ過水系 (FW)</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">プラント起動・停止時及び過常運転時に、プラント構成機器の中で、ろ過水を必要とする機器へろ過水を供給する。</td> <td>復水給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系(常設)〔復水移送ポンプ〕、代替蒸発冷却系及び低圧代替注水系(常設)〔直流駆動低圧注水系ポンプ〕が使用不能な場合に、ろ過水タンクを水源として原子炉圧力容器へ注水を行う。</td> <td style="text-align: center;">1.4 1.8</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、代替蒸発冷却系及び低圧代替注水系(常設)〔復水移送ポンプ〕が使用不能な場合に、原子炉圧力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、ろ過水タンクを水源として原子炉圧力容器へ注水を行う。</td> <td style="text-align: center;">1.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)が使用不能な場合に、ろ過水タンクを水源として原子炉格納容器内へスプレイを行う。</td> <td style="text-align: center;">1.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉心の著しい損傷が発生した場合に、代替蒸発冷却系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器下部注水系(常設)〔代替蒸発冷却ポンプ〕及び原子炉格納容器下部注水系(常設)〔復水移送ポンプ〕が使用不能な場合に、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するため、ろ過水タンクを水源として原子炉格納容器下部に注水を行う。</td> <td style="text-align: center;">1.8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの水位が低下し、使用済燃料プールの補給が必要な状態にもかかわらず、燃料プール補給水系、残留熱除去系及び燃料プール代替注水系が使用不能で使用済燃料プールへの補給ができない場合に、ろ過水タンクを水源として使用済燃料プールへ注水を行う。</td> <td style="text-align: center;">1.11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール補給水系 (FPMUW)</td> <td>燃料プール補給水ポンプにより復水貯蔵タンクの使用済燃料プールへ注水する。</td> <td>炉心損傷時、原子炉格納容器頂部の破損及び原子炉電室への水漏れを抑制するため、燃料プール補給水系を使用した原子炉ウエルへ水垂りを行う。</td> <td style="text-align: center;">1.10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目				ろ過水系 (FW)	プラント起動・停止時及び過常運転時に、プラント構成機器の中で、ろ過水を必要とする機器へろ過水を供給する。	復水給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系(常設)〔復水移送ポンプ〕、代替蒸発冷却系及び低圧代替注水系(常設)〔直流駆動低圧注水系ポンプ〕が使用不能な場合に、ろ過水タンクを水源として原子炉圧力容器へ注水を行う。	1.4 1.8				炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、代替蒸発冷却系及び低圧代替注水系(常設)〔復水移送ポンプ〕が使用不能な場合に、原子炉圧力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、ろ過水タンクを水源として原子炉圧力容器へ注水を行う。	1.4					残留熱除去系及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)が使用不能な場合に、ろ過水タンクを水源として原子炉格納容器内へスプレイを行う。	1.6					炉心の著しい損傷が発生した場合に、代替蒸発冷却系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器下部注水系(常設)〔代替蒸発冷却ポンプ〕及び原子炉格納容器下部注水系(常設)〔復水移送ポンプ〕が使用不能な場合に、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するため、ろ過水タンクを水源として原子炉格納容器下部に注水を行う。	1.8					使用済燃料プールの水位が低下し、使用済燃料プールの補給が必要な状態にもかかわらず、燃料プール補給水系、残留熱除去系及び燃料プール代替注水系が使用不能で使用済燃料プールへの補給ができない場合に、ろ過水タンクを水源として使用済燃料プールへ注水を行う。	1.11					燃料プール補給水系 (FPMUW)	燃料プール補給水ポンプにより復水貯蔵タンクの使用済燃料プールへ注水する。	炉心損傷時、原子炉格納容器頂部の破損及び原子炉電室への水漏れを抑制するため、燃料プール補給水系を使用した原子炉ウエルへ水垂りを行う。	1.10			
設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目																																																
ろ過水系 (FW)	プラント起動・停止時及び過常運転時に、プラント構成機器の中で、ろ過水を必要とする機器へろ過水を供給する。	復水給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系(常設)〔復水移送ポンプ〕、代替蒸発冷却系及び低圧代替注水系(常設)〔直流駆動低圧注水系ポンプ〕が使用不能な場合に、ろ過水タンクを水源として原子炉圧力容器へ注水を行う。	1.4 1.8																																																
		炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、代替蒸発冷却系及び低圧代替注水系(常設)〔復水移送ポンプ〕が使用不能な場合に、原子炉圧力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、ろ過水タンクを水源として原子炉圧力容器へ注水を行う。	1.4																																																
		残留熱除去系及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)が使用不能な場合に、ろ過水タンクを水源として原子炉格納容器内へスプレイを行う。	1.6																																																
		炉心の著しい損傷が発生した場合に、代替蒸発冷却系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器下部注水系(常設)〔代替蒸発冷却ポンプ〕及び原子炉格納容器下部注水系(常設)〔復水移送ポンプ〕が使用不能な場合に、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するため、ろ過水タンクを水源として原子炉格納容器下部に注水を行う。	1.8																																																
		使用済燃料プールの水位が低下し、使用済燃料プールの補給が必要な状態にもかかわらず、燃料プール補給水系、残留熱除去系及び燃料プール代替注水系が使用不能で使用済燃料プールへの補給ができない場合に、ろ過水タンクを水源として使用済燃料プールへ注水を行う。	1.11																																																
燃料プール補給水系 (FPMUW)	燃料プール補給水ポンプにより復水貯蔵タンクの使用済燃料プールへ注水する。	炉心損傷時、原子炉格納容器頂部の破損及び原子炉電室への水漏れを抑制するため、燃料プール補給水系を使用した原子炉ウエルへ水垂りを行う。	1.10																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

表1 設備の選定

項目	設備名称	機能	選定理由	選定基準	選定結果
1.1 緊急停止時における電源供給	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○

注1 ○：設備が緊急停止時の電源供給に必要とする。×：設備が緊急停止時の電源供給に必要としない。
 注2 △：設備が緊急停止時の電源供給に必要とするが、設備の選定は緊急停止時の電源供給に必要としない。
 注3 □：設備が緊急停止時の電源供給に必要とするが、設備の選定は緊急停止時の電源供給に必要としない。
 注4 ○：設備が緊急停止時の電源供給に必要とするが、設備の選定は緊急停止時の電源供給に必要としない。
 注5 ○：設備が緊急停止時の電源供給に必要とするが、設備の選定は緊急停止時の電源供給に必要としない。

伊方発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

No	項目	対応手段	本来の用途 (設備)	本来の用途 (可搬型)
1.1	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時電源供給装置	○	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時電源供給装置	○	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時電源供給装置	○	○
1.2	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時電源供給装置	○	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時電源供給装置	○	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時電源供給装置	○	○
1.3	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時電源供給装置	○	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時電源供給装置	○	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時電源供給装置	○	○

第3表 対応手順の抽出 (L10)
 ○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし

※1 制御系統水圧源による原子炉圧力容器への注水については本来の用途ではないが、切替え操作が不要のため対象外。

泊発電所3号炉

相違理由

項目	設備名称	機能	選定理由	選定基準	選定結果
1.1 緊急停止時における電源供給	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○
	緊急停止時電源供給装置	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	緊急停止時に必要な電源供給	○

表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定 (1/7)

注1 ○：設備が緊急停止時の電源供給に必要とする。×：設備が緊急停止時の電源供給に必要としない。
 注2 △：設備が緊急停止時の電源供給に必要とするが、設備の選定は緊急停止時の電源供給に必要としない。
 注3 □：設備が緊急停止時の電源供給に必要とするが、設備の選定は緊急停止時の電源供給に必要としない。
 注4 ○：設備が緊急停止時の電源供給に必要とするが、設備の選定は緊急停止時の電源供給に必要としない。
 注5 ○：設備が緊急停止時の電源供給に必要とするが、設備の選定は緊急停止時の電源供給に必要としない。

【伊方】記載方針の相違（女川実証の反映）
 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順の追加
 【女川】記載方針の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	
項目	<p>1.1 原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等</p> <p>1.2 原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等</p> <p>1.3 原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等</p> <p>1.4 原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等</p>
注1	○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし

女川原子力発電所2号炉	
項目	<p>1.1 原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等</p> <p>1.2 原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等</p> <p>1.3 原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等</p> <p>1.4 原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等</p>
注1	○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし

泊発電所3号炉	
項目	<p>1.1 原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等</p> <p>1.2 原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等</p> <p>1.3 原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等</p> <p>1.4 原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等</p>
注1	○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし

相違理由

表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定(2/7)

項目	設備	設備の選定	選定の理由
1.1	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等
	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等
	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等
	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等
	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等
	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等
	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等
	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等
	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等
	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等
	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等
	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等
	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等
	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等
	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力ハウンダリを減圧するための手順等

注1 ○：重大事故等時の設備を用いる手順、×：自主対応設備を用いる手順、—：設備も用いない手順
 注2 ○：設備が本来の用途で用いられるもの、×：設備が本来の用途で用いられないもの
 注3 ○：設備が本来の用途で用いられるもの、×：設備が本来の用途で用いられないもの
 注4 ○：設備が本来の用途で用いられるもの、×：設備が本来の用途で用いられないもの

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉		女川原子力発電所2号炉	
1.0	<p>1.0.1 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.1 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.2 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.3 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.4 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.5 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.6 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.7 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.8 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.9 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.10 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.11 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.12 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.13 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.14 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.15 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.16 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.17 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.18 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.19 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.20 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.21 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.22 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.23 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.24 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.25 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.26 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.27 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.28 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.29 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.30 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.31 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.32 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.33 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.34 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.35 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.36 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.37 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.38 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.39 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.40 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.41 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.42 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.43 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.44 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.45 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.46 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.47 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.48 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.49 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.50 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.51 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.52 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.53 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.54 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.55 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.56 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.57 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.58 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.59 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.60 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.61 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.62 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.63 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.64 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.65 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.66 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.67 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.68 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.69 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.70 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.71 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.72 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.73 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.74 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.75 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.76 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.77 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.78 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.79 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.80 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.81 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.82 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.83 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.84 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.85 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.86 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.87 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.88 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.89 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.90 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.91 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.92 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.93 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.94 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.95 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.96 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.97 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.98 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.99 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.100 事故発生時の対応</p>	<p>1.0.1 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.1 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.2 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.3 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.4 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.5 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.6 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.7 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.8 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.9 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.10 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.11 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.12 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.13 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.14 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.15 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.16 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.17 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.18 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.19 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.20 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.21 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.22 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.23 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.24 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.25 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.26 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.27 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.28 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.29 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.30 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.31 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.32 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.33 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.34 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.35 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.36 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.37 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.38 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.39 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.40 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.41 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.42 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.43 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.44 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.45 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.46 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.47 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.48 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.49 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.50 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.51 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.52 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.53 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.54 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.55 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.56 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.57 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.58 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.59 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.60 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.61 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.62 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.63 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.64 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.65 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.66 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.67 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.68 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.69 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.70 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.71 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.72 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.73 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.74 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.75 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.76 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.77 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.78 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.79 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.80 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.81 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.82 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.83 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.84 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.85 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.86 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.87 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.88 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.89 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.90 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.91 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.92 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.93 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.94 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.95 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.96 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.97 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.98 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.99 事故発生時の対応</p> <p>1.0.1.100 事故発生時の対応</p>	

第3表 対応手順の抽出 (8/10)

○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし

No	項目	対応手順	本来の用途 (常設)	本来の用途 (可搬型)
1.14	電源の確保に関する手順等	常設代替交流電源設備による給電	○	—
		可搬型代替交流電源設備による給電	—	○
		号外間電力融通設備による給電	○	○
		所内備設蓄電池式直流電源設備による給電	○	—
		常設代替直流電源設備による給電	○	—
		可搬型代替直流電源設備による給電	—	○
		125V代替充電器用電源接続設備による給電	—	○
		代替所内電気設備による給電	○	—
		燃費補給設備による給電	—	○
		非常用交流電源設備による給電 (設計基準配線)	○	—
1.15	事故時の計装に関する手順等	非常用直流電源設備による給電 (設計基準配線)	○	—
		他チャンネルによる計測、代替パラメータによる推定 (計器の故障)	○	—
		代替パラメータによる計測 (計器の計測範囲を超えた場合)	○	—
		代替電源 (交流、直流) からの給電	○	○
		可搬型計測器による計測	—	○
		パラメータの記録	—	○

表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定 (7/7)

No	項目	設備名称	設備の選定		選定理由	設備の用途 (可搬型)
			選定	不選定		
1.14	電源の確保に関する手順等	常設代替交流電源設備による給電	○	○	本来の用途	○
1.14	電源の確保に関する手順等	可搬型代替交流電源設備による給電	○	○	本来の用途	○
1.14	電源の確保に関する手順等	号外間電力融通設備による給電	○	○	本来の用途	○
1.14	電源の確保に関する手順等	所内備設蓄電池式直流電源設備による給電	○	○	本来の用途	○
1.14	電源の確保に関する手順等	常設代替直流電源設備による給電	○	○	本来の用途	○
1.14	電源の確保に関する手順等	可搬型代替直流電源設備による給電	○	○	本来の用途	○
1.14	電源の確保に関する手順等	125V代替充電器用電源接続設備による給電	○	○	本来の用途	○
1.14	電源の確保に関する手順等	代替所内電気設備による給電	○	○	本来の用途	○
1.14	電源の確保に関する手順等	燃費補給設備による給電	○	○	本来の用途	○
1.14	電源の確保に関する手順等	非常用交流電源設備による給電 (設計基準配線)	○	○	本来の用途	○
1.14	電源の確保に関する手順等	非常用直流電源設備による給電 (設計基準配線)	○	○	本来の用途	○
1.14	電源の確保に関する手順等	他チャンネルによる計測、代替パラメータによる推定 (計器の故障)	○	○	本来の用途	○
1.14	電源の確保に関する手順等	代替パラメータによる計測 (計器の計測範囲を超えた場合)	○	○	本来の用途	○
1.14	電源の確保に関する手順等	代替電源 (交流、直流) からの給電	○	○	本来の用途	○
1.14	電源の確保に関する手順等	可搬型計測器による計測	○	○	本来の用途	○
1.14	電源の確保に関する手順等	パラメータの記録	○	○	本来の用途	○

注1 ○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし
 注2 ○：設計方針の相違、×：設計方針の相違なし
 注3 ○：記載箇所又は記載内容の相違、×：記載箇所又は記載内容の相違なし
 注4 ○：記載表現、設備名称の相違、×：記載表現、設備名称の相違なし

相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替の容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																															
	<p>○：本来の用途、×：本来の用途以外、—：該当なし</p> <p>第3表 対応手順の抽出 (9/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>対応手順</th> <th>本来の用途 (原状)</th> <th>本来の用途 (可搬型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">L.16</td> <td rowspan="10">原子炉副制御室の居住性等に 関する手順等</td> <td>中央制御室待避室の運転手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の風明を確保する手順</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の監視及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室の搬入及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>データ転送装置（特種源）によるプラントバスタータ等の転送手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の放射線計測装置等に関する手順等</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>チェンレンジモニタの設置及び運用手順</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系による運転設備等の取扱い防止手順</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可燃型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>可燃型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">L.17</td> <td rowspan="10">監視測定等に関する手順等</td> <td>可燃型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>可燃型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>可燃型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>可燃型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	No.	項目	対応手順	本来の用途 (原状)	本来の用途 (可搬型)	L.16	原子炉副制御室の居住性等に 関する手順等	中央制御室待避室の運転手順	○	—	中央制御室の風明を確保する手順	○	○	中央制御室の監視及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	—	○	中央制御室待避室の搬入及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	○	データ転送装置（特種源）によるプラントバスタータ等の転送手順	○	—	その他の放射線計測装置等に関する手順等	—	○	チェンレンジモニタの設置及び運用手順	—	○	非常用ガス処理系による運転設備等の取扱い防止手順	○	—	可燃型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	—	○	可燃型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	—	○	L.17	監視測定等に関する手順等	可燃型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	—	○	可燃型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	—	○	可燃型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	—	○	海上モニタリング	—	○	モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	—	○	可燃型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	—	○	放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	—	○	代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	—	○		
No.	項目	対応手順	本来の用途 (原状)	本来の用途 (可搬型)																																																														
L.16	原子炉副制御室の居住性等に 関する手順等	中央制御室待避室の運転手順	○	—																																																														
		中央制御室の風明を確保する手順	○	○																																																														
		中央制御室の監視及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	—	○																																																														
		中央制御室待避室の搬入及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	○																																																														
		データ転送装置（特種源）によるプラントバスタータ等の転送手順	○	—																																																														
		その他の放射線計測装置等に関する手順等	—	○																																																														
		チェンレンジモニタの設置及び運用手順	—	○																																																														
		非常用ガス処理系による運転設備等の取扱い防止手順	○	—																																																														
		可燃型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	—	○																																																														
		可燃型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	—	○																																																														
L.17	監視測定等に関する手順等	可燃型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	—	○																																																														
		可燃型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	—	○																																																														
		可燃型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	—	○																																																														
		海上モニタリング	—	○																																																														
		モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	—	○																																																														
		可燃型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	—	○																																																														
		放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	—	○																																																														
		代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	—	○																																																														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について










伊方発電所3号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第3表 対応手順の抽出 (10/10)						
○：本来の用途，×：本来の用途以外，—：該当なし						
No	項目	対応手順	本来の用途 (常設)	本来の用途 (可搬型)		
1.18	緊急時対策所の居住性等に 関する手順等	緊急時対策所非常用送風機運転手順	○	—		
		緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	—	○		
		緊急時対策所可燃型エリアモニタの設置手順	—	○		
		緊急時対策所での格納容器ベントを実施する場合の対応手順	○	○		
		緊急時対策所追加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え手順	○	○		
		安全パラメータ表示システム（SPDS）によるアラーム等の監視手順	○	○		
		重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	—	○		
		通信連絡に関する手順等	○	○		
		放射線管理用管理機材（線量計及びマスク等）の維持管理等	—	○		
		チェンジングエリアの設置及び運用手順	—	○		
		緊急時対策所機気空調系の切替え手順	○	○		
1.19	通信連絡に関する手順等	飲料水、食料等の維持管理	—	○		
		ガスタービン発電機による給電	○	○		
		電源車による給電	—	○		
		通信連絡をする必要のある場所と通信連絡 計画等を行った時に必要なパラメータの共有	○	○		
		代替電源設備による通信連絡設備への給電	○	○		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<p>表2 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>本来の用途</th> <th>本来の用途以外の用途</th> <th>技術的能力の該当項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てんポンプ（B、自己冷却式）</td> <td>化学体積制御設備による炉心注水</td> <td>自己冷却式の充てんポンプBによる原子炉への注水</td> <td>1.4、1.8</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ</td> <td>原子炉格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ</td> <td>格納容器スプレイ系統と蒸留熱除去系統を連結する代替再循環配管を使用した格納容器スプレイ系統による原子炉への注水</td> <td>1.4、1.8、1.13</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環ユニット</td> <td>原子炉格納容器冷却水通水による格納容器内強制冷却</td> <td>海水通水による格納容器内の自然対流冷却</td> <td>1.4、1.5、1.8、1.7</td> </tr> <tr> <td>補助給水タンク</td> <td>補助給水ポンプの水源</td> <td>燃料取替用水タンクへの補給</td> <td>1.4、1.8、1.7、1.8、1.13</td> </tr> </tbody> </table>	設備	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力の該当項目	充てんポンプ（B、自己冷却式）	化学体積制御設備による炉心注水	自己冷却式の充てんポンプBによる原子炉への注水	1.4、1.8	格納容器スプレイ	原子炉格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系統と蒸留熱除去系統を連結する代替再循環配管を使用した格納容器スプレイ系統による原子炉への注水	1.4、1.8、1.13	格納容器再循環ユニット	原子炉格納容器冷却水通水による格納容器内強制冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.4、1.5、1.8、1.7	補助給水タンク	補助給水ポンプの水源	燃料取替用水タンクへの補給	1.4、1.8、1.7、1.8、1.13	<p>【比較のため、比較表P1.0.1-6より再掲】</p> <p>第1表 本来の用途以外で使用する重大事故等対処設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・系統</th> <th>本来の用途</th> <th>本来の用途以外の用途</th> <th>技術的能力に係る審査基準の該当項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">復水補給水系（MUWC）</td> <td rowspan="4">プラント起動・停止時及び通常運転時に、プラント構成機器の中で、復水補給水を必要とする機器へ復水補給水を供給する。</td> <td>復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替再循環冷却系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、注水弁を「開」にして原子炉格納容器へ注水を行う。</td> <td>1.4 1.8</td> </tr> <tr> <td>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、原子炉圧力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、ヘッドスプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ヘドスタル注水配管の弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系（S L C）</td> <td>万一制御棒を炉心に挿入できない状態が生じた際に、発電用原子炉に中性子吸収材を注入することにより、原子炉を定格出力運転から安全に冷温停止させ、その状態を維持する。</td> <td>高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系が使用不能な場合に、純水補給水系を水源としてほう酸水注入ポンプにて原子炉圧力容器へ注水を行う。</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table>	設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目	復水補給水系（MUWC）	プラント起動・停止時及び通常運転時に、プラント構成機器の中で、復水補給水を必要とする機器へ復水補給水を供給する。	復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替再循環冷却系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、注水弁を「開」にして原子炉格納容器へ注水を行う。	1.4 1.8	炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、原子炉圧力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、ヘッドスプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。	1.4	残留熱除去系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。	1.6	炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ヘドスタル注水配管の弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。	1.8			炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。	1.8	ほう酸水注入系（S L C）	万一制御棒を炉心に挿入できない状態が生じた際に、発電用原子炉に中性子吸収材を注入することにより、原子炉を定格出力運転から安全に冷温停止させ、その状態を維持する。	高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系が使用不能な場合に、純水補給水系を水源としてほう酸水注入ポンプにて原子炉圧力容器へ注水を行う。	1.2	<p>表2 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために切替え操作を必要とする重大事故等対処設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>本来の用途</th> <th>本来の用途以外の用途</th> <th>技術的能力に係る審査基準の該当項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-格納容器スプレイポンプ</td> <td>格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ</td> <td>格納容器スプレイ系と蒸留熱除去系を連結する代替再循環配管を使用したB-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器への注水、再循環</td> <td>1.4、1.8、1.13</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット</td> <td>補助給水ポンプの水源</td> <td>代替格納容器スプレイポンプの水源</td> <td>1.4、1.8、1.7、1.8、1.13</td> </tr> <tr> <td>B-充てんポンプ（自己冷却）</td> <td>化学体積制御設備による炉心注水</td> <td>自己冷却式のB-充てんポンプによる原子炉格納容器への注水</td> <td>1.4、1.8、1.13</td> </tr> <tr> <td>C、D-格納容器再循環ユニット</td> <td>原子炉格納容器冷却水通水による格納容器内の強制冷却</td> <td>海水通水による格納容器内の自然対流冷却</td> <td>1.5、1.8、1.7、1.13</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>ディーゼル発電機への燃料油移送</td> <td>可搬型タンクローリーへの燃料補給</td> <td>1.14</td> </tr> </tbody> </table>	設備	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目	B-格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系と蒸留熱除去系を連結する代替再循環配管を使用したB-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器への注水、再循環	1.4、1.8、1.13	補助給水ピット	補助給水ポンプの水源	代替格納容器スプレイポンプの水源	1.4、1.8、1.7、1.8、1.13	B-充てんポンプ（自己冷却）	化学体積制御設備による炉心注水	自己冷却式のB-充てんポンプによる原子炉格納容器への注水	1.4、1.8、1.13	C、D-格納容器再循環ユニット	原子炉格納容器冷却水通水による格納容器内の強制冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.5、1.8、1.7、1.13	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	ディーゼル発電機への燃料油移送	可搬型タンクローリーへの燃料補給	1.14	
設備	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力の該当項目																																																																		
充てんポンプ（B、自己冷却式）	化学体積制御設備による炉心注水	自己冷却式の充てんポンプBによる原子炉への注水	1.4、1.8																																																																		
格納容器スプレイ	原子炉格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系統と蒸留熱除去系統を連結する代替再循環配管を使用した格納容器スプレイ系統による原子炉への注水	1.4、1.8、1.13																																																																		
格納容器再循環ユニット	原子炉格納容器冷却水通水による格納容器内強制冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.4、1.5、1.8、1.7																																																																		
補助給水タンク	補助給水ポンプの水源	燃料取替用水タンクへの補給	1.4、1.8、1.7、1.8、1.13																																																																		
設備・系統	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目																																																																		
復水補給水系（MUWC）	プラント起動・停止時及び通常運転時に、プラント構成機器の中で、復水補給水を必要とする機器へ復水補給水を供給する。	復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替再循環冷却系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、注水弁を「開」にして原子炉格納容器へ注水を行う。	1.4 1.8																																																																		
		炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、原子炉圧力容器内の残存した溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、ヘッドスプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。	1.4																																																																		
		残留熱除去系が使用不能な場合に、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器内へスプレイを行う。	1.6																																																																		
		炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ヘドスタル注水配管の弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。	1.8																																																																		
		炉心損傷時、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、残留熱除去系洗浄弁、格納容器スプレイ弁を「開」にして原子炉格納容器下部へ注水を行う。	1.8																																																																		
ほう酸水注入系（S L C）	万一制御棒を炉心に挿入できない状態が生じた際に、発電用原子炉に中性子吸収材を注入することにより、原子炉を定格出力運転から安全に冷温停止させ、その状態を維持する。	高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系が使用不能な場合に、純水補給水系を水源としてほう酸水注入ポンプにて原子炉圧力容器へ注水を行う。	1.2																																																																		
設備	本来の用途	本来の用途以外の用途	技術的能力に係る審査基準の該当項目																																																																		
B-格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ設備による格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系と蒸留熱除去系を連結する代替再循環配管を使用したB-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器への注水、再循環	1.4、1.8、1.13																																																																		
補助給水ピット	補助給水ポンプの水源	代替格納容器スプレイポンプの水源	1.4、1.8、1.7、1.8、1.13																																																																		
B-充てんポンプ（自己冷却）	化学体積制御設備による炉心注水	自己冷却式のB-充てんポンプによる原子炉格納容器への注水	1.4、1.8、1.13																																																																		
C、D-格納容器再循環ユニット	原子炉格納容器冷却水通水による格納容器内の強制冷却	海水通水による格納容器内の自然対流冷却	1.5、1.8、1.7、1.13																																																																		
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	ディーゼル発電機への燃料油移送	可搬型タンクローリーへの燃料補給	1.14																																																																		
<p>表3 切替え操作について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象設備</th> <th colspan="2">切替え方法</th> <th rowspan="2">切替え部写真</th> </tr> <tr> <th>媒介道具の種類</th> <th>運用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・充てんポンプ（B、自己冷却式） ・格納容器再循環ユニット ・補助給水タンク</td> <td>ディスタンスピース</td> <td>放射線物質又は海水を含む系統と含まない系統等の確実な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・格納容器スプレイ</td> <td>弁</td> <td>ディスタンスピース以外の切替え箇所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	切替え方法		切替え部写真	媒介道具の種類	運用箇所	・充てんポンプ（B、自己冷却式） ・格納容器再循環ユニット ・補助給水タンク	ディスタンスピース	放射線物質又は海水を含む系統と含まない系統等の確実な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所		・格納容器スプレイ	弁	ディスタンスピース以外の切替え箇所			<p>表3 重大事故等対処設備の切替え操作について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>切替え方法</th> <th>切替え部写真</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-格納容器スプレイポンプ 補助給水ピット B-充てんポンプ（自己冷却） C、D-格納容器再循環ユニット ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>弁による切替え操作であり、通常行う弁操作と同じであるため容易に操作できる。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	切替え方法	切替え部写真	B-格納容器スプレイポンプ 補助給水ピット B-充てんポンプ（自己冷却） C、D-格納容器再循環ユニット ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	弁による切替え操作であり、通常行う弁操作と同じであるため容易に操作できる。																																																
対象設備		切替え方法			切替え部写真																																																																
	媒介道具の種類	運用箇所																																																																			
・充てんポンプ（B、自己冷却式） ・格納容器再循環ユニット ・補助給水タンク	ディスタンスピース	放射線物質又は海水を含む系統と含まない系統等の確実な系統分離が必要であるとともに、切替え操作が必要な箇所																																																																			
・格納容器スプレイ	弁	ディスタンスピース以外の切替え箇所																																																																			
対象設備	切替え方法	切替え部写真																																																																			
B-格納容器スプレイポンプ 補助給水ピット B-充てんポンプ（自己冷却） C、D-格納容器再循環ユニット ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	弁による切替え操作であり、通常行う弁操作と同じであるため容易に操作できる。																																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

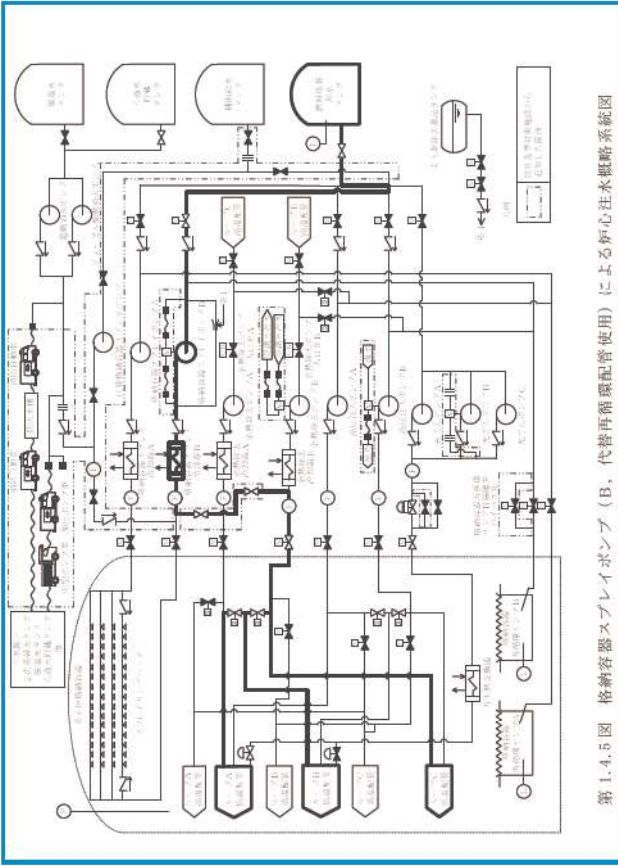
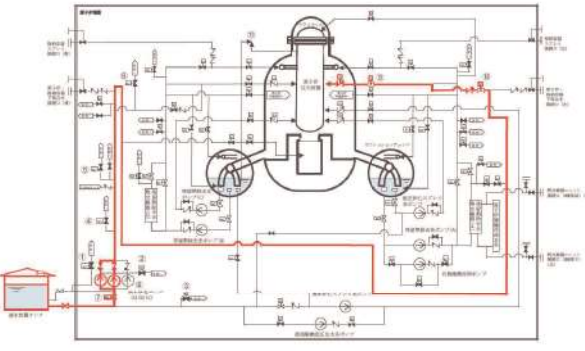
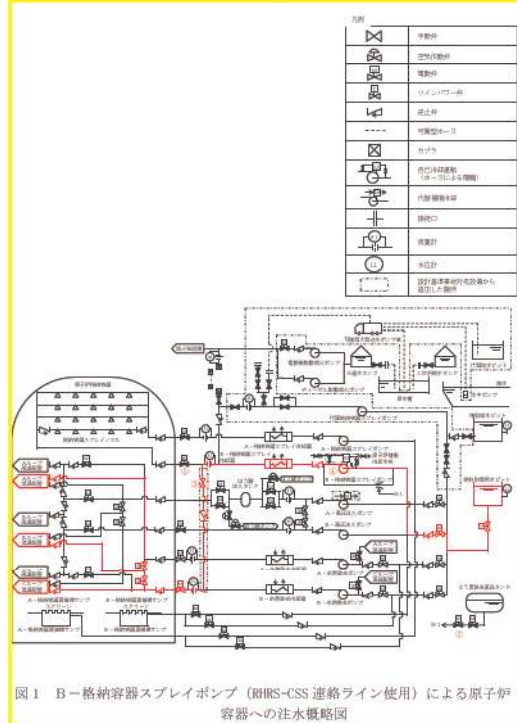
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉压力容器への注水 2. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却 3. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ 4. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水 5. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水 6. ほう酸水注入系による原子炉压力容器への注水 7. ろ過水ポンプによる原子炉压力容器への注水 8. ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却 9. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 10. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水 11. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水 12. 原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェル注水 	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>重大事故等に対処するために、本来の用途以外の用途として使用する設備・系統の対応手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS 連絡ライン使用）による原子炉容器への注水 2. B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS 連絡ライン使用）による代替再循環運転 3. 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え 4. B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水 5. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 6. ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） 	<p>【伊方】記載内容の相違（女川実績の反映）以降、相違理由を省略</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

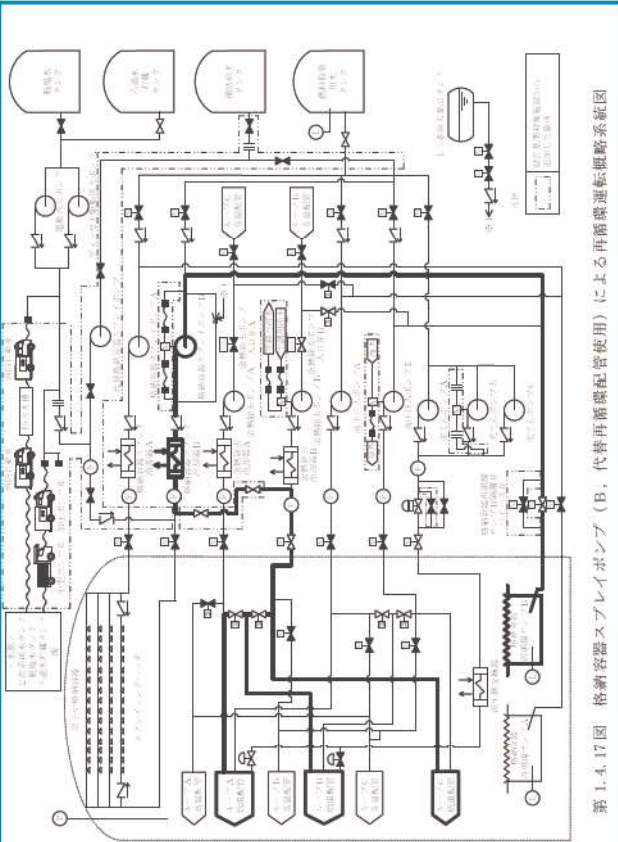
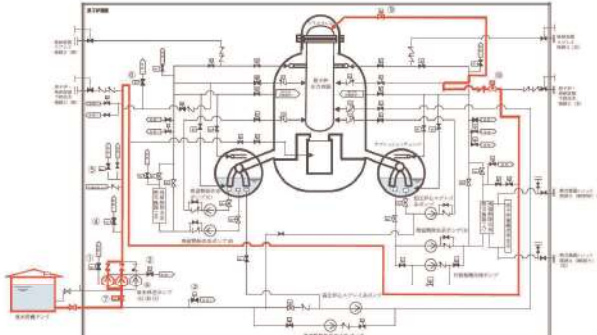
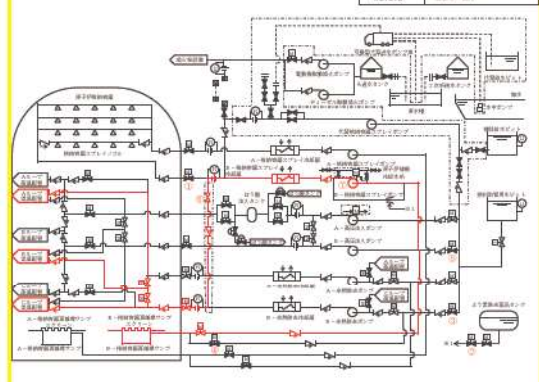
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力 1.4 より引用</p>  <p>第1.4.5図 格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）による炉心注水回路系統図</p>	<p>1. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉压力容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、復水給水系、非常用炉心冷却系及び代替循環冷却系による原子炉注水機能が喪失し、原子炉水位を維持できない場合、復水補給水系を使用した原子炉压力容器への注水を行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉压力容器までの系統構成として、各隔離弁（第1図①～⑥）を「全開」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第1図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第1図⑧）を起動する。</p> <p>②RHR A系 LPCI 注入隔離弁（第1図⑨）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第1図⑩）を「開」し、原子炉压力容器を主蒸気逃がし安全弁（第1図⑪）にて減圧する。</p> <p>③原子炉圧力が復水移送ポンプ出口圧力以下にて、原子炉压力容器への注水が開始されたことを原子炉水位計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉压力容器への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>  <p>第1図 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉压力容器への注水概略図</p>	<p>1. B-格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS 連絡ライン使用）による原子炉容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ビット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合に、B-格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS 連絡ライン使用）により燃料取替用水ビット水を原子炉容器へ注水する。</p> <p>① B-格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS 連絡ライン使用）起動準備のための系統構成として各隔離弁（図1①、②）を「閉」とする。</p> <p>② RHRSS-CSS 連絡ラインの弁（図1③）を「開」とする。</p> <p>③ B-格納容器スプレイポンプ（図1④）を起動し、B-格納容器スプレイ流量等により原子炉容器への注水が開始されたことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図1 B-格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS 連絡ライン使用）による原子炉容器への注水概略図</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

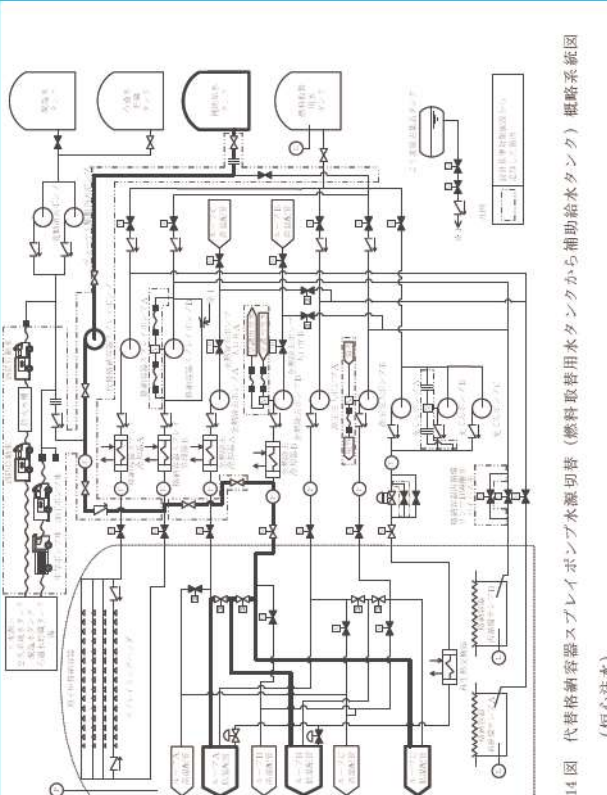
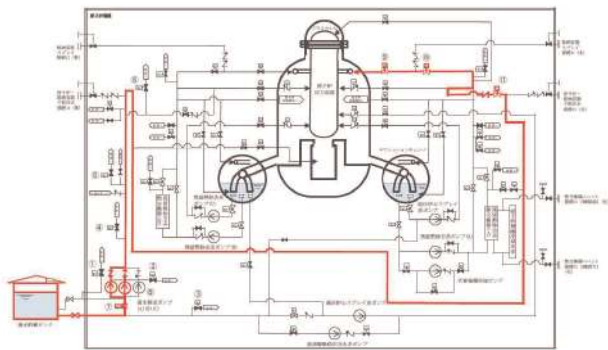
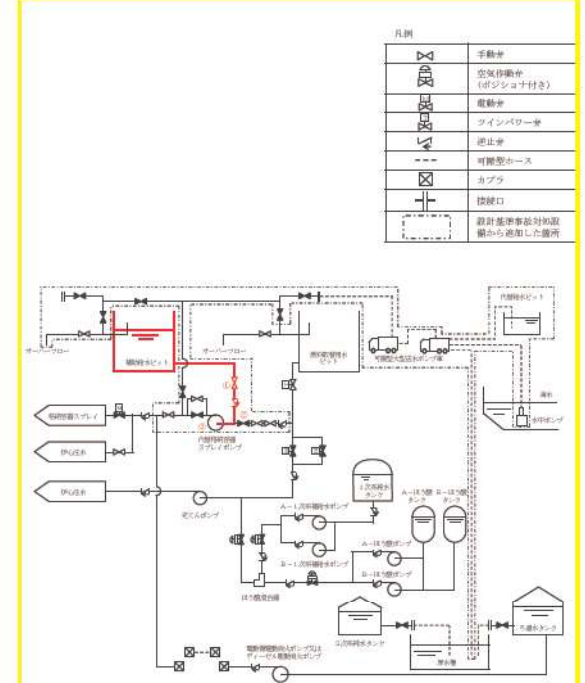
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力 1.4 より引用</p>  <p>第1.4.17図 格納容器スプレイポンプ（B、代替再循環配管使用）による再循環運転概略系統図</p>	<p>2. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して溶融炉心は原子炉格納容器下部に落下するが、原子炉圧力容器に残存した溶融炉心を冷却するため、復水補給水系により原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔離弁（第2図①～⑥）を「全開」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第2図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第2図⑧）を起動する。</p> <p>②原子炉ヘッドスプレイ注入隔離弁（第2図⑨）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第2図⑩）「開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第2図 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却概略図</p>	<p>2. B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプル水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）及びB-格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプル水を原子炉容器へ注水する。</p> <p>① B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転による原子炉冷却操作の系統構成として各隔離弁（図2①～⑤）を「閉」とする。</p> <p>② RHRS-CSS連絡ラインの弁（図2⑥）を「開」とする。</p> <p>③ B-格納容器スプレイポンプ（図2⑦）を起動し、B-格納容器スプレイ流量等により原子炉容器への注水流量が確保されたことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図2 B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転概略図</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

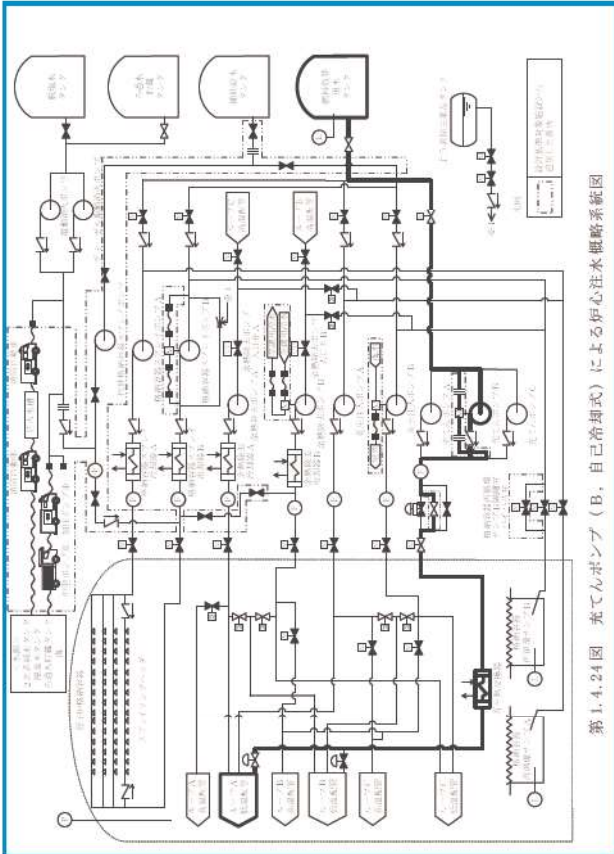
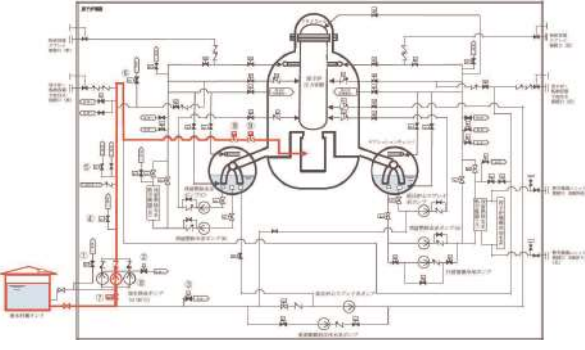
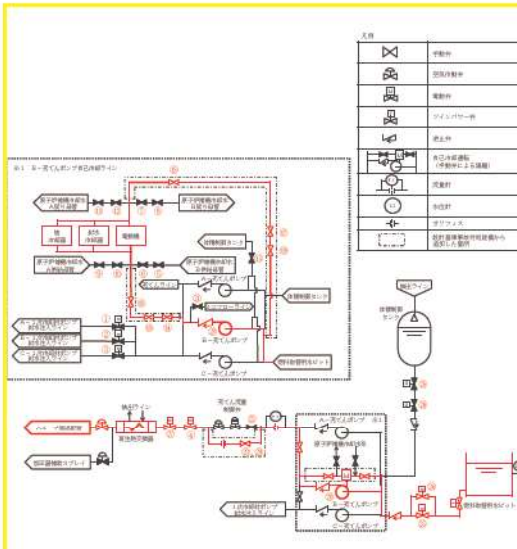
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力 1.13 より引用</p>  <p>第1.13.14図 代替格納容器スプレイポンプ水源切替（燃料取替用水タンクから補助給水タンク）概略系統図（伊方注水）</p>	<p>3. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、残留熱除去系が使用不能となり原子炉格納容器の除熱機能が喪失した場合、復水補給水系を使用した原子炉格納容器内へのスプレイを行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉格納容器までの系統構成として、各隔離弁（第3図①～⑥）を「全閉」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第3図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第3図⑧）を起動する。</p> <p>②RHR A系格納容器スプレイ隔離弁（第3図⑨）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第3図⑩）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第3図⑪）を「開」し、原子炉格納容器へのスプレイが開始されたことを原子炉格納容器圧力計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第3図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ概略図</p>	<p>3. 燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>重大事故等の発生時において、代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ中に燃料取替用水ビットが枯渇、破損等により機能喪失した場合、燃料取替用水ビットから補助給水ビットに水源切替えを行う。</p> <p>① 燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの水源切替えとして、補助給水ビット側の入口止め弁（図3①）を「開」とする。</p> <p>② 燃料取替用水ビット側の入口止め弁（図3②）を「閉」とする。</p> <p>③ 代替格納容器スプレイポンプを起動（図3③）し、運転状態及び補助給水ビット水位等により、水源切替え後に補助給水ビット等に異常がないことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図3 燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え概略図</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料 技術的能力 1.4 より引用</p>  <p>第1.4.24図 充てんポンプ（B、自己冷却式）による炉心注水概略系統図</p>	<p>4. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される熔融炉心を冷却するため、ベドスタル注水配管の弁を「開」とし、復水補給水系による原子炉格納容器下部への水張りをを行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉格納容器下部までの系統構成として、各隔離弁（第4図①～⑥）を「全開」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第4図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第4図⑧）を起動する。</p> <p>②原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁（第4図⑨）を「全開」、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁（第4図⑩）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを原子炉格納容器下部注水流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライヴェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>  <p>第4図 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水概略図</p>	<p>4. B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、B-充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ビット水を原子炉容器へ注水する。</p> <p>① B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水のための系統構成（図4①～③）を「閉」、④「開」を実施する。</p> <p>② B-充てんポンプの自己冷却ラインの系統構成（図4⑤～⑬）を「閉」、⑭～⑰を「開」を実施する。</p> <p>③ 系統構成完了後に水張り操作（図4⑱、⑳、㉑、㉒）を「閉」、㉓、㉔、㉕、㉖を「開」を実施する。</p> <p>④ B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水操作の準備が完了すれば、B-充てんポンプ（図2㉗）を起動し、充てん流量（図2㉘）を調整する。</p> <p>⑤ ポンプ起動後、充てん流量、B-充てんポンプ油冷却器及び封水冷却器補機冷却水流量等を確認し、起動状態に異常がないことを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常時に行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。</p>  <p>図4 B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水 概略図</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

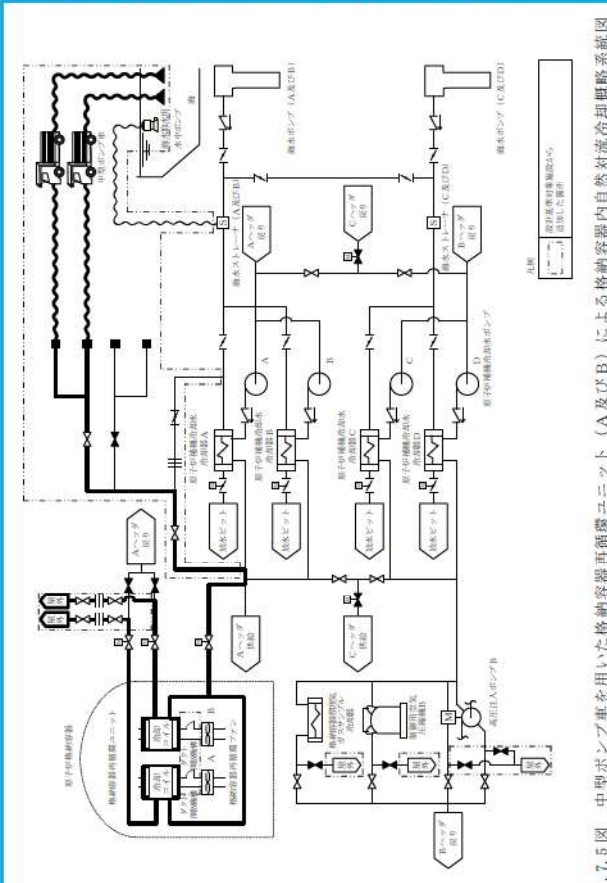
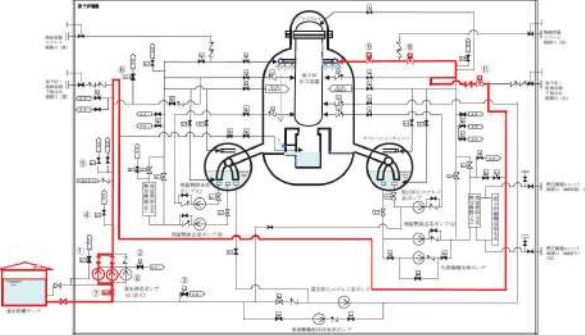
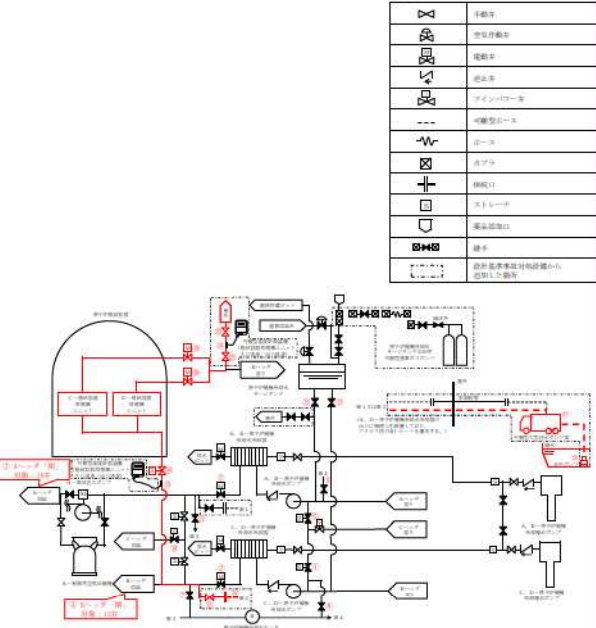
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、復水補給水系を使用した原子炉格納容器代替スプレイによる原子炉格納容器下部への水張りを行う。</p> <p>①復水補給水系から原子炉格納容器までの系統構成として、各隔離弁（第5図①～⑥）を「全閉」、復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁（第5図⑦）を「全開」し、復水移送ポンプ（第5図⑧）を起動する。</p> <p>②RHR A系格納容器スプレイ隔離弁（第5図⑨）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第5図⑩）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第5図⑪）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が始まったことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計、原子炉格納容器下部水位及びドレイウエル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>	<p>5. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失による格納容器スプレイポンプの機能が喪失した場合、格納容器内自然対流冷却により、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることで原子炉格納容器の過圧破損を防止する。</p> <p>① 可搬型大型送水ポンプ車によるC、D-格納容器再循環ユニットへの海水通水のため、原子炉補機冷却水系の系統構成（図5①～⑬）を「閉」を実施する。</p> <p>② 可搬型ホースを敷設し、原子炉補機冷却水系のホース接続口（図5⑭）と接続する。</p> <p>③ 可搬型大型送水ポンプ車から水中ポンプを取り出し、可搬型ホースと接続後、海水取水箇所水中ポンプを水面より低く、かつ着底しない位置に設置する。（図5⑮）</p> <p>④ C、D-格納容器再循環ユニット冷却水入口及び出口配管に冷却状態監視のため、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）（図5⑯）を取り付ける。</p> <p>⑤ 可搬型大型送水ポンプ車（図5⑰）を起動し、原子炉補機冷却水系への海水通水を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑥ 原子炉補機冷却水系の弁（図5⑱～㉓）を開操作し、C、D-格納容器再循環ユニットへ海水通水を開始する。また、格納容器再循環ユニット補機冷却水流量により海水が通水されていることを確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉補機冷却水系配管接続箇所への可搬型ホース接続作業は、結合金具を用いることで簡便に接続できる。弁操作も通常時に行う運転操作と同等であることから、容易に実施可能である。</p>	

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

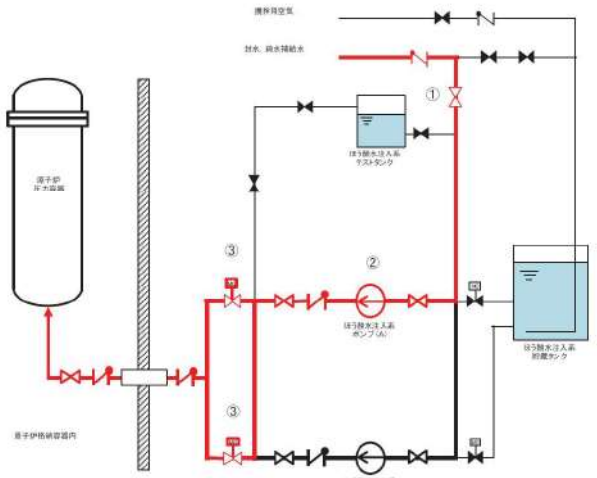
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉 技術的能力まとめ資料 1.7より引用</p>  <p>第1.7.5図 中型ポンプ車を用いた格納容器再循環ユニット(A及びB)による格納容器内自然対流冷却概略系統図</p>	 <p>第5図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水概略図</p>	 <p>図5 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 概略図</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>6. ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>高圧注水系及び高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水機能が喪失した場合、ほう酸水注入系ポンプを使用し、純水補給水系を水源として原子炉圧力容器へ注水を実施する。</p> <p>①原子炉圧力容器への注水のための処置（SLCタンク出口弁A、B自動開信号除外）を行う。</p> <p>②SLC封水入口弁バイパス弁（第6図①）を「全開」し、ほう酸水注入系ポンプ（第6図②）を起動する。</p> <p>③SLC注入電動弁（第6図③）が「全開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されていることを純水タンク水位計にて確認する。</p>  <p>第6図 ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水概略図</p>	<p>6. ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合）</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる可搬型タンクローリーへの燃料補給を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口ラインにホース（図6①）を接続し、可搬型タンクローリー設置箇所まで敷設する。 ② ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ燃料補給するための系統構成（図6②～⑤「閉」、⑥、⑦「開」）を実施する。 ③ 可搬型タンクローリーのマンホールを開放し、ホース先端のドロップパイプを挿入する。 ④ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（図6⑧）を起動し、燃料補給を開始する。 ⑤ 可搬型タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（図6⑧）を停止する。 ⑥ 可搬型タンクローリーのマンホールからドロップパイプを引き抜き、マンホールを閉止し燃料補給を完了する。 	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

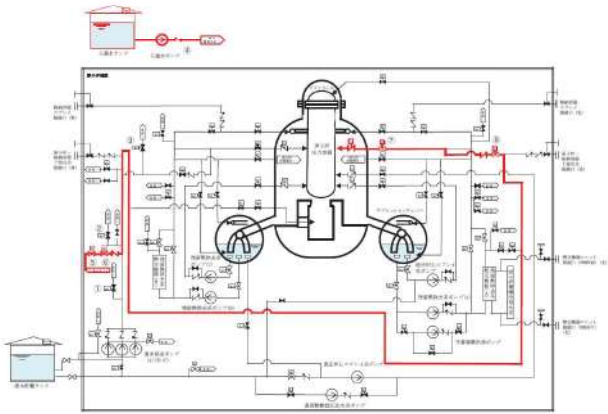
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水については、現場で操作が必要な弁はSLC封水入口弁バイパス弁の「全開」操作だけである。その他の操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p> <div data-bbox="739 311 1355 590" data-label="Image"> <p style="text-align: center;">SLC封水入口弁バイパス弁</p> </div> <div data-bbox="739 606 1075 989" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">【原子炉建屋 地上2階】</p> </div> <p>第7図 ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水時の手動弁配置図</p>	<p>(2) 操作の容易性について</p> <p>弁操作やポンプの起動操作は、通常行う運転操作と同等であるため容易に操作可能である。燃料補給用のホース接続は、継手接続式となっているため、容易かつ確実に接続できる。</p> <div data-bbox="1377 414 1993 949" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">図6 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる可搬型タンクローリーへの燃料補給 概略図</p> </div>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

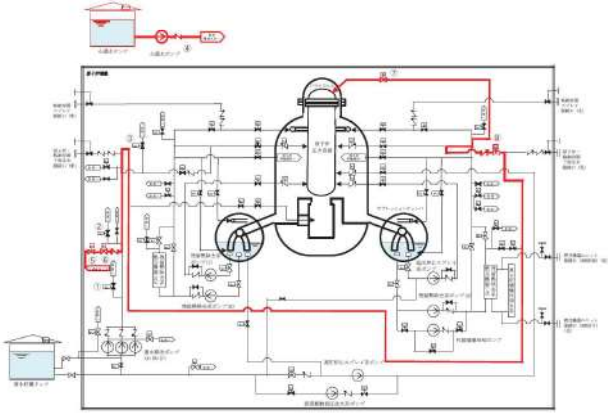
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7. ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、復水給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、代替循環冷却系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉注水機能が喪失し、原子炉水位を維持できない場合、ろ過水系を使用した原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔離弁（第8図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第8図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第8図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第8図⑥）を「全開」する。</p> <p>③RHR A系LPCT注入隔離弁（第8図⑦）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第8図⑧）を「開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを原子炉水位計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第8図 ろ過水ポンプによる原子炉圧力容器への注水概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>8. ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して溶融炉心は原子炉格納容器下部に落下するが、原子炉圧力容器に残存した溶融炉心を冷却するため、ろ過水系により原子炉圧力容器への注水を行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉圧力容器までの系統構成として、各隔離弁（第9図①～③）を「全開」し、ろ過水ポンプ（第9図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第9図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第9図⑥）を「全開」する。</p> <p>③原子炉ヘッドスプレイ注入隔離弁（第9図⑦）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第9図⑧）を「開」し、原子炉圧力容器への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>  <p>第9図 ろ過水ポンプによる残存溶融炉心の冷却概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

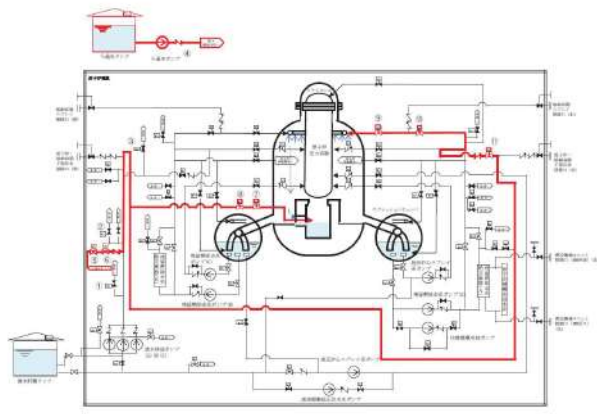
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>9. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>原子炉冷却材喪失時等において、残留熱除去系及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用不能となり原子炉格納容器の除熱機能が喪失した場合、ろ過水を使用した原子炉格納容器内へのスプレイを行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉格納容器までの系統構成として、各隔離弁（第10図①～③）を「全開」し、ろ過水ポンプ（第10図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第10図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第10図⑥）を「全開」する。</p> <p>③【ドライウエル内にスプレイする場合】 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁（第10図⑦）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第10図⑧）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第10図⑨）を「開」する。</p> <p>③【サブプレッションチェンバ内にスプレイする場合】 RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第10図⑨）を「開」、RHR A系S/Cスプレイ隔離弁（第10図⑩）を「全開」する。</p> <p>④原子炉格納容器内へのスプレイが開始されたことを原子炉格納容器圧力計、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p> <div data-bbox="750 901 1355 1316" data-label="Diagram"> </div> <p>第10図 ろ過水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

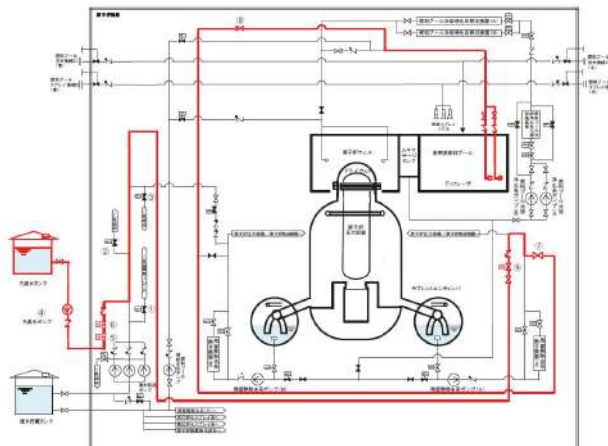
1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10. ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉圧力容器が破損して原子炉格納容器下部に放出される溶融炉心を冷却するため、ベDESTAL注水配管又はスプレイ管の弁を「開」とし、ろ過水系による原子炉格納容器下部への水張りをを行う。</p> <p>①ろ過水系から原子炉格納容器下部までの系統構成として、各隔離弁（第11図①～③）を「全開」し、ろ過水ポンプ（第11図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第11図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第11図⑥）を「全開」する。</p> <p>③【ベDESTAL注水配管使用の場合】</p> <p>原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁（第11図⑦）を「全開」、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁（第11図⑧）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを原子炉格納容器下部注水流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>③【スプレイ管使用の場合】</p> <p>RHR A系格納容器スプレイ隔離弁（第11図⑨）、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁（第11図⑩）を「全開」、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第11図⑪）を「開」し、原子炉格納容器下部への注水が開始されたことを残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量計、原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の位置表示にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能のため、容易に操作可能である。</p>  <p>第11図 ろ過水ポンプによる原子炉格納容器下部への注水概略図</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>11. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>使用済燃料プール水位が低下し、使用済燃料プールの補給が必要な状態にもかかわらず、燃料プール補給水系、残留熱除去系及び燃料プール代替注水系が使用不能で使用済燃料プールへの補給ができない場合において、ろ過水系を使用した使用済燃料プール注水を行う。</p> <p>①ろ過水系から使用済燃料プールまでの系統構成として、各隔離弁（第12図①～③）を「全閉」し、ろ過水ポンプ（第12図④）を起動する。</p> <p>②ろ過水系連絡第一弁（第12図⑤）、ろ過水系連絡第二弁（第12図⑥）を「全開」する。</p> <p>③RHR A系FPC供給連絡弁（第12図⑦）、FPC RHR戻り連絡弁（第12図⑧）を「全開」、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁（第12図⑨）を「開」し、使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール水位計にて確認する。</p>  <p>第12図 ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

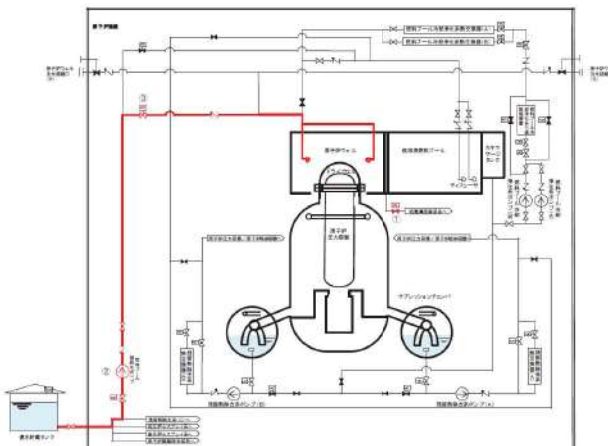
伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 操作の容易性について</p> <p>ろ過水ポンプによる使用済燃料プール注水については、現場で操作が必要な弁はRHR A系（B系）FPC供給連絡弁、FPC RHR戻り連絡弁の2弁の「全開」操作である。その他の操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>【原子炉建屋 地上1階】</p> </div> <p>第13図 ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水時の手動弁配置図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について

伊方発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>12. 原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウエル注水</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉格納容器頂部の破損及び原子炉建屋への水素漏えいを抑制するため、燃料プール補給水系を使用した原子炉ウエルへの水張りを行う。</p> <p>①系統構成として、FPC 使用済燃料プールゲート漏えい検出止め弁（第14図①）を「全閉」し、燃料プール補給水ポンプ（第14図②）を起動する。</p> <p>②FPMUW 原子炉ウエル注入弁（第14図③）を「開」し、原子炉ウエルへの注水が開始されたことを原子炉ウエル水位計にて確認する。</p> <p>(2) 操作の容易性について</p> <p>原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウエルへの注水操作と監視計器の確認については、中央制御室で対応が可能なため、容易に操作可能である。</p>  <p>第14図 原子炉格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウエル注水概略図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.0.3</p> <p>予備品等の確保及び保管場所について</p>	<p>添付資料 1.0.3</p> <p>予備品等の確保及び保管場所について</p> <p style="text-align: center;">＜ 目 次 ＞</p> <p>1. 重要安全施設.....1.0.3-1</p> <p>2. 予備品等の確保.....1.0.3-1</p> <p>3. 予備品等の保管場所.....1.0.3-2</p> <p>第1表 重要安全施設一覧.....1.0.3-3</p> <p>第2表 予備品及び予備品への取替のために必要な機材.....1.0.3-5</p> <p>第1図 予備品等の保管場所及びアクセスルート.....1.0.3-6</p>	<p>添付資料 1.0.3</p> <p>予備品等の確保及び保管場所について</p> <p style="text-align: center;">＜ 目 次 ＞</p> <p>1. 重要安全施設.....1.0.3-1</p> <p>2. 予備品等の確保.....1.0.3-1</p> <p>3. 予備品等の保管場所.....1.0.3-2</p> <p>表1 重要安全施設一覧.....1.0.3-3</p> <p>表2 予備品及び予備品への取替のために必要な機材...1.0.3-5</p> <p>図1 予備品等の保管場所及びアクセスルート.....1.0.3-6</p>	<p>女川との比較において、BWR固有の設備や対応手段であり、泊と比較対象とならない記載内容については、マーキング()を施している。</p> <p>目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、1.0.3-2ページ以降の具体的な内容にて記載する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」のうち、「1.0 共通事項 (2) 復旧作業に係る要求事項①予備品等の確保」において、重要安全施設の適切な予備品等を確保することが規定されている。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「設置許可基準規則」という。)第二条において、「重要安全施設とは、安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものをいう。」とされている。</p> <p>また、設置許可基準規則第十二条の解釈において「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」の機能が示されている。</p> <p>ここでは、これらの重要安全施設のうち、重要安全施設の取替え可能な機器及び部品等に対する予備品及び予備品への取替えのために必要な機材等の選定及び保管場所について記載する。</p> <p>1. 重要安全施設 上記の設置許可基準規則第十二条の解釈の表に規定された安全機能の重要度が特に高い安全機能に対応する具体的な系統・設備を表1に示す。</p> <p>2. 予備品の確保 重大事故等発生後の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。</p> <p>事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能を回復することが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期的には重大事故等対処設備で対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。 復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点^をを踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。 	<p>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」のうち、「1.0 共通事項 (2) 復旧作業に係る要求事項①予備品等の確保」において、重要安全施設の適切な予備品等を確保することが規定されている。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「設置許可基準規則」という。)第二条において、「重要安全施設とは、安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものをいう。」とされている。</p> <p>また、設置許可基準規則第十二条の解釈において「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」の機能が示されている。</p> <p>ここでは、これら重要安全施設のうち、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等に対する予備品及び予備品への取替えのために必要な機材等の確保及び保管場所について記載する。</p> <p>1. 重要安全施設 上記の設置許可基準規則第十二条の解釈の表に規定された安全機能の重要度が特に高い安全機能に対応する具体的な系統・設備を表1に示す。</p> <p>2. 予備品等の確保 重大事故等時の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。</p> <p>事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能を回復することが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期的には重大事故等対処設備で対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。 復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。 <p>上記の方針に適合する系統として、海水ポンプ室に設置している原子炉補機冷却海水系ポンプ及び原子炉建屋に設置している原子炉補機冷却水系統を対象機器として選定し、予備品として保有することで復旧までの時間が短縮でき、成立性の高い作業で機能回復できる機器であり、機械的故障と電気的故障の要因が考えられる原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの電動機及びポンプ部品を予備品として確保する。</p> <p>残留熱除去系については、機能喪失の原因によっては大型機器の</p>	<p>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」のうち、「1.0 共通事項 (2) 復旧作業に係る要求事項①予備品等の確保」において、重要安全施設の適切な予備品等を確保することが規定されている。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「設置許可基準規則」という。)第二条において、「重要安全施設とは、安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものをいう。」とされている。</p> <p>また、設置許可基準規則第十二条の解釈において「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」の機能が示されている。</p> <p>ここでは、これら重要安全施設のうち、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等に対する予備品及び予備品への取替えのために必要な機材等の選定及び保管場所について記載する。</p> <p>1. 重要安全施設 上記の設置許可基準規則第十二条の解釈の表に規定された安全機能の重要度が特に高い安全機能に対応する具体的な系統・設備を表1に示す。</p> <p>2. 予備品等の確保 重大事故等時の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。</p> <p>事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能を回復することが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期的には重大事故等対処設備で対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。 復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。 <p>上記の方針に適合する設備として、循環水ポンプ建屋に設置している原子炉補機冷却海水ポンプを対象機器として選定し、予備品として保有することで復旧までの時間が短縮でき、成立性の高い作業で機能回復できる機器であり、機械的故障と電気的故障の要因が考えられる原子炉補機冷却海水ポンプの電動機を予備品として確保する。</p>	<p>記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品等の確保に努める。</p> <p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ除去等のためのブルドーザ、夜間の対応を想定した照明機器等及びその他の作業環境を想定した資機材を確保する。</p>	<p>交換が必要となり、復旧に時間がかかる場合も想定されるため、残留熱除去系ポンプについても、電動機及びポンプ部品を予備品として確保する。</p> <p>なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。</p> <p>また、予備品への取替え作業に必要な資機材等として、がれき撤去等のためのブルドーザ等の重機、夜間の対応を想定した照明機器その他作業環境を想定した資機材を確保する。</p>	<p>なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。</p> <p>また、予備品への取替え作業に必要な資機材等として、がれき撤去等のためのホイールローダ等の重機、夜間の対応を想定した照明機器、その他作業環境を想定した資機材をあらかじめ確保する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】設備の相違</p> <p>・泊は、段差緩和対策やアクセスルート拡幅等の事前対策により、アクセスルート復旧作業が想定されないが、万一のがれき、土砂、段差等の発生に備え、ホイールローダ及びバックホウを配備する。(島根と同様)</p> <p>【大飯・女川】記載表現の相違</p> <p>泊は、技術的能力1.0まとめ資料1.0.1(2)a.項及び1.0.2(2)a.項と同様に「その他作業環境を想定した資機材をあらかじめ確保する」との表現とした。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 予備品等の保管場所</p> <p>予備品等については、地震による周辺斜面の崩落、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し保管する。</p>	<p>3. 予備品等の保管場所</p> <p>予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水の外部事象の影響を受けにくい場所に重要安全施設との位置的分散を考慮し保管する。</p> <p>保管場所については、可搬型重大事故等対処設備と同じであり、保管場所及び屋外アクセスルートの対策概要については、添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」の「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針(1) 保管場所及びアクセスルートの設定方針」に記載する。</p> <p>なお、設備の復旧作業場所へのアクセスルートについては、第1図に示す複数ルートのうち少なくとも1ルート確保されたアクセスルートを使用して、予備品の保管場所から復旧作業場所へ予備品を移動させて復旧する。</p> <p>また、保管場所及びアクセスルートの点検管理については、添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」に記載している「10. 補足資料(9) 保管場所及び屋外アクセスルートの点検状況について」と同じ点検管理を実施する。</p>	<p>3. 予備品等の保管場所</p> <p>予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し保管する。</p> <p>保管場所については、可搬型重大事故等対処設備と同じであり、保管場所及び屋外アクセスルートの対策概要については、添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」の「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針」に記載する。</p> <p>なお、設備の復旧作業場所へのアクセスルートについては、図1に示す複数ルートのうち少なくとも1ルート確保されたアクセスルートを使用して、予備品の保管場所から復旧作業場所へ予備品を移動させて復旧する。</p> <p>また、保管場所及びアクセスルートの点検管理については、添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」に記載している「10. 補足資料(8) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況」と同じ点検管理を実施する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】飛び先名称の相違</p> <p>【女川】飛び先名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表1 重要安全施設一覧		第1表 重要安全施設一覧		表1 重要安全施設一覧 (1 / 2)		
安全機能 (設置許可基準規則第12条)	系統・設備	安全機能 (設置許可基準規則第十二条)	系統・設備	安全機能 (設置許可基準規則第12条)	系統・設備	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】設計の相違 詳細は引用元にて整理 引用元 ・DB12条 安全施設まとめ資料 別紙1-2
原子炉の緊急停止機能	制御棒・制御棒駆動装置 化学体積制御設備 非常用炉心冷却設備(高圧注入系)	原子炉の緊急停止機能 本臨界維持機能	・制御棒・制御棒駆動水圧系 ・制御棒・制御棒駆動水圧系 ・注う酸水注入系	原子炉の緊急停止機能 本臨界維持機能	・制御棒・制御棒駆動装置 ・制御棒・制御棒駆動装置 ・化学体積制御設備(ほう酸注入機能) ・非常用炉心冷却設備(ほう酸注入機能)	
未臨界維持機能	制御棒・制御棒駆動装置 化学体積制御設備 非常用炉心冷却設備(高圧注入系) 燃料取替用水設備	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	・主蒸気逃がし安全弁(安全弁機能)	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	・加圧器安全弁(開機記)	
原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	1次冷却材設備(加圧器安全弁)	原子炉停止後における除熱のための残留熱除去機能	・残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)* ・高圧炉心スプレイ系 ・主蒸気逃がし安全弁(手動逃がし機能) ・原子炉隔離時冷却系 ・残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)* ・自動減圧系(手動逃がし機能)	原子炉停止後における除熱のための残留熱除去機能	・余熱除去設備	
原子炉停止後における除熱のための残留熱除去機能	余熱除去設備	原子炉停止後における除熱のための二次系からの除熱機能	・原子炉隔離時冷却系 ・高圧炉心スプレイ系	原子炉停止後における除熱のための二次系への補給水機能	・主蒸気設備(蒸気発生器、主蒸気隔離弁、主蒸気安全弁、主蒸気逃がし弁) ・給水設備(蒸気発生器、主給水隔離弁)	
原子炉停止後における除熱のための二次系からの除熱機能	主蒸気設備(蒸気発生器から2次側隔離弁・主蒸気逃がし弁まで) 給水設備(蒸気発生器から2次側隔離弁まで)	原子炉停止後における除熱のための二次系への補給水機能	・原子炉隔離時冷却系 ・高圧炉心スプレイ系	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧時における注水機能	・非常用炉心冷却設備(高圧注入系)	
原子炉停止後における除熱のための二次系への補給水機能	補助給水設備	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧時における注水機能	・主蒸気逃がし安全弁(手動逃がし機能) ・自動減圧系(手動逃がし機能)	原子炉停止後における除熱のための二次系への補給水機能	・非常用炉心冷却設備(高圧注入系)	
事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧時における注水機能	非常用炉心冷却設備(高圧注入系) 燃料取替用水設備 再循環サンブ設備	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低圧時における注水機能	・高圧炉心スプレイ系 ・主蒸気逃がし安全弁(自動減圧系) ・低圧炉心スプレイ系 ・残留熱除去系(高圧注水モード)*	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低圧時における注水機能	・非常用炉心冷却設備(高圧注入系) ・非常用炉心冷却設備(低圧注入系) ・アンユラス空気浄化設備	
事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低圧時における注水機能	非常用炉心冷却設備(高圧注入系) 燃料取替用水設備 再循環サンブ設備	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低圧時における注水機能	・低圧炉心スプレイ系 ・高圧炉心スプレイ系 ・残留熱除去系(低圧注水モード)*	格納容器内または放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能	・原子炉格納容器スプレイ設備	
格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能	格納容器スプレイ設備 アンユラス空気再循環設備	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧時における注水機能	・自動減圧系(主蒸気逃がし安全弁)	格納容器内の可燃性ガス制御機能	—	
格納容器の冷却機能	格納容器スプレイ設備	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧時における注水機能	・自動減圧系(主蒸気逃がし安全弁)	非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	・非常用交流電源設備	
格納容器内の可燃性ガス制御機能	—	格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能	・非常用ガス処理系	非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	・非常用直流電源設備	
非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	非常用内電源系	格納容器の冷却機能	・残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)*	非常用の交流電源機能	・非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機を含む)	
非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	直流電源設備(直流コントロールセンター)	格納容器内の可燃性ガス制御機能	・可燃性ガス濃度制御系	非常用の直流電源機能	・蓄電池(非常用)	
非常用の交流電源機能	ディーゼル発電機	非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	・非常用交流電源設備			
非常用の直流電源機能	直流電源設備(蓄電池設備)	非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	・非常用直流電源設備			

【比較のため、比較表P1.0.3-6より再掲】

非常用の交流電源機能	ディーゼル発電機
非常用の直流電源機能	直流電源設備(蓄電池設備)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>安全機能 (設置許可基準規則第12条)</th> <th>系統・設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用の交流電源機能</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>非常用の直流電源機能</td> <td>直流電源設備(蓄電池設備)</td> </tr> <tr> <td>非常用の計測制御用直流電源機能</td> <td>計測制御用電源設備</td> </tr> <tr> <td>補機冷却機能</td> <td>原子炉補機冷却設備</td> </tr> <tr> <td>冷却用海水供給機能</td> <td>原子炉補機冷却海水設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室非常用換気空調機能</td> <td>換気空調設備(中央制御室非常用循環系統)</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気供給機能</td> <td>制御用空気圧縮設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能</td> <td>原子炉圧力バウンダリ隔離弁</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能</td> <td>原子炉格納容器バウンダリ隔離弁等</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能</td> <td>安全保護系(原子炉保護系設備)</td> </tr> <tr> <td>工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能</td> <td>安全保護系(工学的安全施設等作動設備)</td> </tr> <tr> <td>事故時の原子炉の停止状態の把握機能</td> <td>中性子源領域中性子束 ほう素濃度サンプリング分析 原子炉トリップしゃ断器の状態</td> </tr> <tr> <td>事故時の炉心冷却状態の把握機能</td> <td>1次冷却材温度(広域) 1次冷却材圧力 加圧器水位</td> </tr> <tr> <td>事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能</td> <td>格納容器圧力 格納容器高レンジエリアモニタ</td> </tr> <tr> <td>事故時のプラント操作のための情報の把握機能</td> <td>1次冷却材温度(広域) 1次冷却材圧力 加圧器水位 蒸気発生器水位(狭域、広域) 蒸気ライン圧力 ほう酸タンク水位 燃料取替用水ピット水位 復水ピット水位 格納容器再循環サンプル水位(狭域、広域) 補助給水流量</td> </tr> </tbody> </table>	安全機能 (設置許可基準規則第12条)	系統・設備	非常用の交流電源機能	ディーゼル発電機	非常用の直流電源機能	直流電源設備(蓄電池設備)	非常用の計測制御用直流電源機能	計測制御用電源設備	補機冷却機能	原子炉補機冷却設備	冷却用海水供給機能	原子炉補機冷却海水設備	原子炉制御室非常用換気空調機能	換気空調設備(中央制御室非常用循環系統)	圧縮空気供給機能	制御用空気圧縮設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉圧力バウンダリ隔離弁	原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉格納容器バウンダリ隔離弁等	原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能	安全保護系(原子炉保護系設備)	工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能	安全保護系(工学的安全施設等作動設備)	事故時の原子炉の停止状態の把握機能	中性子源領域中性子束 ほう素濃度サンプリング分析 原子炉トリップしゃ断器の状態	事故時の炉心冷却状態の把握機能	1次冷却材温度(広域) 1次冷却材圧力 加圧器水位	事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能	格納容器圧力 格納容器高レンジエリアモニタ	事故時のプラント操作のための情報の把握機能	1次冷却材温度(広域) 1次冷却材圧力 加圧器水位 蒸気発生器水位(狭域、広域) 蒸気ライン圧力 ほう酸タンク水位 燃料取替用水ピット水位 復水ピット水位 格納容器再循環サンプル水位(狭域、広域) 補助給水流量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>安全機能 (設置許可基準規則第十二条)</th> <th>系統・設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用の計測制御用直流電源機能</td> <td>計測制御用電源設備</td> </tr> <tr> <td>補機冷却機能</td> <td>原子炉補機冷却水系* 高圧炉心スプレイ補機冷却水系</td> </tr> <tr> <td>冷却用海水供給機能</td> <td>原子炉補機冷却海水系* 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室非常用換気空調機能</td> <td>中央制御室換気空調系</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気供給機能</td> <td>主蒸気逃がし安全弁の駆動用空素源 主蒸気隔離弁の駆動用空素源又は駆動用圧縮空気源</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能</td> <td>原子炉格納容器隔離弁</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能</td> <td>原子炉保護系の安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能</td> <td>非常用炉心冷却系作動の安全保護回路 主蒸気隔離の安全保護回路 原子炉格納容器隔離の安全保護回路 非常用ガス処理系作動の安全保護回路 中性子束(差動領域モニタ) 原子炉スクラム用電磁接触器の状態及び制御棒位置</td> </tr> <tr> <td>事故時の炉心冷却状態の把握機能</td> <td>原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉圧力</td> </tr> <tr> <td>事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能</td> <td>ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力 サブプレッションプール水温度 格納容器内部雰囲気放射線モニタ</td> </tr> <tr> <td>事故時のプラント操作のための情報の把握機能</td> <td>原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉圧力 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力 サブプレッションプール水温度 格納容器内部雰囲気水素濃度 格納容器内部雰囲気酸素濃度 気体境界物理設備エリア排気放射線モニタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 予備品(第2表 1. 予備品)を保管する系統</p>	安全機能 (設置許可基準規則第十二条)	系統・設備	非常用の計測制御用直流電源機能	計測制御用電源設備	補機冷却機能	原子炉補機冷却水系* 高圧炉心スプレイ補機冷却水系	冷却用海水供給機能	原子炉補機冷却海水系* 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	原子炉制御室非常用換気空調機能	中央制御室換気空調系	圧縮空気供給機能	主蒸気逃がし安全弁の駆動用空素源 主蒸気隔離弁の駆動用空素源又は駆動用圧縮空気源	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁	原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉格納容器隔離弁	原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能	原子炉保護系の安全保護回路	工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能	非常用炉心冷却系作動の安全保護回路 主蒸気隔離の安全保護回路 原子炉格納容器隔離の安全保護回路 非常用ガス処理系作動の安全保護回路 中性子束(差動領域モニタ) 原子炉スクラム用電磁接触器の状態及び制御棒位置	事故時の炉心冷却状態の把握機能	原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉圧力	事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能	ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力 サブプレッションプール水温度 格納容器内部雰囲気放射線モニタ	事故時のプラント操作のための情報の把握機能	原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉圧力 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力 サブプレッションプール水温度 格納容器内部雰囲気水素濃度 格納容器内部雰囲気酸素濃度 気体境界物理設備エリア排気放射線モニタ	<p>表1 重要安全施設一覧(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>安全機能 (設置許可基準規則第12条)</th> <th>系統・設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用の計測制御用直流電源機能</td> <td>計測制御用電源設備</td> </tr> <tr> <td>補機冷却機能</td> <td>原子炉補機冷却水設備</td> </tr> <tr> <td>冷却用海水供給機能</td> <td>原子炉補機冷却海水設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室非常用換気空調機能</td> <td>換気空調設備(中央制御室非常用循環系)</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気供給機能</td> <td>制御用圧縮空気設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能</td> <td>原子炉格納容器隔離弁</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能</td> <td>原子炉保護系の安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能</td> <td>非常用炉心冷却設備作動の安全保護回路 原子炉格納容器スプレイ作動の安全保護回路 主蒸気ライン隔離の安全保護回路 原子炉格納容器隔離の安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>事故時の原子炉の停止状態の把握機能</td> <td>中性子源領域中性子束 ほう素濃度(サンプリング分析) 原子炉トリップ遮断器の状態</td> </tr> <tr> <td>事故時の炉心冷却状態の把握機能</td> <td>1次冷却材高温側温度(広域) 1次冷却材低温側温度(広域) 1次冷却材圧力 加圧器水位</td> </tr> <tr> <td>事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能</td> <td>格納容器圧力 格納容器高レンジエリアモニタ(低レンジ) 格納容器高レンジエリアモニタ(高レンジ)</td> </tr> <tr> <td>事故時のプラント操作のための情報の把握機能</td> <td>1次冷却材高温側温度(広域) 1次冷却材低温側温度(広域) 1次冷却材圧力 加圧器水位 蒸気発生器水位(広域) 蒸気発生器水位(狭域) 主蒸気ライン圧力 ほう酸タンク水位 燃料取替用水ピット水位 補機給水ピット水位 格納容器再循環サンプル水位(広域) 格納容器再循環サンプル水位(狭域) 補機給水ライン流量</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予備品(表2 1. 予備品)を保管する設備</p>	安全機能 (設置許可基準規則第12条)	系統・設備	非常用の計測制御用直流電源機能	計測制御用電源設備	補機冷却機能	原子炉補機冷却水設備	冷却用海水供給機能	原子炉補機冷却海水設備	原子炉制御室非常用換気空調機能	換気空調設備(中央制御室非常用循環系)	圧縮空気供給機能	制御用圧縮空気設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁	原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉格納容器隔離弁	原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能	原子炉保護系の安全保護回路	工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能	非常用炉心冷却設備作動の安全保護回路 原子炉格納容器スプレイ作動の安全保護回路 主蒸気ライン隔離の安全保護回路 原子炉格納容器隔離の安全保護回路	事故時の原子炉の停止状態の把握機能	中性子源領域中性子束 ほう素濃度(サンプリング分析) 原子炉トリップ遮断器の状態	事故時の炉心冷却状態の把握機能	1次冷却材高温側温度(広域) 1次冷却材低温側温度(広域) 1次冷却材圧力 加圧器水位	事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能	格納容器圧力 格納容器高レンジエリアモニタ(低レンジ) 格納容器高レンジエリアモニタ(高レンジ)	事故時のプラント操作のための情報の把握機能	1次冷却材高温側温度(広域) 1次冷却材低温側温度(広域) 1次冷却材圧力 加圧器水位 蒸気発生器水位(広域) 蒸気発生器水位(狭域) 主蒸気ライン圧力 ほう酸タンク水位 燃料取替用水ピット水位 補機給水ピット水位 格納容器再循環サンプル水位(広域) 格納容器再循環サンプル水位(狭域) 補機給水ライン流量	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計の相違詳細は引用元にて整理 引用元 ・DB12条 安全施設まとめ資料 別紙1-2</p>
安全機能 (設置許可基準規則第12条)	系統・設備																																																																																								
非常用の交流電源機能	ディーゼル発電機																																																																																								
非常用の直流電源機能	直流電源設備(蓄電池設備)																																																																																								
非常用の計測制御用直流電源機能	計測制御用電源設備																																																																																								
補機冷却機能	原子炉補機冷却設備																																																																																								
冷却用海水供給機能	原子炉補機冷却海水設備																																																																																								
原子炉制御室非常用換気空調機能	換気空調設備(中央制御室非常用循環系統)																																																																																								
圧縮空気供給機能	制御用空気圧縮設備																																																																																								
原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉圧力バウンダリ隔離弁																																																																																								
原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉格納容器バウンダリ隔離弁等																																																																																								
原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能	安全保護系(原子炉保護系設備)																																																																																								
工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能	安全保護系(工学的安全施設等作動設備)																																																																																								
事故時の原子炉の停止状態の把握機能	中性子源領域中性子束 ほう素濃度サンプリング分析 原子炉トリップしゃ断器の状態																																																																																								
事故時の炉心冷却状態の把握機能	1次冷却材温度(広域) 1次冷却材圧力 加圧器水位																																																																																								
事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能	格納容器圧力 格納容器高レンジエリアモニタ																																																																																								
事故時のプラント操作のための情報の把握機能	1次冷却材温度(広域) 1次冷却材圧力 加圧器水位 蒸気発生器水位(狭域、広域) 蒸気ライン圧力 ほう酸タンク水位 燃料取替用水ピット水位 復水ピット水位 格納容器再循環サンプル水位(狭域、広域) 補助給水流量																																																																																								
安全機能 (設置許可基準規則第十二条)	系統・設備																																																																																								
非常用の計測制御用直流電源機能	計測制御用電源設備																																																																																								
補機冷却機能	原子炉補機冷却水系* 高圧炉心スプレイ補機冷却水系																																																																																								
冷却用海水供給機能	原子炉補機冷却海水系* 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系																																																																																								
原子炉制御室非常用換気空調機能	中央制御室換気空調系																																																																																								
圧縮空気供給機能	主蒸気逃がし安全弁の駆動用空素源 主蒸気隔離弁の駆動用空素源又は駆動用圧縮空気源																																																																																								
原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁																																																																																								
原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉格納容器隔離弁																																																																																								
原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能	原子炉保護系の安全保護回路																																																																																								
工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能	非常用炉心冷却系作動の安全保護回路 主蒸気隔離の安全保護回路 原子炉格納容器隔離の安全保護回路 非常用ガス処理系作動の安全保護回路 中性子束(差動領域モニタ) 原子炉スクラム用電磁接触器の状態及び制御棒位置																																																																																								
事故時の炉心冷却状態の把握機能	原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉圧力																																																																																								
事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能	ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力 サブプレッションプール水温度 格納容器内部雰囲気放射線モニタ																																																																																								
事故時のプラント操作のための情報の把握機能	原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉圧力 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力 サブプレッションプール水温度 格納容器内部雰囲気水素濃度 格納容器内部雰囲気酸素濃度 気体境界物理設備エリア排気放射線モニタ																																																																																								
安全機能 (設置許可基準規則第12条)	系統・設備																																																																																								
非常用の計測制御用直流電源機能	計測制御用電源設備																																																																																								
補機冷却機能	原子炉補機冷却水設備																																																																																								
冷却用海水供給機能	原子炉補機冷却海水設備																																																																																								
原子炉制御室非常用換気空調機能	換気空調設備(中央制御室非常用循環系)																																																																																								
圧縮空気供給機能	制御用圧縮空気設備																																																																																								
原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁																																																																																								
原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉格納容器隔離弁																																																																																								
原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能	原子炉保護系の安全保護回路																																																																																								
工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能	非常用炉心冷却設備作動の安全保護回路 原子炉格納容器スプレイ作動の安全保護回路 主蒸気ライン隔離の安全保護回路 原子炉格納容器隔離の安全保護回路																																																																																								
事故時の原子炉の停止状態の把握機能	中性子源領域中性子束 ほう素濃度(サンプリング分析) 原子炉トリップ遮断器の状態																																																																																								
事故時の炉心冷却状態の把握機能	1次冷却材高温側温度(広域) 1次冷却材低温側温度(広域) 1次冷却材圧力 加圧器水位																																																																																								
事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能	格納容器圧力 格納容器高レンジエリアモニタ(低レンジ) 格納容器高レンジエリアモニタ(高レンジ)																																																																																								
事故時のプラント操作のための情報の把握機能	1次冷却材高温側温度(広域) 1次冷却材低温側温度(広域) 1次冷却材圧力 加圧器水位 蒸気発生器水位(広域) 蒸気発生器水位(狭域) 主蒸気ライン圧力 ほう酸タンク水位 燃料取替用水ピット水位 補機給水ピット水位 格納容器再循環サンプル水位(広域) 格納容器再循環サンプル水位(狭域) 補機給水ライン流量																																																																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																				
<p>表2 予備品及び予備品への取替のために必要な機材</p> <p>1. 予備品</p> <table border="1" data-bbox="100 303 705 391"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水ポンプモータ</td> <td>全閉外扇形、980kW、10極、6,600V</td> <td>2台</td> <td>E.L. 十約 33m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. ガレキ撤去用重機</p> <table border="1" data-bbox="100 446 705 534"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>D275AX-5 ブレード幅 4.3m ブレード高さ 1.96m</td> <td>1台</td> <td>E.L. 十約 31m</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 作業用照明</p> <table border="1" data-bbox="100 598 705 869"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式照明灯</td> <td>バッテリー式</td> <td>9個</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ヘッドライト</td> <td>乾電池式</td> <td>70個</td> <td>第1サービスビル</td> </tr> <tr> <td>LED懐中電灯</td> <td>乾電池式</td> <td>70個</td> <td>第1サービスビル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	仕様	数量	保管場所	海水ポンプモータ	全閉外扇形、980kW、10極、6,600V	2台	E.L. 十約 33m	名称	仕様	数量	保管場所	ブルドーザ	D275AX-5 ブレード幅 4.3m ブレード高さ 1.96m	1台	E.L. 十約 31m	名称	仕様	数量	保管場所	可搬式照明灯	バッテリー式	9個	中央制御室	ヘッドライト	乾電池式	70個	第1サービスビル	LED懐中電灯	乾電池式	70個	第1サービスビル	<p>第2表 予備品及び予備品への取替のために必要な機材</p> <p>1. 予備品</p> <table border="1" data-bbox="761 279 1332 582"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様</th> <th>数量*</th> <th>保管場所*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ用電動機</td> <td>三相誘導電動機</td> <td>1台</td> <td>緊急時対策建屋</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプポンプ部品</td> <td>-</td> <td>1式</td> <td>緊急時対策建屋</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機</td> <td>三相誘導電動機</td> <td>1台</td> <td>緊急時対策建屋</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプポンプ部品</td> <td>-</td> <td>1式</td> <td>緊急時対策建屋</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ用電動機</td> <td>三相誘導電動機</td> <td>1台</td> <td>緊急時対策建屋</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプポンプ部品</td> <td>-</td> <td>1式</td> <td>緊急時対策建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. がれき撤去用重機</p> <table border="1" data-bbox="761 630 1332 702"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様*</th> <th>数量*</th> <th>保管場所*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>D85EX-15</td> <td>2台</td> <td>第1、第4保管エリア</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>SK-200</td> <td>2台</td> <td>第1、第4保管エリア</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 可搬型照明</p> <table border="1" data-bbox="761 742 1332 933"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電源種別</th> <th>数量*</th> <th>保管場所*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型照明 (SA)</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>7個</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明 (ヘッドライト)</td> <td>乾電池</td> <td>10個</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>100個</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明 (ランタン)</td> <td>乾電池</td> <td>4個</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>60個</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明 (懐中電灯)</td> <td>乾電池</td> <td>10個</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>*仕様、数量、保管場所については、今後の検討により変更となる可能性がある。</p>	名称	仕様	数量*	保管場所*	原子炉補機冷却水ポンプ用電動機	三相誘導電動機	1台	緊急時対策建屋	原子炉補機冷却水ポンプポンプ部品	-	1式	緊急時対策建屋	原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機	三相誘導電動機	1台	緊急時対策建屋	原子炉補機冷却海水ポンプポンプ部品	-	1式	緊急時対策建屋	残留熱除去系ポンプ用電動機	三相誘導電動機	1台	緊急時対策建屋	残留熱除去系ポンプポンプ部品	-	1式	緊急時対策建屋	名称	仕様*	数量*	保管場所*	ブルドーザ	D85EX-15	2台	第1、第4保管エリア	バックホウ	SK-200	2台	第1、第4保管エリア	名称	電源種別	数量*	保管場所*	可搬型照明 (SA)	常設代替交流電源設備	7個	中央制御室	可搬型照明 (ヘッドライト)	乾電池	10個	中央制御室			100個	緊急時対策所	可搬型照明 (ランタン)	乾電池	4個	中央制御室			60個	緊急時対策所	可搬型照明 (懐中電灯)	乾電池	10個	中央制御室	<p>表2 予備品及び予備品への取替のために必要な機材</p> <p>1. 予備品</p> <table border="1" data-bbox="1377 279 1982 359"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機</td> <td>三相誘導電動機、約 310kW(1台当たり)</td> <td>2台</td> <td>51m倉庫・車庫エリア</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. がれき撤去及び段差解消用重機</p> <table border="1" data-bbox="1377 406 1982 534"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>55D7-2 バケット 1.8m²</td> <td>2台</td> <td>1号炉西側 31m エリア、 2号炉東側 31m エリア(b)</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>320E GLC-T6SC バケット 0.8m²</td> <td>2台</td> <td>1号炉西側 31m エリア、 2号炉東側 31m エリア(b)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 可搬型照明</p> <table border="1" data-bbox="1377 582 1982 758"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電源種別</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型照明 (SA)</td> <td>バッテリー</td> <td>4個</td> <td>3号炉中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ヘッドライト</td> <td>乾電池</td> <td>12個</td> <td>3号炉中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>80個</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> </tr> <tr> <td>ワークライト</td> <td>乾電池</td> <td>10個</td> <td>3号炉中央制御室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>80個</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> </tr> <tr> <td>懐中電灯</td> <td>乾電池</td> <td>12個</td> <td>3号炉中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>※仕様、数量、保管場所については、今後の検討により変更となる可能性がある。</p>	名称	仕様	数量	保管場所	原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機	三相誘導電動機、約 310kW(1台当たり)	2台	51m倉庫・車庫エリア	名称	仕様	数量	保管場所	ホイールローダ	55D7-2 バケット 1.8m ²	2台	1号炉西側 31m エリア、 2号炉東側 31m エリア(b)	バックホウ	320E GLC-T6SC バケット 0.8m ²	2台	1号炉西側 31m エリア、 2号炉東側 31m エリア(b)	名称	電源種別	数量	保管場所	可搬型照明 (SA)	バッテリー	4個	3号炉中央制御室	ヘッドライト	乾電池	12個	3号炉中央制御室			80個	緊急時対策所指揮所	ワークライト	乾電池	10個	3号炉中央制御室			80個	緊急時対策所指揮所	懐中電灯	乾電池	12個	3号炉中央制御室	<p>【大飯・女川】設備の相違</p> <p>・泊は、段差緩和対策やアクセスルート拡幅等の事前対策により、アクセスルート復旧作業が想定されないが、万が一のがれき、土砂、段差等の発生に備え、ホイールローダ及びバックホウを配備する。(島根と同様)</p>
名称	仕様	数量	保管場所																																																																																																																																																				
海水ポンプモータ	全閉外扇形、980kW、10極、6,600V	2台	E.L. 十約 33m																																																																																																																																																				
名称	仕様	数量	保管場所																																																																																																																																																				
ブルドーザ	D275AX-5 ブレード幅 4.3m ブレード高さ 1.96m	1台	E.L. 十約 31m																																																																																																																																																				
名称	仕様	数量	保管場所																																																																																																																																																				
可搬式照明灯	バッテリー式	9個	中央制御室																																																																																																																																																				
ヘッドライト	乾電池式	70個	第1サービスビル																																																																																																																																																				
LED懐中電灯	乾電池式	70個	第1サービスビル																																																																																																																																																				
名称	仕様	数量*	保管場所*																																																																																																																																																				
原子炉補機冷却水ポンプ用電動機	三相誘導電動機	1台	緊急時対策建屋																																																																																																																																																				
原子炉補機冷却水ポンプポンプ部品	-	1式	緊急時対策建屋																																																																																																																																																				
原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機	三相誘導電動機	1台	緊急時対策建屋																																																																																																																																																				
原子炉補機冷却海水ポンプポンプ部品	-	1式	緊急時対策建屋																																																																																																																																																				
残留熱除去系ポンプ用電動機	三相誘導電動機	1台	緊急時対策建屋																																																																																																																																																				
残留熱除去系ポンプポンプ部品	-	1式	緊急時対策建屋																																																																																																																																																				
名称	仕様*	数量*	保管場所*																																																																																																																																																				
ブルドーザ	D85EX-15	2台	第1、第4保管エリア																																																																																																																																																				
バックホウ	SK-200	2台	第1、第4保管エリア																																																																																																																																																				
名称	電源種別	数量*	保管場所*																																																																																																																																																				
可搬型照明 (SA)	常設代替交流電源設備	7個	中央制御室																																																																																																																																																				
可搬型照明 (ヘッドライト)	乾電池	10個	中央制御室																																																																																																																																																				
		100個	緊急時対策所																																																																																																																																																				
可搬型照明 (ランタン)	乾電池	4個	中央制御室																																																																																																																																																				
		60個	緊急時対策所																																																																																																																																																				
可搬型照明 (懐中電灯)	乾電池	10個	中央制御室																																																																																																																																																				
名称	仕様	数量	保管場所																																																																																																																																																				
原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機	三相誘導電動機、約 310kW(1台当たり)	2台	51m倉庫・車庫エリア																																																																																																																																																				
名称	仕様	数量	保管場所																																																																																																																																																				
ホイールローダ	55D7-2 バケット 1.8m ²	2台	1号炉西側 31m エリア、 2号炉東側 31m エリア(b)																																																																																																																																																				
バックホウ	320E GLC-T6SC バケット 0.8m ²	2台	1号炉西側 31m エリア、 2号炉東側 31m エリア(b)																																																																																																																																																				
名称	電源種別	数量	保管場所																																																																																																																																																				
可搬型照明 (SA)	バッテリー	4個	3号炉中央制御室																																																																																																																																																				
ヘッドライト	乾電池	12個	3号炉中央制御室																																																																																																																																																				
		80個	緊急時対策所指揮所																																																																																																																																																				
ワークライト	乾電池	10個	3号炉中央制御室																																																																																																																																																				
		80個	緊急時対策所指揮所																																																																																																																																																				
懐中電灯	乾電池	12個	3号炉中央制御室																																																																																																																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.0.4</p> <p>外部からの支援について</p>	<p>添付資料 1.0.4</p> <p>外部からの支援について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材...1.0.4-1</p> <p>(1)重大事故等発生後7日間の対応.....1.0.4-1</p> <p>(2)重大事故等発生後8日目以降の対応.....1.0.4-1</p> <p>2. プラントメーカー及び協力会社による支援.....1.0.4-2</p> <p>(1)プラントメーカーによる支援.....1.0.4-2</p> <p>(2)協力会社による支援.....1.0.4-3</p> <p>3. 原子力事業者による支援.....1.0.4-4</p> <p>4. その他組織による支援.....1.0.4-5</p> <p>5. 原子力事業所災害対策支援拠点.....1.0.4-7</p> <p>第1表 発電所構内に確保している燃料 (事象発生後7日間の対応).....1.0.4-8</p> <p>第2表 放射線管理用資機材等.....1.0.4-9</p> <p>第3表 チェンジングエリア用資機材.....1.0.4-12</p> <p>第4表 その他資機材等(緊急時対策所).....1.0.4-14</p> <p>第5表 原子力災害対策活動で使用する資料 (緊急時対策所).....1.0.4-15</p> <p>第6表 原子力事業者間協力協定に基づき貸与される 原子力防災資機材.....1.0.4-16</p> <p>第7表 原子力事業所災害対策支援拠点における必要な資機材, 通信連絡設備の整備状況等.....1.0.4-17</p> <p>第1図 重大事故等時における発電所外からの支援体制..1.0.4-18</p> <p>第2図 防災組織全体図.....1.0.4-19</p> <p>第3図 原子力事業所災害対策支援拠点 体制図.....1.0.4-20</p> <p>別紙1 プラントメーカー及び協力会社からの支援に関する 合意文書.....1.0.4-別紙1-1</p> <p>別紙2 原子力事業所災害対策支援拠点について....1.0.4-別紙2-1</p>	<p>添付資料 1.0.4</p> <p>外部からの支援について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材...1.0.4-1</p> <p>(1) 重大事故等発生後7日間の対応.....1.0.4-1</p> <p>(2) 重大事故等発生後8日目以降の対応.....1.0.4-1</p> <p>2. 外部からの支援について.....1.0.4-2</p> <p>(1) プラントメーカー及び協力会社による支援.....1.0.4-2</p> <p>(2) 原子力事業者による支援.....1.0.4-4</p> <p>(3) その他組織による支援.....1.0.4-5</p> <p>3. 原子力事業所災害対策支援拠点.....1.0.4-7</p> <p>表1 発電所構内に確保している燃料 (事象発生後7日間の対応).....1.0.4-8</p> <p>表2 放射線管理用資機材等.....1.0.4-9</p> <p>表3 チェンジングエリア用資機材.....1.0.4-12</p> <p>表4 その他資機材等(緊急時対策所指揮所又は 緊急時対策所待機所).....1.0.4-14</p> <p>表5 原子力災害対策活動で使用する資料 (緊急時対策所指揮所).....1.0.4-15</p> <p>表6 原子力事業者間協力協定に基づき貸与される 原子力防災資機材.....1.0.4-16</p> <p>表7 原子力事業所災害対策支援拠点における 必要な資機材、通信連絡設備の整備状況等.....1.0.4-17</p> <p>図1 重大事故等時における発電所外からの支援体制...1.0.4-18</p> <p>図2 防災組織全体図.....1.0.4-19</p> <p>図3 原子力事業所災害対策支援拠点 体制図.....1.0.4-20</p> <p>別紙1 原子力事業所災害対策支援拠点について....1.0.4-別紙1-1</p>	<p>目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、1.0.4-2ページ以降の具体的な内容にて記載する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 事故収束に必要な資機材について</p> <p>復旧作業に必要な燃料は、図1に示すとおり事故発生後7日間までは発電所内に確保しており、それ以降については輸送手段も含め優先的に燃料供給を受けることができる体制とすることとしている。</p> <p>なお、事故発生後7日間の活動に必要な資機材等については、表1～表4に示すとおり緊急時対策等に配備している。</p>	<p>1. 事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材</p> <p>(1) 重大事故等発生後7日間の対応</p> <p>女川原子力発電所では、重大事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するためにあらかじめ用意された手段(重大事故等対処設備、予備品、燃料等)により、重大事故等発生後7日間における事故収束対応を実施する。あらかじめ用意された手段のうち、重大事故等対処設備については、技術的能力1.1「緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」から1.19「通信連絡に関する手順等」にて示す。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な燃料とその考え方については、第1表に示すとおり、外部からの支援なしに重大事故等発生後7日間における必要燃料を上回る数量を発電所内に保有している。必要燃料の数量は、重大事故等対処に必要な設備を重大事故等発生後7日間連続して運用する条件で算出している。女川原子力発電所では、第1表に示す必要燃料合計を上回る保有量を、今後も継続して確保する。</p> <p>放射線管理用資機材及びチェンジングエリア用資機材、その他資機材、原子力災害対策活動で使用する資料の数量とその考え方については、第2～5表に示すとおり、外部からの支援なしに重大事故等発生後7日間の活動に必要な資機材等を緊急時対策等に配備している。重大事故等発生時において、現場作業では作業環境が悪化していることが予想され、重大事故等に対処する要員は環境に応じた放射線防護具を着用する必要がある。このため作業員は、添付資料1.0.13「重大事故等に対処する要員の作業時における装備について」に示す着用基準に従い、これらの資機材の中から必要なものを装備し、作業を実施する。女川原子力発電所では、第2～5表に示す緊急時対策建屋内緊急時対策所及び中央制御室の資機材等を、今後も継続して配備する。</p> <p>重大事故等の対応に必要な水源については、淡水貯水槽等の淡水源に加え、最終的に海水に切り替えることにより水源が枯渇することがないように手順を整備することとしている。具体的には、技術的能力1.13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて示す。</p>	<p>1. 事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材</p> <p>(1) 重大事故等発生後7日間の対応</p> <p>泊発電所では、重大事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するためにあらかじめ用意された手段(重大事故等対処設備、予備品、燃料等)により、重大事故等発生後7日間における事故収束対応を実施する。あらかじめ用意された手段のうち、重大事故等対処設備については、技術的能力1.1「緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」から1.19「通信連絡に関する手順等」にて示す。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な燃料とその考え方については、表1に示すとおり、外部からの支援なしに重大事故等発生後7日間における必要燃料を上回る数量を発電所内に保有している。必要燃料の数量は、重大事故等対処に必要な設備を重大事故等発生後7日間連続して運用する条件で算出している。泊発電所では、表1に示す必要燃料合計を上回る保有量を今後も継続して確保する。</p> <p>放射線管理用資機材及びチェンジングエリア用資機材、その他資機材、原子力災害対策活動で使用する資料の数量とその考え方については、表2～5に示すとおり、外部からの支援なしに重大事故等発生後7日間の活動に必要な資機材等を緊急時対策等に配備している。重大事故等発生時において、現場作業では作業環境が悪化していることが予想され、重大事故等に対処する要員は環境に応じた放射線防護具を着用する必要がある。このため作業員は、添付資料1.0.13「重大事故等に対処する要員の作業時における装備について」に示す着用基準に従い、これらの資機材の中から必要なものを装備し、作業を実施する。泊発電所では、表2～5に示す緊急時対策所及び中央制御室の資機材等を今後も継続して配備する。</p> <p>重大事故等の対応に必要な水源については、補助給水ビット等の淡水源に加え、最終的に海水に切り替えることにより水源が枯渇することがないように手順を整備することとしている。具体的には、技術的能力1.13「重大事故等時」に必要な水の供給手順等」にて示す。</p>	<p>外部からの支援については、炉型に関係なく共通的な事項であることから、最新審査実績である女川と比較する。大飯とは資料構成が大きく異なることから比較せず、マーキング()を施している。</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>記載表現の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>施設名称の相違 記載表現の相違 記載表現の相違</p> <p>・代表的な淡水源を記載しており実質的な差異なし。 ・審査基準改正に伴う修正</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料より引用</p> <p>(2) 重大事故等発生後7日間以降の対応</p> <p>(1) に示す手段により事故発生後7日間は重大事故等に対処し、7日間以降については、以下に示すとおり、発電所外から継続的に支援を受けることができる体制を整備している。</p> <p>発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備(電源車、通信連絡設備)、主要な設備の取替部品及び燃料等について支援を受けることにより、発電所内に配備する重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事故発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。</p> <p>島根発電所2号炉まとめ資料より引用</p> <p>さらに、現在、他の原子力事業者と、原子力災害発生時における設備及び資機材の融通に向けた検討を進めており、各社が保有する主な設備及び資機材のデータベースを整備し、事業者間でそのリストを共有するとともに、随時、更新を図っている。</p> <p>2. 外部からの支援について</p> <p>(1) プラントメーカー及び協力会社等による支援</p> <p>重大事故等発生時における外部からの支援については、プラントメーカー及び協力会社等から重大事故等発生後に現場操作対応等を実施する要員(重大事故等対策要員含む)派遣や事故収束に向けた対策立案等の技術支援や設備の補修に必要な予備品等の供給及び要員の派遣等について、協議・合意の上、支援計画を定め、災害発生時の技術支援に係る協定を締結し、重大事故等時に必要な支援が受けられる体制を確立する。</p>	<p>(2) 重大事故等発生後8日目以降の対応</p> <p>重大事故等発生後8日目以降の事故収束対応を維持するため、重大事故等発生後6日後までに、あらかじめ選定している候補施設の中から原子力事業所災害対策支援拠点(以下「支援拠点」という。)を選定し、発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材等を支援できる体制を整備している。また、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段、資機材及び燃料を支援できるよう、社内で発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備(消防車、電源車等)、主要な設備の取替部品、食料その他の消耗品も含めた資機材、予備品、燃料等について、継続的な重大事故等対策を実施できるよう重大事故等発生後6日後までに支援できる体制を整備する。</p> <p>さらに現在、他の原子力事業者と、原子力災害発生時における設備及び資機材の融通に向けた検討を進めており、各社が保有する主な設備及び資機材のデータベースを整備中である。</p> <p>2. プラントメーカー及び協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における外部からの支援については、プラントメーカー、協力会社等から重大事故等時に現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案等の技術支援や設備の補修に必要な予備品等の供給及び要員の派遣等について、協議・合意の上、支援計画を定め、災害発生時の技術支援に係る協定を締結し、重大事故等時に必要な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、重大事故等時に放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合においても、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における経験や知見を踏まえ、これらを活用した汚染水処理装置の設置等の対策を行うとともに、プラントメーカーの協力を得ながら対応する。</p>	<p>(2) 重大事故等発生後8日目以降の対応</p> <p>重大事故等発生後8日目以降の事故収束対応を維持するため、重大事故等発生後6日後までに、あらかじめ選定している候補施設の中から原子力事業所災害対策支援拠点(以下「支援拠点」という。)を選定し、発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料、資機材等を支援できる体制を整備している。また、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段、資機材及び燃料を支援できるよう、社内で発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備(通信連絡設備、電源車等)、主要な設備の取替部品、食料その他の消耗品も含めた資機材、予備品、燃料等について、継続的な重大事故等対策を実施できるよう重大事故等発生後6日後までに支援できる体制を整備する。</p> <p>さらに現在、他の原子力事業者と、原子力災害発生時における設備及び資機材の融通に向けた検討を進めており、各社が保有する主な設備及び資機材のデータベースを整備し、事業者間でそのリストを共有するとともに、随時、更新を図っている。</p> <p>2. 外部からの支援について</p> <p>(1) プラントメーカー及び協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における外部からの支援については、プラントメーカー、協力会社等から重大事故等時に現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案等の技術支援や設備の補修に必要な予備品等の供給及び要員の派遣等について、協議・合意の上、支援計画を定め、災害発生時の技術支援に係る協定を締結し、重大事故等時に必要な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、重大事故等時に放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合においても、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における経験や知見を踏まえ、これらを活用した汚染水処理装置の設置等の対策を行うとともに、プラントメーカーの協力を得ながら対応する。</p>	<p>相違理由</p> <p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、通信連絡設備、電源車を選定している。(伊方、島根と同様) <p>記載表現の相違(島根と同様)</p> <p>既に、2021年3月より他の原子力事業者が保有する主な設備及び資機材のデータベースの整備並びに事業者間でのリストの共有を実施していることから、記載表現が相違している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>① プラントメーカーによる支援</p> <p>原子力災害発生時において、当社が実施する事態収束活動を円滑に実施するため、設備の設計根拠や機器の詳細な情報、事故収束手段及び復旧対策を迅速に得られるようプラントメーカー(三菱重工工業株式会社、三菱電機株式会社)との間で支援体制を整備している。</p> <p>a. 支援体制</p> <p>(a) 災害発生時にプラントメーカー幹部をトップとした、即決できる緊急時対応体制として、三菱緊急時原子力安全対策センターを設置。 (所在地:兵庫県神戸市)</p> <p>(b) プラントメーカーの総力を結集した技術者 400~500 人規模の体制を整備。</p> <p>b. 役割</p> <p>(a) 緊急時の大飯発電所の安全確保のため、プラントメーカー総指令本部として発電所の事故対応を支援</p> <p>(b) 緊急時に、設計根拠や機器の詳細な情報提供するとともにプラント状況に応じた事故収束手段、復旧対策の早急な検討・技術支援を実施。</p> <p>② (株)原子力安全システム研究所(以下、INSSという。)による支援</p> <p>原子力防災体制が発令された場合に実施する事象進展予測に係る協力が得られるよう、INSSとの間で支援体制を整備している。</p> <p>a. 支援体制</p> <p>原子力防災体制を発令した場合における連絡責任者を定め、協力要員の派遣、資機材の貸与等必要な支援が得られる体制と</p>	<p>なお、プラントメーカー、協力的会社、燃料供給会社等から支援を受ける場合に必要となる資機材については、あらかじめ緊急時対策所に確保している資機材の余裕分を活用すると合わせ、必要に応じて資機材の追加調達を本店対策本部に要請して調達する。</p> <p>(1) プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収束活動を円滑に実施するため、プラントの状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるよう、プラントメーカー(東芝エネルギーシステムズ株式会社、日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社)との間で支援体制を整備するとともに、平常時から必要な連絡体制を整備している。</p> <p>また、事故対応が長期に及んだ場合においても交替要員等の継続的に支援が得られる体制としている。本支援に関するプラントメーカーとの合意文書を別紙1に示す。</p> <p>a. 支援体制</p> <p>(平時体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の技術支援のため、本店とプラントメーカー社員と平時より連絡体制を構築。 <p>(緊急時体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第10条第1項又は第15条第1項に定める事象が発生した場合に技術支援を要請。 緊急時の状況評価及び復旧対策に関する助言、電気・機械・計装設備、その他の技術的情報を提供等により当社を支援。 中長期対応として、プラントメーカー本社等における1,200名規模の技術支援体制を構築。 技術支援については、本店対策本部のみならず、必要に応じて発電所対策本部でも実施可能。 	<p>なお、プラントメーカー、協力的会社、燃料供給会社等から支援を受ける場合に必要となる資機材については、あらかじめ緊急時対策所に確保している資機材の余裕分を活用すると合わせ、必要に応じて資機材の追加調達を本店対策本部に要請して調達する。</p> <p>① プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収束活動を円滑に実施するため、プラントの状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるよう、プラントメーカー(三菱重工工業株式会社、三菱電機株式会社)との間で支援体制を整備するとともに、平常時から必要な連絡体制を整備している。</p> <p>また、事故対応が長期に及んだ場合においても交代要員等の継続的に支援が得られる体制としている。</p> <p>a. 支援体制</p> <p>(平時体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の技術支援のため、本店とプラントメーカー社員と平時より連絡体制を構築。 <p>(緊急時体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第10条第1項又は第15条第1項に定める事象が発生した場合に技術支援を要請。 緊急時の状況評価及び復旧対策に関する助言、電気・機械・計装設備、その他の技術的情報を提供等により当社を支援。 中長期対応として、プラントメーカー本社等における400~500名規模の技術支援体制を構築。 技術支援については、本店対策本部のみならず、必要に応じて発電所対策本部でも実施可能。 	<p>相違理由</p> <p>プラントメーカーの相違</p> <p>用語の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は法令用語とした。(以降、相違理由を省略) <p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、プラントメーカーとの合意文章について記載しない事とした。(大飯、島根と同様) <p>支援人数の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>している。</p> <p>b. 役割</p> <p>以下に係る協力活動を実施する。</p> <p>(a)放射性物質の放出の見通しに関する事項</p> <p>(b)事態の今後の見通しに関する事項</p> <p>(c)その他事象進展予測を実施する上で必要な事項</p> <p>具体的には、当社との協定に基づき、美浜町の原子力事業本部に設置される本店対策本部へ技術者2名程度を派遣する。これらの技術者は、MAAPコードをベースとする事象進展予測ツール、発電所構内の線量率を評価する解析ツール等を用いて、本店対策本部(原子力事業本部)に安全支援係を通じて事象進展予測、放射線影響予測等の評価結果の情報を提供する。</p> <p>なお、INSは、当社の原子力総合防災訓練に毎年参加し、訓練での事故シナリオについて事象進展予測と線量評価を実際に行い、連携強化を図っている。原子力事業本部は、発電所、本店(中之島)等と接続されるTV会議等のなかでこれらの情報を適宜提供する。</p> <p>③ 協力会社による支援</p> <p>協力会社とは、原子力災害発生時において、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう支援体制を整備している。当社が実施する事態収拾活動を円滑に実施するため、平常時より必要な連絡体制を整備している。</p> <p>協力会社の支援体制については、高線量下においても支援を要請できる体制を整えている。なお、協力会社の支援については、要員の人命及び身体の安全を最優先にした放射線管理を行う。</p> <p>また、事故発生後6日間以降の事故収束対応に対する支援に関しては、事故対応が長期に及んだ場合においても交代要員等の継続的な派遣を得られる体制とする。</p>	<p>(2) 協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収束活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう、協力会社と支援内容に関する覚書等を締結し、支援体制を整備するとともに、平常時より必要な連絡体制を整備する。</p> <p>協力会社の支援については、重大事故等時においても支援を要請できる体制とし、協力会社要員の人命及び身体の安全を最優先にした放射線管理を行う。</p> <p>また、事故対応が中長期に及んだ場合においても交替要員等の継続的な派遣を得られる体制とする。本支援に関する協力会社との合意文書を別紙1に示す。</p> <p>a. 放射線測定、管理業務等の支援体制</p> <p>重大事故等時における放射線測定、管理業務の実施について、協力会社と合意文書を締結している。</p> <p>b. 緊急時に係る設備の修理・復旧等の支援体制</p> <p>重大事故等時における、以下に示す設備の修理・復旧等の作業に関する支援協力について協力会社と合意文書を締結している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等による原子力災害等の事象発生防止及び発生後の応急復旧対応支援 ・資機材輸送対応 ・放射線測定及び管理対応 ・環境モニタリング対応 ・化学分析対応 ・放射線計測器類保守対応 ・アクセス道路における除雪 	<p>② 協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収束活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう、協力会社と支援内容に関する覚書等を締結し、支援体制を整備するとともに、平常時より必要な連絡体制を整備する。</p> <p>協力会社の支援については、重大事故等時においても支援を要請できる体制とし、協力会社要員の人命及び身体の安全を最優先にした放射線管理を行う。</p> <p>また、事故対応が中長期に及んだ場合においても交代要員等の継続的な派遣を得られる体制とする。</p> <p>a. 放射線測定、管理業務等の支援体制</p> <p>重大事故等時における放射線測定、管理業務の実施について、協力会社と合意文書を締結している。</p> <p>b. 緊急時に係る設備の修理・復旧等の支援体制</p> <p>重大事故等時における、以下に示す設備の修理・復旧等の作業に関する支援協力について協力会社と合意文書を締結している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等による原子力災害等の事象発生防止及び発生後の応急復旧対応支援 ・資機材輸送対応 ・放射線測定及び管理対応 ・環境モニタリング対応 ・化学分析対応 ・放射線計測器類保守対応 ・アクセス道路における除雪 	<p>記載内容の相違</p> <p>・泊は、協力会社との合意文章について記載しない事とした。(大飯、島根と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料より引用</p> <p>ヘリコプターによる空輸を実施する場合は、高松空港(香川県高松市)に常駐のヘリコプターを優先して使用し、松山臨時ヘリポート(愛媛県松山市の当社所有敷地)と伊方発電所構内臨時ヘリポート間を往復する。</p> <p>(2) 原子力事業者による支援 上記の協力会社やメーカー等からの支援のほか、「原子力事業者間協力協定」に基づき、他の原子力事業者による発電所周辺地域の環境放射線モニタリング及び汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣や資機材の貸与等の支援を受けることができる。</p>	<p>・アクセス道路におけるがれき、土砂等の撤去 ・アクセス道路における損壊箇所の応急復旧措置 ・給水設備の復旧 ・所内用水の補給</p> <p>c. 資機材及び要員輸送に係る支援体制 女川原子力発電所で重大事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合の陸路による資機材の輸送、空路による資機材及び要員の輸送について、それぞれ協力会社から支援協力が可能な体制を整備する。資機材の輸送に当たっては、陸路による輸送を基本とするが、女川原子力発電所又は重大事故等時に設置される支援拠点へのアクセス道路の寸断等により陸路での資機材、要員の輸送が困難な場合には、空路での輸送も実施する。</p> <p>なお、ヘリコプターによる空輸を実施する場合には、仙台空港(宮城県岩沼市)に常駐のヘリコプターを優先して使用し、発電所構内のヘリポート間を往復する。</p> <p>発電所近隣のヘリポートとしては、災害時の飛行場外離着陸場として石巻市内の1か所について、発電所構内のヘリポートとともに協力会社から東京航空局へ飛行場外離着陸許可申請書を提出し、許可を得ている。</p> <p>d. 燃料調達に係る支援体制 女川原子力発電所に重大事故等が発生した場合又は発生のおそれがある場合における燃料調達手段として、当社と取引のある燃料供給会社の油槽所等から燃料調達が可能な体制を整備する。</p> <p>また、女川原子力発電所の備蓄を強化しており、今後、調達を強化していく。</p> <p>e. 消火、注水活動に係る支援体制 女川原子力発電所の構内(建物内含む。)で火災が発生した場合の消火、発電用原子炉や使用済燃料プール注水活動、復水貯蔵タンク等への水補給に関する活動の支援について協力会社と契約を締結する。</p> <p>なお、消火活動としては平時から、女川原子力発電所内で訓練を実施するとともに、24時間交替勤務体制が取られているため、迅速な初動活動が可能である。</p> <p>3. 原子力事業者による支援 上記のプラントメーカーや協力会社等からの支援のほか、原子力事業者で「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」を締結し、他の原子力事業者による支援を受けられる体制を整備している。</p> <p>「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の内容は以</p>	<p>・アクセス道路におけるがれき、土砂等の撤去 ・アクセス道路における損壊箇所の応急復旧措置 ・給水設備の復旧 ・所内用水の補給</p> <p>c. 資機材及び要員輸送に係る支援体制 泊発電所で重大事故が発生した場合又は発生のおそれがある場合の陸路による資機材の輸送、空路による資機材及び要員の輸送について、それぞれ協力会社から支援協力が可能な体制を整備する。資機材の輸送に当たっては、陸路による輸送を基本とするが、泊発電所又は重大事故等時に設置される支援拠点へのアクセス道路の寸断等により陸路での資機材、要員の輸送が困難な場合には、空路での輸送も実施する。</p> <p>なお、ヘリコプターによる空輸を実施する場合には、丘珠空港(北海道札幌市)に常駐のヘリコプターを優先して使用し、発電所構内のヘリポートと発電所近隣のヘリポート間を往復する。</p> <p>発電所近隣のヘリポートとしては、災害時の飛行場外離着陸場として共和町宮丘地区の1箇所について、発電所構内のヘリポートとともに協力会社から東京航空局へ飛行場外離着陸許可申請書を提出し、許可を得ている。</p> <p>d. 燃料調達に係る支援体制 泊発電所に重大事故等が発生した場合又は発生のおそれがある場合における燃料調達手段として、当社と取引のある燃料供給会社の油槽所等から燃料調達が可能な体制を整備する。</p> <p>また、泊発電所の備蓄を強化しており、今後、調達を強化していく。</p> <p>e. 消火、注水活動に係る支援体制 泊発電所の構内(建屋内含む。)で火災が発生した場合の消火、発電用原子炉や原子炉格納容器、使用済燃料ビット注水活動、タンク等への水補給に関する活動の支援について協力会社と契約を締結する。</p> <p>なお、消火活動としては平時から、泊発電所内で訓練を実施するとともに、24時間交代勤務体制が取られているため、迅速な初動活動が可能である。</p> <p>(2) 原子力事業者による支援 上記のプラントメーカーや協力会社等からの支援のほか、原子力事業者で「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」を締結し、他の原子力事業者による支援を受けられる体制を整備している。</p> <p>「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の内容は以</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>名称の相違 記載内容の相違 ・ヘリポート位置の相違(伊方同様)</p> <p>名称の相違 記載表現の相違 (以降、相違理由を省略)</p> <p>名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>下のとおり。</p> <p>(目的) 国内原子力事業所(事業所外運搬を含む。)において、原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努める。</p> <p>(情報連絡) ・各社の原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生した場合、速やかにその情報を他の原子力事業者に連絡する。</p> <p>(協力要請) ・原災法第10条に基づく通報を実施した場合、直ちに他の協定事業者に協力要員の派遣及び資機材の貸与に係る協力要請を行う。</p> <p>(協力の内容) 協力事業者は、発災事業者からの協力要請に基づき、原子力事業所災害対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、以下の措置を講ずる。 ・環境放射線モニタリングに関する協力要員の派遣 ・周辺地域の汚染検査及び汚染除去に関する協力要員の派遣 ・第6表に示す資機材の貸与他</p> <p>(支援本部の活動) ・幹事事業者 発災事業所の場所ごとに、あらかじめ支援本部幹事事業者、支援本部副幹事事業者を設定している(当社女川原子力発電所が発災した場合は、それぞれ東京電力ホールディングス株式会社、日本原燃株式会社としている。) 幹事事業者は副幹事事業者と協力し、協力要員及び貸与された資機材の受入れと協力に係る業務の基地となる原子力事業所支援本部(以下「支援本部」という。)を設置し、運営する。なお、幹事事業者が被災する等、業務の遂行が困難な場合は、副幹事事業者が幹事事業者の任にあたり、幹事事業者以外の事業者の中から副幹事事業者を選出することとしている。また、支援期間が長期化する場合は、幹事事業者、副幹事事業者を交替することができる。 ・支援本部の設置について 当社は、あらかじめ支援本部候補地を3か所程度設定している。発災事業者は、協力を要請する際に、候補地の中から支援本部の設置場所を決定し伝える。 支援本部設置後は、緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)に設置される原子力災害合同対策協議会と連携を取り</p>	<p>下のとおり。</p> <p>(目的) 国内原子力事業所(事業所外運搬を含む。)において、原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努める。</p> <p>(情報連絡) ・各社の原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生した場合、速やかにその情報を他の原子力事業者に連絡する。</p> <p>(協力要請) ・原災法第10条に基づく通報を実施した場合、直ちに他の協定事業者に協力要員の派遣及び資機材の貸与に係る協力要請を行う。</p> <p>(協力の内容) 協力事業者は、発災事業者からの協力要請に基づき、原子力事業所災害対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、以下の措置を講ずる。 ・環境放射線モニタリングに関する協力要員の派遣 ・周辺地域の汚染検査及び汚染除去に関する協力要員の派遣 ・表6に示す資機材の貸与他</p> <p>(支援本部の活動) ・幹事事業者 発災事業所の場所ごとに、あらかじめ支援本部幹事事業者、支援本部副幹事事業者を設定している(当社泊発電所が発災した場合は、それぞれ日本原燃株式会社、電源開発株式会社としている。) 幹事事業者は副幹事事業者と協力し、協力要員及び貸与された資機材の受入れと協力に係る業務の基地となる原子力事業所支援本部(以下「支援本部」という。)を設置し、運営する。なお、幹事事業者が被災する等、業務の遂行が困難な場合は、副幹事事業者が幹事事業者の任にあたり、幹事事業者以外の事業者の中から副幹事事業者を選出することとしている。また、支援期間が長期化する場合は、幹事事業者、副幹事事業者を交代することができる。 ・支援本部の設置について 当社は、あらかじめ支援本部候補地を3箇所程度設定している。発災事業者は、協力を要請する際に、候補地の中から支援本部の設置場所を決定し伝える。 支援本部設置後は、緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)に設置される原子力災害合同対策協議会と連携を取り</p>	<p>名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) その他組織による支援</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故対応の教訓を踏まえ、万一原子力災害が発生した場合に、多様かつ高度な災害対応を行うため、2013年1月に日本原子力発電(株)内組織として原子力緊急事態支援センターを設置している。さらに、支援組織の更なる強化を図るため、2016年3月には原子力緊急事態支援組織を設立し、整備が完了した資機材、施設から順次使用を開始している。全ての施設が完成し、本格運用を開始するのは2016年12月の予定である。</p> <p>なお、原子力緊急事態支援組織への支援要請については、原災法第10条に基づく通報を実施した場合、その情報を原子力緊急事態支援組織に連絡し、事態に応じて資機材の提供等の支援要請を行う。</p> <p>① 原子力緊急事態支援センター</p> <p>役割 : 原子力緊急事態支援組織の本格運用までの期間において、資機材の調達・管理・輸送や操作要員養成訓練の計画・実施を担う。</p> <p>要員 : 9名</p> <p>資機材 : 現場の偵察用ロボット4台、障害物の除去用ロボット1台除染用資機材一式(2016年3月末現在)</p> <p>② 原子力緊急事態支援組織</p> <p>役割 : 原子力緊急事態支援組織の本格運用開始以降、原子力災害発生時において、高放射線量下での作業員の被ばくを可能な限り低減するため、遠隔操作可能なロボット等の資機材を集中的に管理・運用し、高度な災害対応を実施することにより、事故が発生した事業者の収束活動を支援する。</p> <p>要員 : 21名</p> <p>資機材 : 遠隔操作資機材(小型・中型ロボット、小型・大型無線重機、無線ヘリ)、現地活動用資機材(放射線防護用資機材、除染用資機材等)、搬送用車両</p>	<p>ながら、発災事業者との協議の上、各協力事業者に対して具体的な業務の依頼を実施する。</p> <p>4. その他組織による支援</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応の教訓を踏まえ、重大事故等時に多様かつ高度な災害対応を行うため、平成25年1月に日本原子力発電株式会社内の組織として「原子力緊急事態支援センター」を原子力事業者共同で設置した。</p> <p>原子力緊急事態支援センターでは、平時から遠隔操作が可能なロボットの操作訓練等を実施しており、当社要員も参加しロボット操作技術等を習得させる等、原子力災害対策活動能力の向上を図っている。</p> <p>その後、更に原子力緊急事態支援センターの強化を図るため、当社を含む原子力事業者と日本原子力発電株式会社との間で「原子力緊急事態支援組織の運営に関する基本協定」を締結し、平成28年3月に「原子力緊急事態支援組織」が設立された。なお、平成28年12月には活動拠点を福井県美浜町の「美浜原子力緊急事態支援センター」に移し、本格運用が開始されている(「原子力緊急事態支援センター」は廃止)。</p> <p>原子力緊急事態支援組織の支援に関する事項は以下のとおり。</p> <p>(支援要請)</p> <p>発災事業者は、原災法第10条に基づく通報後、速やかにその情報を原子力緊急事態支援組織に連絡するとともに、事態に応じて資機材の提供などの支援要請を行う。</p> <p>(美浜原子力緊急事態支援センターによる支援の内容)</p> <p>美浜原子力緊急事態支援センターは、発災事業者からの支援要請に基づき、美浜原子力緊急事態支援センター要員の安全が確保される範囲において以下の業務を実施することで、発災事業者の事故収束活動を積極的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美浜原子力緊急事態支援センターから支援拠点までの、美浜原子力緊急事態支援センター要員の派遣や資機材の搬送。 ・支援拠点から発災事業所の災害現場までの資機材の搬送。 ・発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動。 ・発災事業者の災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動。 ・支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動。 <p>美浜原子力緊急事態支援センターの支援体制は以下のとおり。</p>	<p>ながら、発災事業者との協議の上、各協力事業者に対して具体的な業務の依頼を実施する。</p> <p>(3) その他組織による支援</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応の教訓を踏まえ、重大事故等時に多様かつ高度な災害対応を行うため、2013年1月に日本原子力発電株式会社内の組織として「原子力緊急事態支援センター」を原子力事業者共同で設置した。</p> <p>原子力緊急事態支援センターでは、平時から遠隔操作が可能なロボットの操作訓練等を実施しており、当社要員も参加しロボット操作技術等を習得させる等、原子力災害対策活動能力の向上を図っている。</p> <p>その後、さらに、原子力緊急事態支援センターの強化を図るため、当社を含む原子力事業者と日本原子力発電株式会社との間で「原子力緊急事態支援組織の運営に関する基本協定」を締結し、2016年3月に「原子力緊急事態支援組織」が設立された。なお、2016年12月には活動拠点を福井県美浜町の「美浜原子力緊急事態支援センター」に移し、本格運用が開始されている(「原子力緊急事態支援センター」は廃止)。</p> <p>原子力緊急事態支援組織の支援に関する事項は以下のとおり。</p> <p>a. 支援要請</p> <p>発災事業者は、原災法第10条に基づく通報後、速やかにその情報を原子力緊急事態支援組織に連絡するとともに、事態に応じて資機材の提供等の支援要請を行う。</p> <p>b. 美浜原子力緊急事態支援センターによる支援の内容</p> <p>美浜原子力緊急事態支援センターは、発災事業者からの支援要請に基づき、美浜原子力緊急事態支援センター要員の安全が確保される範囲において以下の業務を実施することで、発災事業者の事故収束活動を積極的に支援する。</p> <p>(a) 美浜原子力緊急事態支援センターから支援拠点までの、美浜原子力緊急事態支援センター要員の派遣や資機材の搬送。</p> <p>(b) 支援拠点から発災事業所の災害現場までの資機材を搬送。</p> <p>(c) 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動。</p> <p>(d) 発災事業者の災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動。</p> <p>(e) 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動。</p> <p>美浜原子力緊急事態支援センターの支援体制は以下のとおり。</p>	<p>記載表現の相違 (以降、相違理由を省略)</p> <p>記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>支援内容：a. 事故時</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害発生時、事故が発生した事業者からの出動要請を受け、要員・資機材を拠点施設から迅速に搬送する。 事故が発生した事業者と協働し、遠隔操作可能なロボット等を用いて現場状況の偵察、空間線量率の測定、ガレキなど屋外障害物の除去によるアクセスルートの確保、屋内障害物の除去や機材運搬等を行う。 <p>b. 平常時</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の連絡体制(24時間体制)を確保し、出動計画を整備する。 支援組織の要員の技能向上を図り、また原子力事業者各社の対応要員の計画的な育成に係る訓練を実施する。 必要な資機材の調達・維持管理に努める。 	<p>(事故時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害発生時、事故が発生した事業者からの出動要請を受け、要員・資機材を拠点施設から迅速に搬送する。 事故が発生した事業者の指揮の下、協働で遠隔操作可能なロボット等を用いて現場状況の偵察、空間線量率の測定、がれき等屋外障害物の除去によるアクセスルートの確保、屋内障害物の除去や機材運搬等を行う。 <p>(平常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の連絡体制(24時間体制)を確保し、出動計画を整備する。 ロボット等の操作訓練や必要な資機材の調達・維持管理及び訓練等で得られたノウハウや経験に基づく改良を行う。 <p>(要員)</p> <p>21名</p> <p>(資機材)</p> <ul style="list-style-type: none"> 遠隔操作資機材(小型・中型ロボット、小型・大型無線重機、無線小型ヘリコプター) 現地活動用資機材(放射線防護用資機材、放射線管理・除染用資機材、作業用資機材、一般資機材) 搬送用車両(ワゴン車、大型トラック(重機搬送車用)、中型トラック) 	<p>c. 事故時</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 原子力災害発生時、事故が発生した事業者からの出動要請を受け、要員・資機材を拠点施設から迅速に搬送する。 (b) 事故が発生した事業者の指揮の下、協働で遠隔操作可能なロボット等を用いて現場状況の偵察、空間線量率の測定、がれき等屋外障害物の除去によるアクセスルートの確保、屋内障害物の除去や機材運搬等を行う。 <p>d. 平常時</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 緊急時の連絡体制(24時間体制)を確保し、出動計画を整備する。 (b) ロボット等の操作訓練や必要な資機材の調達・維持管理及び訓練等で得られたノウハウや経験に基づく改良を行う。 <p>e. 要員</p> <p>21名</p> <p>f. 資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 遠隔操作資機材(小型・中型ロボット、小型・大型無線重機、無線小型ヘリコプター) (b) 現地活動用資機材(放射線防護用資機材、放射線管理・除染用資機材、作業用資機材、一般資機材) (c) 搬送用車両(ワゴン車、大型トラック(重機搬送)、中型トラック) 	<p>相違理由</p> <p>名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点としてJヴィレッジを活用したことを踏まえ、女川原子力発電所においても同様な機能を配置する候補地点をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保する。候補地点の選定に当たっては、重大事故等時における風向、放射性物質の拡散範囲等を考慮し、女川原子力発電所からの方位、距離(約30km圏内外)が異なる地点を複数選定する。</p> <p>別紙2の第1図に、支援拠点の候補地を記した地図を示す。女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画においては、石巻ヘリポート(宮城県石巻市)、当社本店ビル(宮城県仙台市)、女川地域総合事務所(宮城県女川町)、女川地域総合事務所跡地(宮城県女川町)を支援拠点として定めている。</p> <p>第2図に防災組織全体図を、第3図に支援拠点の体制図を示す。原災法第10条に基づく通報の判断基準に該当する事象が発生した場合、社長は、原子力事業所災害対策の実施を支援するための発電所周辺の拠点として支援拠点の設置を指示する。</p> <p>支援拠点の責任者は、原子力災害の進展状況等を踏まえながら支援活動の準備を実施する。支援拠点の設置場所及び活動場所を、放射性物質が放出された場合の影響、周囲の道路状況等を踏まえた上で決定し、発電所、本店や関係機関と連携をして、発電所における災害対策活動の支援を実施する。</p> <p>また、支援拠点で使用する主な原子力関連資機材は本店等にて確保しており、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備している(第7表)。</p> <p>なお、資機材の消耗品については、初動7日間の対応を可能とする量であり、8日目以降は、原子力事業者間協力協定に基づく支援物資、外部からの購入品等で対応する計画としている。</p>	<p>3. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点としてJヴィレッジを活用したことを踏まえ、泊発電所においても同様な機能を配置する候補地点をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保する。候補地点の選定に当たっては、重大事故等時における風向、放射性物質の拡散範囲等を考慮し、泊発電所からの方位、距離(約30km圏内外)が異なる地点を複数選定する。</p> <p>別紙1の図1に、支援拠点の候補地を記した地図を示す。泊発電所原子力事業者防災業務計画においては、北海道電力ネットワーク株式会社倶知安ネットワークセンター(北海道倶知安町)、北海道電力ネットワーク株式会社倶知安無線局(北海道倶知安町)、北海道電力ネットワーク株式会社所有地(旧変電所用地)(北海道倶知安町)、北海電気工事株式会社小樽支店(北海道小樽市)、北海道電力ネットワーク株式会社余市ネットワークセンター(北海道余市町)、社有地(旧資材置場)(北海道余市町)を支援拠点として定めている。</p> <p>図2に防災組織全体図を、図3に支援拠点の体制図を示す。原災法第10条に基づく通報の判断基準に該当する事象が発生した場合、社長は、原子力事業所災害対策の実施を支援するための発電所周辺の拠点として支援拠点の設置を指示する。</p> <p>原子力班長(原子力部長)は、原子力災害の進展状況等を踏まえながら支援活動の準備を実施する。支援拠点の設置場所及び活動場所を放射性物質が放出された場合の影響、周囲の道路状況等を踏まえた上で決定し、発電所、本店や関係機関と連携をして、発電所における災害対策活動の支援を実施する。</p> <p>また、支援拠点で使用する主な原子力関連資機材は本店及び保管庫にて確保しており、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備している。(表7)</p> <p>なお、資機材の消耗品については、初動7日間の対応を可能とする量であり、8日目以降は、原子力事業者間協力協定に基づく支援物資、外部からの購入品等で対応する計画としている。</p>	<p>支援拠点名称の相違</p> <p>名称の相違</p> <p>保管場所の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉

表1 放射線管理用資機材及びチェンジングエリア用資機材等（緊急時対策所）

品名	保管数		
	緊急時対策所 指揮所 ^{*16}	緊急時対策所 待機場所 ^{*16}	構内保管 ^{*1}
汚染防護服（タイベック）	1,900着 ^{*2}	1,200着 ^{*9}	約6,000着
綿帽子	950個 ^{*3}	600個 ^{*10}	約6,000個
靴下	950足 ^{*3}	600足 ^{*10}	約6,000足
綿手袋	950双 ^{*3}	600双 ^{*10}	約29,000双
ゴム手袋	1,900双 ^{*4}	1,200双 ^{*11}	約27,000双
全面マスク	120個 ^{*5}	90個 ^{*12}	約1,600個
交換カートリッジ （2個で1組）	950組 ^{*6}	600組 ^{*13}	約3,000組
靴カバー	950足 ^{*3}	600足 ^{*10}	約6,000足
長靴	200足 ^{*7}	100足 ^{*14}	約300足
タンクステンベスト	10着 ^{*8}	10着 ^{*8}	20着
可搬型空気浄化装置	2台 ^{*15}	2台 ^{*15}	約14台

- *1：平成27年6月現在の保有数量（構内用）
- *2：指揮所要員65名×7日＋余裕（2重化含む）
- *3：指揮所要員65名×7日＋余裕（2重化含む）
- *4：指揮所要員65名×7日×2重＋余裕
- *5：指揮所要員65名＋余裕
- *6：指揮所要員65名×7回（0-4前後各1回＋その後1日に1回=5回）＋余裕
- *7：指揮所要員65名＋余裕
- *8：指揮者1名＋放射線管理1名＋作業員3名×2班
- *9：待機場所要員41名×7日＋余裕（2重化含む）
- *10：待機場所要員41名×7日＋余裕
- *11：待機場所要員41名×7日×2重＋余裕
- *12：待機場所要員41名＋余裕
- *13：待機場所要員41名×7回（0-4前後各1回＋その後1日に1回=5回）＋余裕
- *14：待機場所要員44名＋余裕
- *15：予備1台含む
- *16：一部近傍資機材倉庫に保管

【比較のため、比較表P1.0.4-17より再掲】

表4 防護具及びチェンジングエリア設置用資機材等（中央制御室）

品名	保管数	考え方
汚染防護服（タイベック）	46着（約6,000着）	運転員等12名×1回（初動対応）＋余裕（2重化含む）
綿帽子	23個（約6,000個）	運転員等12名×1回（初動対応）＋余裕
靴下	23足（約6,000足）	運転員等12名×1回（初動対応）＋余裕
綿手袋	23双（約29,000双）	運転員等12名×1回（初動対応）＋余裕
ゴム手袋	46双（約27,000双）	運転員等12名×2重×1回（初動対応）＋余裕
アノラック	23着（約700着）	運転員等12名×1回（初動対応）＋余裕
全面マスク	23個（約1,600個）	運転員等12名×1回（初動対応）＋余裕
靴カバー	23足（約6,000足）	運転員等12名×1回（初動対応）＋余裕
長靴	10足（約300足）	—
セルフエアセット	2台（約70台）	—
交換カートリッジ（2個/組）	23組（約3,000個）	運転員等12名×1回（初動対応）＋余裕

注：初動対応時に運転員は中央制御室保管の防護用資機材を使用。
 （ ）内は構内保管数。1週間分の防護用資機材は構内保管分を使用。

女川原子力発電所2号炉

第2表 放射線管理用資機材等

○防護具

品名	配備数 ^{※1} /保管容量		
タイベック	2,100着 ^{※1}	147着 ^{※7}	約29,000着
下着（上下セット）	2,100着 ^{※1}	147着 ^{※7}	約6,000着
帽子	2,100個 ^{※1}	147個 ^{※7}	約24,000個
靴下	2,100足 ^{※1}	147足 ^{※7}	約36,000足
綿手袋	2,100双 ^{※1}	147双 ^{※7}	約36,000双
ゴム手袋	4,200双 ^{※2}	294双 ^{※8}	約150,000双
全面マスク	960個 ^{※3}	42個 ^{※9}	約1,800個
電動ファン付き全面マスク	—	7面 ^{※9}	約300面
電動ファン付き全面マスクバッチリ	—	緊急時対策所	約300面
マスク用チャコールフィルタ（2個/セット）	2,100セット ^{※1}	147セット ^{※7}	約8,900セット
EVAスリーブ（上下セット）	1,050セット ^{※4}	74セット ^{※10}	約3,000セット
汚染区域用靴	40足 ^{※5}	8足 ^{※11}	約500足
自給式呼吸器	—	4セット ^{※11}	4セット
耐熱靴	—	3セット ^{※12}	3セット
タンクステンベスト	20着 ^{※6}	4着 ^{※11}	10着

- ※1：60名（本部要員38名＋余裕）×7日及び現場要員40名×6回/日×7日
- ※2：※1×2
- ※3：60名（本部要員38名＋余裕）×3日及び現場要員40名×6回/日×3日（移動による再使用を考慮）
- ※4：（60名（本部要員38名＋余裕）×7日及び現場要員40名×6回/日×7日）×50%（年間降水日数を考慮）
- ※5：現場要員40名（ブルーム通過直後の現場要員）×2
- ※6：現場要員20名（ブルーム通過直後の現場要員）
- ※7：2号炉運転員7名×3回/日×7日
- ※8：※7×2
- ※9：2号炉運転員7名×6日
- ※10：2号炉運転員7名×1日
- ※11：2号炉運転員7名×5回/日×1日
- ※12：2号炉運転員7名×3回/日×7日×50%
- ※13：2号炉運転員のうち現場要員2名×2班×2
- ※14：伊中地区における原子炉格納容器フィルタバント系による格納容器除熱（現場操作）対応者2名＋予備2
- ※15：インターフェイスシステムLOCA対応者2名＋予備1
- ※16：2号炉運転員のうち現場要員2名×2班
- ※17：防護具が不足する場合は、構内より適宜運搬することにより補充する

泊発電所3号炉

表2 放射線管理用資機材等

○防護具

品名	配備数 ^{※1}	配備数 ^{※1} /保管場所		約
		200個 ^{※14}	3号炉中央制御室	
タイベック	1,050着 ^{※1}	50着 ^{※17}	3号炉中央制御室	約2,400着
下着（上下セット）	—	—	—	約400着
帽子	1,050個 ^{※1}	50個 ^{※17}	3号炉中央制御室	約15,000個
靴下	1,050足 ^{※1}	50足 ^{※17}	3号炉中央制御室	約7,000足
綿手袋	1,050双 ^{※1}	50双 ^{※17}	3号炉中央制御室	約33,000双
ゴム手袋	2,100双 ^{※2}	100双 ^{※17}	3号炉中央制御室	約73,000双
全面マスク	1,050個 ^{※1}	100個 ^{※17}	3号炉中央制御室	約800個
電動ファン付きマスク	8個 ^{※3}	10個 ^{※17}	3号炉中央制御室	約90個
全面マスク用チャコールフィルタ（2個/セット）	2,100個 ^{※4}	200個 ^{※14}	3号炉中央制御室	約270個
電動ファン付きマスク用チャコールフィルタ（1個/セット）	8個 ^{※3}	10個 ^{※17}	3号炉中央制御室	約90個
アノラック	830着 ^{※5}	50着 ^{※17}	3号炉中央制御室	約1,800着
長靴	610足 ^{※6}	30足 ^{※17}	3号炉中央制御室	約1,000足
オーバーシューズ（靴カバー）	1,050足 ^{※1}	50足 ^{※17}	3号炉中央制御室	約820足
自給式呼吸器	8台 ^{※7}	15台 ^{※17}	3号炉中央制御室	約72台
圧縮酸素形循環式呼吸器	8台 ^{※8}	—	—	—
タンクステンベスト	20着 ^{※9}	—	—	—

- ※1：100名（本部要員50名＋現場要員30名＋3号炉運転員6名＋余裕）×1.5倍×7日
- ※2：100名（本部要員50名＋現場要員30名＋3号炉運転員6名＋余裕）×2重×1.5倍×7日
- ※3：6名（事務員2名＋放管班員4名）＋余裕
- ※4：100名（本部要員50名＋現場要員30名＋3号炉運転員6名＋余裕）×2倍×1.5倍×7日
- ※5：78名（緊急時対策所の最大収容人数120名－本部要員41名）×1.5倍×7日
- ※6：78名（緊急時対策所の最大収容人数120名－本部要員41名）×1.1倍×7日
- ※7：8名（災害対策要員（支援）6名＋作業要員2名）
- ※8：78名（緊急時対策所の最大収容人数120名－本部要員41名）の10%分
- ※9：8名（現場指揮者1名＋放管班員1名＋作業要員3名×2班）×2セット＋余裕
- ※10：21名（運転員6名＋災害対策要員7名＋災害対策要員（支援）2名＋運転員（交替要員）6名）×1.5倍＋余裕
- ※11：21名（運転員6名＋災害対策要員7名＋災害対策要員（支援）2名＋運転員（交替要員）6名）×1.5倍×2重＋余裕
- ※12：21名（運転員6名＋災害対策要員7名＋災害対策要員（支援）2名＋運転員（交替要員）6名）×2回分（中央制御室内での着崩分）×1.5倍＋余裕
- ※13：8名（運転員6名＋放管班員2名）＋余裕
- ※14：21名（運転員6名＋災害対策要員7名＋災害対策要員（支援）2名＋運転員（交替要員）6名）×2回×2回分（中央制御室内での着崩分）×1.5倍＋余裕
- ※15：21名（運転員6名＋災害対策要員7名＋災害対策要員（支援）2名＋運転員（交替要員）6名）＋余裕
- ※16：15名（運転員6名＋災害対策要員7名＋災害対策要員（支援）2名）
- ※17：防護具が不足する場合は、構内より適宜運搬することにより補充する
- ※18：発電所構内に保管又は配備している数量

引用元

- DB26 条 原子炉制御室等まとめ資料 別添1
- DB34 条 緊急時対策所まとめ資料 別添1

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
<p>○計測器(被ばく管理・汚染管理)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> <th rowspan="2">構内保管^{*1}</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所 指揮所</th> <th>緊急時対策所 待機場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>120台^{*2}</td> <td>90台^{*7}</td> <td>約2,900台</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用 サーベイメータ</td> <td>5台^{*3}</td> <td>5台^{*8}</td> <td>約50台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用 サーベイメータ</td> <td>5台^{*4}</td> <td>5台^{*4}</td> <td>約60台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内 可搬型エリアモニタ</td> <td colspan="2">3台^{*5*}</td> <td>約15台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外 可搬型エリアモニタ</td> <td colspan="2">2台^{*6*}</td> <td>約4台</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}:平成27年6月現在の保有数量(構内用) ^{*2}:指揮所要員65名+余裕 ^{*3}:チェンジングエリアにて使用 ^{*4}:現場作業時に使用 ^{*5}:緊急時対策所にて使用 ^{*6}:原子炉補助建屋内にて使用 ^{*7}:待機場所要員41名+余裕 ^{*8}:予備1台を含む</p>	品名	保管数		構内保管 ^{*1}	緊急時対策所 指揮所	緊急時対策所 待機場所	個人線量計	120台 ^{*2}	90台 ^{*7}	約2,900台	表面汚染密度測定用 サーベイメータ	5台 ^{*3}	5台 ^{*8}	約50台	ガンマ線測定用 サーベイメータ	5台 ^{*4}	5台 ^{*4}	約60台	緊急時対策所内 可搬型エリアモニタ	3台 ^{*5*}		約15台	緊急時対策所外 可搬型エリアモニタ	2台 ^{*6*}		約4台	<p>○計測器(被ばく管理、汚染管理)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="3">配備台数^{*1}/保管場所</th> </tr> <tr> <th>個人線量計</th> <th>電子式検査計</th> <th>ガラスバッジ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>200台^{*1}</td> <td>14台^{*2}</td> <td>14台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>ガラスバッジ</td> <td>200台^{*1}</td> <td>14台^{*2}</td> <td>14台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用 サーベイメータ</td> <td>8台^{*3}</td> <td>4台^{*4}</td> <td>4台^{*4}</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用 サーベイメータ</td> <td>8台^{*3}</td> <td>4台^{*4}</td> <td>4台^{*4}</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>4台^{*4}</td> <td>緊急時対策所</td> <td>4台^{*5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}:100名(本部要員38名+現場要員40名+余裕)×2 ^{*2}:チェンジングエリア用4台(汚染検査を行う放射線管理班員2名分+余裕)+緊急時対策建屋内及び屋外用4台(屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕) ^{*3}:チェンジングエリア用4台(チェンジングエリアのモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕)+緊急時対策建屋内及び屋外用4台(屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕) ^{*4}:緊急時対策所内2台(1台+余裕)+緊急時対策建屋内2台(1台+余裕) ^{*5}:2号炉運転員7名×2 ^{*6}:チェンジングエリア用2台(汚染検査を行う放射線管理班員1名分+余裕)+中央制御室内外用2台(モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕) ^{*7}:チェンジングエリア用2台(モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕)+中央制御室内外用2台(モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕) ^{*8}:中央制御室内2台(1台+余裕)+待機所内2台(1台+余裕) ^{*9}:予備含む(今後、訓練等で見直しを行う。)</p>	品名	配備台数 ^{*1} /保管場所			個人線量計	電子式検査計	ガラスバッジ	個人線量計	200台 ^{*1}	14台 ^{*2}	14台 ^{*2}	ガラスバッジ	200台 ^{*1}	14台 ^{*2}	14台 ^{*2}	表面汚染密度測定用 サーベイメータ	8台 ^{*3}	4台 ^{*4}	4台 ^{*4}	ガンマ線測定用 サーベイメータ	8台 ^{*3}	4台 ^{*4}	4台 ^{*4}	可搬型エリアモニタ	4台 ^{*4}	緊急時対策所	4台 ^{*5}	<p>○計測器(被ばく管理、汚染管理)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="3">配備台数^{*1}/保管場所</th> </tr> <tr> <th>個人線量計</th> <th>ポケット線量計</th> <th>ガラスバッジ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>140台^{*1}</td> <td>140台^{*1}</td> <td>50台^{*5}</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>140台^{*1}</td> <td>140台^{*1}</td> <td>50台^{*5}</td> </tr> <tr> <td>ガラスバッジ</td> <td>140台^{*1}</td> <td>140台^{*1}</td> <td>50台^{*5}</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>10台^{*2}</td> <td>10台^{*2}</td> <td>3台^{*6}</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>10台^{*2}</td> <td>10台^{*2}</td> <td>3台^{*7}</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>4台^{*4}</td> <td>4台^{*4}</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}:60名×2箇所(指揮所、待機所)×1.1倍+余裕 ^{*2}:チェンジングエリア用6台(汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所(指揮所、待機所)+余裕)+緊急時対策所内及び屋外用4台(屋外等のモニタリングを行う放管班員2名+余裕) ^{*3}:チェンジングエリア用4台(汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所(指揮所、待機所))+緊急時対策所内及び屋外用6台(屋外等のモニタリングを行う放管班員2名+余裕) ^{*4}:緊急時対策所指揮所2台(1台+余裕)+緊急時対策所待機所2台(1台+余裕) ^{*5}:31名×1.5倍 ^{*6}:チェンジングエリア用1台(汚染検査を行う放管班員1名分)+中央制御室内用1台(中央制御室内の汚染検査用1台)+余裕 ^{*7}:チェンジングエリア用1台(チェンジングエリア内のモニタリング用1台)+中央制御室内用1台(中央制御室内のモニタリング用1台)+余裕</p>	品名	配備台数 ^{*1} /保管場所			個人線量計	ポケット線量計	ガラスバッジ	個人線量計	140台 ^{*1}	140台 ^{*1}	50台 ^{*5}	ポケット線量計	140台 ^{*1}	140台 ^{*1}	50台 ^{*5}	ガラスバッジ	140台 ^{*1}	140台 ^{*1}	50台 ^{*5}	GM汚染サーベイメータ	10台 ^{*2}	10台 ^{*2}	3台 ^{*6}	電離箱サーベイメータ	10台 ^{*2}	10台 ^{*2}	3台 ^{*7}	可搬型エリアモニタ	4台 ^{*4}	4台 ^{*4}	—	<p>引用元 ・DB26条 原子炉制御室等まとめ資料 別添1 ・DB34条 緊急時対策所まとめ資料 別添1</p>
品名		保管数			構内保管 ^{*1}																																																																																		
	緊急時対策所 指揮所	緊急時対策所 待機場所																																																																																					
個人線量計	120台 ^{*2}	90台 ^{*7}	約2,900台																																																																																				
表面汚染密度測定用 サーベイメータ	5台 ^{*3}	5台 ^{*8}	約50台																																																																																				
ガンマ線測定用 サーベイメータ	5台 ^{*4}	5台 ^{*4}	約60台																																																																																				
緊急時対策所内 可搬型エリアモニタ	3台 ^{*5*}		約15台																																																																																				
緊急時対策所外 可搬型エリアモニタ	2台 ^{*6*}		約4台																																																																																				
品名	配備台数 ^{*1} /保管場所																																																																																						
	個人線量計	電子式検査計	ガラスバッジ																																																																																				
個人線量計	200台 ^{*1}	14台 ^{*2}	14台 ^{*2}																																																																																				
ガラスバッジ	200台 ^{*1}	14台 ^{*2}	14台 ^{*2}																																																																																				
表面汚染密度測定用 サーベイメータ	8台 ^{*3}	4台 ^{*4}	4台 ^{*4}																																																																																				
ガンマ線測定用 サーベイメータ	8台 ^{*3}	4台 ^{*4}	4台 ^{*4}																																																																																				
可搬型エリアモニタ	4台 ^{*4}	緊急時対策所	4台 ^{*5}																																																																																				
品名	配備台数 ^{*1} /保管場所																																																																																						
	個人線量計	ポケット線量計	ガラスバッジ																																																																																				
個人線量計	140台 ^{*1}	140台 ^{*1}	50台 ^{*5}																																																																																				
ポケット線量計	140台 ^{*1}	140台 ^{*1}	50台 ^{*5}																																																																																				
ガラスバッジ	140台 ^{*1}	140台 ^{*1}	50台 ^{*5}																																																																																				
GM汚染サーベイメータ	10台 ^{*2}	10台 ^{*2}	3台 ^{*6}																																																																																				
電離箱サーベイメータ	10台 ^{*2}	10台 ^{*2}	3台 ^{*7}																																																																																				
可搬型エリアモニタ	4台 ^{*4}	4台 ^{*4}	—																																																																																				
<p>【比較のため、比較表P1.0.4-14より再掲】</p> <table border="1"> <caption>表2 食料等(緊急時対策所)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">○食料等</th> <th>保管数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>指揮所には1,680食^{*8}、待機場所には1,260食^{*5}を配備</td> <td>2,940食^{*1}</td> </tr> <tr> <td>水</td> <td>指揮所には840リットル^{*4}、待機場所には630リットル^{*8}を配備</td> <td>1,470リットル^{*2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{(*)1}(指揮所65名+待機場所41名)×3食×7日+余裕 ^{(*)2}(指揮所65名+待機場所41名)×3食×500ミリリットル×7日+余裕 ^{(*)3}指揮所65名×3食×7日+余裕 ^{(*)4}指揮所65名×3食×500ミリリットル×7日+余裕 ^{(*)5}待機場所41名×3食×7日+余裕 ^{(*)6}待機場所41名×3食×500ミリリットル×7日+余裕</p>	○食料等		保管数量	食料	指揮所には1,680食 ^{*8} 、待機場所には1,260食 ^{*5} を配備	2,940食 ^{*1}	水	指揮所には840リットル ^{*4} 、待機場所には630リットル ^{*8} を配備	1,470リットル ^{*2}	<p>○食料等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="3">配備数^{*1}/保管場所</th> </tr> <tr> <th>食料</th> <th>飲料水(1.5リットル)</th> <th>簡易トイレ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料等</td> <td>2,100食^{*1}</td> <td>1,400本^{*2}</td> <td>4,900個^{*3}</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>1,400本^{*2}</td> <td>1,400本^{*2}</td> <td>4,900個^{*3}</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>4,900個^{*3}</td> <td>4,900個^{*3}</td> <td>4,900個^{*3}</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤</td> <td>800錠^{*4}</td> <td>800錠^{*4}</td> <td>800錠^{*4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}:100名(本部要員38名+現場要員40名+余裕)×7日×3食 ^{*2}:100名(本部要員38名+現場要員40名+余裕)×7日×2本(1.5リットル/本) ^{*3}:100名(本部要員38名+現場要員40名+余裕)×(7日/1日×7日)=4,900個 ^{*4}:100名(本部要員38名+現場要員40名+余裕)×(初日2錠+2日目以降1錠/1日×6日)=800錠 ^{*5}:7名(2号炉運転員)×7日×3食 ^{*6}:7名(2号炉運転員)×7日×2本 ^{*7}:7名(2号炉運転員)×(3日/10時間(ブルーム通過中))+余裕=30錠 ^{*8}:7名(2号炉運転員)×(初日2錠+2日目以降1錠/1日×6日)=50錠 ^{*9}:今後、訓練等で見直しを行う。</p>	品名	配備数 ^{*1} /保管場所			食料	飲料水(1.5リットル)	簡易トイレ	食料等	2,100食 ^{*1}	1,400本 ^{*2}	4,900個 ^{*3}	飲料水	1,400本 ^{*2}	1,400本 ^{*2}	4,900個 ^{*3}	簡易トイレ	4,900個 ^{*3}	4,900個 ^{*3}	4,900個 ^{*3}	ヨウ素剤	800錠 ^{*4}	800錠 ^{*4}	800錠 ^{*4}	<p>○食料等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="3">配備数^{*1}/保管場所</th> </tr> <tr> <th>食料</th> <th>飲料水</th> <th>簡易トイレ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料等</td> <td>2,520食^{*1}</td> <td>1,680L^{*2}</td> <td>2式</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>1,680L^{*2}</td> <td>1,680L^{*2}</td> <td>2式</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>2式</td> <td>2式</td> <td>2式</td> </tr> <tr> <td>安定用薬剤</td> <td>2000錠^{*3}</td> <td>2000錠^{*3}</td> <td>2000錠^{*3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}:120名×3食×7日 ^{*2}:120名×4本×0.5L×7日 ^{*3}:120名×2錠×7日+余裕分 ^{*4}:6名(運転員)×3食×7日 ^{*5}:6名(運転員)×4本×0.5L×7日 ^{*6}:6名(運転員)×2錠×7日+余裕分 ^{*7}:今後、訓練等で見直しを行う</p>	品名	配備数 ^{*1} /保管場所			食料	飲料水	簡易トイレ	食料等	2,520食 ^{*1}	1,680L ^{*2}	2式	飲料水	1,680L ^{*2}	1,680L ^{*2}	2式	簡易トイレ	2式	2式	2式	安定用薬剤	2000錠 ^{*3}	2000錠 ^{*3}	2000錠 ^{*3}	<p>相違理由</p>																													
○食料等		保管数量																																																																																					
食料	指揮所には1,680食 ^{*8} 、待機場所には1,260食 ^{*5} を配備	2,940食 ^{*1}																																																																																					
水	指揮所には840リットル ^{*4} 、待機場所には630リットル ^{*8} を配備	1,470リットル ^{*2}																																																																																					
品名	配備数 ^{*1} /保管場所																																																																																						
	食料	飲料水(1.5リットル)	簡易トイレ																																																																																				
食料等	2,100食 ^{*1}	1,400本 ^{*2}	4,900個 ^{*3}																																																																																				
飲料水	1,400本 ^{*2}	1,400本 ^{*2}	4,900個 ^{*3}																																																																																				
簡易トイレ	4,900個 ^{*3}	4,900個 ^{*3}	4,900個 ^{*3}																																																																																				
ヨウ素剤	800錠 ^{*4}	800錠 ^{*4}	800錠 ^{*4}																																																																																				
品名	配備数 ^{*1} /保管場所																																																																																						
	食料	飲料水	簡易トイレ																																																																																				
食料等	2,520食 ^{*1}	1,680L ^{*2}	2式																																																																																				
飲料水	1,680L ^{*2}	1,680L ^{*2}	2式																																																																																				
簡易トイレ	2式	2式	2式																																																																																				
安定用薬剤	2000錠 ^{*3}	2000錠 ^{*3}	2000錠 ^{*3}																																																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)






















1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																															
<p>○緊急時対策所チェンジングエリア設置用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数*1</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所 指揮所</th> <th>緊急時対策所 待機場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>エアビーム製チェンジングエリア</td><td>1式</td><td>1式</td></tr> <tr><td>養生シート</td><td>6本</td><td>6本</td></tr> <tr><td>バリア</td><td>5個</td><td>5個</td></tr> <tr><td>粘着マット</td><td>5個</td><td>5個</td></tr> <tr><td>ゴミ箱(スタンション含む)</td><td>7個</td><td>7個</td></tr> <tr><td>ポリ袋(赤・黄・黒)</td><td>各200枚</td><td>各200枚</td></tr> <tr><td>テープ(白・黒)</td><td>各20巻</td><td>各20巻</td></tr> <tr><td>ウエス</td><td>2箱</td><td>2箱</td></tr> <tr><td>ウェットティッシュ</td><td>10個</td><td>10個</td></tr> <tr><td>はさみ・カッター</td><td>各2本</td><td>各2本</td></tr> <tr><td>マジック</td><td>2本</td><td>2本</td></tr> <tr><td>簡易シャワー</td><td>1台</td><td>1台</td></tr> <tr><td>簡易タンク</td><td>1台</td><td>1台</td></tr> <tr><td>可搬型空気浄化装置(ダクトを含む)</td><td>1式</td><td>1式</td></tr> </tbody> </table> <p>*1:チェンジングエリア設置に必要な数量</p> <p>表2 食料等(緊急時対策所)</p> <p>○食料等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">食料</th> <th>保管数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>2,940食*1 指揮所には1,680食*3、待機場所には1,260食*5を配備</td> </tr> <tr> <td>水</td> <td>1,470リットル*2 指揮所には840リットル*4、待機場所には630リットル*6を配備</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 指揮所65名+待機場所41名×3食×7日+余裕 (※2) 指揮所65名+待機場所41名×3食×500ミリリットル×7日+余裕 (※3) 指揮所65名×3食×7日+余裕 (※4) 指揮所65名×3食×500ミリリットル×7日+余裕 (※5) 待機場所41名×3食×7日+余裕 (※6) 待機場所41名×3食×500ミリリットル×7日+余裕</p>	品名	保管数*1		緊急時対策所 指揮所	緊急時対策所 待機場所	エアビーム製チェンジングエリア	1式	1式	養生シート	6本	6本	バリア	5個	5個	粘着マット	5個	5個	ゴミ箱(スタンション含む)	7個	7個	ポリ袋(赤・黄・黒)	各200枚	各200枚	テープ(白・黒)	各20巻	各20巻	ウエス	2箱	2箱	ウェットティッシュ	10個	10個	はさみ・カッター	各2本	各2本	マジック	2本	2本	簡易シャワー	1台	1台	簡易タンク	1台	1台	可搬型空気浄化装置(ダクトを含む)	1式	1式	食料	保管数量	食料	2,940食*1 指揮所には1,680食*3、待機場所には1,260食*5を配備	水	1,470リットル*2 指揮所には840リットル*4、待機場所には630リットル*6を配備	<p>第3表 チェンジングエリア用資機材</p> <p>(1)緊急時対策所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>相違</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>養生シート(床用)</td><td>8巻*1</td><td rowspan="20">チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量</td></tr> <tr><td>養生シート(壁用)</td><td>12巻*2</td></tr> <tr><td>バリア</td><td>9個*3</td></tr> <tr><td>フェンス</td><td>24枚*4</td></tr> <tr><td>構組シート</td><td>3枚</td></tr> <tr><td>間</td><td>2台</td></tr> <tr><td>ヘルメット掛け</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ゴミ箱</td><td>7個</td></tr> <tr><td>ポリ袋</td><td>100枚</td></tr> <tr><td>テープ</td><td>5巻</td></tr> <tr><td>ウエス</td><td>2箱</td></tr> <tr><td>ウェットティッシュ</td><td>30個</td></tr> <tr><td>はさみ</td><td>3丁</td></tr> <tr><td>カッター</td><td>3本</td></tr> <tr><td>マジック</td><td>3本</td></tr> <tr><td>除染エリア用ハウス</td><td>1式*5</td></tr> <tr><td>簡易シャワー</td><td>1台*6</td></tr> <tr><td>ポリタンク</td><td>1台*7</td></tr> <tr><td>トレイ</td><td>1個</td></tr> <tr><td>バケツ</td><td>2個</td></tr> <tr><td>乾電池内蔵型照明</td><td>6台(予備1台)</td></tr> </tbody> </table> <p>*1:仕様 1,800mm×30m/巻 *2:仕様 2,100mm×25m/巻 *3:仕様 900mm×240mm×235mm/個(アルミ製) *4:仕様 1,200mm×900mm×25mm/枚(アルミ製) *5:仕様 1,100mm×1,100mm×1,950mm/式(折りたたみ式、ポリエスデル製) *6:仕様 タンク容量7.5リットル(手動ポンプ式) *7:仕様 タンク容量20リットル(ポリタンク)</p>	名称	数量	相違	養生シート(床用)	8巻*1	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量	養生シート(壁用)	12巻*2	バリア	9個*3	フェンス	24枚*4	構組シート	3枚	間	2台	ヘルメット掛け	1台	ゴミ箱	7個	ポリ袋	100枚	テープ	5巻	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	30個	はさみ	3丁	カッター	3本	マジック	3本	除染エリア用ハウス	1式*5	簡易シャワー	1台*6	ポリタンク	1台*7	トレイ	1個	バケツ	2個	乾電池内蔵型照明	6台(予備1台)	<p>表3 チェンジングエリア用資機材</p> <p>(1)緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所持機所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>相違</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>養生シート</td><td>6巻*1</td><td rowspan="20">チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量</td></tr> <tr><td>バリア</td><td>6個*2</td></tr> <tr><td>フェンス</td><td>2個*3</td></tr> <tr><td>粘着マット</td><td>20枚</td></tr> <tr><td>乾棚</td><td>2台</td></tr> <tr><td>回収箱</td><td>18個</td></tr> <tr><td>透明ロール袋(大)</td><td>20巻</td></tr> <tr><td>養生テープ</td><td>40巻</td></tr> <tr><td>作業用テープ</td><td>20巻</td></tr> <tr><td>ウエス</td><td>2箱</td></tr> <tr><td>ウェットティッシュ</td><td>200個</td></tr> <tr><td>はさみ</td><td>4個</td></tr> <tr><td>カッター</td><td>4個</td></tr> <tr><td>マジック</td><td>6本</td></tr> <tr><td>除染エリア用ハウス</td><td>2個*4</td></tr> <tr><td>簡易シャワー</td><td>2個*5</td></tr> <tr><td>ポリタンク</td><td>2個*6</td></tr> <tr><td>トレイ</td><td>2個</td></tr> <tr><td>バケツ</td><td>2個</td></tr> <tr><td>可搬型照明</td><td>4台(予備2台)</td></tr> </tbody> </table> <p>*1:仕様 1,800mm×30m/巻(透明・ピンク・黄) *2:仕様 800mm(750mm,900mm)×100mm×150mm/個(アルミ製) *3:仕様 600mm×900mm/個(アルミ製) *4:仕様 1,120mm×1,120mm×2,000mm/個(据付型、不燃シート製) *5:仕様 タンク容量7.5リットル(手動ポンプ式) *6:仕様 タンク容量20リットル(ポリタンク)</p>	名称	数量	相違	養生シート	6巻*1	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量	バリア	6個*2	フェンス	2個*3	粘着マット	20枚	乾棚	2台	回収箱	18個	透明ロール袋(大)	20巻	養生テープ	40巻	作業用テープ	20巻	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	200個	はさみ	4個	カッター	4個	マジック	6本	除染エリア用ハウス	2個*4	簡易シャワー	2個*5	ポリタンク	2個*6	トレイ	2個	バケツ	2個	可搬型照明	4台(予備2台)	<p>引用元 ・DB34条 緊急時対策所まとめ資料 別添1</p>
品名		保管数*1																																																																																																																																																
	緊急時対策所 指揮所	緊急時対策所 待機場所																																																																																																																																																
エアビーム製チェンジングエリア	1式	1式																																																																																																																																																
養生シート	6本	6本																																																																																																																																																
バリア	5個	5個																																																																																																																																																
粘着マット	5個	5個																																																																																																																																																
ゴミ箱(スタンション含む)	7個	7個																																																																																																																																																
ポリ袋(赤・黄・黒)	各200枚	各200枚																																																																																																																																																
テープ(白・黒)	各20巻	各20巻																																																																																																																																																
ウエス	2箱	2箱																																																																																																																																																
ウェットティッシュ	10個	10個																																																																																																																																																
はさみ・カッター	各2本	各2本																																																																																																																																																
マジック	2本	2本																																																																																																																																																
簡易シャワー	1台	1台																																																																																																																																																
簡易タンク	1台	1台																																																																																																																																																
可搬型空気浄化装置(ダクトを含む)	1式	1式																																																																																																																																																
食料	保管数量																																																																																																																																																	
	食料	2,940食*1 指揮所には1,680食*3、待機場所には1,260食*5を配備																																																																																																																																																
水	1,470リットル*2 指揮所には840リットル*4、待機場所には630リットル*6を配備																																																																																																																																																	
名称	数量	相違																																																																																																																																																
養生シート(床用)	8巻*1	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量																																																																																																																																																
養生シート(壁用)	12巻*2																																																																																																																																																	
バリア	9個*3																																																																																																																																																	
フェンス	24枚*4																																																																																																																																																	
構組シート	3枚																																																																																																																																																	
間	2台																																																																																																																																																	
ヘルメット掛け	1台																																																																																																																																																	
ゴミ箱	7個																																																																																																																																																	
ポリ袋	100枚																																																																																																																																																	
テープ	5巻																																																																																																																																																	
ウエス	2箱																																																																																																																																																	
ウェットティッシュ	30個																																																																																																																																																	
はさみ	3丁																																																																																																																																																	
カッター	3本																																																																																																																																																	
マジック	3本																																																																																																																																																	
除染エリア用ハウス	1式*5																																																																																																																																																	
簡易シャワー	1台*6																																																																																																																																																	
ポリタンク	1台*7																																																																																																																																																	
トレイ	1個																																																																																																																																																	
バケツ	2個																																																																																																																																																	
乾電池内蔵型照明	6台(予備1台)																																																																																																																																																	
名称	数量	相違																																																																																																																																																
養生シート	6巻*1	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量																																																																																																																																																
バリア	6個*2																																																																																																																																																	
フェンス	2個*3																																																																																																																																																	
粘着マット	20枚																																																																																																																																																	
乾棚	2台																																																																																																																																																	
回収箱	18個																																																																																																																																																	
透明ロール袋(大)	20巻																																																																																																																																																	
養生テープ	40巻																																																																																																																																																	
作業用テープ	20巻																																																																																																																																																	
ウエス	2箱																																																																																																																																																	
ウェットティッシュ	200個																																																																																																																																																	
はさみ	4個																																																																																																																																																	
カッター	4個																																																																																																																																																	
マジック	6本																																																																																																																																																	
除染エリア用ハウス	2個*4																																																																																																																																																	
簡易シャワー	2個*5																																																																																																																																																	
ポリタンク	2個*6																																																																																																																																																	
トレイ	2個																																																																																																																																																	
バケツ	2個																																																																																																																																																	
可搬型照明	4台(予備2台)																																																																																																																																																	

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																								
<p>【比較のため、比較表P1.0.4-21より再掲】</p> <p>○中央制御室チェンジングエリア設置用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>保管数</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鋼製ボード</td><td>1式</td><td rowspan="14">チェンジングエリア設置に必要な数量</td></tr> <tr><td>養生シート</td><td>6本</td></tr> <tr><td>バリア</td><td>5個</td></tr> <tr><td>粘着マット</td><td>5個</td></tr> <tr><td>ゴミ箱(スタンション含む)</td><td>7個</td></tr> <tr><td>ポリ袋(赤・黄・黒)</td><td>各200枚</td></tr> <tr><td>テープ(白・黒)</td><td>各20巻</td></tr> <tr><td>ウエス</td><td>2箱</td></tr> <tr><td>ウェットティッシュ</td><td>10個</td></tr> <tr><td>はさみ・カッター</td><td>各2本</td></tr> <tr><td>マジック</td><td>2本</td></tr> <tr><td>簡易シャワー</td><td>1台</td></tr> <tr><td>簡易タンク</td><td>1台</td></tr> <tr><td>チェンジングエリア可搬型空気浄化装置(ダクト含む)</td><td>1式</td></tr> </tbody> </table> <p>○その他 資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">仕様等</th> <th colspan="2">台数</th> </tr> <tr> <th>指押所</th> <th>待機場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> ・測定範囲: 0~2.5% ・測定精度: ±0.5%(0.0~25.0%) 【メーカー値】 ・電源: 乾電池(単3形電池)2本【約1年(無警報時)】 ・検知原理: ガルバニ電池式 ・管理目標: 1.9%以上 </td> <td>2台^{※1}</td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td> ・測定範囲: 0~1%^{※2} ・測定精度: ±3%F、S(同一条件) ・電源: 乾電池(単3形電池)4本 ・測定方式: 非分散型赤外線吸収法(NDIR Non Dispersive InfraRed) センサ ・管理目標: 1.0%以下 </td> <td>2台^{※1}</td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。</td> <td>1台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td> ・バッテリー式 ・光源: LED ・連続点灯時間: 1.0時間以上 </td> <td>2台</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。</td> <td>1式</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 予備各1台を含む ※2 0~5%の範囲で測定可能(カタログ値)</p>	品名	保管数	考え方	鋼製ボード	1式	チェンジングエリア設置に必要な数量	養生シート	6本	バリア	5個	粘着マット	5個	ゴミ箱(スタンション含む)	7個	ポリ袋(赤・黄・黒)	各200枚	テープ(白・黒)	各20巻	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	10個	はさみ・カッター	各2本	マジック	2本	簡易シャワー	1台	簡易タンク	1台	チェンジングエリア可搬型空気浄化装置(ダクト含む)	1式	名称	仕様等	台数		指押所	待機場所		・測定範囲: 0~2.5% ・測定精度: ±0.5%(0.0~25.0%) 【メーカー値】 ・電源: 乾電池(単3形電池)2本【約1年(無警報時)】 ・検知原理: ガルバニ電池式 ・管理目標: 1.9%以上	2台 ^{※1}	2台 ^{※1}		・測定範囲: 0~1% ^{※2} ・測定精度: ±3%F、S(同一条件) ・電源: 乾電池(単3形電池)4本 ・測定方式: 非分散型赤外線吸収法(NDIR Non Dispersive InfraRed) センサ ・管理目標: 1.0%以下	2台 ^{※1}	2台 ^{※1}		緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台	-		・バッテリー式 ・光源: LED ・連続点灯時間: 1.0時間以上	2台	2台		ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式	1式	<p>(2)中央制御室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>相違</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>養生シート(床用)</td><td>2巻^{※1}</td><td rowspan="17">チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量</td></tr> <tr><td>養生シート(壁用)</td><td>12巻^{※2}</td></tr> <tr><td>テープ</td><td>20巻</td></tr> <tr><td>粘着シート</td><td>6枚</td></tr> <tr><td>ゴミ箱</td><td>7個</td></tr> <tr><td>ポリ袋</td><td>100枚</td></tr> <tr><td>ウエス</td><td>2箱</td></tr> <tr><td>ウェットティッシュ</td><td>50個</td></tr> <tr><td>はさみ</td><td>3丁</td></tr> <tr><td>カッター</td><td>3本</td></tr> <tr><td>マジック</td><td>3本</td></tr> <tr><td>バリア</td><td>8個^{※3}</td></tr> <tr><td>フェンス</td><td>12枚^{※4}</td></tr> <tr><td>ヘルメット掛け</td><td>2台</td></tr> <tr><td>棚</td><td>2台</td></tr> <tr><td>除染エリア用ハウス</td><td>1式^{※5}</td></tr> <tr><td>簡易シャワー</td><td>1台^{※6}</td></tr> <tr><td>ポリタンク</td><td>1台^{※7}</td></tr> <tr><td>トレイ</td><td>1個</td></tr> <tr><td>バケツ</td><td>2個</td></tr> <tr><td>可搬型空気浄化設備</td><td>1台(予備1台)</td></tr> <tr><td>可搬型空気浄化設備用ダクト</td><td>1式</td></tr> <tr><td>乾電池内蔵型照明</td><td>5台(予備1台)</td></tr> </tbody> </table> <p>※1:仕様 1,800mm×30m/巻 ※2:仕様 2,100mm×25m/巻 ※3:仕様 900mm×240mm×235mm/個(アルミ製) ※4:仕様 1,200mm×1,200mm×25m/枚(アルミ製) ※5:仕様 1,400mm×1,100mm×1,950mm/式(折りたたみ式、ポリエスチル製) ※6:仕様 タンク容量7.5リットル(手動ポンプ式) ※7:仕様 タンク容量20リットル(ポリタンク)</p> <p>第4表 その他資機材等(緊急時対策所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>配備数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td> ・測定範囲: 0~100% ・測定精度: ±0.5%(0~25.0%) ±3.0%(25.1%以上) ・電源: 単3形乾電池4本 ・検知原理: ガルバニ電池式 ・管理目標: 18%以上(労働安全衛生規則を準拠) </td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td> ・測定範囲: 0.04%~5.0% ・測定精度: ±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう ・電源: 単3形乾電池4本 ・検知原理: 非分散型赤外線式(NDIR) ・管理目標: 1.0%以下(労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値) </td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>一般テレビ(回線、機器)</td> <td>報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ(回線、機器)を配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>社内パソコン(回線、機器)</td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ(社内回線)を整備する。</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 予備を含む。</p>	名称	数量	相違	養生シート(床用)	2巻 ^{※1}	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量	養生シート(壁用)	12巻 ^{※2}	テープ	20巻	粘着シート	6枚	ゴミ箱	7個	ポリ袋	100枚	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	50個	はさみ	3丁	カッター	3本	マジック	3本	バリア	8個 ^{※3}	フェンス	12枚 ^{※4}	ヘルメット掛け	2台	棚	2台	除染エリア用ハウス	1式 ^{※5}	簡易シャワー	1台 ^{※6}	ポリタンク	1台 ^{※7}	トレイ	1個	バケツ	2個	可搬型空気浄化設備	1台(予備1台)	可搬型空気浄化設備用ダクト	1式	乾電池内蔵型照明	5台(予備1台)	名称	仕様等	配備数量	酸素濃度計	・測定範囲: 0~100% ・測定精度: ±0.5%(0~25.0%) ±3.0%(25.1%以上) ・電源: 単3形乾電池4本 ・検知原理: ガルバニ電池式 ・管理目標: 18%以上(労働安全衛生規則を準拠)	2台 ^{※1}	二酸化炭素濃度計	・測定範囲: 0.04%~5.0% ・測定精度: ±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう ・電源: 単3形乾電池4本 ・検知原理: 非分散型赤外線式(NDIR) ・管理目標: 1.0%以下(労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値)	2台 ^{※1}	一般テレビ(回線、機器)	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ(回線、機器)を配備する。	1式	社内パソコン(回線、機器)	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ(社内回線)を整備する。	1式	<p>(2)中央制御室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>相違</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>グリーンハウス</td><td>2個</td><td rowspan="16">チェンジングエリア設置及び保修に必要な数量</td></tr> <tr><td>グリーンハウス専用フレーム</td><td>1式</td></tr> <tr><td>養生シート</td><td>9巻^{※1}</td></tr> <tr><td>バリア</td><td>9個^{※2}</td></tr> <tr><td>養生テープ</td><td>20巻</td></tr> <tr><td>作業用テープ</td><td>5巻</td></tr> <tr><td>透明ロール袋(大)</td><td>10巻</td></tr> <tr><td>粘着マット</td><td>10枚</td></tr> <tr><td>ウエス</td><td>1箱</td></tr> <tr><td>ウェットティッシュ</td><td>62個</td></tr> <tr><td>回収箱</td><td>9個</td></tr> <tr><td>はさみ</td><td>2丁</td></tr> <tr><td>カッター</td><td>2本</td></tr> <tr><td>マジック</td><td>2本</td></tr> <tr><td>フェンス</td><td>10枚^{※3}</td></tr> <tr><td>除染エリア用ハウス</td><td>1式^{※4}</td></tr> <tr><td>簡易シャワー</td><td>1台^{※5}</td></tr> <tr><td>ポリタンク</td><td>1台^{※6}</td></tr> <tr><td>トレイ</td><td>1個</td></tr> <tr><td>バケツ</td><td>1個</td></tr> <tr><td>可搬型照明(SA)</td><td>2台(予備1台)</td></tr> </tbody> </table> <p>※1:仕様 1,800mm×30m/巻(透明・ピンク・黄) ※2:仕様 600mm(750mm,900mm)/個 ※3:仕様 600mm(1,200mm)×900mm/枚(アルミ製) ※4:仕様 1,200mm×1,200mm×1,900mm/式(折りたたみ式、ポリエスチル製) ※5:仕様 タンク容量7.5リットル(手動ポンプ式) ※6:仕様 タンク容量20リットル(ポリタンク)</p> <p>表4 その他資機材等(緊急時対策所指押所又は緊急時対策所待機所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> ・測定(使用)範囲 酸素濃度: 0~25.0 vol% 二酸化炭素: 0~5.00 vol% ・指示精度: ±0.7% (酸素), ±0.25% (二酸化炭素) ・電源: 単4形乾電池2本【約20時間(25℃, 無警報, 無照明)】 ・検知原理: 定電位電解式(酸素), 非分散型赤外線吸収法(二酸化炭素) </td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td> ・管理目標 酸素濃度: 19%以上 二酸化炭素濃度: 1.0%以下 ・バッテリー式 ・光源: LED ・連続点灯時間: 10時間 </td> <td>8台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>一般テレビ(回線、機器)</td> <td>報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ(回線、機器)を配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>社内パソコン(回線、機器)</td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ(社内回線)を整備する。</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 緊急時対策所指押所2台(予備1台)、緊急時対策所待機所2台(予備1台) ※2: 緊急時対策所指押所4台、緊急時対策所待機所4台</p>	名称	数量	相違	グリーンハウス	2個	チェンジングエリア設置及び保修に必要な数量	グリーンハウス専用フレーム	1式	養生シート	9巻 ^{※1}	バリア	9個 ^{※2}	養生テープ	20巻	作業用テープ	5巻	透明ロール袋(大)	10巻	粘着マット	10枚	ウエス	1箱	ウェットティッシュ	62個	回収箱	9個	はさみ	2丁	カッター	2本	マジック	2本	フェンス	10枚 ^{※3}	除染エリア用ハウス	1式 ^{※4}	簡易シャワー	1台 ^{※5}	ポリタンク	1台 ^{※6}	トレイ	1個	バケツ	1個	可搬型照明(SA)	2台(予備1台)	名称	仕様等	数量		・測定(使用)範囲 酸素濃度: 0~25.0 vol% 二酸化炭素: 0~5.00 vol% ・指示精度: ±0.7% (酸素), ±0.25% (二酸化炭素) ・電源: 単4形乾電池2本【約20時間(25℃, 無警報, 無照明)】 ・検知原理: 定電位電解式(酸素), 非分散型赤外線吸収法(二酸化炭素)	4台 ^{※1}		・管理目標 酸素濃度: 19%以上 二酸化炭素濃度: 1.0%以下 ・バッテリー式 ・光源: LED ・連続点灯時間: 10時間	8台 ^{※2}	一般テレビ(回線、機器)	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ(回線、機器)を配備する。	1式	社内パソコン(回線、機器)	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ(社内回線)を整備する。	1式	<p>設計の相違 詳細は引用元にて整理 引用元 ・DB26条 原子炉制御室等まとめ資料 別添1</p> <p>記載内容の相違 詳細は引用元にて整理 引用元 ・DB34条 緊急時対策所まとめ資料 別添1</p>
品名	保管数	考え方																																																																																																																																																																																									
鋼製ボード	1式	チェンジングエリア設置に必要な数量																																																																																																																																																																																									
養生シート	6本																																																																																																																																																																																										
バリア	5個																																																																																																																																																																																										
粘着マット	5個																																																																																																																																																																																										
ゴミ箱(スタンション含む)	7個																																																																																																																																																																																										
ポリ袋(赤・黄・黒)	各200枚																																																																																																																																																																																										
テープ(白・黒)	各20巻																																																																																																																																																																																										
ウエス	2箱																																																																																																																																																																																										
ウェットティッシュ	10個																																																																																																																																																																																										
はさみ・カッター	各2本																																																																																																																																																																																										
マジック	2本																																																																																																																																																																																										
簡易シャワー	1台																																																																																																																																																																																										
簡易タンク	1台																																																																																																																																																																																										
チェンジングエリア可搬型空気浄化装置(ダクト含む)	1式																																																																																																																																																																																										
名称	仕様等	台数																																																																																																																																																																																									
		指押所	待機場所																																																																																																																																																																																								
	・測定範囲: 0~2.5% ・測定精度: ±0.5%(0.0~25.0%) 【メーカー値】 ・電源: 乾電池(単3形電池)2本【約1年(無警報時)】 ・検知原理: ガルバニ電池式 ・管理目標: 1.9%以上	2台 ^{※1}	2台 ^{※1}																																																																																																																																																																																								
	・測定範囲: 0~1% ^{※2} ・測定精度: ±3%F、S(同一条件) ・電源: 乾電池(単3形電池)4本 ・測定方式: 非分散型赤外線吸収法(NDIR Non Dispersive InfraRed) センサ ・管理目標: 1.0%以下	2台 ^{※1}	2台 ^{※1}																																																																																																																																																																																								
	緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台	-																																																																																																																																																																																								
	・バッテリー式 ・光源: LED ・連続点灯時間: 1.0時間以上	2台	2台																																																																																																																																																																																								
	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式	1式																																																																																																																																																																																								
名称	数量	相違																																																																																																																																																																																									
養生シート(床用)	2巻 ^{※1}	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量																																																																																																																																																																																									
養生シート(壁用)	12巻 ^{※2}																																																																																																																																																																																										
テープ	20巻																																																																																																																																																																																										
粘着シート	6枚																																																																																																																																																																																										
ゴミ箱	7個																																																																																																																																																																																										
ポリ袋	100枚																																																																																																																																																																																										
ウエス	2箱																																																																																																																																																																																										
ウェットティッシュ	50個																																																																																																																																																																																										
はさみ	3丁																																																																																																																																																																																										
カッター	3本																																																																																																																																																																																										
マジック	3本																																																																																																																																																																																										
バリア	8個 ^{※3}																																																																																																																																																																																										
フェンス	12枚 ^{※4}																																																																																																																																																																																										
ヘルメット掛け	2台																																																																																																																																																																																										
棚	2台																																																																																																																																																																																										
除染エリア用ハウス	1式 ^{※5}																																																																																																																																																																																										
簡易シャワー	1台 ^{※6}																																																																																																																																																																																										
ポリタンク	1台 ^{※7}																																																																																																																																																																																										
トレイ	1個																																																																																																																																																																																										
バケツ	2個																																																																																																																																																																																										
可搬型空気浄化設備	1台(予備1台)																																																																																																																																																																																										
可搬型空気浄化設備用ダクト	1式																																																																																																																																																																																										
乾電池内蔵型照明	5台(予備1台)																																																																																																																																																																																										
名称	仕様等	配備数量																																																																																																																																																																																									
酸素濃度計	・測定範囲: 0~100% ・測定精度: ±0.5%(0~25.0%) ±3.0%(25.1%以上) ・電源: 単3形乾電池4本 ・検知原理: ガルバニ電池式 ・管理目標: 18%以上(労働安全衛生規則を準拠)	2台 ^{※1}																																																																																																																																																																																									
二酸化炭素濃度計	・測定範囲: 0.04%~5.0% ・測定精度: ±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう ・電源: 単3形乾電池4本 ・検知原理: 非分散型赤外線式(NDIR) ・管理目標: 1.0%以下(労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値)	2台 ^{※1}																																																																																																																																																																																									
一般テレビ(回線、機器)	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ(回線、機器)を配備する。	1式																																																																																																																																																																																									
社内パソコン(回線、機器)	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ(社内回線)を整備する。	1式																																																																																																																																																																																									
名称	数量	相違																																																																																																																																																																																									
グリーンハウス	2個	チェンジングエリア設置及び保修に必要な数量																																																																																																																																																																																									
グリーンハウス専用フレーム	1式																																																																																																																																																																																										
養生シート	9巻 ^{※1}																																																																																																																																																																																										
バリア	9個 ^{※2}																																																																																																																																																																																										
養生テープ	20巻																																																																																																																																																																																										
作業用テープ	5巻																																																																																																																																																																																										
透明ロール袋(大)	10巻																																																																																																																																																																																										
粘着マット	10枚																																																																																																																																																																																										
ウエス	1箱																																																																																																																																																																																										
ウェットティッシュ	62個																																																																																																																																																																																										
回収箱	9個																																																																																																																																																																																										
はさみ	2丁																																																																																																																																																																																										
カッター	2本																																																																																																																																																																																										
マジック	2本																																																																																																																																																																																										
フェンス	10枚 ^{※3}																																																																																																																																																																																										
除染エリア用ハウス	1式 ^{※4}																																																																																																																																																																																										
簡易シャワー	1台 ^{※5}																																																																																																																																																																																										
ポリタンク	1台 ^{※6}																																																																																																																																																																																										
トレイ	1個																																																																																																																																																																																										
バケツ	1個																																																																																																																																																																																										
可搬型照明(SA)	2台(予備1台)																																																																																																																																																																																										
名称	仕様等	数量																																																																																																																																																																																									
	・測定(使用)範囲 酸素濃度: 0~25.0 vol% 二酸化炭素: 0~5.00 vol% ・指示精度: ±0.7% (酸素), ±0.25% (二酸化炭素) ・電源: 単4形乾電池2本【約20時間(25℃, 無警報, 無照明)】 ・検知原理: 定電位電解式(酸素), 非分散型赤外線吸収法(二酸化炭素)	4台 ^{※1}																																																																																																																																																																																									
	・管理目標 酸素濃度: 19%以上 二酸化炭素濃度: 1.0%以下 ・バッテリー式 ・光源: LED ・連続点灯時間: 10時間	8台 ^{※2}																																																																																																																																																																																									
一般テレビ(回線、機器)	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ(回線、機器)を配備する。	1式																																																																																																																																																																																									
社内パソコン(回線、機器)	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ(社内回線)を整備する。	1式																																																																																																																																																																																									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
<p>表3 原子力災害対策活動で使用する主な資料(緊急時対策所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 組織及び体制に関する資料</td> <td>(1)緊急時対応組織資料 ① 大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ② 大飯発電所原子炉施設保安規定 ③ 原子力防災規程 ④ 非常時の措置通達 ⑤ 原子力防災業務要綱 ⑥ 大飯発電所事故時操作所則 ⑦ 大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧ 大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2)緊急時通信連絡体制資料 ① 原子力防災組織要員名簿等</td> </tr> <tr> <td>2. 社会環境に関する資料</td> <td>(1) 大飯発電所周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 (2) 大飯発電所周辺環境資料 ① 発電所周辺航空写真 ② 発電所周辺地図(2万5千分の1) ③ 発電所周辺地図(5万分の1) ④ 市町村市街図</td> </tr> <tr> <td>3. 放射能影響推定に関する資料</td> <td>(1) 大飯発電所気象関係資料 ① 気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ (3) 大飯発電所設備資料 ① 主要系統模式図 ② 原子炉設置(変更)許可申請書 ③ 系統図 ④ プラント配置図 ⑤ プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥ プラント主要設備概要 ⑦ 原子炉安全保護系ロッジック一覧表</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資料類は全て緊急時対策指揮所に配備</p>	区分	資料名	1. 組織及び体制に関する資料	(1)緊急時対応組織資料 ① 大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ② 大飯発電所原子炉施設保安規定 ③ 原子力防災規程 ④ 非常時の措置通達 ⑤ 原子力防災業務要綱 ⑥ 大飯発電所事故時操作所則 ⑦ 大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧ 大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2)緊急時通信連絡体制資料 ① 原子力防災組織要員名簿等	2. 社会環境に関する資料	(1) 大飯発電所周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 (2) 大飯発電所周辺環境資料 ① 発電所周辺航空写真 ② 発電所周辺地図(2万5千分の1) ③ 発電所周辺地図(5万分の1) ④ 市町村市街図	3. 放射能影響推定に関する資料	(1) 大飯発電所気象関係資料 ① 気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ (3) 大飯発電所設備資料 ① 主要系統模式図 ② 原子炉設置(変更)許可申請書 ③ 系統図 ④ プラント配置図 ⑤ プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥ プラント主要設備概要 ⑦ 原子炉安全保護系ロッジック一覧表	<p>第5表 原子力災害対策活動で使用する資料(緊急時対策所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図(1/25,000) ② 発電所周辺地域地図(1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図</td> </tr> <tr> <td>6. 発電所主要系統模式図(各号炉)</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書(各号炉)</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図(各号炉)</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉安全保護系ロッジック一覧表(各号炉)</td> </tr> <tr> <td>12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>13. 事故時操作手順書類</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図(1/25,000) ② 発電所周辺地域地図(1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図	6. 発電所主要系統模式図(各号炉)	7. 原子炉設置許可申請書(各号炉)	8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図(各号炉)	10. プラント主要設備概要	11. 原子炉安全保護系ロッジック一覧表(各号炉)	12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画	13. 事故時操作手順書類	<p>表5 原子力災害対策活動で使用する資料(緊急時対策所 指揮所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図(1/25,000) ② 発電所周辺地域地図(1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表</td> </tr> <tr> <td>6. 主要系統模式図(各号炉)</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書(各号炉)</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図(各号炉)</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要(各号炉)</td> </tr> <tr> <td>11. 総合インターロック線図(各号炉)</td> </tr> <tr> <td>12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>13. 運転要領緊急処置編</td> </tr> <tr> <td>14. 重大事故等および大規模損壊対応要領(各対応手順含む)</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図(1/25,000) ② 発電所周辺地域地図(1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表	6. 主要系統模式図(各号炉)	7. 原子炉設置許可申請書(各号炉)	8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図(各号炉)	10. プラント主要設備概要(各号炉)	11. 総合インターロック線図(各号炉)	12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画	13. 運転要領緊急処置編	14. 重大事故等および大規模損壊対応要領(各対応手順含む)	<p>引用元 ・DB34条 緊急時対策所まとめ資料 別添1</p>
区分	資料名																																							
1. 組織及び体制に関する資料	(1)緊急時対応組織資料 ① 大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ② 大飯発電所原子炉施設保安規定 ③ 原子力防災規程 ④ 非常時の措置通達 ⑤ 原子力防災業務要綱 ⑥ 大飯発電所事故時操作所則 ⑦ 大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧ 大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2)緊急時通信連絡体制資料 ① 原子力防災組織要員名簿等																																							
2. 社会環境に関する資料	(1) 大飯発電所周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 (2) 大飯発電所周辺環境資料 ① 発電所周辺航空写真 ② 発電所周辺地図(2万5千分の1) ③ 発電所周辺地図(5万分の1) ④ 市町村市街図																																							
3. 放射能影響推定に関する資料	(1) 大飯発電所気象関係資料 ① 気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ (3) 大飯発電所設備資料 ① 主要系統模式図 ② 原子炉設置(変更)許可申請書 ③ 系統図 ④ プラント配置図 ⑤ プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥ プラント主要設備概要 ⑦ 原子炉安全保護系ロッジック一覧表																																							
資料名																																								
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図(1/25,000) ② 発電所周辺地域地図(1/50,000)																																								
2. 発電所周辺航空写真パネル																																								
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ																																								
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ																																								
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図																																								
6. 発電所主要系統模式図(各号炉)																																								
7. 原子炉設置許可申請書(各号炉)																																								
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図																																								
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図(各号炉)																																								
10. プラント主要設備概要																																								
11. 原子炉安全保護系ロッジック一覧表(各号炉)																																								
12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画																																								
13. 事故時操作手順書類																																								
資料名																																								
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図(1/25,000) ② 発電所周辺地域地図(1/50,000)																																								
2. 発電所周辺航空写真パネル																																								
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ																																								
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ																																								
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表																																								
6. 主要系統模式図(各号炉)																																								
7. 原子炉設置許可申請書(各号炉)																																								
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図																																								
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図(各号炉)																																								
10. プラント主要設備概要(各号炉)																																								
11. 総合インターロック線図(各号炉)																																								
12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画																																								
13. 運転要領緊急処置編																																								
14. 重大事故等および大規模損壊対応要領(各対応手順含む)																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																		
<p>表4 防護具及びチェン징エリア設置用資機材等(中央制御室)</p> <p>○防護具</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>保管数</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染防護服(タイベック)</td> <td>46着(約6,000着)</td> <td>運転員等12名×1回(初動対応) +余裕(2重化含む)</td> </tr> <tr> <td>綿帽子</td> <td>23個(約6,000個)</td> <td>運転員等12名×1回(初動対応) +余裕</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>23足(約6,000足)</td> <td>運転員等12名×1回(初動対応) +余裕</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>23双(約29,000双)</td> <td>運転員等12名×1回(初動対応) +余裕</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>46双(約27,000双)</td> <td>運転員等12名×2双×1回(初動 対応)+余裕</td> </tr> <tr> <td>アノラック</td> <td>23着(約700着)</td> <td>運転員等12名×1回(初動対応) +余裕</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>23個(約1,600個)</td> <td>運転員等12名×1回(初動対応) +余裕</td> </tr> <tr> <td>靴カバー</td> <td>23足(約6,000足)</td> <td>運転員等12名×1回(初動対応) +余裕</td> </tr> <tr> <td>長靴</td> <td>10足(約300足)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>セルフエアセット</td> <td>2台(約70台)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>交換カートリッジ(2個/組)</td> <td>23組(約3,000個)</td> <td>運転員等12名×1回(初動対応) +余裕</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:初動対応時に運転員は中央制御室保管の防護用資機材を使用。 ()内は構内保管数。1週間分の防護用資機材は構内保管分を使用。</p> <p>○計測器(被ばく管理・除染管理)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>保管数</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>23台(約2,900台)</td> <td>運転員等12名+余裕</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用 サーベイメータ</td> <td>2台(約50台)</td> <td>中央制御室内等のモニタリング及び中 央制御室入室者の汚染検査に使用</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用 サーベイメータ</td> <td>2台(約60台)</td> <td>中央制御室内等のモニタリングに使用</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は構内保管数。</p> <p>○中央制御室チェン징エリア設置用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>保管数</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製ボード</td> <td>1式</td> <td rowspan="16">チェン징エリア設置に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>養生シート</td> <td>6本</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱(スタンション含む)</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋(赤・黄・黒)</td> <td>各200枚</td> </tr> <tr> <td>テープ(白・黒)</td> <td>各20巻</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>2箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>10個</td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td>各2本</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>チェン징エリア 可搬型空気浄化装置 (ダクト含む)</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>○その他資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>保管数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型照明(SA)</td> <td>9個</td> <td>B中央制御室用6個 B中央制御室チェン징エリア用2個 予備1個</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>3台</td> <td>B中央制御室用(予備2台含む)</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>3台</td> <td>B中央制御室用(予備2台含む)</td> </tr> <tr> <td>懐中電灯</td> <td>10個</td> <td>B中央制御室用</td> </tr> <tr> <td>ランタン</td> <td>4個</td> <td>B中央制御室用</td> </tr> </tbody> </table>	品名	保管数	考え方	汚染防護服(タイベック)	46着(約6,000着)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕(2重化含む)	綿帽子	23個(約6,000個)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕	靴下	23足(約6,000足)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕	綿手袋	23双(約29,000双)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕	ゴム手袋	46双(約27,000双)	運転員等12名×2双×1回(初動 対応)+余裕	アノラック	23着(約700着)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕	全面マスク	23個(約1,600個)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕	靴カバー	23足(約6,000足)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕	長靴	10足(約300足)	-	セルフエアセット	2台(約70台)	-	交換カートリッジ(2個/組)	23組(約3,000個)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕	品名	保管数	考え方	個人線量計	23台(約2,900台)	運転員等12名+余裕	表面汚染密度測定用 サーベイメータ	2台(約50台)	中央制御室内等のモニタリング及び中 央制御室入室者の汚染検査に使用	ガンマ線測定用 サーベイメータ	2台(約60台)	中央制御室内等のモニタリングに使用	品名	保管数	考え方	鋼製ボード	1式	チェン징エリア設置に必要な数量	養生シート	6本	バリア	5個	粘着マット	5個	ゴミ箱(スタンション含む)	7個	ポリ袋(赤・黄・黒)	各200枚	テープ(白・黒)	各20巻	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	10個	はさみ・カッター	各2本	マジック	2本	簡易シャワー	1台	簡易タンク	1台	チェン징エリア 可搬型空気浄化装置 (ダクト含む)	1式	品名	保管数	備考	可搬型照明(SA)	9個	B中央制御室用6個 B中央制御室チェン징エリア用2個 予備1個	酸素濃度計	3台	B中央制御室用(予備2台含む)	二酸化炭素濃度計	3台	B中央制御室用(予備2台含む)	懐中電灯	10個	B中央制御室用	ランタン	4個	B中央制御室用			
品名	保管数	考え方																																																																																																			
汚染防護服(タイベック)	46着(約6,000着)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕(2重化含む)																																																																																																			
綿帽子	23個(約6,000個)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕																																																																																																			
靴下	23足(約6,000足)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕																																																																																																			
綿手袋	23双(約29,000双)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕																																																																																																			
ゴム手袋	46双(約27,000双)	運転員等12名×2双×1回(初動 対応)+余裕																																																																																																			
アノラック	23着(約700着)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕																																																																																																			
全面マスク	23個(約1,600個)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕																																																																																																			
靴カバー	23足(約6,000足)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕																																																																																																			
長靴	10足(約300足)	-																																																																																																			
セルフエアセット	2台(約70台)	-																																																																																																			
交換カートリッジ(2個/組)	23組(約3,000個)	運転員等12名×1回(初動対応) +余裕																																																																																																			
品名	保管数	考え方																																																																																																			
個人線量計	23台(約2,900台)	運転員等12名+余裕																																																																																																			
表面汚染密度測定用 サーベイメータ	2台(約50台)	中央制御室内等のモニタリング及び中 央制御室入室者の汚染検査に使用																																																																																																			
ガンマ線測定用 サーベイメータ	2台(約60台)	中央制御室内等のモニタリングに使用																																																																																																			
品名	保管数	考え方																																																																																																			
鋼製ボード	1式	チェン징エリア設置に必要な数量																																																																																																			
養生シート	6本																																																																																																				
バリア	5個																																																																																																				
粘着マット	5個																																																																																																				
ゴミ箱(スタンション含む)	7個																																																																																																				
ポリ袋(赤・黄・黒)	各200枚																																																																																																				
テープ(白・黒)	各20巻																																																																																																				
ウエス	2箱																																																																																																				
ウェットティッシュ	10個																																																																																																				
はさみ・カッター	各2本																																																																																																				
マジック	2本																																																																																																				
簡易シャワー	1台																																																																																																				
簡易タンク	1台																																																																																																				
チェン징エリア 可搬型空気浄化装置 (ダクト含む)	1式																																																																																																				
品名	保管数		備考																																																																																																		
可搬型照明(SA)	9個		B中央制御室用6個 B中央制御室チェン징エリア用2個 予備1個																																																																																																		
酸素濃度計	3台	B中央制御室用(予備2台含む)																																																																																																			
二酸化炭素濃度計	3台	B中央制御室用(予備2台含む)																																																																																																			
懐中電灯	10個	B中央制御室用																																																																																																			
ランタン	4個	B中央制御室用																																																																																																			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<p>第6表 原子力事業者間協力協定に基づき貸与される原子力防災資機材</p> <table border="1" data-bbox="743 199 1352 660"> <thead> <tr> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td></tr> <tr><td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td></tr> <tr><td>電離箱サーベイメータ</td></tr> <tr><td>ダストサンブラ</td></tr> <tr><td>個人線量計(ポケット線量計)</td></tr> <tr><td>高線量対応防護服</td></tr> <tr><td>全面マスク</td></tr> <tr><td>タイベックスーツ</td></tr> <tr><td>ゴム手袋</td></tr> <tr><td>遮へい材</td></tr> <tr><td>放射能測定用車両</td></tr> <tr><td>Ge半導体式試料放射能測定装置</td></tr> <tr><td>ホールボディカウンタ</td></tr> <tr><td>全α測定装置</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト</td></tr> </tbody> </table> <p>原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、発災事業者からの要請に基づき、必要数量が貸与される。</p>	項 目	表面汚染密度測定用サーベイメータ	NaIシンチレーションサーベイメータ	電離箱サーベイメータ	ダストサンブラ	個人線量計(ポケット線量計)	高線量対応防護服	全面マスク	タイベックスーツ	ゴム手袋	遮へい材	放射能測定用車両	Ge半導体式試料放射能測定装置	ホールボディカウンタ	全α測定装置	可搬型モニタリングポスト	<p>表6 原子力事業者間協力協定に基づき貸与される原子力防災資機材</p> <table border="1" data-bbox="1391 226 1986 665"> <thead> <tr> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td></tr> <tr><td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td></tr> <tr><td>電離箱サーベイメータ</td></tr> <tr><td>ダストサンブラ</td></tr> <tr><td>個人線量計(ポケット線量計)</td></tr> <tr><td>高線量対応防護服</td></tr> <tr><td>全面マスク</td></tr> <tr><td>タイベックスーツ</td></tr> <tr><td>ゴム手袋</td></tr> <tr><td>遮へい材</td></tr> <tr><td>放射能測定用車両</td></tr> <tr><td>Ge半導体式試料放射能測定装置</td></tr> <tr><td>ホールボディカウンタ</td></tr> <tr><td>全α測定装置</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト</td></tr> </tbody> </table> <p>原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、発災事業者からの要請に基づき、必要数量が貸与される。</p>	項 目	表面汚染密度測定用サーベイメータ	NaIシンチレーションサーベイメータ	電離箱サーベイメータ	ダストサンブラ	個人線量計(ポケット線量計)	高線量対応防護服	全面マスク	タイベックスーツ	ゴム手袋	遮へい材	放射能測定用車両	Ge半導体式試料放射能測定装置	ホールボディカウンタ	全α測定装置	可搬型モニタリングポスト	
項 目																																			
表面汚染密度測定用サーベイメータ																																			
NaIシンチレーションサーベイメータ																																			
電離箱サーベイメータ																																			
ダストサンブラ																																			
個人線量計(ポケット線量計)																																			
高線量対応防護服																																			
全面マスク																																			
タイベックスーツ																																			
ゴム手袋																																			
遮へい材																																			
放射能測定用車両																																			
Ge半導体式試料放射能測定装置																																			
ホールボディカウンタ																																			
全α測定装置																																			
可搬型モニタリングポスト																																			
項 目																																			
表面汚染密度測定用サーベイメータ																																			
NaIシンチレーションサーベイメータ																																			
電離箱サーベイメータ																																			
ダストサンブラ																																			
個人線量計(ポケット線量計)																																			
高線量対応防護服																																			
全面マスク																																			
タイベックスーツ																																			
ゴム手袋																																			
遮へい材																																			
放射能測定用車両																																			
Ge半導体式試料放射能測定装置																																			
ホールボディカウンタ																																			
全α測定装置																																			
可搬型モニタリングポスト																																			

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

図1 発電所構内に備えている燃料(事象発生後7日間の対応)

燃料種別	号機	時系列	合計	相違
重油	3号機	事象発生直後～事象発生後7日間 非常用DG(4号機用2台)起動 (事象発生後自動起動、燃費については定格A 停を想定)事象発生後～事象発生後7日間 (168h) A-DG:燃費約1,770t/h×168h=約297,360t E-DG:燃費約1,770t/h×168h=約297,360t	事象発生直後～事象発生後7日間 空冷DG(3号炉用1台)起動 (保守的に事象発生後すぐの起 動を想定) 燃費約100t/h×1台×69h=約 6,900t	3号炉に備蓄している重 油の合計は重油タンク (100t)・2基)燃料相対 燃タンク(150t)・2基) の合計より690t以上 ことから、7日間は十分 に対応可能
	4号機	事象発生直後～事象発生後7日間 非常用DG(4号機用2台)起動 (事象発生後自動起動、燃費については定格A 停を想定)事象発生後～事象発生後7日間 (168h) A-DG:燃費約1,770t/h×168h=約297,360t E-DG:燃費約1,770t/h×168h=約297,360t	事象発生直後～事象発生後7日間 空冷DG(4号炉用1台)起動 (保守的に事象発生後すぐの起 動を想定) 燃費約100t/h×1台×69h=約 6,900t	4号炉に備蓄している重 油の合計は重油タンク (100t)・2基)燃料相対 燃タンク(150t)・2基) の合計より690t以上 ことから、7日間は十分 に対応可能

※1 重要事象シナリオのうち、その対応において重油の消費量が最も多くなる「燃料取出前のミッドカムモードへの運転中における急減速運転」を想定し、外部電圧が喪失し、事象発生後7日間ディーゼル発電機が生出力で運転した場合は想定。

燃料種別	号機	時系列	合計	相違
軽油	3号機	事象発生後6.3h後～事象発生後7日間 (=161.7h) 3号水中ポンプ起動 燃費約8.5t/h×161.7h=約1,373t	7日間 34号炉で 稼働する重 油の合計は 約604,081t	3号炉に備蓄している軽油 の合計は21,000tである ことから、7日間は十分に 対応可能
	4号機	事象発生後6.3h後～事象発生後7日間 (=161.7h) 4号水中ポンプ起動 燃費約8.5t/h×161.7h=約1,373t	7日間 34号炉で 稼働する重 油の合計は 約604,081t	4号炉に備蓄している軽油 の合計は21,000tである ことから、7日間は十分に 対応可能

※2 重要事象シナリオのうち、その対応において重油の消費量が最も多くなる「全交流動力電源喪失+原子炉補給設備機能喪失+RPSシナリオ(LCCA)への対応に必要な軽油量を記載。

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																											
	<p>第7表 原子力事業所災害対策支援拠点における必要な資機材、通信連絡設備の整備状況等</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点に配備する原子力防災関連資機材は以下のとおり。通常は、保管場所に記載されている箇所で保管しているが、原子力事業所災害対策支援拠点を開設する際、持ち込むこととしている。</p> <p>○通信連絡設備</p> <table border="1" data-bbox="772 363 1319 416"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話(携帯)</td> <td>10台</td> <td>本店</td> </tr> </tbody> </table> <p>○計測器</p> <table border="1" data-bbox="772 464 1319 587"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>18台</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>1台</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>電線箱サーベイメータ</td> <td>1台</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>個人線量計</td> <td>405台</td> <td>本店</td> </tr> </tbody> </table> <p>○出入管理</p> <table border="1" data-bbox="772 635 1319 687"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入退城管理用機材</td> <td>1式</td> <td>本店</td> </tr> </tbody> </table> <p>○防護具</p> <table border="1" data-bbox="772 735 1319 805"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護衣類</td> <td>4,050組</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>フィルター付き防護ヘルメット</td> <td>477個</td> <td>本店</td> </tr> </tbody> </table> <p>○その他</p> <table border="1" data-bbox="772 853 1319 1029"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃式発電機</td> <td>3台</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>発電機付き投光機</td> <td>5台</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>4個</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>1式</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>保安ヨウ素剤</td> <td>5,000錠</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>原子力災害対策活動で使用する資材</td> <td>1式</td> <td>本店</td> </tr> </tbody> </table>	名称	数量	保管場所	衛星電話(携帯)	10台	本店	名称	数量	保管場所	表面汚染密度測定用サーベイメータ	18台	本店	NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	本店	電線箱サーベイメータ	1台	本店	個人線量計	405台	本店	名称	数量	保管場所	入退城管理用機材	1式	本店	名称	数量	保管場所	保護衣類	4,050組	本店	フィルター付き防護ヘルメット	477個	本店	名称	数量	保管場所	可燃式発電機	3台	本店	発電機付き投光機	5台	本店	テント	4個	本店	除染用具	1式	本店	保安ヨウ素剤	5,000錠	本店	原子力災害対策活動で使用する資材	1式	本店	<p>表7 原子力事業所災害対策支援拠点における必要な資機材、通信連絡設備の整備状況等</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点に配備する原子力防災関連資機材は以下のとおり。通常は、保管場所に記載されている箇所で保管しているが、原子力事業所災害対策支援拠点を開設する際、持ち込むこととしている。</p> <p>○非常用通信機器</p> <table border="1" data-bbox="1391 363 1991 467"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>設置箇所・保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>2台</td> <td rowspan="3">本店</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備(FAX機能付)</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td>4台</td> </tr> </tbody> </table> <p>○計測器類</p> <table border="1" data-bbox="1391 515 1991 675"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>設置箇所・保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GM管式汚染サーベイメータ</td> <td>20台</td> <td rowspan="4">美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)</td> </tr> <tr> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>電線箱サーベイメータ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>個人線量計(PD)</td> <td>420台</td> </tr> <tr> <td>ゲート型モニタ</td> <td>3台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○出入管理</p> <table border="1" data-bbox="1391 722 1991 791"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>設置箇所・保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理用作業者証発行機</td> <td>1台</td> <td>美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○防護具</p> <table border="1" data-bbox="1391 839 1991 920"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>設置箇所・保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護衣類(タイベック)</td> <td>3,000組</td> <td rowspan="2">美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)</td> </tr> <tr> <td>保護具類(全面マスク)</td> <td>880個</td> </tr> </tbody> </table> <p>○その他</p> <table border="1" data-bbox="1391 968 1991 1077"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>設置箇所・保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヨウ化カリウム丸</td> <td>4,800錠</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>除染用機材(シャワー設備等)</td> <td>1式</td> <td rowspan="2">美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)</td> </tr> <tr> <td>屋外テント</td> <td>3式</td> </tr> </tbody> </table>	名称	数量	設置箇所・保管場所	衛星携帯電話	2台	本店	衛星電話設備(FAX機能付)	2台	トランシーバー	4台	名称	数量	設置箇所・保管場所	GM管式汚染サーベイメータ	20台	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)	NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	電線箱サーベイメータ	1台	個人線量計(PD)	420台	ゲート型モニタ	3台		名称	数量	設置箇所・保管場所	放射線管理用作業者証発行機	1台	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)	名称	数量	設置箇所・保管場所	保護衣類(タイベック)	3,000組	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)	保護具類(全面マスク)	880個	名称	数量	設置箇所・保管場所	ヨウ化カリウム丸	4,800錠	本店	除染用機材(シャワー設備等)	1式	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)	屋外テント	3式	<p>記載内容の相違 ・泊は、非常用電源について、発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有の移動発電機車を配備。</p>
名称	数量	保管場所																																																																																																												
衛星電話(携帯)	10台	本店																																																																																																												
名称	数量	保管場所																																																																																																												
表面汚染密度測定用サーベイメータ	18台	本店																																																																																																												
NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	本店																																																																																																												
電線箱サーベイメータ	1台	本店																																																																																																												
個人線量計	405台	本店																																																																																																												
名称	数量	保管場所																																																																																																												
入退城管理用機材	1式	本店																																																																																																												
名称	数量	保管場所																																																																																																												
保護衣類	4,050組	本店																																																																																																												
フィルター付き防護ヘルメット	477個	本店																																																																																																												
名称	数量	保管場所																																																																																																												
可燃式発電機	3台	本店																																																																																																												
発電機付き投光機	5台	本店																																																																																																												
テント	4個	本店																																																																																																												
除染用具	1式	本店																																																																																																												
保安ヨウ素剤	5,000錠	本店																																																																																																												
原子力災害対策活動で使用する資材	1式	本店																																																																																																												
名称	数量	設置箇所・保管場所																																																																																																												
衛星携帯電話	2台	本店																																																																																																												
衛星電話設備(FAX機能付)	2台																																																																																																													
トランシーバー	4台																																																																																																													
名称	数量	設置箇所・保管場所																																																																																																												
GM管式汚染サーベイメータ	20台	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)																																																																																																												
NaIシンチレーションサーベイメータ	1台																																																																																																													
電線箱サーベイメータ	1台																																																																																																													
個人線量計(PD)	420台																																																																																																													
ゲート型モニタ	3台																																																																																																													
名称	数量	設置箇所・保管場所																																																																																																												
放射線管理用作業者証発行機	1台	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)																																																																																																												
名称	数量	設置箇所・保管場所																																																																																																												
保護衣類(タイベック)	3,000組	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)																																																																																																												
保護具類(全面マスク)	880個																																																																																																													
名称	数量	設置箇所・保管場所																																																																																																												
ヨウ化カリウム丸	4,800錠	本店																																																																																																												
除染用機材(シャワー設備等)	1式	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)																																																																																																												
屋外テント	3式																																																																																																													

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>島根発電所2号炉まとめ資料より引用</p> <p>第2図 重大事故等時における発電所外からの支援体制</p>	<p>第1図 重大事故等時における発電所外からの支援体制</p>	<p>図1 重大事故等時における発電所外からの支援体制</p>	<p>記載表現の相違(島根、玄海と同様)</p>

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">第2図 防災組織全体図</p>	<p style="text-align: center;">図2 防災組織全体図</p>	

1.0.4 外部からの支援について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>本店対策本部</p> <p>本部長(社長)</p> <p>班名 役割・業務</p> <p>事務局 対策本部の発着本部会議の事務局 他</p> <p>原子力班 発電所対策本部からの情報収集事故・被害状況の把握原子力事業所災害対策支援拠点への派遣原子力事業所災害対策支援拠点の開設・運営発電所への物資・要員の輸送輸送に付随する放射線管理及び入退域管理 他</p> <p>広報班 報道関係に対する情報提供</p> <p>総務班 社内外の整備土木の検査調整 他</p> <p>人財班 従業員及び家族の安否・被災状況の把握 他</p> <p>資材班 資材管理業務の調達 輸送輸送中機動力の調達 確保 他</p> <p>電力システム班 気象情報等の収集広域監視 他</p> <p>土木建築班 土木設備及び建物の被害状況の調査 他</p> <p>情報通信班 保安通信回線の確保 他</p>	<p>本店対策本部</p> <p>本部長(社長)</p> <p>班名 役割・業務</p> <p>事務局 対策本部の発着本部会議の事務局 他</p> <p>原子力班 発電所対策本部からの情報収集事故・被害状況の把握原子力事業所災害対策支援拠点への派遣原子力事業所災害対策支援拠点の開設・運営発電所への物資・要員の輸送輸送に付随する放射線管理及び入退域管理 他</p> <p>広報班 報道関係に対する情報提供</p> <p>総務班 社内外の整備土木の検査調整 他</p> <p>人財班 従業員及び家族の安否・被災状況の把握 他</p> <p>資材班 資材管理業務の調達 輸送輸送中機動力の調達 確保 他</p> <p>電力システム班 気象情報等の収集広域監視 他</p> <p>土木建築班 土木設備及び建物の被害状況の調査 他</p> <p>情報通信班 保安通信回線の確保 他</p>	<p>本店対策本部</p> <p>班名 役割・業務</p> <p>事務局 対策本部の発着本部会議の事務局 他</p> <p>原子力班 発電所対策本部からの情報収集事故・被害状況の把握原子力事業所災害対策支援拠点への派遣原子力事業所災害対策支援拠点の開設・運営発電所への物資・要員の輸送輸送に付随する放射線管理及び入退域管理 他</p> <p>広報班 報道関係に対する情報提供</p> <p>総務班 社内外の整備土木の検査調整 他</p> <p>人財班 従業員及び家族の安否・被災状況の把握 他</p> <p>資材班 資材管理業務の調達 輸送輸送中機動力の調達 確保 他</p> <p>電力システム班 気象情報等の収集広域監視 他</p> <p>土木建築班 土木設備及び建物の被害状況の調査 他</p> <p>情報通信班 保安通信回線の確保 他</p>	<p>相違理由</p> <p>本店原子力防災組織の相違 詳細は引用元にて整理 引用元 ・技術的能力 1.0.10 重大事故等時の体制について</p>

第3図 原子力事業所災害対策支援拠点 体制図

図3 原子力事業所災害対策支援拠点 体制図

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>プラントメーカー及び協力会社からの支援に関する合意文書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 プラントメーカー(A社)との協定書(1/2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		<p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、プラントメーカーや協力会社との合意文章について記載しない。(大飯、島根と同様) (以降、相違理由を省略)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 177 1355 772" style="border: 1px solid black; height: 373px; width: 274px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="837 783 1249 804" style="text-align: center;">第1図 プラントメーカー(A社)との協定書(2/3)</p> <div data-bbox="822 1406 1350 1445" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="734 172 1355 1029" style="border: 1px solid black; height: 537px; width: 277px;"></div> <p data-bbox="831 1038 1249 1066">第2図 プラントメーカー(B社)との協定書(1/2)</p> <div data-bbox="808 1401 1339 1437" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p data-bbox="864 1407 1272 1433">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 177 1355 804" style="border: 1px solid black; height: 393px; width: 274px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="837 815 1249 836" style="text-align: center;">第2図 プラントメーカー(B社)との協定書(2/2)</p> <div data-bbox="801 1401 1332 1437" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 185 1352 1098" style="border: 1px solid black; height: 572px; width: 273px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="853 1114 1234 1139" style="text-align: center;">第3図 協力会社(C社)との協定書(1/2)</p> <div data-bbox="810 1398 1341 1434" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 181 1355 820" style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="860 836 1227 858">第3図 協力会社（C社）との協定書（2/2）</p> <div data-bbox="804 1401 1335 1437" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> <p data-bbox="860 1409 1263 1431">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 188 1352 979" style="border: 1px solid black; height: 496px; width: 273px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="846 1002 1234 1027" style="text-align: center;">第4図 協力会社(D社)との協定書(1/3)</p> <div data-bbox="797 1401 1326 1437" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 177 1352 1034" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="846 1066 1236 1091">第4図 協力会社(D社)との協定書(2/3)</p> <div data-bbox="808 1401 1339 1437" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> <p data-bbox="869 1406 1279 1430">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 188 1352 906" style="border: 1px solid black; height: 450px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="837 914 1223 938" style="text-align: center;">第4図 協力会社(D社)との協定書(3/3)</div> <div data-bbox="808 1398 1339 1434" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px; text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 177 1350 1054" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="846 1070 1234 1098" style="text-align: center;"> <p>第5図 協力会社(E社)との協定書(1/2)</p> </div> <div data-bbox="808 1398 1339 1434" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 177 1350 975" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="846 983 1234 1010">第5図 協力会社(E社)との協定書(2/2)</p> <div data-bbox="804 1394 1335 1433" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p data-bbox="860 1402 1267 1426">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 178 1352 1102" style="border: 1px solid black; height: 579px; width: 273px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="837 1123 1245 1150" style="text-align: center;">第6図 協力会社(F社)との協定書(1/4)</p> <div data-bbox="808 1401 1337 1441" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 180 1352 1110" style="border: 2px solid black; height: 583px; width: 273px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="837 1126 1245 1150" style="text-align: center;">第6図 協力会社(F社)との協定書(2/4)</p> <div data-bbox="801 1401 1330 1437" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 183 1348 850" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="840 880 1236 911" data-label="Caption"> <p>第6図 協力会社 (F社) との協定書 (3/4)</p> </div> <div data-bbox="801 1398 1330 1434" data-label="Text"> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 177 1352 517" style="border: 1px solid black; height: 213px; width: 273px; margin-bottom: 10px;"></div> <p data-bbox="837 547 1245 571">第6図 協力会社(F社)との協定書(4/4)</p> <div data-bbox="804 1398 1335 1434" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="864 1406 1274 1426">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="743 180 1350 1117" style="border: 1px solid black; height: 587px; width: 271px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="837 1125 1240 1150" style="text-align: center;">第7図 協力会社(G社)との協定書(1/4)</p> <div data-bbox="810 1401 1339 1439" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="743 178 1350 1093" style="border: 1px solid black; height: 573px; width: 271px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="831 1098 1245 1126" style="text-align: center;">第7図 協力会社(G社)との協定書(2/4)</p> <div data-bbox="801 1401 1332 1441" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 181 1350 847" style="border: 1px solid black; height: 417px; width: 272px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="831 858 1245 885" style="text-align: center;">第7図 協力会社 (G社) との協定書 (3/4)</p> <div data-bbox="797 1404 1328 1441" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 177 1355 507" style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 270px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="840 517 1249 544" style="text-align: center;">第7図 協力会社(G社)との協定書(4/4)</p> <div data-bbox="801 1398 1330 1434" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px; text-align: center;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

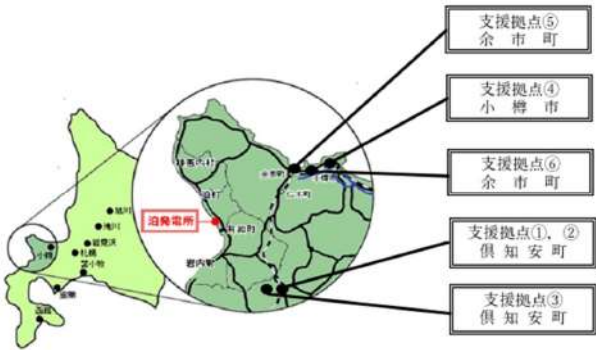
赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.4 外部からの支援について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙2	泊発電所3号炉 別紙1	相違理由																																																																																																								
	<p>原子力事業所災害対策支援拠点について</p> <p>石巻ヘリポート</p> <table border="1" data-bbox="748 312 1348 475"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>宮城県石巻市桃生町神取字土手前46-1</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td> <td>西北西 約27km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約6,000㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬式発電機(2.8kVA×3台)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等</td> </tr> </tbody> </table> <p>東北電力本店ビル</p> <table border="1" data-bbox="748 523 1348 727"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td> <td>西南西 約56km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約18,000㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>非常用ガスタービン発電設備(1,500kVA×1台) 備蓄燃料 約8,000リットル 備蓄食料・飲料水 3日以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>不足時は小売店より調達</td> </tr> </tbody> </table> <p>女川地域総合事務所跡地</p> <table border="1" data-bbox="748 778 1348 938"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>宮城県牡鹿郡女川町針殿字針殿361-1</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td> <td>西北西 約7km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約1,920㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬式発電機(2.8kVA×3台)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等</td> </tr> </tbody> </table> <p>女川地域総合事務所</p> <table border="1" data-bbox="748 986 1348 1168"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川142番地 S-G-13街区1画地</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td> <td>北西 約7km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約1,130㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬式発電機(2.8kVA×3台)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様	所在地	宮城県石巻市桃生町神取字土手前46-1	発電所からの方位・距離	西北西 約27km	敷地面積	約6,000㎡	非常用電源	可搬式発電機(2.8kVA×3台)	その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等	項目	仕様	所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	発電所からの方位・距離	西南西 約56km	敷地面積	約18,000㎡	非常用電源	非常用ガスタービン発電設備(1,500kVA×1台) 備蓄燃料 約8,000リットル 備蓄食料・飲料水 3日以上	その他	不足時は小売店より調達	項目	仕様	所在地	宮城県牡鹿郡女川町針殿字針殿361-1	発電所からの方位・距離	西北西 約7km	敷地面積	約1,920㎡	非常用電源	可搬式発電機(2.8kVA×3台)	その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等	項目	仕様	所在地	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川142番地 S-G-13街区1画地	発電所からの方位・距離	北西 約7km	敷地面積	約1,130㎡	非常用電源	可搬式発電機(2.8kVA×3台)	その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等	<p>原子力事業所災害対策支援拠点について</p> <p>1. 倶知安町方面</p> <table border="1" data-bbox="1388 319 1989 638"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="3">仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>①北海道電力ネットワーク株式会社倶知安ネットワークセンター</td> <td>②北海道電力ネットワーク株式会社倶知安無線局</td> <td>③北海道電力ネットワーク株式会社所有地(旧変電所用地)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>北海道虻田郡 倶知安町南1条西2</td> <td>北海道虻田郡 倶知安町南4条西3</td> <td>北海道虻田郡 倶知安町旭284</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td> <td colspan="2">南東 約25km</td> <td>南東 約22km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約2,100㎡</td> <td>約3,800㎡</td> <td>約7,580㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td colspan="3">発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達、社内融通等</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 小樽市・余市町方面</p> <table border="1" data-bbox="1388 689 1989 1018"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="3">仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>④北海道電気工事株式会社小樽支店</td> <td>⑤北海道電力ネットワーク株式会社余市ネットワークセンター</td> <td>⑥社有地(旧資材置場)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>北海道小樽市 塩谷2丁目3番8号</td> <td>北海道余市郡 余市町大川町13丁目1番地</td> <td>北海道余市郡 余市町栄町243-3</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td> <td>東北東 約40km</td> <td>東北東 約30km</td> <td>東北東 約32km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約2,100㎡</td> <td>約3,340㎡</td> <td>約1,850㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td colspan="3">発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達、社内融通等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様			名称	①北海道電力ネットワーク株式会社倶知安ネットワークセンター	②北海道電力ネットワーク株式会社倶知安無線局	③北海道電力ネットワーク株式会社所有地(旧変電所用地)	所在地	北海道虻田郡 倶知安町南1条西2	北海道虻田郡 倶知安町南4条西3	北海道虻田郡 倶知安町旭284	発電所からの方位・距離	南東 約25km		南東 約22km	敷地面積	約2,100㎡	約3,800㎡	約7,580㎡	非常用電源	発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備			その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達、社内融通等			項目	仕様			名称	④北海道電気工事株式会社小樽支店	⑤北海道電力ネットワーク株式会社余市ネットワークセンター	⑥社有地(旧資材置場)	所在地	北海道小樽市 塩谷2丁目3番8号	北海道余市郡 余市町大川町13丁目1番地	北海道余市郡 余市町栄町243-3	発電所からの方位・距離	東北東 約40km	東北東 約30km	東北東 約32km	敷地面積	約2,100㎡	約3,340㎡	約1,850㎡	非常用電源	発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備			その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達、社内融通等			
項目	仕様																																																																																																										
所在地	宮城県石巻市桃生町神取字土手前46-1																																																																																																										
発電所からの方位・距離	西北西 約27km																																																																																																										
敷地面積	約6,000㎡																																																																																																										
非常用電源	可搬式発電機(2.8kVA×3台)																																																																																																										
その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等																																																																																																										
項目	仕様																																																																																																										
所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号																																																																																																										
発電所からの方位・距離	西南西 約56km																																																																																																										
敷地面積	約18,000㎡																																																																																																										
非常用電源	非常用ガスタービン発電設備(1,500kVA×1台) 備蓄燃料 約8,000リットル 備蓄食料・飲料水 3日以上																																																																																																										
その他	不足時は小売店より調達																																																																																																										
項目	仕様																																																																																																										
所在地	宮城県牡鹿郡女川町針殿字針殿361-1																																																																																																										
発電所からの方位・距離	西北西 約7km																																																																																																										
敷地面積	約1,920㎡																																																																																																										
非常用電源	可搬式発電機(2.8kVA×3台)																																																																																																										
その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等																																																																																																										
項目	仕様																																																																																																										
所在地	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川142番地 S-G-13街区1画地																																																																																																										
発電所からの方位・距離	北西 約7km																																																																																																										
敷地面積	約1,130㎡																																																																																																										
非常用電源	可搬式発電機(2.8kVA×3台)																																																																																																										
その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達、社内融通等																																																																																																										
項目	仕様																																																																																																										
名称	①北海道電力ネットワーク株式会社倶知安ネットワークセンター	②北海道電力ネットワーク株式会社倶知安無線局	③北海道電力ネットワーク株式会社所有地(旧変電所用地)																																																																																																								
所在地	北海道虻田郡 倶知安町南1条西2	北海道虻田郡 倶知安町南4条西3	北海道虻田郡 倶知安町旭284																																																																																																								
発電所からの方位・距離	南東 約25km		南東 約22km																																																																																																								
敷地面積	約2,100㎡	約3,800㎡	約7,580㎡																																																																																																								
非常用電源	発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備																																																																																																										
その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達、社内融通等																																																																																																										
項目	仕様																																																																																																										
名称	④北海道電気工事株式会社小樽支店	⑤北海道電力ネットワーク株式会社余市ネットワークセンター	⑥社有地(旧資材置場)																																																																																																								
所在地	北海道小樽市 塩谷2丁目3番8号	北海道余市郡 余市町大川町13丁目1番地	北海道余市郡 余市町栄町243-3																																																																																																								
発電所からの方位・距離	東北東 約40km	東北東 約30km	東北東 約32km																																																																																																								
敷地面積	約2,100㎡	約3,340㎡	約1,850㎡																																																																																																								
非常用電源	発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備																																																																																																										
その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達、社内融通等																																																																																																										

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="770 549 1245 568">第1図 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置</p>	 <p data-bbox="1487 549 1883 568">図1 原子力事業所災害対策支援拠点候補地</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.0.5</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対策に係る文書体系</p>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.0.5</p> <p style="text-align: center;">重大事故等への対応に係る文書体系</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <p>1. 重大事故等への対応に係る文書体系.....1.0.5-1</p> <p> 第1表 実用炉規則各条文と保安規定各条文に対する 手順の関係.....1.0.5-3</p> <p> 第1図 品質マネジメントシステム文書体系図 (重大事故等発生時に係る文書)1.0.5-4</p>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.0.5</p> <p style="text-align: center;">重大事故等への対応に係る文書体系</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <p>1. 重大事故等への対応に係る文書体系.....1.0.5-1</p> <p> 表1 実用炉規則各条文と保安規定各条文に対する 手順の関係.....1.0.5-3</p> <p> 図1 品質マネジメントシステム文書体系図 (重大事故等発生時等に係る文書)1.0.5-4</p>	<p>目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、1.0.5-2ページ以降の具体的な内容にて記載する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時（以下「重大事故等発生時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備について保安規定に定めることを、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第92条（保安規定）で要求されていることから、大飯発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備）及び第18条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）に以下の内容を新たに規定する。</p> <p>第18条の5 重大事故等発生時の体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に年1回以上の教育訓練 <p>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な事項（炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること、使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること、原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること） <p>第18条の6 大規模損壊発生時の体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に年1回以上の教育訓練 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な事項（大規模な火災が発生した場合における消火活動に關すること、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に關すること、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に關すること、使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に關すること、放射性物質の放出を低減するための対策に關すること） 	<p>1. 重大事故等への対応に係る文書体系</p> <p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第92条（保安規定）において、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時（以下「重大事故等発生時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備について保安規定に定めることを要求されていることから、女川原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第17条の5（重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）及び第17条の6（大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）に以下の内容を新たに規定することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 重大事故等発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員に対する毎年1回以上の教育及び訓練 重大事故等発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 重大事故等発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な事項（炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること、原子炉格納容器の破損を防止するための対策に關すること、使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に關すること、原子炉停止時における燃料体の損傷を防止するための対策に關すること、大規模な火災が発生した場合における消火活動に關すること、炉心の損傷を緩和するための対策に關すること、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に關すること、使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の損傷を緩和するための対策に關すること、放射性物質の放出を低減するための対策に關すること） 	<p>1. 重大事故等への対応に係る文書体系</p> <p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第92条（保安規定）において、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に關することについて保安規定に定めることを要求されていることから、重大事故等及び大規模損壊（以下「重大事故等発生時等」という。）に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に關することについて泊発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備（3号炉））及び第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備（3号炉））に以下の内容を新たに規定することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生時等における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 重大事故等発生時等における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員に対する毎年1回以上の教育及び訓練 重大事故等発生時等における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 重大事故等発生時等における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な事項（炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること、原子炉格納容器の破損を防止するための対策に關すること、使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること、原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること、発生する有毒ガスからの運転員等の防護に關すること、大規模な火災が発生した場合における消火活動に關すること、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に關すること、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に關すること、使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に關すること、放射性物質の放出を低減するための対策に關すること） 	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯・女川】実用炉規則改正に伴う記載内容の相違</p> <p>【大飯・女川】発電所名称の相違</p> <p>【大飯・女川】新たに保安規定に定める条文の番号及び名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯・女川】記載表現の相違（「原子炉施設」と「発電用原子炉施設」）</p> <p>・実用炉規則92条に記載されている用語に統一</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>・「使用済燃料貯蔵設備」と「使用済燃料ピット」</p> <p>【大飯・女川】保安規定審査基準改正に伴う記載内容の相違（有毒ガス）</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>・「使用済燃料プール」と「使用済燃料ピット」</p> <p>【女川】記載方針の相違（著しい）</p> <p>・技術的能力 1.0本文に統一（大飯と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>具体的な内容については、手順書に展開し、実効的な手順書構成となるよう整備する。</p>	<p>当該条文に対する具体的な規定内容については、下部規定（二次文書、三次文書）に以下のとおり展開し、実効的な手順構成となるよう整備する。</p> <p>手順書は、通常時からプラントを運転監視している運転員が事故収束のために用いる手順書と、重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が使用する手順書の二種類に整理する。</p>	<p>当該条文に対する具体的な規定内容については、下部規程（二次文書、三次文書）に以下のとおり展開し、実効的な手順構成となるよう整備する。</p> <p>手順書は、通常時からプラントを運転監視している運転員が事故収束のために用いる手順書と、発電所災害対策要員（運転員を除く。）が使用する手順書の2種類に整理する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】用語の相違 ・泊は保安規定に用いている『規程』に統一した。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】組織構成の相違 ・泊の発電所災害対策要員は、消火要員を含んでおり、実質的な相違はない。（以降、相違理由を省略）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>運転員が使用する手順書は、保安規定第14条（マニュアルの作成）に基づき「警報処置運転手順書」、「非常時操作手順書（イベントベース）」、「非常時操作手順書（微候ベース）」、「非常時操作手順書（プラント停止中）」及び「非常時操作手順書（設備別）」、保安規定第111条（原子力防災資機材の整備）に基づき「非常時操作手順書（シビアアクシデント）」を作成し、それぞれ具体的な対応を定める。これらは、第1図に示すとおり二次文書である「原子力QMS 運転業務要領」及び「原子力QMS 原子力災害対策実施要領」に繋がる三次文書として整理する。</p>	<p>運転員が使用する手順書は、保安規定第14条（運転管理に関する社内規程の作成）及び保安規定第121条（原子力防災資機材等の整備）に基づく二次文書として「運転要領 警報処置編」、「運転要領 緊急処置編（第1部）」、「運転要領 緊急処置編（第2部）」及び「運転要領 緊急処置編（第3部）」を作成し、二次文書である「運転要領」及び「重大事故等および大規模損壊対応要領」につながる三次文書として「代替設備等運転要則」を作成し、それぞれ具体的な対応を定める。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】規程類構成の相違 ・保安規定条番号及び名称 ・規程類名称 【女川】規程類構成の相違 ・二次文書と三次文書の違いはあるが保安規定に基づき具体的な対応を定めていることに相違はない。 ・代替設備等運転要則は、「運転要領」及び「重大事故等および大規模損壊対応要領」につながる三次文書として整理している。 【女川】規程類構成の相違による記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>实用炉規則各条文と保安規定各条文に対する手順書との関係は、表1のとおり。また、規定文書全体体系図（重大事故等対応にかかる文書）を図1に示す。</p>	<p>また、重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が使用する手順書は、保安規定第9章緊急時の措置（第109条～第118条）に基づく二次文書「原子力 QMS 原子力災害対策実施要領」に繋がる三次文書として「発電所対策本部運営要領書」、「アクシデントマネジメントガイド」、「重大事故等対応要領書」を定める。</p> <p>なお、上記、運転員、重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が必要な力量を確保するために、「原子力 QMS 力量、教育・訓練および認識要領」及び「重大事故等対策要員の力量、教育・訓練および認識に関する管理要領」に必要な措置を定める。</p> <p>实用炉規則各条文と保安規定各条文に対する手順の関係を表1に示す。また、第1表に示す重大事故等発生時等に係る社内規定類に関する二次及び三次文書の体系を第1図に示す。</p>	<p>また、発電所災害対策要員（運転員を除く。）が使用する手順書は、保安規定第9章非常時の措置（第119条～第128条）に基づく二次文書「重大事故等および大規模損壊対応要領」につながる三次文書として「可搬型SA設備等対応手順要則」、「シビアアクシデント対応ガイド要則」を定める。</p> <p>なお、上記、運転員、発電所災害対策要員（運転員を除く。）が必要な力量を確保するために、「教育訓練管理要領」、「教育訓練管理要則」及び「運転員教育訓練要則」に必要な措置を定める。</p> <p>实用炉規則各条文と保安規定各条文に対する手順の関係を表1に示す。また、品質マネジメントシステム文書体系図（重大事故等発生時等に係る文書）を図1に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】規程類構成の相違 ・保安規定条文番号と名称 ・規程類名称 【女川】記載表現の相違（「つながる」）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】規程類名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載表現の相違 ・泊は図のタイトルを記載した。図の内容として重大事故等発生時等に係る社内規程類に関する二次及び三次文書の体系を記載していることに相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1 実用炉規則各条文と保安規定各条文に対する手順書との関係

実用炉規則	規定する内容	発電用原子力施設保安規定	下部規定
第92条第1項第2号	重大事故等発生時における発電用原子力施設のための活動を行う体制の整備	重大事故等発生時における発電用原子力施設の安全のための活動を行う体制の整備に規定	【事故時対応計画】に規定 【事故時緊急対応計画】に規定 【重大事故等発生時における原子力施設保安のための活動に関する手順】に規定 【教育訓練要領】に規定 【原子力運転業務要領】に規定
第92条第1項第3号	大規模損壊発生時における発電用原子力施設の安全のための活動を行う体制の整備	大規模損壊発生時における発電用原子力施設の安全のための活動を行う体制の整備について、第18条の4として整備に規定	【事故時対応計画】に規定 【事故時緊急対応計画】に規定 【大規模損壊発生時における原子力施設保安のための活動に関する手順】に規定 【教育訓練要領】に規定 【原子力運転業務要領】に規定
第92条第1項第9号	発電用原子力施設の運転に關すること	運転管理に關する社内標準の作成について、第15条に規定	【発電業務要領】に規定
第92条第1項第10号	非常の場合に講ずべき処置に關すること	緊急事態における運転操作に關する社内標準の作成について、第125条第2項に規定 非所定の措置について以下のとおり規定 第127条：原子力防災組織 第128条：原子力防災委員 第129条：原子力防災要員 第130条：通報経路 第131条：原子力防災訓練 第132条：避難 第133条：原子力防災体制等の発令 第134条：緊急時における活動 第135条：原子力防災体制等の解除	【原子力防災業務要領】に規定 【重大事故等発生時における原子力施設保安のための活動に関する手順】並びに【大規模損壊発生時における原子力施設保安のための活動に関する手順】に規定 【教育訓練要領】に規定 【原子力運転業務要領】に規定

第1表 実用炉規則各条文と保安規定各条文に対する手順の関係

実用炉規則	実用炉規則に規定する内容	保安規定	保安規定に規定する内容	原子力QMS	社内規定類
第92条第1項第9号	発電用原子力施設の運転に關すること。	第14条	マニュアルの作成	原子力QMS	運転業務要領
第92条第1項第19号	非常の場合に講ずべき処置に關すること。	第109条 第110条 第111条の2 第112条 第113条 第114条 第115条 第116条 第117条 第117条の2 第118条	原子力防災組織 原子力防災協議の要員 緊急作業従事者の選定 原子力防災資機材の整備 通報経路 緊急時演習 通報 緊急時体制の発令 応急措置 緊急時における活動 緊急作業従事者の検量管理等 緊急時体制の解除	原子力QMS 原子力QMS 認識要領	原子力災害対策実施要領 力量、教育・訓練および認識要領
第92条第1項第22号	重大事故等発生時における発電用原子力施設のための活動を行う体制の整備に關すること。	第17条の5	重大事故等発生時における原子力施設の安全のための活動を行う体制の整備	原子力QMS 原子力QMS 認識要領	運転業務要領 原子力災害対策実施要領 力量、教育・訓練および認識要領
第92条第1項第23号	大規模損壊発生時における発電用原子力施設のための活動を行う体制の整備に關すること。	第17条の6	大規模損壊発生時における原子力施設の安全のための活動を行う体制の整備	原子力QMS 原子力QMS 認識要領	運転業務要領 原子力災害対策実施要領 力量、教育・訓練および認識要領

表1 実用炉規則各条文と保安規定各条文に対する手順の関係

実用炉規則	実用炉規則に規定する内容	保安規定	保安規定に規定する内容	社内規程類	相違理由
第九十二條 第一項 第八号	発電用原子力施設の運転に關すること。	第14条	運転管理に關する社内規程の作成	・運転要領	
第九十二條 第一項 第十五号	非常の場合に講ずべき処置に關すること。	第119条 第120条の2 第121条 第122条 第123条 第124条 第125条 第126条 第127条の2 第128条	原子力防災組織 原子力防災委員 緊急作業従事者の選定 原子力防災資機材等の整備 通報経路 原子力防災訓練 通報 原子力防災体制等の発令 応急措置 緊急時における活動 緊急作業従事者の検量管理等 原子力防災体制等の解除 重大事故等発生時の体制の整備	・原子力災害対策要領 ・重大事故等および大規模損壊対応要領 ・運転要領 ・教育訓練管理要領	
第九十二條 第一項 第十六号	設計認定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子力施設の保全に關する措置に關すること。	第17条の6 第17条の7	重大事故等発生時の体制の整備 大規模損壊発生時の体制の整備	・原子力災害対策要領 ・重大事故等および大規模損壊対応要領 ・運転要領 ・教育訓練管理要領	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

図1 歴史文書体系系図（重大事故等対応にかかわる文書）（1/2）

品質マネジメントシステム社内標準体系図

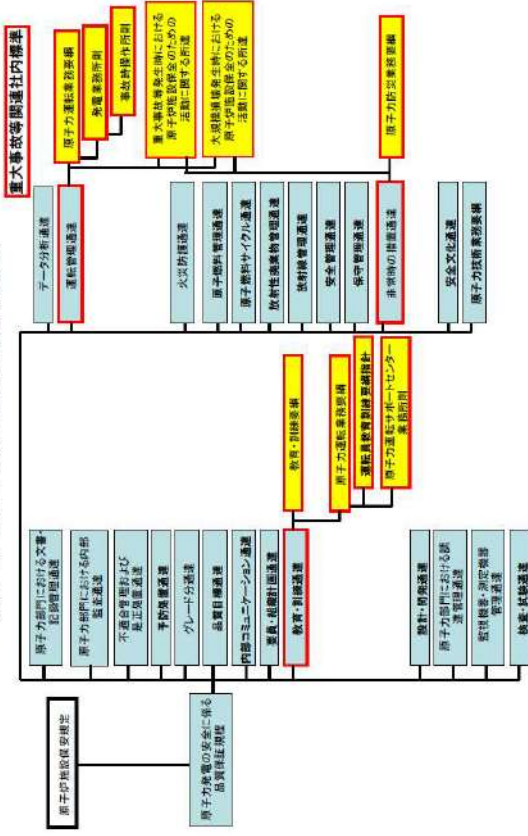


図1 品質マネジメントシステム文書体系系図（重大事故等発生時に係る文書）

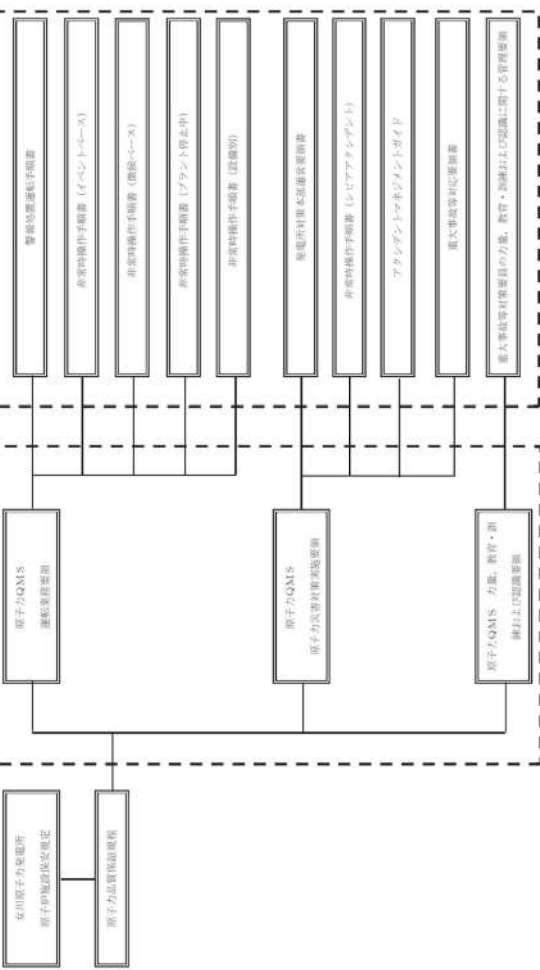


図1 品質マネジメントシステム文書体系系図（重大事故等発生時に係る文書）

泊発電所3号炉	相違理由
<p>一次文書</p> <p>原子力施設保全規程</p> <p>品質保証計画書</p> <p>二次文書</p> <p>重大事故等および大規模破壊対応要領</p> <p>運転要領</p> <p>燃料処置規程</p> <p>緊急処置規程(第1部)</p> <p>緊急処置規程(第2部)</p> <p>緊急処置規程(第3部)</p> <p>原子力災害対策要領</p> <p>教育訓練管理要領</p> <p>三次文書</p> <p>可搬型SA設備等対応手順要領</p> <p>シビアアクシデント対応ガイド要領</p> <p>代替設備等運転要領</p> <p>教育訓練管理要領</p> <p>運転員教育訓練要領</p> <p>図1 品質マネジメントシステム文書体系系図（重大事故等発生時等に係る文書）</p>	

1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">図1 規定文書体系系図（重大事故等対応にかかわる文書）（2/2）</p> <p style="text-align: center;">規定文書体系系図（重大事故等対応にかかわる文書）（2/2）</p> <p>図1は、大飯発電所3/4号炉における重大事故等への対応に係る規定文書体系を示しています。体系は「安全」を根幹とし、1次文書（手順書、点検・保守作業書、異常発生時の対応手順書、緊急時対応手順書、緊急時対応要領書、緊急時対応要領書、緊急時対応要領書）から始まり、2次文書（運転管理要領書、非常時の対応要領書）を経て3次文書（緊急時対応要領書、緊急時対応要領書、緊急時対応要領書）へと続きます。また、図1の右側には、1次文書、2次文書、3次文書の階層を示すピラミッド図が描かれています。</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

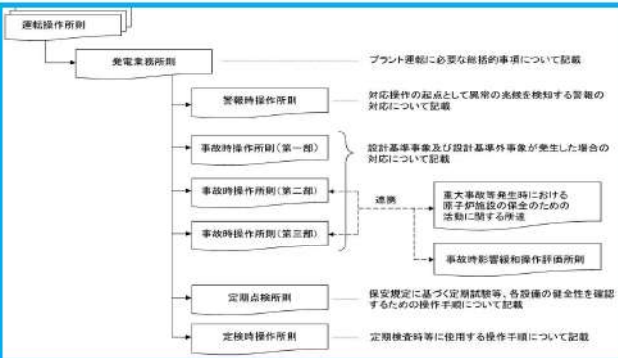
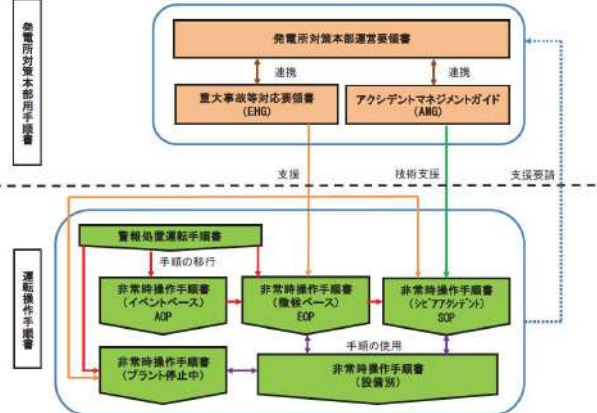
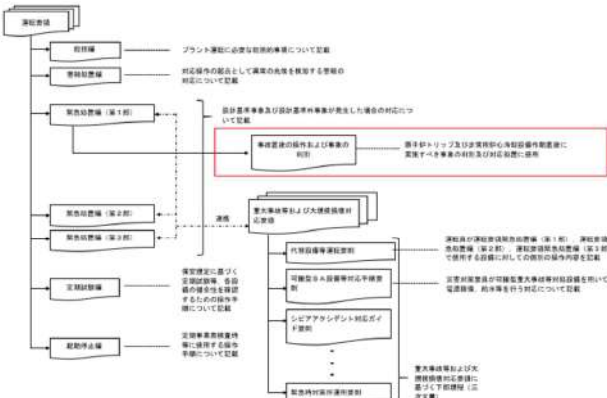
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.0.6</p> <p>重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について</p>	<p>添付資料 1.0.6</p> <p>重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について</p> <p style="text-align: center;">＜ 目次 ＞</p> <p>1. 手順書の体系について..... 1.0.6-1</p> <p>2. 各種手順書の概要について..... 1.0.6-1</p> <p>2.1 運転操作手順書..... 1.0.6-1</p> <p>(1) 警報処置運転手順書..... 1.0.6-1</p> <p>(2) 非常時操作手順書（イベントベース）..... 1.0.6-2</p> <p>(3) 非常時操作手順書（微候ベース）..... 1.0.6-3</p> <p>(4) 非常時操作手順書（シビアアクシデント）..... 1.0.6-4</p> <p>(5) 非常時操作手順書（プラント停止中）..... 1.0.6-5</p> <p>(6) 非常時操作手順書（設備別）..... 1.0.6-6</p> <p>2.2 発電所対策本部用手順書..... 1.0.6-6</p> <p>(1) 発電所対策本部運営要領書..... 1.0.6-6</p> <p>(2) アクシデントマネジメントガイド..... 1.0.6-7</p> <p>(3) 重大事故等対応要領書..... 1.0.6-7</p> <p>2.3 各種手順書の判断者・操作者の明確化..... 1.0.6-8</p> <p>(1) 判断者の明確化..... 1.0.6-8</p> <p>(2) 操作者の明確化..... 1.0.6-8</p> <p>3. 各種手順書間のつながり、移行基準について..... 1.0.6-8</p> <p>(1) 警報処置運転手順書からほかの非常時操作手順書への移行..... 1.0.6-8</p> <p>(2) AOP から EOP への移行..... 1.0.6-9</p> <p>(3) EOP から SOP への移行..... 1.0.6-9</p> <p>(4) 非常時操作手順書（設備別）及び EHG の使用..... 1.0.6-9</p> <p>(5) 発電所対策本部用手順書の導入..... 1.0.6-10</p> <p>4. 運転員の対応操作の流れについて..... 1.0.6-10</p> <p>5. 重大事故等時の対応及び手順書の内容について..... 1.0.6-12</p>	<p>添付資料 1.0.6</p> <p>重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について</p> <p style="text-align: center;">＜ 目次 ＞</p> <p>1. 手順書の体系について..... 1.0.6-1</p> <p>2. 運転員の事象判別プロセスについて..... 1.0.6-3</p> <p>3. 「運転要領緊急処置編」における各手順書間の適用の優先順位..... 1.0.6-4</p> <p>(1) 事象ベース手順書間の優先順位..... 1.0.6-4</p> <p>(2) 安全機能ベース手順書間の優先順位（優先度が高い順）..... 1.0.6-4</p> <p>(3) 安全機能ベースと事象ベース相互間の優先順位..... 1.0.6-5</p> <p>4. 発電所対策本部用手順書..... 1.0.6-5</p> <p>(1) 重大事故等対応要領..... 1.0.6-5</p> <p>(2) シビアアクシデント対応ガイド要則..... 1.0.6-6</p> <p>5. 各種手順書の判断者・操作者の明確化..... 1.0.6-7</p> <p>(1) 判断者の明確化..... 1.0.6-7</p> <p>(2) 操作者の明確化..... 1.0.6-7</p> <p>6. 各手順書間のつながり..... 1.0.6-7</p> <p>(1) 運転要領間の移行について..... 1.0.6-8</p> <p>a. 運転要領警報処置編と運転要領緊急処置編（第1部）について..... 1.0.6-8</p> <p>b. 運転要領緊急処置編（第1部）と運転要領緊急処置編（第2部）について..... 1.0.6-8</p> <p>c. 運転要領緊急処置編（第2部）と運転要領緊急処置編（第3部）について..... 1.0.6-8</p> <p>(2) 運転要領と重大事故等対応要領について..... 1.0.6-9</p> <p>a. 運転要領緊急処置編と重大事故等対応要領について..... 1.0.6-9</p> <p>b. 運転要領緊急処置編（第3部）とシビアアクシデント対応ガイド要則について..... 1.0.6-9</p> <p>7. 重大事故等対応時の手順書内容について..... 1.0.6-10</p> <p>8. 重大事故等時の対応について..... 1.0.6-11</p> <p>表1 原子炉設置変更許可申請書における手順書名称と泊発電所にて制定する手順書名称の対応表..... 1.0.6-2</p>	<p>目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、比較表1.0.6-3以降の具体的な内容にて記載する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 「運転操作所則」の体系について</p> <p>大飯発電所では、設計基準事象である運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生時、あるいは重大事故等発生時に備えて「運転操作所則」及び「重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達（以下「SA所達という。）」等を整備しており、有効性評価における全重要事故シーケンスについては、これら手順を用いて、適切な操作と要員により原子炉及び格納容器等を安定状態に収束することができることを確認している。「運転操作所則」の詳細な体系については以下のとおり。</p> <div data-bbox="100 893 481 917" style="border: 1px solid blue; padding: 2px;"> <p>【比較のため、比較表 P1.0.6-4 より再掲】</p> </div> 	<p>1. 手順書の体系について</p> <p>女川原子力発電所では、プラントに異常が発生した場合等において、重大事故への進展を防止するため、「警報処置運転手順書」、「非常時操作手順書（イベントベース）」、「非常時操作手順書（微候ベース）」、「非常時操作手順書（設備別）」及び「非常時操作手順書（プラント停止中）」を整備している。また、重大事故に至る可能性が高い場合あるいは重大事故に進展した場合に備えて「非常時操作手順書（シビアアクシデント）」、「発電所対策本部運営要領書」、「アクシデントマネジメントガイド」及び「重大事故等対応要領書」を整備する。</p> <p>事故発生時における対応手順書の機能体系は第1図のとおり。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 手順書機能体系の概要図</p>	<p>1. 手順書の体系について</p> <p>泊発電所では、設計基準事象である運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生時、あるいは重大事故等発生時に備えて「運転要領」及び「重大事故等および大規模損壊対応要領（以下「重大事故等対応要領という。）」等を整備しており、有効性評価における全重要事故シーケンスについては、これら手順を用いて、適切な操作と要員により発電用原子炉及び原子炉格納容器等を安定状態に収束することができることを確認している。「運転要領」及び「重大事故等対応要領」等の詳細な体系については図1のとおり。</p> <p>なお、原子炉設置変更許可申請書における手順書名称と泊発電所にて制定する手順書名称の対応表について表1に示す。</p>  <p style="text-align: center;">図1 「運転要領」及び「重大事故等対応要領」等の体系概要図</p>	<p>手順書の体系が類似している大飯と主に比較する。</p> <p>【大飯】手順書名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>発電所名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(以降、相違理由を省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉」と「発電用原子炉」 ・「格納容器」と「原子炉格納容器」 <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>泊は、発電所対策本部が使用する重大事故等対応要領も含めた手順書の体系について図1に記載した。</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>原子炉設置変更許可申請書添付書類1に記載している手順書名称と発電所に制定する手順書の名称の対応表を記載した。</p> <p>【大飯】手順書の構成の相違(図1赤持部)</p> <p>泊は緊急処置編(第1部)に、事象判別及び事象初期の対応処置を行うための手順書である「事故直後の操作および事象の判別」を整備している。(玄海と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>(1) 運転操作所則は、その用途及び目的に応じ、発電室業務所則、警報時操作所則、事故時操作所則（第一部）、事故時操作所則（第二部）、事故時操作所則（第三部）、定期点検所則、定検時操作所則に区別している。</p> <p>(2) 「事故時操作所則（第一部）」は、1次系や2次系及び電気系での異常事象発生（異常な過渡事象未済）、異常な過渡変化事象、設計基準事象等が発生した場合、その故障及び事故を早急に復旧し、二次的な被害を最小限にとどめるための処置について定めたものである。</p>	<p>2. 各種手順書の概要について 各種手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）並びに重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が使用する手順書（以下「発電所対策本部用手順書」という。）に分類して整備する。以下、運転操作手順書及び発電所対策本部用手順書の概要を示す。</p> <p>2.1 運転操作手順書 (1) 警報処置運転手順書 中央制御室及び現場制御盤に警報が発生した際に、警報発生原因の除去あるいはプラントを安全な状態に維持するために必要な対応操作を定めた手順書。 警報ごとに対応手順を定めており、手順書に記載しているパラメータの確認や対応処置等を実施することで、故障・事故の徴候の把握及び事故の収束・拡大防止を図る。</p> <p>(2) 非常時操作手順書（イベントベース） 単一の故障等で発生する可能性のあるあらかじめ想定された異常又は事故が発生した際に、事故の進展を防止するために必要な対応操作を定めた手順書。 設計基準事故の範囲内の特定された事故ごとの操作内容をあらかじめ手順書化しており、当該手順で対応できると判断した場合に使用し、過渡状態が収束するまでの間適用する。 非常時操作手順書（イベントベース）（以下「AOP」という。）は、事象ごとに「事故の想定」、「操作のポイント」、「対応フロー図」、「対応手順」で構成される。 AOPの一例として、発電用原子炉が運転中に給水ポンプがトリップし、給水不能となった場合の対応操作を定めた、AOP「給水ポンプ2台トリップ、全喪失」の対応フロー図及び操作等判断基準一覧を別紙1、2に示す。</p>	<p>表1 原子炉設置変更許可申請書における手順書名称と泊発電所にて制定する手順書名称の対応表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉設置変更許可申請書における手順書名称</th> <th>発電所にて制定する手順書名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報処置運転手順書</td> <td>運転要領警報処置編</td> </tr> <tr> <td>事象の判別を行う運転手順書</td> <td>運転要領緊急処置編（第1部）* ※ 本手順内の「事故直後の操作および事象の判別」</td> </tr> <tr> <td>故障及び設計基準事故に対処する運転手順書</td> <td>運転要領緊急処置編（第1部）</td> </tr> <tr> <td>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書</td> <td>運転要領緊急処置編（第2部）</td> </tr> <tr> <td>炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書</td> <td>運転要領緊急処置編（第3部）</td> </tr> <tr> <td>代替設備等運転手順書</td> <td>代替設備等運転要領</td> </tr> <tr> <td>発電所対策本部用手順書</td> <td>重大事故等および大規模損壊対応要領</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 運転要領は、その用途及び目的に応じ、総括編、警報処置編、緊急処置編（第1部）、緊急処置編（第2部）、緊急処置編（第3部）、定期試験編、起動停止編に区別している。</p> <p>(2) 「運転要領緊急処置編（第1部）」は、1次冷却系、2次冷却系及び電気系での異常事象発生（異常な過渡事象未済）、異常な過渡変化事象、設計基準事象等が発生した場合、その故障及び事故を早急に復旧し、二次的な被害を最小限にとどめるための処置について定めたものである。</p>	原子炉設置変更許可申請書における手順書名称	発電所にて制定する手順書名称	警報処置運転手順書	運転要領警報処置編	事象の判別を行う運転手順書	運転要領緊急処置編（第1部）* ※ 本手順内の「事故直後の操作および事象の判別」	故障及び設計基準事故に対処する運転手順書	運転要領緊急処置編（第1部）	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書	運転要領緊急処置編（第2部）	炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書	運転要領緊急処置編（第3部）	代替設備等運転手順書	代替設備等運転要領	発電所対策本部用手順書	重大事故等および大規模損壊対応要領	<p>【大飯】記載方針の相違 原子炉設置変更許可申請書添付書類中に記載している手順書名称と発電所にて制定する手順書の名称の対応表を記載した。</p> <p>【大飯】手順書名称の相違（以降、相違理由を省略）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（以降、相違理由を省略）</p>
原子炉設置変更許可申請書における手順書名称	発電所にて制定する手順書名称																		
警報処置運転手順書	運転要領警報処置編																		
事象の判別を行う運転手順書	運転要領緊急処置編（第1部）* ※ 本手順内の「事故直後の操作および事象の判別」																		
故障及び設計基準事故に対処する運転手順書	運転要領緊急処置編（第1部）																		
炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書	運転要領緊急処置編（第2部）																		
炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書	運転要領緊急処置編（第3部）																		
代替設備等運転手順書	代替設備等運転要領																		
発電所対策本部用手順書	重大事故等および大規模損壊対応要領																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉 (別紙1, 2)	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 「事故時操作所則（第二部）」は、主に炉心損傷防止を目的とし、設計基準事象を超える多重故障を想定して、事故発生時に被害を最小限にとどめるよう迅速、確実な処置について定めたものである。「事故時操作所則（第二部）」は「事象ベース」と「安全機能ベース」に分けられ、状況に応じ適切な手順を選定し対応することとしている。</p> <p>(4) 「事故時操作所則（第二部）」「事象ベース」と「安全機能ベース」の手順での対応処置には、以下の特徴がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事象ベース」の手順書は、発生確率が相対的に高い事象に対し最も適切な回復操作が示せるという利点がある。 ・「安全機能ベース」の手順書は、発生確率の低い多重故障等に対して広範囲をカバーすることができる利点がある。両者の利点を兼ねるよう体系化している。 <p>(5) 事故時操作所則（第三部）は、炉心損傷後の格納容器破損防止に関する手順について定めたものである。</p> <p>(6) 可搬型重大事故等対処設備等、発電所対策本部（緊急安全対策要員）が行う作業については、「SA所達」を使用し、「事故時操作所則（第二部）、事故時操作所則（第三部）」との手順書間の連携を図っている。</p> <p>(7) 発電所対策本部が指示を行うため事象進展及び操作の影響評価として「事故時影響緩和操作評価所則」を整備している。</p> <p>(8) 運転員（当直員）、発電所対策本部（緊急安全対策要員）が使用する手順書体系を図1に各手順書間の関係図を図2に示す。</p>	<p>【AOPの構成】</p> <p>a. 原子炉スクラム 目的：原子炉スクラム時の対応 手順書：原子炉スクラム（MSIV開の場合）、原子炉スクラム（MSIV閉の場合）</p> <p>b. 冷却材喪失 目的：冷却材喪失時の対応 手順書：漏えい、中小破断、大破断</p> <p>c. 配管破断 目的：配管破断時の対応 手順書：原子炉建屋内、タービン建屋内、主蒸気管破断</p> <p>d. 給水喪失 目的：給水喪失時の対応 手順書：給復水ポンプトリップ、給水制御系の異常、給水喪失とSRV開固着</p> <p>e. 原子炉再循環系故障 目的：原子炉再循環系故障時の対応 手順書：原子炉再循環ポンプトリップ、再循環速度制御異常、原子炉再循環ポンプ異常時の1台停止操作</p> <p>f. 燃料破損 目的：燃料破損時の対応 手順書：排ガス放射線モニタ異常上昇、燃料落下</p> <p>g. タービン系故障 目的：タービン系故障時の対応 手順書：主タービン振動異常、復水器真空低下等</p> <p>h. 電気系故障 目的：電気系故障時の対応 手順書：発電機トリップ、制御電源喪失等</p> <p>i. その他系統故障 目的：その他系統故障時の対応 手順書：原子炉補機冷却水喪失、計装用空気喪失等</p> <p>j. 火災 目的：火災発生時の対応 手順書：6.9kVメタクラ火災、タービン発電機関係火災等</p> <p>(3) 非常時操作手順書（徴候ベース） 事故の起因事象を問わず、AOPでは対処できない複数の設備の故障等による異常又は事故が発生した際に、重大事故への進展を防止するために必要な対応操作を定めた手順書。 AOPが設計基準事故の範囲内の特定された事故ごとの対応操作を示した手順書であることに対して、非常時操作手順書（徴候ベース）（以下「EOP」という。）は観測されるプラントの徴候（パラメータの変化）に応じた対応操作を示した手順書であり、設計基準事故に加え設計基準を超えるような設備の多重故障等にも適</p>	<p>(3) 「運転要領緊急処置編（第2部）」は、主に炉心損傷防止を目的とし、設計基準事象を超える多重故障を想定して、事故発生時に被害を最小限にとどめるよう迅速、確実な処置について定めたものである。「運転要領緊急処置編（第2部）」は「事象ベース」と「安全機能ベース」に分けられ、状況に応じ適切な手順を選定し対応することとしている。</p> <p>(4) 「運転要領緊急処置編（第2部）」「事象ベース」と「安全機能ベース」の手順での対応処置には、以下の特徴がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事象ベース」の手順書は、発生確率が相対的に高い事象に対し最も適切な回復操作が示せるという利点がある。 ・「安全機能ベース」の手順書は、発生確率の低い多重故障等に対して広範囲をカバーすることができる利点がある。両者の利点を兼ねるよう体系化している。 <p>(5) 「運転要領緊急処置編（第3部）」は、炉心損傷後の原子炉格納容器破損防止に関する手順について定めたものである。</p> <p>(6) 可搬型重大事故等対処設備等、発電所対策本部（発電所災害対策要員（運転員を除く。））が行う作業については、「重大事故等対応要領」及び「重大事故等対応要領」に基づく下部規程（三次文書）を使用し、「運転要領緊急処置編（第2部）」、「運転要領緊急処置編（第3部）」との手順書間の連携を図っている。</p> <p>(7) 発電所対策本部が指示を行うため事象進展及び操作の影響評価として「シビアアクシデント対応ガイド要則」を整備している。</p> <p>(8) 運転員、発電所対策本部（発電所災害対策要員（運転員を除く。））が使用する手順書体系を図2に各手順書間の関係図を図3に示す。</p>	<p>【大阪】要員名称の相違（以降、相違理由を省略）</p> <p>【大阪】手順書の構成の相違</p> <p>泊は、二次文書である「重大事故等対応要領」に基づく三次文書に可搬型重大事故等対処設備を用いた発電用原子炉への注水等の手順書を整備している。</p> <p>【大阪】要員名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 運転員の事象判別プロセスについて</p> <p>運転中の異常な過渡変化及び事故が発生した場合、運転員は「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の原則に基づき対応する。</p> <p>運転中の異常な過渡変化及び事故が発生した場合は、「事故時操作所則（第一部）」にて、事故直後の操作と事象判別を行う。</p> <p>具体的には、原子炉トリップを含むユニットトリップ確認を実施する。原子炉が自動トリップしない場合においては、手動による原子炉トリップ操作を実施する。その後2次系を使用した崩壊熱の除去等を行う。さらに安全注入（ECCS）が動作している場合においては、安全注入機器がシーケンス通りに自動作動し、炉心にほう酸水が注入されて冷却されていることを確認する。また、段階的に格納容器隔離が実施されることを確認する。これら自動作動機器の動作状況及び安全機能パラメータの確認を行う中で事象判別を実施する。</p>	<p>用する。</p> <p>EOP は、目的に応じて「原子炉制御」、「格納容器制御」、「原子炉建屋制御」、「燃料プール制御」、「不測事態」及び「電源回復」に分類した各手順を視覚的に認識できるようにした「フローチャート」、各手順の「対応手順」及び対応手順中の運転操作や注意事項の意味合いを記載した「解説」により構成される。</p> <p>事故時には、発電用原子炉の未臨界維持、炉心損傷防止、原子炉格納容器等の健全性確保等に関するパラメータを確認し、各手順の導入条件が成立した場合には、その手順に移行し対応処置を実施する。</p> <p>EOP による対応においては、「原子炉制御」、「格納容器制御」、「原子炉建屋制御」等の対応が同時進行する状況を想定して、対応の優先順位をあらかじめ定めており、原子炉格納容器が破損するおそれがある場合を除き、原子炉側から要求される操作を優先することを原則としている。</p> <p>各手順の「フローチャート」、「目的及び基本的な考え方」及び「操作等判断基準一覧」を別紙3、4、5に示す。</p> <p style="text-align: right;">（別紙3、4、5）</p> <p>【EOP フローチャート】</p> <p>a. 全体構成図</p> <p>b. 原子炉制御 目的：発電用原子炉未臨界維持、炉心損傷防止 手順書：スクラム、反応度制御、水位確保、減圧冷却</p> <p>c. 格納容器制御 目的：原子炉格納容器の健全性確保 手順書：PCV 圧力制御、D/W 温度制御、S/P 温度制御、S/P 水位制御、PCV 水素濃度制御</p> <p>d. 原子炉建屋制御 目的：原子炉建屋の健全性確保 手順書：原子炉建屋制御</p> <p>e. 燃料プール制御 目的：燃料プール内の燃料の損傷防止・緩和 手順書：SFP 水位・温度制御</p> <p>f. 不測事態 目的：予期せぬ事象により特殊操作が必要となった場合の対応 手順書：水位回復、急速減圧、水位不明、炉心損傷初期対応</p> <p>g. 電源回復 目的：所内電源喪失時の交流・直流電源の供給維持 手順書：電源回復</p> <p>(4) 非常時操作手順書（シビアアクシデント）</p> <p>EOP で対応する状態から更に事象が進展し炉心損傷に至った際に、事故の拡大を防止し影響を緩和するために必要な対応操作を定めた手順書。</p> <p>炉心が損傷し、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器の健全性を</p>	<p>2. 運転員の事象判別プロセスについて</p> <p>運転中の異常な過渡変化及び事故が発生した場合、運転員は「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の原則に基づき対応する。</p> <p>運転中の異常な過渡変化及び事故が発生した場合は、「運転要領緊急処置編（第1部）」のうち「事故直後の操作および事象の判別」にて、事故直後の操作と事象判別を行う。</p> <p>具体的には、原子炉トリップを含むプラントトリップ確認を実施する。発電用原子炉が自動トリップしない場合においては、手動による原子炉トリップ操作を実施する。その後2次冷却系を使用した崩壊熱の除去等を行う。さらに安全注入（ECCS）が動作している場合においては、安全注入機器がシーケンス通りに自動作動し、炉心にほう酸水が注入されて冷却されていることを確認する。また、段階的に原子炉格納容器隔離が実施されることを確認する。これら自動作動機器の動作状況及び安全機能パラメータの確認を行う中で事象判別を実施する。</p>	<p>【大阪】手順書の構成の相違</p> <p>泊は緊急処置編(第1部)に、事象判別及び事象初期の対応処置を行うための手順書である「事故直後の判別」を整備している。(玄海と同様)</p> <p>【大阪】記載表現の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>・「ユニットトリップ」と「プラントトリップ」</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>これら事象毎に対応した手順は、運転操作所則の「事故時操作所則（第一部）」、「事故時操作所則（第二部）（安全機能ベース、事象ベース）」、「事故時操作所則（第三部）」にて構成されている。</p> <p>これらの体系移行は、各事故時操作所則を実施中に、必要な安全機能や安全機器の故障等により炉心冷却機能等にとって重大な問題が生じた場合に、各々の適用条件に達した後、事故時操作所則（第二部）へ移行し対応処置を行う。</p> <p>さらに、あらかじめ定められた炉心損傷を示すパラメータとなれば、事故時操作所則（第三部）に移行し、炉心損傷後の影響緩和操作及び格納容器破損防止操作を実施する。</p> <p>事象判別の間は、原子炉停止機能、炉心冷却機能及び蒸気発生器除熱機能等の安全機能パラメータの監視を行い、安全機能が喪失した場合は事故時操作所則（第二部）の安全機能ベースの操作所則により対応を実施する。また全交流電源喪失や格納容器バイパス事象等が発生した場合には、事故時操作所則（第二部）の事象ベースの操作所則により対応を実施する。これらの適用条件については各所則に明記している。</p> <p>さらに炉心損傷の適用条件となれば事故時操作所則（第三部）へ移行し、炉心損傷後の影響緩和及び格納容器破損防止の対応操作を実施する。</p> <p>なお、これら事象判別プロセスは、各事故時操作所則に整備している。</p>	<p>脅かす可能性のあるシビアアクシデント事象に適用する。</p> <p>非常時操作手順書（シビアアクシデント）（以下「SOP」という。）は、炉心損傷後に実施すべき対応操作の内容を視覚的に認識できるようにした「フローチャート」にて構成される。</p> <p>各手順の「フローチャート」、「目的及び基本的な考え方」及び「操作等判断基準一覧」を別紙6、7、8に示す。 （別紙6、7、8）</p> <p>【SOP フローチャート】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 全体流れ図 b. 注水ストラテジー1 「損傷炉心への注水」 c. 注水ストラテジー2 「長期の損傷炉心への注水」 d. 注水ストラテジー3a 「RPV 破損前のペDESTAL初期注水」 e. 注水ストラテジー3b 「RPV 破損後のペDESTAL注水」 f. 注水ストラテジー4 「長期のRPV 破損後の注水」 g. 除熱ストラテジー1 「損傷炉心冷却後の除熱」 h. 除熱ストラテジー2 「RPV 破損後の除熱」 i. ベントストラテジ 「PCV 破損防止」 j. 水素制御ストラテジ 「原子炉建屋水素制御」 <p>(5) 非常時操作手順書（プラント停止中）</p> <p>発電用原子炉が停止中の場合において、プラントの異常状態を検知する対応、異常状態発生の防止に関する対応及び異常事象が発生した場合の対応操作に関する事項を定めた手順書。</p> <p>プラント停止中に発生する可能性のある事故に対し、EOP と同様に、観測されるプラントの徴候（パラメータの変化）に応じた対応操作を示した手順書であり、設計基準を超えるような多重故障にも適用する。</p> <p>非常時操作手順書（プラント停止中）（以下「停止時手順書」という。）は、目的に応じて「崩壊熱除去機能喪失」、「原子炉冷却材喪失」、「燃料プール冷却機能喪失」、「燃料プール冷却材喪失」、「外部電源喪失」及び「臨界事象発生」に分類した各手順を視覚的に認識できるようにした「フローチャート」、各手順の「対応手順」及び対応手順中の運転操作や注意事項の意味合いを記載した「解説」により構成される。</p> <p>異常事象発生時には、発電用原子炉の未臨界維持、炉心や使用済燃料プールの冷却状況等に関するパラメータを確認し、各手順の導入条件が成立した場合には、その手順の対応処置を実施する。</p> <p>各手順の「フローチャート」、「目的及び基本的な考え方」及び「操作等判断基準一覧」を別紙9、10、11に示す。 （別紙9、10、11）</p> <p>【停止時手順書フローチャート】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 全体構成図 b. 崩壊熱除去機能喪失 	<p>これら事象ごとに対応した手順は、運転要領の「運転要領緊急処置編（第1部）」、「運転要領緊急処置編（第2部）（安全機能ベース）」、「運転要領緊急処置編（第3部）」にて構成されている。</p> <p>これらの体系移行は、各運転要領緊急処置編を実施中に、必要な安全機能や安全機器の故障等により炉心冷却機能等にとって重大な問題が生じた場合に、各々の適用条件に達した後、運転要領緊急処置編（第2部）へ移行し対応処置を行う。</p> <p>さらに、あらかじめ定められた炉心損傷を示すパラメータとなれば、運転要領緊急処置編（第3部）に移行し、炉心損傷後の影響緩和操作及び原子炉格納容器破損防止操作を実施する。</p> <p>事象判別の間は、発電用原子炉停止機能、炉心冷却機能及び蒸気発生器除熱機能等の安全機能パラメータの監視を行い、安全機能が喪失した場合は運転要領緊急処置編（第2部）の安全機能ベースの運転要領により対応を実施する。また全交流動力電源喪失や原子炉格納容器バイパス事象等が発生した場合には、運転要領緊急処置編（第2部）の事象ベースの運転要領により対応を実施する。これらの適用条件については各運転要領に明記している。</p> <p>さらに炉心損傷の適用条件となれば運転要領緊急処置編（第3部）へ移行し、炉心損傷後の影響緩和及び原子炉格納容器破損防止の対応操作を実施する。</p> <p>なお、これら事象判別プロセスは、各運転要領緊急処置編に整備している。</p> <p>運転要領緊急処置編の構成概要を図4に示す。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 「事故時操作所則」における各手順書間の適用の優先順位 「事故時操作所則（第一部）」、「事故時操作所則（第二部（事象ベース）」）及び「事故時操作所則（第二部（安全機能ベース）」）の各手順の適用条件は定めているが、複数の基準の適用条件が同時に成り立った場合には、使用するための優先順位が必要となる。以下に、安全機能ベースの手順書同士、事象ベースの手順書同士及び事象ベースの手順書と安全機能ベースの手順書間の適用に関する優先順位について説明する。なお、「炉心出口温度が350℃以上」及び「格納容器内高レンジエリアモニタ指示が1×10^5 mSv/h以上」となれば、炉心損傷と判断し、「事故時操作所則（第三部）」へ移行し処置する。</p> <p>(1) 事象ベース手順書間の優先順位 基本的には、事象ベース手順書間の重畳はないため優先順位はない。</p> <p>(2) 安全機能ベース手順書間の優先順位（優先度が高い順） 「止める」「冷やす」「閉じ込める」の安全機能にしたがった優先順位を決定している。</p> <p>① 未臨界の維持（1） ② 炉心冷却の維持（1） ③ S/G除熱機能の維持 ④ 格納容器健全性の維持 ⑤ 放射能放出防止 ⑥ 未臨界の維持（2） ⑦ 炉心冷却の維持（2）</p> <p>⑧ 1次系保有水の維持</p> <p>(3) 安全機能ベースと事象ベース相互間の優先順位 事象ベース手順書対応時に、安全機能ベース手順書の条件が満たされた場合は、基本的に安全機能ベース手順書に移行する。なお、事象ベース手順書「全交流電源喪失」のようなサポート系の機能喪失等については基本的に事象ベース手順書内で安全機能ベース手順書の主となる運転操作を実施するため、その観点からも安全機能ベースが優先となっている。</p>	<p>目的：崩壊熱による原子炉水温度上昇、水位低下抑制 手順書：崩壊熱除去機能喪失</p> <p>c. 原子炉冷却材喪失 目的：原子炉冷却材喪失時の原子炉水位低下抑制 手順書：原子炉冷却材喪失</p> <p>d. 燃料プール冷却機能喪失 目的：崩壊熱による燃料プール温度上昇、水位低下抑制 手順書：燃料プール冷却機能喪失</p> <p>e. 燃料プール冷却材喪失 目的：燃料プール水漏えいによる水位低下抑制 手順書：燃料プール冷却材喪失</p> <p>f. 外部電源喪失 目的：外部電源喪失時の交流・直流電源の供給維持 手順書：外部電源喪失</p> <p>g. 臨界事象発生 目的：臨界による反応度上昇抑制 手順書：臨界事象発生</p> <p>(6) 非常時操作手順書（設備別） 自然現象や大規模損壊等により、多数の恒設の電源設備・注水設備等が使用できない場合の事故対応操作内容を定めた手順書で、運転員が使用する。 非常時操作手順書（設備別）では、発電用原子炉の安全確保を達成するために必要な「炉心冷却」、「電源確保」等、機能別に複数の手順を定め、その手順を使用するタイミングをEOP、SOP及び停止時手順書対応操作のフローチャートに明示する。 非常時操作手順書（設備別）の一覧を別紙12に示す。 （別紙12）</p> <p>【非常時操作手順書（設備別）の構成】</p> <p>反応度制御：ほう酸水注入系ポンプによるほう酸水注入等 炉心冷却：高圧代替注水系ポンプによる原子炉注水等 使用済燃料冷却：ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水等 格納容器機能維持：復水移送ポンプによるドライウェル代替スプレイ等 建屋機能維持：燃料プール補給水ポンプによる原子炉ウェル注水等 電源確保：M/C C(D)母線受電等 アシスト：中央制御室換気空調系運転等</p>	<p>3. 「運転要領緊急処置編」における各手順書間の適用の優先順位 「運転要領緊急処置編（第1部）」、「運転要領緊急処置編（第2部（事象ベース）」）及び「運転要領緊急処置編（第2部（安全機能ベース）」）の各手順の適用条件は定めているが、複数の基準の適用条件が同時に成り立った場合には、使用するための優先順位が必要となる。以下に、安全機能ベースの手順書同士、事象ベースの手順書同士及び事象ベースの手順書と安全機能ベースの手順書間の適用に関する優先順位について説明する。なお、「炉心出口温度が350℃以上」及び「格納容器内高レンジエリアモニタ指示が1×10^5 mSv/h以上」となれば、炉心損傷と判断し、「運転要領緊急処置編（第3部）」へ移行し処置する。</p> <p>(1) 事象ベース手順書間の優先順位 基本的には、事象ベース手順書間の重畳はないため優先順位はない。</p> <p>(2) 安全機能ベース手順書間の優先順位（優先度が高い順） 「止める」「冷やす」「閉じ込める」の安全機能にしたがった優先順位を決定している。</p> <p>① 未臨界の維持（1） ② 炉心冷却の維持（1） ③ SG除熱機能の維持（1） ④ 格納容器健全性の確保 ⑤ 放射能放出防止 ⑥ 未臨界の維持（2） ⑦ 炉心冷却の維持（2） ⑧ SG除熱機能の維持（2） ⑨ 1次系保有水の維持</p> <p>(3) 安全機能ベースと事象ベース相互間の優先順位 事象ベース手順書対応時に、安全機能ベース手順書の条件が満たされた場合は、基本的に安全機能ベース手順書に移行する。なお、事象ベース手順書「全交流電源喪失」のようなサポート系の機能喪失等については基本的に事象ベース手順書内で安全機能ベース手順書の主となる運転操作を実施するため、その観点からも安全機能ベースが優先となっている。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違 泊は、SG除熱機能の維持に係る緊急度の低い手順について記載した。手順書の内容については図7（比較表1.0.6-31）に示す。（伊方と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料より引用</p> <p>(2) 災害対策本部が使用する手順書及び災害対策本部のうち支援組織が使用する手順書</p> <p>災害対策本部が使用する手順書として「緊急時対応内規」を、災害対策本部のうち支援組織が使用する手順書として「アクシデントマネジメントガイドライン」を整備しており、これらの手順書の概要を以下に示す。</p>	<p>2.2 発電所対策本部用手順書</p> <p>(1) 発電所対策本部運営要領書</p> <p>重大事故、大規模損壊等が発生した場合又はそのおそれがある場合に、緊急事態に関する発電所対策本部の責任と権限及び実施事項を定めた要領書で発電所対策本部が使用する。</p> <p>また、発電所対策本部の運営及び各機能班が実施する事項については、本要領書に定める。</p> <p>発電所対策本部運営要領書に記載する各機能班の実施事項を別紙13に示す。</p> <p>(別紙13)</p>	<p>4. 発電所対策本部用手順書</p> <p>発電所対策本部が使用する手順書として「重大事故等対応要領」を、発電所対策本部のうち支援組織が使用する手順書として「シビアアクシデント対応ガイド要則」を整備しており、これらの手順書の概要を以下に示す。</p>	<p>【大阪・女川】記載方針の相違</p> <p>発電所対策本部用手順書の構成について大阪資料の記載がないこと、BWRである女川とは手順書の構成が異なるから、先行PWR審査実績として伊方資料と比較する。</p> <p>【伊方】名称の相違（以降、相違理由を省略）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
伊方発電所3号炉まとめ資料より引用			
<p>a. 緊急時対応内規</p> <p>重大事故等発生時及び大規模損壊時における緊急時対応業務を定めることにより、非常時の円滑かつ適切な措置の遂行に資することを目的とし、運転員又は災害対策本部からの依頼・指示により、中型ポンプ車等の可搬型の重大事故等対処設備の準備・使用及び配管の接続、電源ケーブルの接続等の既設設備の操作以外の作業を実施するための手順を整備している。</p>		<p>(1) 重大事故等対応要領</p> <p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における緊急時対応業務を定めることにより、非常時の円滑かつ適切な措置の遂行に資することを目的とし、発電所災害対策要員（運転員を除く。）が運転員又は発電所対策本部からの依頼・指示により、可搬型大型送水ポンプ車等の可搬型重大事故等対処設備の準備・使用及び配管の接続、電源ケーブルの接続等の既設設備の操作以外の作業を実施するための手順を整備している。</p> <p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対応について、両者に求められる可搬型重大事故等対処設備を用いた基本的な措置については同様なものとなることから、運用面（使い易さ）を考慮して両者の対応をひとつに纏めた手順書とする。</p> <p>重大事故等発生時の対応については、基本的には「運転要領緊急処置編」に基づいて行われるが、可搬型重大事故等対処設備を使用した手順等については、「運転要領緊急処置編」から紐付けされた「重大事故等対応要領（第2章）」に規定する。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違（以降、相違理由を省略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大規模損壊時」と「大規模損壊発生時」 ・「中型ポンプ車」と「可搬型大型送水ポンプ車」 ・「可搬型の重大事故等対処設備」と「可搬型重大事故等対処設備」 <p>【伊方】記載方針の相違</p> <p>泊は、重大事故等対応要領(第2章)に重大事故等発生時の対応手順を、重大事故等対応要領(第3章)に大規模損壊発生時の対応手順を整備している。</p>
伊方発電所3号炉まとめ資料より引用			
<p>緊急時対応内規には、電源の確保、炉心の冷却、使用済燃料の冷却、原子炉格納容器の減圧、海洋への流出および拡散の抑制等について記載している。さらに、体制及び職務、資機材の整備、確保などについても定めている。</p> <p>詳細な手順については、3次文書として定めており、手順書内に運転側の操作手順も読み込むことで、既設設備を利用した対応手順から可搬型設備を使用した対応手順まで、発生した事象に柔軟に対応するための手順としている。具体的には、使用済燃料ピットの水位低下時の対応として、1次系純水サービスポンプ等の既設設備を用いた通常の使用済燃料ピットへの補給の対応操作から、可搬型の重大事故等対処設備である中型ポンプ車等を用いた使用済燃料ピットへの補給の対応操作まで記載しており、起因事象の経緯によらず、そのときのプラントの状況に合わせた対応が可能である。</p> <p>図-4に緊急時対応内規の概要を示す。</p>		<p>「重大事故等対応要領（第2章）」には、電源の確保、炉心の冷却、使用済燃料の冷却、原子炉格納容器の減圧、海洋への流出及び拡散の抑制等について記載する。さらに、体制及び職務、資機材の整備、確保等についても定める。</p> <p>詳細な手順については、当該要領の下部規程（三次文書）として定めており、手順書内に運転側の操作手順も読み込むことで、既設設備を利用した対応手順から可搬型設備を使用した対応手順まで、発生した事象に柔軟に対応するための手順とする。具体的には、使用済燃料ピットの水位低下時の対応として、2次系補給水ポンプ等の既設設備を用いた通常の使用済燃料ピットへの補給の対応操作から、可搬型重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプ車等を用いた使用済燃料ピットへの補給の対応操作まで記載しており、起因事象の経緯によらず、そのときのプラントの状況に合わせた対応が可能である。</p> <p>図5に重大事故等および大規模損壊対応要領に基づく項目概要を示す。</p> <p>なお、大規模損壊発生時の対応については、「重大事故等対応要領（第3章）」において規定し、具体的な対応手順については、当該要領の下部規程（三次文書）にて定める。</p> <p>重大事故等対応要領の構成を図6に示す。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違</p> <p>【伊方】記載表現の相違</p> <p>【伊方】設備名称の相違</p> <p>【伊方】名称の相違</p>
		<p>【伊方】記載方針の相違</p> <p>泊は、重大事故等対応要領(第2章)に重大事故等発生時の対応手順を、重大事故等対応要領(第3章)に大規模損壊発生時の対応手順を整備している。</p>	<p>【伊方】記載方針の相違</p> <p>泊は、重大事故等対応要領(第2章)に重大事故等発生時の対応手順を、重大事故等対応要領(第3章)に大規模損壊発生時の対応手順を整備している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料より引用</p> <p>b. アクシデントマネジメントガイドライン</p> <p>アクシデントマネジメントガイドラインは、支援組織にて使用し、運転員が実施する故障・事故処理内規（第三部）の操作が期待通りの効果を発揮しているか、また、予期せぬ事態へと至っていないかのチェックや、予想外の事態となった場合の実施すべき措置の判断、選択の際の参考とするためのガイドラインである。</p> <p>炉心損傷時の物理現象は複雑であるので、プラント状態を総合的に把握した上で、故障・事故処理内規（第三部）による操作が成功しない場合、未記述の応用操作について本ガイドラインを参考として検討する。また、実施すべき操作の検討及び決定にあたっては、中央制御室との情報交換を密にして、プラント状況及び実施すべき操作に関し共通の認識を持つこと、中央制御室へ操作指示する場合は、災害対策本部長の承認を得ることとしている。</p> <p>本ガイドラインは、AMG-1：監視機能別ガイドライン、AMG-2：事象進展及び、参考資料：知識データベースで構成されている。</p> <p>監視機能別ガイドラインでは、現状のプラントパラメータの監視を行い操作可能な設備の抽出を実施することを記載している。具体的には、①重要な機能確保のためのパラメータがしきい値を逸脱していないかをあらかじめ指定されたパラメータ又はバックアップパラメータにより監視、②現状の重要系統（機器）の使用の有無、使用の可否について状態監視、③しきい値を逸脱している場合、あらかじめ準備されている操作候補リストより操作候補を抽出、④抽出された操作候補より、利用可能な重要系統（機器）を考慮した上で、操作候補を絞り込む、ということを実施する。</p> <p>事象進展総合評価ガイドラインでは、プラントの総合判断、操作決定及び操作後の影響評価を実施することを記載している。具体的には、①上記監視機能別ガイドラインによるパラメータ監視と並行し、事故シナリオの同定、プラント状態の把握（炉心損傷程度、崩壊炉心位置、冷却状態の推定）及び事故進展の予測を行う、②上記監視機能別ガイドラインにて抽出された操作候補を実施した場合の正の効果・負の影響の評価を行う、③影響評価に基づき、負の影響は許容でき正の効果が期待できることを確認した上で操作の優先順位を明確化し、実施操作を決定した上で、中央制御室に操作内容を指示する、ということを実施する。</p>	<p>(2) アクシデントマネジメントガイド</p> <p>炉心損傷後に想定されるプラント状態の判断や事故の進展防止及び影響緩和のために実施すべき操作の技術的根拠となる情報を定めたガイドで、運転員に対する支援活動の参考として、技術支援組織が使用する。</p> <p>アクシデントマネジメントガイド（以下「AMG」という。）には、損傷炉心の冷却成否、原子炉圧力容器の破損有無等のプラント状態を判断するために必要となる情報や、対応操作の有効性に関する情報等を記載している。</p> <p>技術支援組織は、これらの情報等を用いて、運転員がSOPに基づき実施する操作がプラント状態に応じた適切な操作となっているか、想定した効果を発揮しているか、予期せぬ事態へと至っていないか等を把握し、状況に応じて実施すべき措置を発電所対策本部長に進言する。なお、SOPの操作が成功しない場合、SOPに記載のない応用操作が必要となった場合等、予想外の事態が発生し、運転員に対する技術的支援が必要となった場合には、AMGの情報を参考として、適切な対応操作を検討し、発電所対策本部長に進言する。これらの検討結果を踏まえた運転員への指示内容を発電所対策本部長が承認する。</p>	<p>(2) シビアアクシデント対応ガイド要則</p> <p>「シビアアクシデント対応ガイド要則」は、発電所対策本部の支援組織にて使用し、運転員が実施する「運転要領緊急処置編（第3部）」の操作が期待通りの効果を発揮しているか、また、予期せぬ事態へと至っていないかのチェックや、予想外の事態となった場合の実施すべき措置の判断、選択の際の参考とするガイドラインである。</p> <p>炉心損傷時の物理現象は複雑であるので、プラント状態を総合的に把握した上で、「運転要領緊急処置編（第3部）」による操作が成功しない場合、未記述の応用操作について本手順書（アクシデントマネジメントガイドライン、知識データベースを含む）を参考として検討する。また、実施すべき操作の検討及び決定に当たっては、中央制御室との情報交換を密にして、プラント状況及び実施すべき操作に関し共通の認識を持つこと、中央制御室へ操作指示する場合は、発電所対策本部長の承認を得ることとしている。</p> <p>本手順書（アクシデントマネジメントガイドライン含む）は、AMG-1：監視機能別ガイドライン、AMG-2：事象進展総合評価ガイドライン及び、参考資料：知識データベースで構成されている。</p> <p>監視機能別ガイドラインでは、現状のプラントパラメータの監視を行い操作可能な設備の抽出を実施することを記載している。具体的には、①重要な機能確保のためのパラメータがしきい値を逸脱していないかをあらかじめ指定されたパラメータ又はバックアップパラメータにより監視、②現状の重要系統（機器）の使用の有無、使用の可否について状態監視、③しきい値を逸脱している場合、あらかじめ準備されている操作候補リストより操作候補を抽出、④抽出された操作候補より、利用可能な重要系統（機器）を考慮した上で、操作候補を絞り込む、ということを実施する。</p> <p>事象進展総合評価ガイドラインでは、プラントの総合判断、操作決定及び操作後の影響評価を実施することを記載している。具体的には、①上記監視機能別ガイドラインによるパラメータ監視と並行し、事故シナリオの同定、プラント状態の把握（炉心損傷程度、崩壊炉心位置、冷却状態の推定）及び事故進展の予測を行う、②上記監視機能別ガイドラインにて抽出された操作候補を実施した場合の正の効果・負の影響の評価を行う、③影響評価に基づき、負の影響は許容でき正の効果が期待できることを確認した上で操作の優先順位を明確化し、実施操作を決定した上で、中央制御室に操作内容を指示する、ということを実施する。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 手順書の構成が大きく異なることから、泊と発電所対策本部用手順書の構成が同等の伊方と比較する。</p> <p>【伊方】手順書名称の相違（以降、相違理由を省略） ・「故障・事故処理内規（第三部）」と「運転要領緊急処置編（第3部）」</p> <p>【伊方】記載表現の相違 【伊方】記載表現の相違</p> <p>【伊方】名称の相違 【伊方】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料より引用</p> <p>また、ガイドラインを使用する際は、技術的な情報・根拠について記載している知識データベースを適宜参考にする。</p> <p>知識データベースには、「プラント状況の把握に必要な知識データベース」、「操作に関わる知識データベース」、「アクシデントマネジメント時の線量当量評価」、「放射能格納機能に脅威となる物理現象」等が記載されている。</p>	<p>(3) 重大事故等対応要領書</p> <p>自然現象や大規模損壊等により、多数の恒設の電源設備・注水設備等が使用できない場合に、運転員の事故対応に必要な支援を行うための可搬型設備等による事故対応操作内容を定めた要領書で、重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が使用する。</p> <p>重大事故等対応要領書（以下「EHG」という。）では、発電用原子炉の安全確保を達成するために必要な「格納容器機能維持」や「水源確保」等、機能別に複数の手順及び残留熱除去系の復旧作業が難行する場合に応急的に実施する「RHR 復旧不可能時の対策」を整備する。</p> <p>また、事故の状況や現場要員の確保状況等に応じて適切な手順書を選択可能とするため、EHGの各手順を実施するための所要時間、所要人数等、手順実施時に必要な情報を記載する。さらに、運転員が使用する非常時操作手順書（設備別）との紐付けにより、重大事故等対策要員（運転員以外）と運転員の意思疎通、連携強化を図る。</p> <p>重大事故等対応要領書の手順一覧を別紙14に示す。 （別紙14）</p> <p>【EHGの構成】</p> <p>炉心冷却 : 大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉注水</p> <p>使用済燃料冷却 : 大容量送水ポンプ（タイプI）による使用済燃料プールへの注水等</p> <p>格納容器機能維持 : 大容量送水ポンプ（タイプI）によるドレイウエル代替スプレイ等</p> <p>建屋機能維持 : 原子炉建屋ベント等</p> <p>電源確保 : 電源車による125V代替充電器への給電等</p> <p>アクセスルート確保 : 屋外アクセスルートの確保</p> <p>消火 : 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火等</p> <p>放射性物質拡散抑制 : シルトフェンスによる海洋への拡散抑制等</p> <p>水源確保 : 淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの補給等</p> <p>燃料補給 : 2号炉軽油タンクからタンクローリーへの補</p>	<p>また、ガイドラインを使用する際は、技術的な情報・根拠について記載している知識データベースを適宜参考にする。</p> <p>知識データベースには、「プラント状況の把握に必要な知識データベース」、「操作に関わる知識データベース」、「アクシデントマネジメント時の線量当量評価」、「放射能格納機能に脅威となる物理現象」等が記載されている。</p>	<p>【女川】手順書の構成の相違</p> <p>泊は、発電所災害対策要員が実施する可搬型設備を用いた対応手順については、重大事故等対応要領に基づく三次文書に規定している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>給等</p> <p>モニタリング : 可搬型モニタリングポストによる測定等 アシスト : 可搬型計測器によるパラメータ監視等</p> <p>2.3 各種手順書の判断者・操作者の明確化</p> <p>(1) 判断者の明確化 運転操作手順書に従い実施する事故時の事故対応の判断は、発電課長が行う。ただし、事故時のプラント対応のうち、原子炉格納容器ベント等、発電所内外の広範囲のエリアに影響を及ぼし得る操作は、発電所対策本部長が判断する。また、SOPの運用においては、AMGによる発電所対策本部の指示、助言を得るとともに緊密な連携を図りながら対応する。</p> <p>一方、発電所対策本部で実施する対応の判断は、発電所対策本部運営要領書に基づく役割分担に従い、発電所対策本部長又は各班長が行う。</p> <p>(2) 操作者の明確化 各種手順書は、運転員が使用するものと重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が使用するものと、使用主体によって整備する。</p> <p>ただし、使用目的によっては、相互の手順の完遂により機能を達成する可能性があることから、操作に当たっては、中央制御室と発電所対策本部の間で緊密な情報共有を図りながら行うこととする。</p>	<p>5. 各種手順書の判断者・操作者の明確化</p> <p>(1) 判断者の明確化 運転手順書に従い実施する事故時の事故対応の判断は、発電課長（当直）が行う。ただし、事故時のプラント対応のうち、放射性物質拡散抑制のための原子炉格納容器への放水等、発電所内外の広範囲のエリアに影響を及ぼし得る操作は、発電所対策本部長が判断する。また、「運転要領緊急処置編（第3部）」の運用においては、「シビアアクシデント対応ガイド要則」による発電所対策本部の指示、助言を得るとともに緊密な連携を図りながら対応する。</p> <p>一方、発電所対策本部で実施する対応の判断は、「重大事故等対応要領」に基づく役割分担に従い、発電所対策本部長又は各班長が行う。</p> <p>(2) 操作者の明確化 各種手順書は、運転員が使用するものと発電所災害対策要員（運転員を除く。）が使用するものと、使用主体によって整備する。</p> <p>ただし、使用目的によっては、相互の手順の完遂により機能を達成する可能性があることから、操作に当たっては、中央制御室と発電所対策本部の間で緊密な情報共有を図りながら行うこととする。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 各種手順書の判断者・操作者の明確化については大阪及び伊方資料に記載がないため、女川と比較する。</p> <p>【女川】記載方針の相違 発電所対策本部長が判断する事故対応の例の相違</p> <p>【女川】名称の相違（以降、相違理由を省略） 【女川】体制の相違 泊は発電所災害対策要員に消火要員を含む。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料より引用</p> <p>3. 各種手順書の間のつながり</p> <p>(1) 警報処理内規と故障・事故処理内規について</p> <p>警報処理内規は、中央制御室及び現場制御盤に警報が発信した場合の処置及び手順について定められており、記載している処置内容を実施することにより、事故の拡大防止を図ることができる。また、警報処理内規には、対応操作を実施することにより故障・事故の徴候の把握ができるため、事象が進展すれば故障・事故処理内規にて対応することとなる。</p> <p>具体的には、有効性評価における「2次冷却系からの除熱機能喪失」において、主給水流量喪失にて原子炉トリップとなるが、S/Gの水位低下の進展により「S/G水位低」引き続いて「S/G水位低トリップ」の警報が発信する。この場合、「S/G水位低トリップ」に対する対応操作が優先となるが、警報処理内規の「S/G水位低トリップ」の処置内容に、故障・事故処理内規「原子炉トリップ」参照と記載されており、以降の操作は、故障・事故処理内規にて対応することとなる。</p> <p>なお、運転員の実際の操作においては、「原子炉トリップ」の警報発信により、原子炉トリップの確認をする等、優先順位を考慮しながら事故対応を実施するよう訓練をしているため、すみやかな事故対応が可能である。</p>	<p>3. 各種手順書間のつながり、移行基準について</p> <p>各種手順書を事故の進展状況に応じて適切に使用可能とするため、手順書間の移行基準を示す。</p> <p>また、事故対応中は複数の手順書を並行して使用することを考慮して、手順書間で対応の優先順位が存在する場合は併せて示す。</p> <p>(1) 警報処置運転手順書からほかの非常時操作手順書への移行</p> <p>警報処置運転手順書に基づく対応において事象が進展した場合は、警報ごとの手順書の記載内容に従い、AOPへ移行する。</p> <p>また、警報処置運転手順書で対応中にスクラム等のEOP導入条件が成立した場合は、EOPに移行する。</p> <p>なお、発電用原子炉が停止中の場合は、警報処置運転手順書に基づく対応を実施し、事象が進展して停止時手順書導入条件が成立した場合は、停止時手順書へ移行する。</p> <p>また、停止時手順書対応中にEOP導入条件が成立した場合は、EOPに移行する。</p> <p>(2) AOPからEOPへの移行</p> <p>AOP対応中に以下のEOP導入条件が成立した場合は、EOPへ移行する。</p> <p>【EOP導入条件（いずれかに該当した場合）】</p> <p>a. 発電用原子炉を手動スクラムした場合又は自動スクラム信号が発生（スクラム失敗を含む。）した場合</p> <p>b. EOPにおける格納容器制御導入条件が成立した場合</p> <p>c. EOPにおける原子炉建屋制御導入条件が成立した場合</p> <p>d. EOPにおける燃料プール制御導入条件が成立した場合</p> <p>【EOP移行後のAOPの使用について】</p> <p>EOP導入条件が成立した場合はAOPからEOPへ移行するが、原子炉スクラム時の確認事項、タービン・発電機側の対応操作等、AOPに具体的内容を定めている対応についてはAOPを参照する。</p> <p>(3) EOPからSOPへの移行</p> <p>EOP対応中に以下のSOP導入条件が成立した場合は、SOPに移行する。</p> <p>【SOP導入条件】</p>	<p>6. 各手順書間のつながり</p> <p>(1) 運転要領間の移行について</p> <p>a. 運転要領警報処置編と運転要領緊急処置編（第1部）について</p> <p>「運転要領警報処置編」は、中央制御室及び現場制御盤に警報が発信した場合の処置及び手順について定められており、記載している処置内容を実施することにより、事故の拡大防止を図ることができる。また、「運転要領警報処置編」には、対応操作を実施することにより故障・事故の兆候の把握ができるため、事象が進展すれば「運転要領緊急処置編（第1部）」にて対応することとなる。</p> <p>具体的には、有効性評価における「2次冷却系からの除熱機能喪失」において、主給水流量喪失にてSG水位低により原子炉トリップとなるが、SGの水位低下の進展により「SG水位低」警報、引き続いて「SG水位低原子炉トリップ」警報が発信する。この場合、「SG水位低原子炉トリップ」に対する対応操作が優先となるが、「運転要領警報処置編」の「SG水位低原子炉トリップ」の処置内容に、「運転要領緊急処置編（第1部）」の「事故直後の操作及び事象の判別」参照と記載されており、以降の操作は、「運転要領緊急処置編（第1部）」にて対応することとなる。</p> <p>なお、運転員の実際の操作においては、「原子炉トリップ」の警報発信により、原子炉トリップの確認をする等、優先順位を考慮しながら事故対応を実施するよう訓練をしているため、すみやかな事故対応が可能である。</p>	<p>【大阪・女川】記載方針の相違</p> <p>運転手順書と発電所対策本部用手順書との連携について大阪資料の記載がないこと、BWRである女川とは手順書の構成が異なることから、先行BWR審査実績として伊方資料と比較する。</p> <p>【伊方】手順書名称の相違（以降、相違理由を省略）</p> <p>・「警報処理内規」と「運転要領警報処置編」</p> <p>・「故障・事故処理内規」と「運転要領緊急処置編（第1部）」</p> <p>【伊方】記載表現の相違</p> <p>・「徴候」と「兆候」</p> <p>【伊方】記載表現の相違</p> <p>原子炉トリップの要因を記載</p> <p>【伊方】名称の相違（以降、相違理由を省略）</p> <p>【伊方】手順書の相違（以降、相違理由を省略）</p> <p>泊は、事象明瞭を行うための手順書を整備している。（玄海と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料より引用</p> <p>(2) 故障・事故処理内規と故障・事故処理内規（第二部）について</p> <p>設計基準内の事故対応手順である故障・事故処理内規にて対応中に、設計基準範囲を超える事態が発生し、図-2に示す安全機能ベースの導入条件又は事象ベースの導入条件となれば、故障・事故処理内規（第二部）の各手順にて対応する。</p> <p>具体的には、有効性評価における「2次冷却系からの除熱機能喪失」において、故障・事故処理内規「原子炉トリップ」にて対応中であっても、プラント状況を継続して監視しているが、全ての蒸気発生器狭域水位が0%以下かつ補助給水流量の合計が80m³/h未滿となった場合は、故障・事故処理内規（第二部）「S/G除熱機能の維持」にて対応することとなる。</p> <p>(3) 故障・事故処理内規（第二部）と故障・事故処理内規（第三部）について</p> <p>設計基準範囲を超える事態が発生し、故障・事故処理内規（第二部）にて対応中に、炉心損傷と判断した場合は、故障・事故処理内規（第三部）により対応することとなる。なお、故障・事故処理内規（第三部）については、①環境への放射能放出の防止②格納容器の健全性の維持③炉心損傷の進展防止及び抑制のために、運転員が自律的に対応できる格納容器の減圧・減温操作の手順が主に記載されている。よって、故障・事故処理内規（第三部）の手順を優先して実施するものとなっている。なお、サポート系の全交流電源又は補機冷却水が喪失している場合は、故障・事故処理内規（第二部）の全交流電源喪失の復旧手順を参考に、継続して機能の回復操作または代替手段の確保を実施することとなる。</p>	<p>原子炉停止後の経過時間と原子炉格納容器内ガンマ線線量率の関係から炉心損傷と判断された場合（格納容器内雰囲気放射線モニタが使用不能の場合は、原子炉圧力容器温度から炉心損傷と判断された場合。）。</p> <p>なお、炉心損傷の判断基準の考え方を添付1に示す。（添付1）</p> <p>(4) 非常時操作手順書（設備別）及びEHGの使用</p> <p>EOP、SOP又は停止時手順書による事故対応中に、EOP、SOP又は停止時手順書のフローチャートにおける原子炉注水等の操作項目を達成させるために、その操作項目に対応した非常時操作手順書（設備別）及びEHGの手順の中から実現可能な手順を選択し、対応を行う。EHGの手順を選択した場合には、運転員と重大事故等対策要員（運転員以外）との情報交換を密にして、プラント状況及び実施すべき操作内容を相互に確認しながら実施する。</p> <p>なお、EOP、SOP又は停止時手順書の操作項目を達成させる場合に、非常時操作手順書（設備別）及びEHGに複数の使用可能な手順が存在する場合は、以下のような観点から使用可能な手順を対比し、事故対応に適切な手順を選択する。</p> <p>【手順選択時の着目点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 手順の操作元了（機能発揮）までの所要時間・所要人数 水源確保・給油等も含めた、機器の機能維持に必要な対応 注水圧力・注水流量等、プラントへの効果（炉心冷却効果等） 操作に伴うプラント設備への悪影響（使用水の水質等） <p>非常時操作手順書（設備別）及びEHGで選択した手順が完了した場合は、引き続きEOP、SOP又は停止時手順書による対応を行う。</p> <p>(5) 発電所対策本部用手順書の導入</p> <p>発電所において発電所対策本部を設置した際は、発電所対策本部運営要領書を導入し、発電所対策本部の運営、情報収集及び事故対応の支援を実施する。また、事故・故障等が拡大し、炉心損傷に至った場合はAMGを導入し、事故の進展防止、影響緩和のための対応を実施する。</p> <p>4. 運転員の対応操作の流れについて</p> <p>故障又は事故が発生した場合、運転員は「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の原則に基づき以下のプラント対応操作を実施する。</p> <p>「止める」の対応</p> <p>異常や事故発生時に作動する原子炉スクラム信号を確認し、発電用原子炉の停止を確認する。自動で原子炉スクラムしない場合には、手動によるスクラム操作を実施し、発電用原子炉の停止を確認する。制御棒の挿入と中性子束の低下状況を確認することにより、</p>	<p>b. 運転要領緊急処置編（第1部）と運転要領緊急処置編（第2部）について</p> <p>設計基準内の事故対応手順である「運転要領緊急処置編（第1部）」にて対応中に、設計基準範囲を超える事態が発生し、図7に示す安全機能ベースの適用条件又は事象ベースの適用条件となれば、「運転要領緊急処置編（第2部）」の各手順にて対応する。</p> <p>具体的には、有効性評価における「2次冷却系からの除熱機能喪失」において、「運転要領緊急処置編（第1部）」の「事故直後の操作及び事象の判別」にて対応中であっても、安全機能パラメータを継続して監視しているため、すべてのSG水位（狭域）下端以下かつ補助給水流量の合計が80m³/h未滿となった場合は、「運転要領緊急処置編（第2部）」の「SG除熱機能の維持(1)」にて対応することとなる。</p> <p>安全機能ベースと事象ベースの相互間の優先順位を図8に示す。</p> <p>c. 運転要領緊急処置編（第2部）と運転要領緊急処置編（第3部）について</p> <p>設計基準範囲を超える事態が発生し、「運転要領緊急処置編（第2部）」にて対応中に、炉心損傷と判断し、図9に示す操作開始条件となれば、「運転要領緊急処置編（第3部）」により対応することとなる。なお、「運転要領緊急処置編（第3部）」については、①環境への放射能放出の防止、②原子炉格納容器の健全性の維持、③炉心損傷の進展防止及び抑制のために、運転員が自律的に対応できる原子炉格納容器の減圧・減温操作の手順が主に記載されている。よって、「運転要領緊急処置編（第3部）」の手順を優先して実施するものとなっている。なお、サポート系の全交流動力電源又は原子炉補機冷却水が喪失している場合は、「運転要領緊急処置編（第2部）」の全交流電源喪失の復旧手順を参考に、継続して機能の回復操作又は代替手段の確保を実施することとなる。</p>	<p>【伊方】手順書名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「故障・事故処理内規（第二部）」と「運転要領緊急処置編（第2部）」 <p>【伊方】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 【伊方】手順書名称の相違 ・「S/G除熱機能の維持」と「SG除熱機能の維持(1)」 <p>【伊方】記載方針の相違</p> <p>優先順位の図を示しているのは大阪と同様。</p> <p>【伊方】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「格納容器」と「原子炉格納容器」 ・「全交流電源」と「全交流動力電源」 ・「補機冷却水」と「原子炉補機冷却水」

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料より引用</p> <p>(4) 故障・事故処理内規（第二部）と緊急時対応内規について</p> <p>運転員が故障・事故処理内規（第二部）にて対応中に、中型ポンプ車等の可搬型の重大事故等対処設備を準備・使用することが必要となった場合において、緊急時対応要員へ緊急時対応内規による可搬型の重大事故等対処設備等の準備及び対応を依頼する。具体的には、故障・事故処理内規（第二部）の全交流電源喪失にて対応中に、早期の電源回復が不能と判断すれば、空冷式非常用発電装置、中型ポンプ車等の準備依頼をすることを対応手順（基本操作・移行条項、注意事項・備考）に記載している。また、依頼を受けた緊急時対応要員は、緊急時対応内規により空冷式非常用発電装置及び中型ポンプ車等の準備および対応を実施する。</p>	<p>発電用原子炉の停止を判断する。</p> <p>「冷やす」の対応</p> <p>原子炉停止後も炉心では崩壊熱による残留熱が発生していることから、この熱を除去するため、給水系、復水系又は非常用炉心冷却系により原子炉への注水手段を確保する。</p> <p>原子炉水位を所定の水位（レベル3～レベル8）に維持することにより、炉心が冷やされていることを判断する。</p> <p>「閉じ込める」の対応</p> <p>放射性物質が環境へ放出されていないことを確認する。また、原子炉格納容器が隔離されていることを確認することにより、閉じ込めが機能していることを判断する。</p> <p>これら事故対応の原則をベースに、運転員は、運転操作手順書を用いて炉心の損傷防止、原子炉格納容器の破損防止を目的とした対応操作の判断を以下の流れで行う。</p> <p>異常又は事故の発生時、警報処置運転手順書により初期対応を行う。事象が進展し、その事象の判断が可能な場合には、AOPに移行し対応を行う。</p> <p>警報処置運転手順書又はAOPで対応中に、EOP導入条件が成立した場合には、EOPに移行し対応を行う。</p> <p>原子炉スクラムに至る事故が発生した場合、EOPでは事故直後の操作として発電用原子炉の自動スクラムを確認する。自動スクラムしていない場合は、手動により発電用原子炉をスクラムする。</p> <p>その後は、「原子炉制御」の対応として原子炉水位、原子炉圧力、タービン・電源に関するスクラム後の確認及び操作を並行して行うとともに、発電用原子炉の未臨界維持、炉心の冷却確保・損傷防止、原子炉格納容器の健全性確保等の対応をするため、パラメータ（未臨界性、炉心の冷却機能、原子炉格納容器の健全性）の継続監視を行う。パラメータの変化により「原子炉制御」以外の手順の導入条件が成立した場合は、確認されたパラメータの変化に対応した個別の手順により対応操作を実施する。</p> <p>EOPによる対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、SOPに移行し、炉心損傷後における原子炉圧力容器の破損防止及び原子炉格納容器の破損防止のための対応を行う。</p> <p>また、運転操作手順書に基づく安全確保が不可能又はそのおそれがある場合には、可搬型設備等も含めて使用可能な設備を最大限活用した安全確保を行う。発電課長は必要に応じて発電所対策本部に支援を要請し、EHGによる事故対応支援を受けた上で引き続き事故収束に向けた対応処置を実施する。</p> <p>なお、発電用原子炉が停止中の場合においても、対応操作の流れ</p>	<p>上述のとおり、運転員が使用する運転要領は事故の進展状況に応じて分けられているが、それらの構成を明確にしており、かつ相互の移行基準を明確化していることから事象進展に伴う使用すべき手順書への移行を問題なく行うことができる。</p> <p>運転員の事象判別プロセスと「運転要領緊急処置編」の体系を図10に、運転要領の使用例として有効性評価における各評価事故シーケンスの対応フローを添付資料1.0.7に示す。</p> <p>(2) 運転要領と重大事故等対応要領について</p> <p>a. 運転要領緊急処置編と重大事故等対応要領について</p> <p>運転員が「運転要領緊急処置編」にて対応中に、可搬型大型送水ポンプ車等の可搬型重大事故等対処設備を準備・使用することが必要となった場合において、発電所災害対策要員（運転員を除く。）へ「重大事故等対応要領」による可搬型重大事故等対処設備等の準備及び対応を依頼する。具体的には、「運転要領緊急処置編（第2部）」の全交流電源喪失にて対応中に、早期の電源回復が不能と判断すれば、可搬型大型送水ポンプ車等の準備依頼をすることを対応手順（基本操作・移行条項、注意事項・備考）に記載している。また、依頼を受けた発電所災害対策要員（運転員を除く。）は、「重大事故等対応要領」により可搬型大型送水ポンプ車等の準備及び対応を実施する。</p>	<p>【伊方】記載方針の相違</p> <p>運転要領における移行基準に係るまとめを記載した。伊方も運転手順書の使用例と有効性評価における事故シーケンスの対応フローについて、添付資料1.0.7に示しているのは大飯と同様。</p> <p>【伊方】手順書の相違</p> <p>泊の常設代替交流電源設備である代替非常用発電機の手順は、重大事故等対応要領に基づく二次文書だけでなく、運転要領に定めており、運転員が中央制御室にて代替非常用発電機を起動する。</p> <p>【伊方】名称の相違（以降、相違理由を省略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急時対応要員」と「発電所災害対策要員（運転員を除く。）」 <p>【伊方】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「および」と「及び」

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方発電所3号炉まとめ資料より引用</p> <p>(5) 故障・事故処理内規（第三部）とアクシデントマネジメントガイドラインについて</p> <p>故障・事故処理内規（第三部）については、①環境への放射能放出の防止②格納容器の健全性の維持③炉心損傷の進展防止及び抑制のために、中央制御室の運転員が自律的に対応できる操作手順として定められている。炉心損傷判断後の初期の対応においては、故障・事故処理内規（第三部）及び緊急時対応内規にて対応可能であることを、有効性評価にて確認している。アクシデントマネジメントガイドラインについては、災害対策本部設置後に使用する。災害対策本部において、プラントの状況を各種パラメータにより把握し、アクシデントマネジメントガイドラインに沿って、プラントの総合判断、操作決定及び操作後の影響評価を行い、第三部で対応しうる事象進展を超えた場合のプラント操作について中央制御室の運転員を含め各班に指示する。この場合、中央制御室の運転員は、その指示に従って操作を実施する。</p> <p>4. 重大事故等対応時の手順書内容について</p> <p>(1) 大飯発電所における重大事故等対策に関する手順は、設計基準事象、設計基準外事象及び炉心損傷後に至るまで対応可能であり、新規基準に準拠した内容を含んでいる。</p>	<p>については発電用原子炉が運転中の場合と同様である。</p> <p>5. 重大事故等時の対応及び手順書の内容について</p>	<p>b. 運転要領緊急処置編（第3部）とシビアアクシデント対応ガイド要則について</p> <p>「運転要領緊急処置編（第3部）」については、①環境への放射能放出の防止、②原子炉格納容器の健全性の維持、③炉心損傷の進展防止及び抑制、のために中央制御室の運転員が自律的に対応できる操作手順として定められている。炉心損傷判断後の初期の対応においては、「運転要領緊急処置編（第3部）」及び「重大事故等対応要領」にて対応可能であることを、有効性評価にて確認している。「シビアアクシデント対応ガイド要則」については、発電所対策本部設置後に使用する。発電所対策本部において、プラントの状況を各種パラメータにより把握し、「シビアアクシデント対応ガイド要則」に沿って、プラントの総合判断、操作決定及び操作後の影響評価を行い、「運転要領緊急処置編（第3部）」で対応しうる事象進展を超えた場合のプラント操作について中央制御室の運転員を含め各班に指示する。この場合、中央制御室の運転員は、その指示に従って操作を実施する。</p> <p>上述のとおり、運転員が使用する「運転要領」と発電所災害対策要員（運転員を除く。）が使用する重大事故等対応要領間の連携を手順書上で明確にすることで、発電所全体が一体的に機能するような発電所手順書体系としている。</p> <p>また、重大事故等発生時には、「運転要領」及び「重大事故等対応要領（下部規程含む）」により、重大事故シナリオベースでの対応を行うことを基本としているが、重大事故シナリオから外れた場合には、原因となった喪失した機能に着目し、その代替機能を確保するための手順を実行して当該機能を回復させることにより、事故拡大を抑制し、収束させる。</p> <p>「運転要領」及び「重大事故等対応要領」の使用イメージを図11に、重大事故等発生時に使用する手順書の概念図を図12に示す。</p> <p>7. 重大事故等対応時の手順書内容について</p> <p>(1) 泊発電所における重大事故等対策に関する手順は、設計基準事象、設計基準外事象及び炉心損傷後に至るまで対応可能であり、新規基準に準拠した内容を含んでいる。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違 手順書の正式名称を記載した。</p> <p>【伊方】記載方針の相違 運転要領と重大事故等対応要領との連携についてのまとめを記載した。</p> <p>【女川】記載方針の相違(大飯と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 財産保護より安全性を優先するという方針の下、海水を炉心へ注水する判断等、処置の方向性に迷うような事態においても、当直課長が迷うことなく判断できるよう、あらかじめ発電所安全運営委員会で審議及び承認し、手順書を定めている。</p> <p>(3) 有効性評価で示した重要事故シーケンスに対応する手順は、本手順書体系に包括されており、判断基準や監視パラメータについても網羅している。</p> <p>(4) 全交流動力電源喪失時における監視パラメータについて、電源喪失により主要なパラメータが監視不能となった場合を想定し、代替電源の供給手順とバックアップパラメータを記載している。</p> <p>(5) 運転操作所則とSA所達、あるいは運転操作所則の各手順書間のつながりも整備されており、手順書を使用する者が利用しやすいような工夫をしている。</p> <p>(6) これら重大事故等対応時における手順書（運転操作所則）の内容について、一例を添付資料1.0.7に示す。</p>	<p>① 海水を炉心へ注入する事態等においても、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという方針の下、発電所対策本部長が迷うことなく判断できるよう、あらかじめ原子炉施設保安運営委員会で判断基準を承認し、手順書に定める。</p> <p>② 有効性評価で示した重要事故シーケンスは、全て本手順書体系にて対応できるように整備する。あわせて、有効性評価で示した判断基準や監視パラメータについても本手順書体系の中で整理する。詳細は添付資料1.0.7及び添付資料1.0.14に示す。</p> <p>③ 重大事故等に対処するために把握することが必要なパラメータのうち、原子炉施設の状態を直接監視するパラメータ（以下「主要なパラメータ」という。）を整理するとともに、主要なパラメータが故障等により計測不能な場合に、当該パラメータを推定する手順及び可搬型計測器により計測する手順をEHGに整備する。 なお、具体的なパラメータ、監視計器、手順等については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」で整理する。</p>	<p>(2) 財産保護より安全性を優先するという方針の下、海水を炉心へ注水する判断等、処置の方向性に迷うような事態においても、発電課長（当直）がためらうことなく判断できるよう、あらかじめ泊発電所安全運営委員会で審議及び承認し、手順書を定めている。</p> <p>(3) 有効性評価で示した重要事故シーケンスに対応する手順は、本手順書体系に包括されており、判断基準や監視パラメータについても網羅している。詳細は添付資料1.0.7及び添付資料1.0.14に示す。</p> <p>(4) 全交流動力電源喪失時における監視パラメータについて、電源喪失により主要なパラメータが監視不能となった場合を想定し、代替電源の供給手順とバックアップパラメータを記載している。</p> <p>(5) 「運転要領」と「重大事故等対応要領」、あるいは「運転要領」の各手順書間のつながりも整備されており、手順書を使用する者が利用しやすいような工夫をしている。</p> <p>(6) これら重大事故等対応時における手順書（運転要領）の内容について、一例を添付資料1.0.7に示す。</p>	<p>【女川】記載表現の相違(大阪と同様) 【女川】運用の相違 海水注水の判断基準をあらかじめ手順書に定め発電課長(当直)が海水注水を判断する。(大阪と同様) 【大阪・女川】名称及び記載表現の相違 【女川】記載方針の相違(大阪と同様) 【大阪】記載内容の相違(女川実績の反映) 【女川】記載方針の相違(大阪と同様) 【女川】記載方針の相違(大阪と同様)</p>
<p>5. 重大事故等時の対応について</p> <p>(1) 重大事故等時の対応については、手順書及び体制が整備され、発生が予想される事象について対応可能としている。</p> <p>(2) 重大事故等時に事象ベースの手順にて対応中でも、安全機能に関する重要なパラメータは連続で監視し、安全機能監視パラメータがしきい値を超えるような場合は、安全機能ベースの手順にしたがい、炉心損傷防止に向けた修正措置を実施できるよう手順書を整備している。</p> <p>(3) これら手順を有効かつ適切に使用し状況に応じた処置を実施するために、運転員を始めとした関係者は、常日頃から対応操作について教育及び訓練等により、手順の把握、機器や系統特性の理解及び原子炉の運転に必要な知識等の習得を重ね、習熟を図っている。</p>	<p>④ これら手順を有効かつ適切に使用しプラントの状態に応じた対応を行うために、運転員、重大事故等対策要員（運転員以外）及び初期消火要員（消防車隊）は、常日頃から対応操作について教育・訓練等を実施し、手順の把握、機器や系統特性の理解及び発電用原子炉の運転に必要な知識等の習得、習熟を図る。</p>	<p>8. 重大事故等時の対応について</p> <p>(1) 重大事故等時の対応については、手順書及び体制が整備され、発生が予想される事象について対応可能としている。</p> <p>(2) 重大事故等時に事象ベースの手順にて対応中でも、安全機能に関する重要なパラメータは連続で監視し、安全機能監視パラメータがしきい値を超えるような場合は、安全機能ベースの手順に従い、炉心損傷防止に向けた修正措置を実施できるよう手順書を整備している。</p> <p>(3) これら手順を有効かつ適切に使用し状況に応じた処置を実施するために、運転員を始めとした関係者は、常日頃から対応操作について教育及び訓練等により、手順の把握、機器や系統特性の理解及び発電用原子炉の運転に必要な知識等の習得を重ね、習熟を図っている。</p>	<p>【女川】記載方針の相違(大阪と同様) 【女川】記載方針の相違(大阪と同様) 【大阪】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違(大阪と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付 1</p> <p style="text-align: center;">炉心損傷開始の判断基準について</p> <p>炉心損傷に至るケースとしては、注水機能喪失により原子炉水位が有効燃料棒頂部（以下「TAF」という。）以上に維持できない場合において、原子炉水位が低下し、炉心が露出し冷却不全となる場合が考えられる。</p> <p>EOPでは、原子炉への注水系統を十分に確保できず原子炉水位がTAF未満となった際に、格納容器内雰囲気放射線モニタを用いて、ドライウエル内又はサブプレッションチェンバ内のガンマ線線量率の状況を確認し、第1図に示す設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合を、炉心損傷開始の判断としている。</p> <p>炉心損傷等により燃料被覆管から原子炉内に放出される希ガス等の核分裂生成物が、主蒸気逃がし安全弁等を介して原子炉格納容器内に流入する事象進展を踏まえて、原子炉格納容器内のガンマ線線量率の値の上昇を、運転操作における炉心損傷の進展割合の推定に用いているものである。</p> <p>また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故時に原子炉水位計、格納容器内雰囲気放射線レベル計等の計装設備が使用不能となり、炉心損傷を迅速に判断できなかったことに鑑み、格納容器内雰囲気放射線レベル計に頼らない炉心損傷の判断基準について検討しており、その結果、格納容器内雰囲気放射線モニタの使用不能の場合は、「原子炉圧力容器温度：300℃以上」を炉心損傷の判断基準として手順に追加する。</p> <p>原子炉圧力容器温度は、炉心が冠水している場合には、主蒸気逃がし安全弁動作圧力（安全弁機能の最大 8.24MPa[gage]）における飽和温度約 298℃を超えることはなく、300℃以上にならない。一方、原子炉水位の低下により炉心が露出した場合には過熱蒸気雰囲気となり、温度は飽和温度を超えて上昇するため、300℃以上になると考えられる。上記より、炉心損傷の判断基準を 300℃以上としている。</p> <p>なお、炉心損傷判断は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用可能な場合は、当該計器にて判断を行う。</p>		<p>【女川】記載方針の相違 泊の炉心損傷判断については、3.項(比較表1.0.6-8)に記載している。</p>

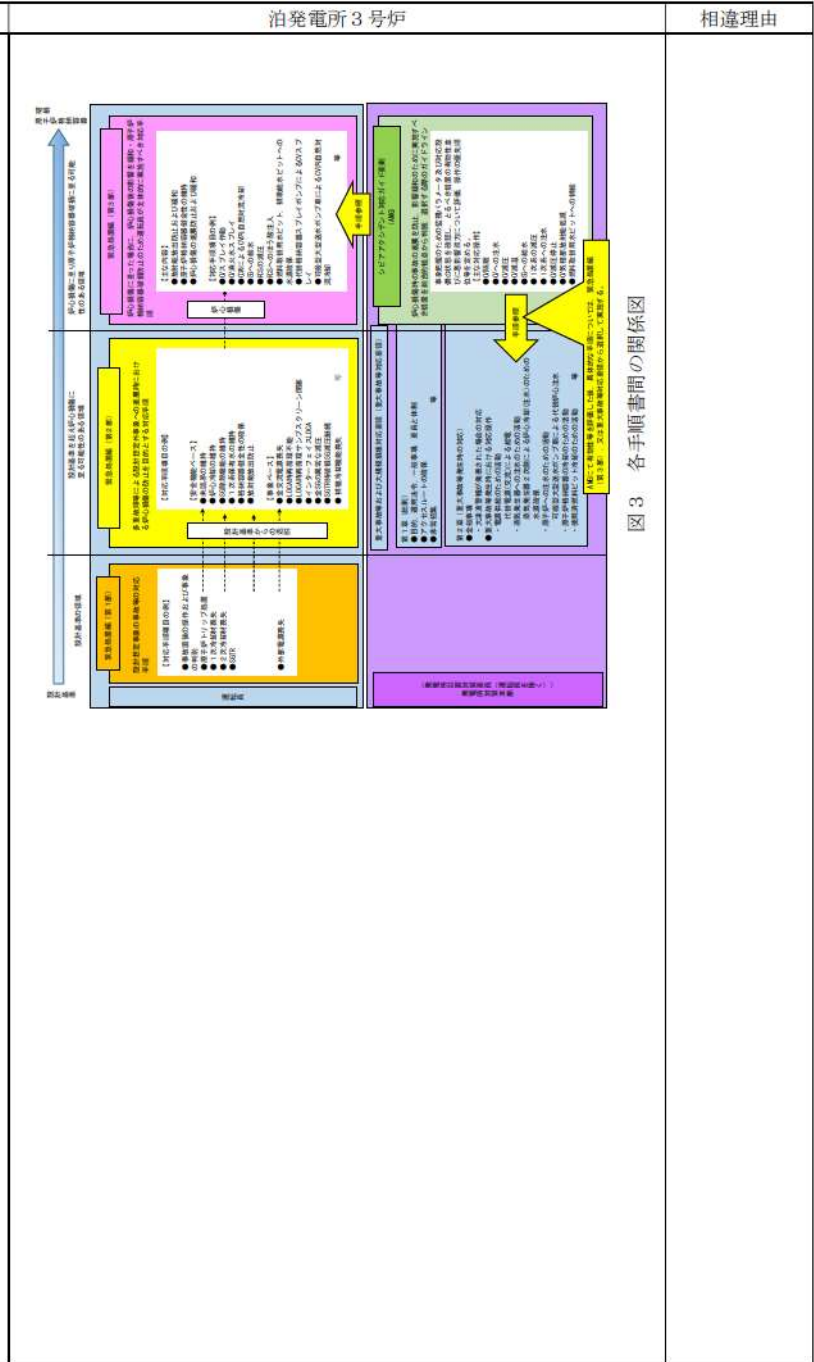
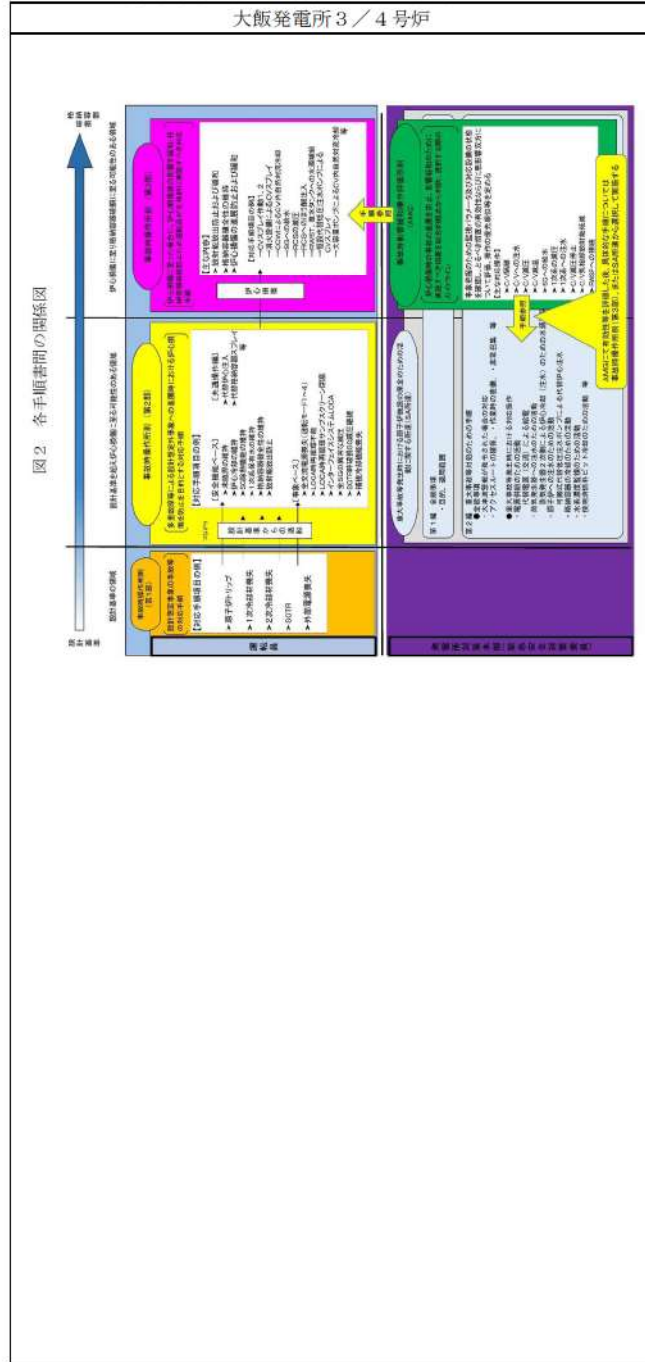
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) ドライウエルのガンマ線線量率</p> <p>(2) サプレッションチェンバのガンマ線線量率</p> <p>第1図 シビアアクシデント導入条件判断図</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について



相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図3 運転員の事象判別プロセス概要</p> <p>図3 運転員の事象判別プロセス概要</p>			<p>【大阪】記載箇所の相違 比較表1.0.6-35にて比較</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉

伊方発電所3号炉まとめ資料より引用

図-4 (3/4)

手順項目	手順目的	項目概要
活動全般手順書	操作目的	即時の確保等に際する活動を適切に実施するため、その手順・注意事項等について定めている。
運転指令装置通信手段確保手順書	操作目的	重大事故が発生時ににおける運転指令装置の通信手段を確保するため、その手順・注意事項等について定めている。
緊急時対応用通信設備使用手順書	操作目的	全交流電源喪失における通信手段の確保を適切に実施するため、その手順・注意事項等について定めている。
凝水への流出、凝縮剤リニューアル	操作目的	凝水への放射性物質の流出および凝縮剤の供給に関する活動を適切に実施するため、その手順・注意事項等について定めている。
原子炉格納容器外水素濃度測定手順書	操作目的	安心の置しく信頼した場合には、原子炉格納容器の外水素濃度を的確に把握するために、その手順・注意事項等について定めている。
原子炉格納容器および原子炉建屋内の作業停止手順書	操作目的	重大事故発生および格納容器の放射線に起因する原子炉格納容器および原子炉建屋等の作業停止に関する活動を適切に実施するため、その手順・注意事項等について定めている。
中核制御室居住向上手順書	操作目的	重大事故発生および格納容器の放射線に起因する居住向上に関する活動を適切に実施するため、その手順・注意事項等について定めている。
アクセスポート確保手順書	操作目的	緊急時対応要請に応じたアクセスポートも確保するため、その手順・注意事項等について定めている。
建屋内放射線計測手順書	操作目的	重大事故発生時に計測結果を踏まえて建屋内放射線計測を実施するための手順・注意事項等について定めている。
緊急時対応用空気環境監視装置がニューアル	操作目的	緊急時対応用空気環境監視装置の運用および手順および、その教育等について定めている。
緊急時対応用放射線計測手順書	操作目的	原子炉格納容器の放射線が制限された場合に、放射性物質の拡散防止のインテグレーションを防止するために、その手順・注意事項等について定めている。

女川原子力発電所2号炉

【比較のため、比較表P1.0.6-144より再掲】

別紙14 (3/4)

区分	手順項目	項目概要
水質管理	凝水貯留槽からの凝水貯留タンクへの抽出	凝水貯留槽からの凝水貯留タンクへの抽出
	凝水タンクからの凝水貯留タンクへの抽出	凝水タンクからの凝水貯留タンクへの抽出
	凝水貯留タンクからの凝水貯留タンクへの抽出	凝水貯留タンクからの凝水貯留タンクへの抽出
	凝水貯留タンクからの凝水貯留タンクへの抽出	凝水貯留タンクからの凝水貯留タンクへの抽出
電力管理	電力供給設備に よる負荷	電力供給設備からの電力供給設備への負荷
	電力供給設備に よる負荷	電力供給設備からの電力供給設備への負荷
	電力供給設備に よる負荷	電力供給設備からの電力供給設備への負荷
	電力供給設備に よる負荷	電力供給設備からの電力供給設備への負荷
その他	電力供給設備に よる負荷	電力供給設備からの電力供給設備への負荷
	電力供給設備に よる負荷	電力供給設備からの電力供給設備への負荷
	電力供給設備に よる負荷	電力供給設備からの電力供給設備への負荷
	電力供給設備に よる負荷	電力供給設備からの電力供給設備への負荷

泊発電所3号炉

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉

伊方発電所3号炉まとめ資料より引用

図-4 (4/4)

緊急時対応内規の項目概要		項目概要
手順項目	操作目的	伊方発電所が実施する緊急時対応業務の始動順序に係る内容を定め、業務開始を適切に実施することについて定めている。
緊急時対応業務訓練マニュアル	操作目的	緊急時対応業務に必要となりレスポンスを確保するために行うオペレーター等によるおきあひばり業務の除去等に関する活動を通じて実施するため、その手順・注意事項等について定めている。
アラームレスポンスマニュアル	操作目的	伊方発電所が実施する緊急時対応業務の開始、業務継続を定め、業務終了の解除条件を定めることについて定めている。

女川原子力発電所2号炉

【比較のため、比較表P1.0.6-145より再掲】

別紙14 (4/4)

重大事故等対応要領書手順一覧

分類	詳細項目	実行概要
A1 システム	チェンレンジシステムプログラムの破損及び復旧手順	チェンレンジシステムを破棄し、チェンレンジプログラムの別名で復旧を行う。
	緊急時対応業務の復旧手順	緊急時対応業務の復旧性確保のため、緊急時対応業務復旧計画を策定し実施する。
	緊急時対応業務の復旧性確保及び二重化の取組	緊急時対応業務の復旧性確保のため、緊急時対応業務復旧計画を策定し実施する。
	緊急時対応業務の復旧性確保及び二重化の取組	緊急時対応業務の復旧性確保のため、緊急時対応業務復旧計画を策定し実施する。
	緊急時対応業務の復旧性確保及び二重化の取組	緊急時対応業務の復旧性確保のため、緊急時対応業務復旧計画を策定し実施する。
	緊急時対応業務の復旧性確保及び二重化の取組	緊急時対応業務の復旧性確保のため、緊急時対応業務復旧計画を策定し実施する。
	緊急時対応業務の復旧性確保及び二重化の取組	緊急時対応業務の復旧性確保のため、緊急時対応業務復旧計画を策定し実施する。
	緊急時対応業務の復旧性確保及び二重化の取組	緊急時対応業務の復旧性確保のため、緊急時対応業務復旧計画を策定し実施する。
	緊急時対応業務の復旧性確保及び二重化の取組	緊急時対応業務の復旧性確保のため、緊急時対応業務復旧計画を策定し実施する。
	緊急時対応業務の復旧性確保及び二重化の取組	緊急時対応業務の復旧性確保のため、緊急時対応業務復旧計画を策定し実施する。
緊急時対応業務の復旧性確保及び二重化の取組	緊急時対応業務の復旧性確保のため、緊急時対応業務復旧計画を策定し実施する。	

泊発電所3号炉

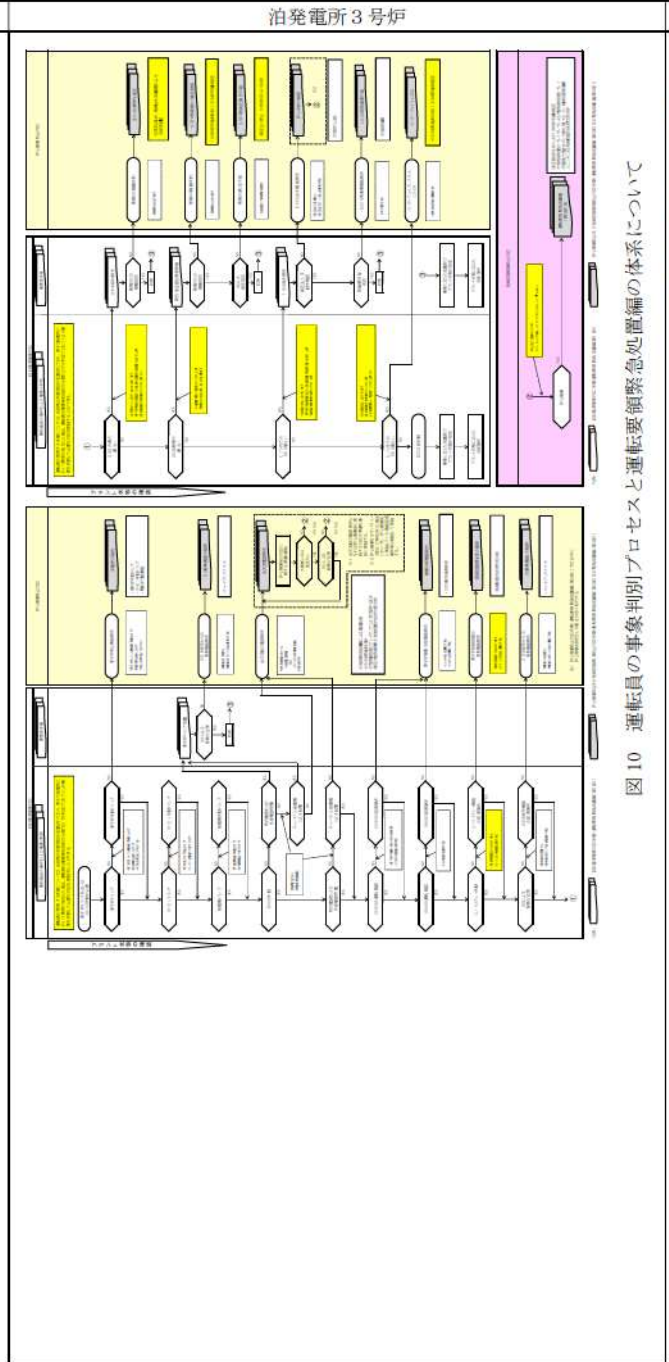
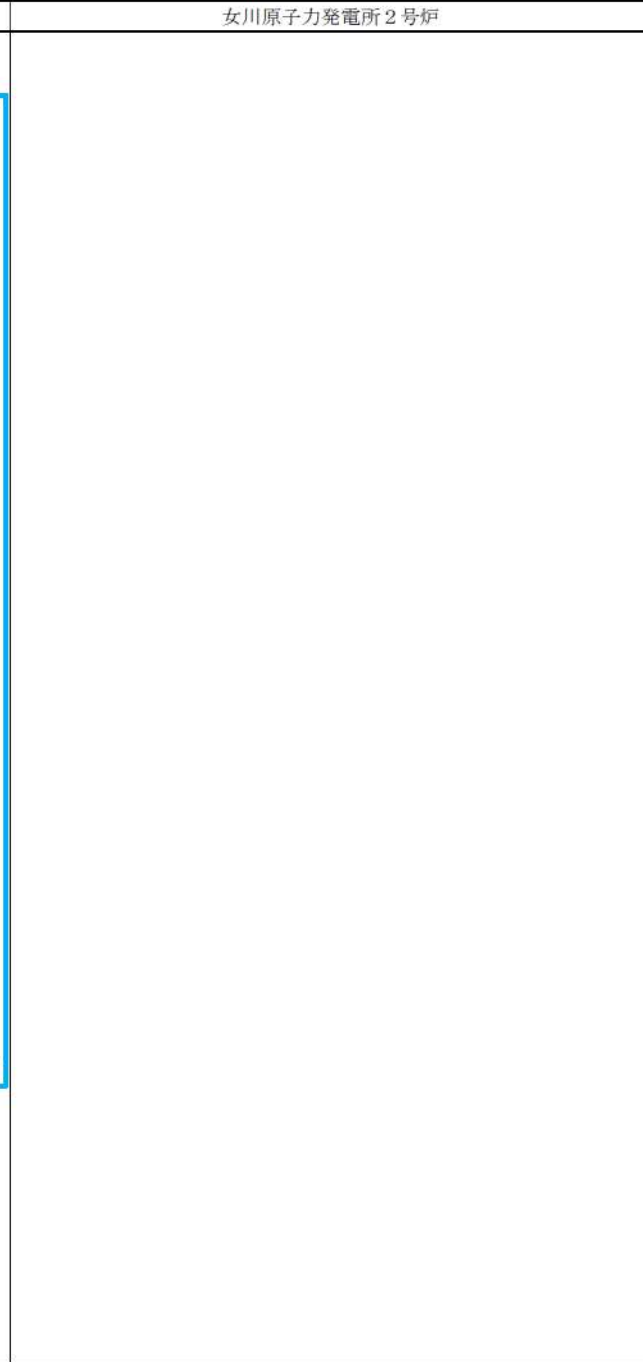
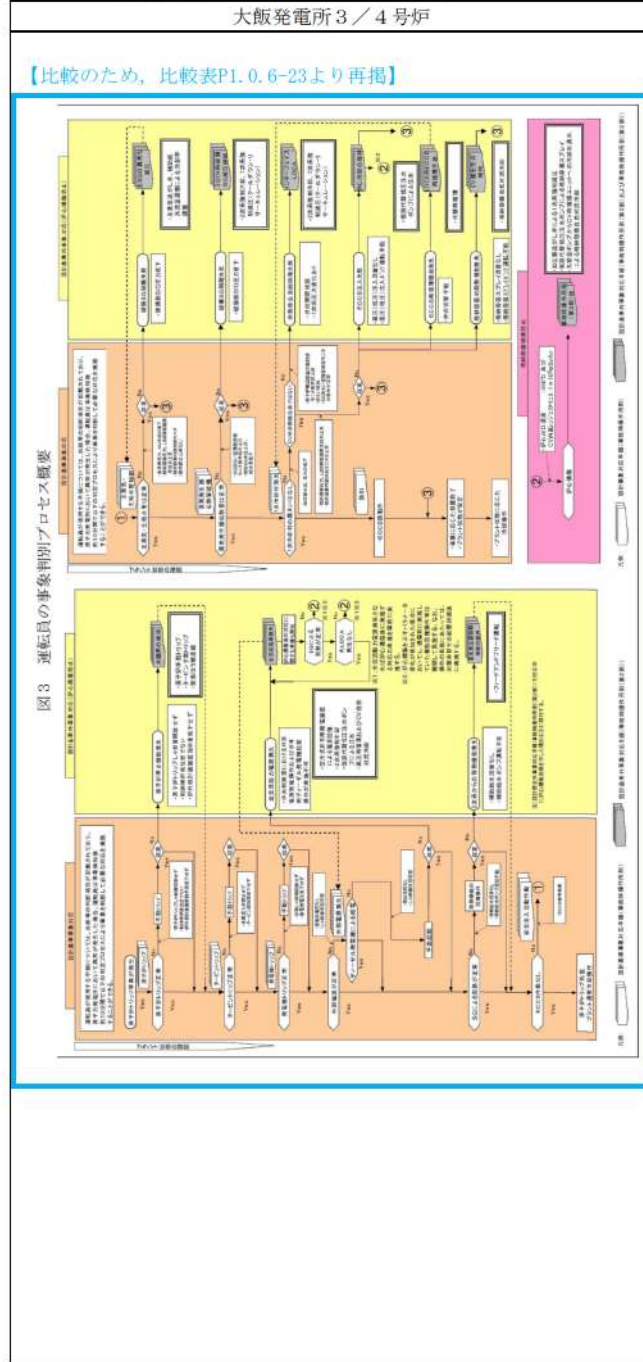
相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図6 重大事故等対応要領の構成</p>	<p>【伊方】記載方針の相違 泊は、重大事故等対応要領(第2章)に重大事故等発生時の対応手順を、重大事故等対応要領(第3章)に大規模損壊発生時の対応手順を整備している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



相違理由

【大阪】記載箇所の相違
 記載方針の相違
 ・使用する手順の構成の相違により示し方が異なる部分はあるが、事象判別プロセスとしての内容は同等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大阪】記載方針の相違 ・「運転要領及び重大事故等対応要領の使用イメージ」を追加</p> <p>図 11 運転要領及び重大事故等対応要領の使用イメージ</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">AOP「給水ポンプ2台トリップ、全喪失」対応フロー図</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center; color: red;">赤字：操作判断の内容は別紙2参照</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 20px; text-align: center;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div>		<p>【女川】記載方針の相違 有効性評価で示した重要事故シナシスに対応する手順については、添付資料1.0.7にて示す。（大阪と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p style="text-align: center;">別紙 2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption style="text-align: center;">AOP 「給水ポンプ2台トリップ、全喪失」操作等判断基準一覧</caption> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">判断項目</th> <th style="width: 20%;">対応時の判断項目</th> <th style="width: 20%;">判断のための確認項目</th> <th style="width: 40%;">操作手順</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水ポンプ2台トリップ、全喪失</td> <td>I-1 LFCP使用可</td> <td>LFCP使用可</td> <td>LFCPの使用可否</td> </tr> </tbody> </table>	判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作手順	給水ポンプ2台トリップ、全喪失	I-1 LFCP使用可	LFCP使用可	LFCPの使用可否		
判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作手順								
給水ポンプ2台トリップ、全喪失	I-1 LFCP使用可	LFCP使用可	LFCPの使用可否								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">図表3-1(1)(B)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 90%; margin: auto; height: 400px; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 5px; left: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">図表3-1(1)(B)</div> <div style="position: absolute; bottom: 5px; right: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);"> 枠内への内容は産業廃棄物の処分から公開できません。 </div> </div> <p style="text-align: center;">全体構成図</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

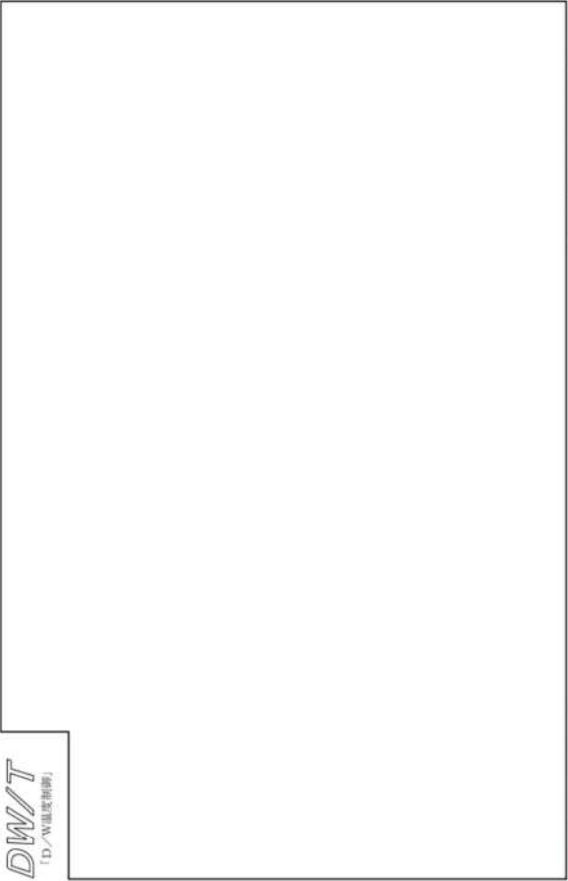
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

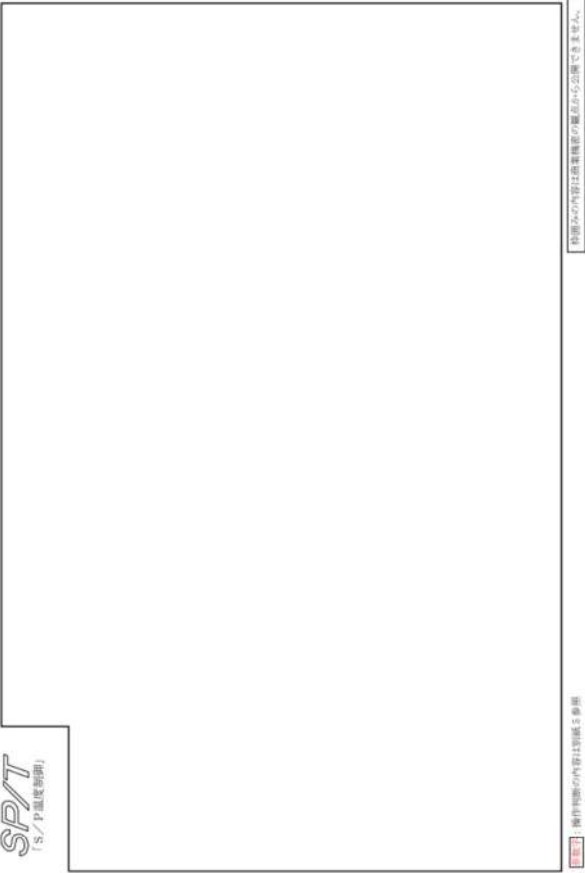
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図表3-06(1)(2)</p> <p>図表3-06(1)(2)の内部は両機種の図表から引用できません。</p> <p>赤字：操作手順の内容は別紙を参照</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

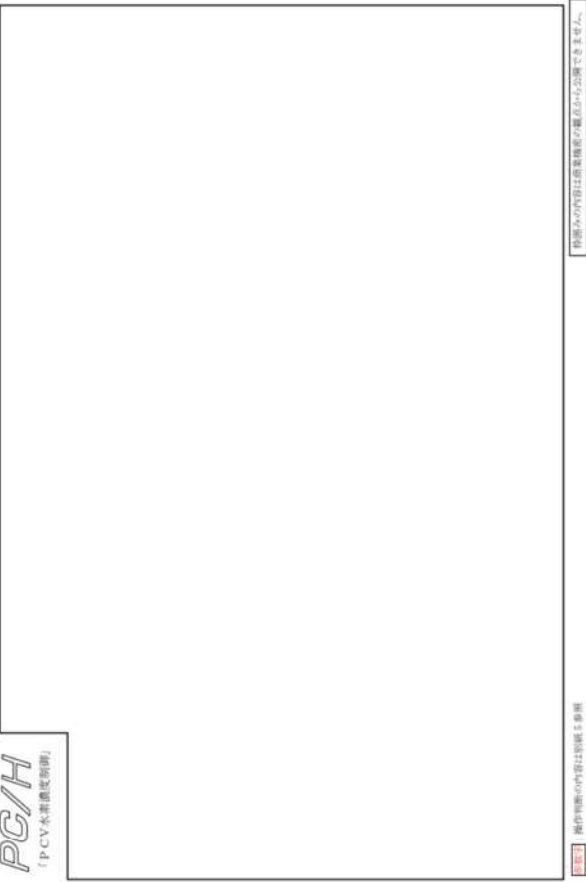
1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="font-size: small;">図表3 (13/10)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 90%; margin: 0 auto;"></div> <p style="font-size: small; text-align: right;">[注]：操作手順の内容は図表を参照</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">図紙3 (04/10)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 90%; margin: 0 auto; height: 400px;"></div> <p style="text-align: center;">C1 （水位調整）</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">図紙3の内容は図紙4から図紙5までを参照。 図紙4の内容は図紙5を参照。</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙3 (17/18)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 90%; margin: 0 auto; height: 400px; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 5px; right: 5px; font-size: 8px;"> 別紙3の内容は産業廃棄物の処分から公開できません。 </div> <div style="position: absolute; bottom: 5px; left: 5px; font-size: 24px; font-weight: bold;">C4</div> <div style="position: absolute; bottom: 5px; left: 5px; font-size: 8px;"> 【赤】 操作手順の内容は別紙を参照 </div> <div style="position: absolute; bottom: 5px; right: 5px; font-size: 8px;"> 【青】 操作手順の内容は別紙を参照 </div> </div> <p style="text-align: center;">【赤】 操作手順の内容は別紙を参照</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

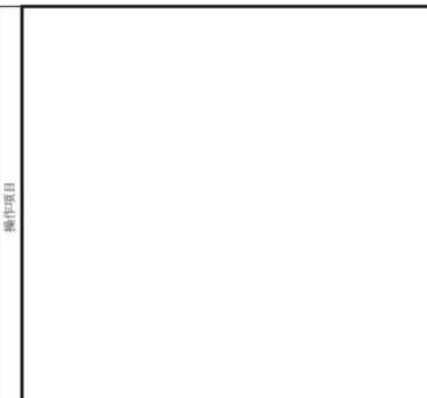
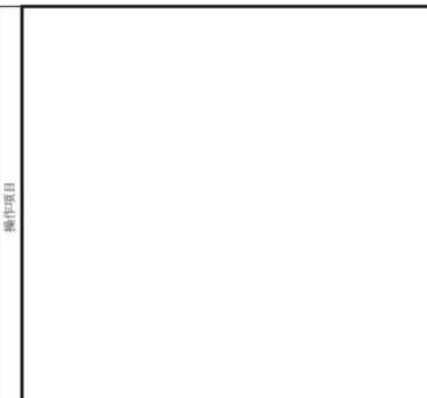
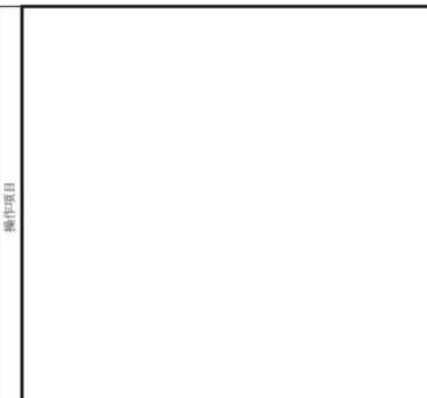
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	<p style="text-align: center;">別紙4(ロ)②</p> <p style="text-align: center;">EOP 目的及び基本的な考え方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">目的</td> <td style="width: 85%;"> <p>【EOP 目的】</p> <p>・EOP 実行を促し、制御す る。</p> <p>【EOP 目的】</p> <p>・EOP 実行を促し、制御す る。</p> <p>【EOP 目的】</p> <p>・EOP 実行を促し、制御す る。</p> <p>【EOP 目的】</p> <p>・EOP 実行を促し、制御す る。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備考</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">EOP 目的及び基本的な考え方</p> <p style="text-align: center;">別紙4(ロ)②</p> <p style="text-align: center;">EOP 目的及び基本的な考え方</p>	目的	<p>【EOP 目的】</p> <p>・EOP 実行を促し、制御す る。</p> <p>【EOP 目的】</p> <p>・EOP 実行を促し、制御す る。</p> <p>【EOP 目的】</p> <p>・EOP 実行を促し、制御す る。</p> <p>【EOP 目的】</p> <p>・EOP 実行を促し、制御す る。</p>	備考			
目的	<p>【EOP 目的】</p> <p>・EOP 実行を促し、制御す る。</p> <p>【EOP 目的】</p> <p>・EOP 実行を促し、制御す る。</p> <p>【EOP 目的】</p> <p>・EOP 実行を促し、制御す る。</p> <p>【EOP 目的】</p> <p>・EOP 実行を促し、制御す る。</p>						
備考							

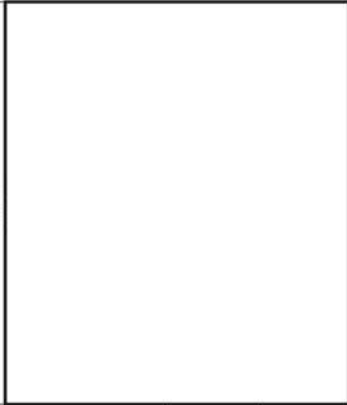
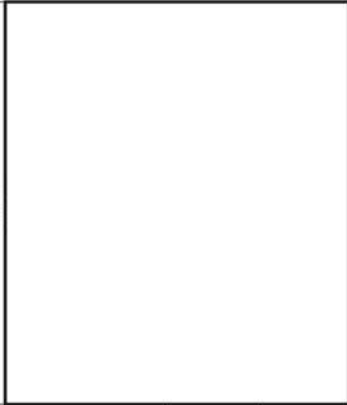
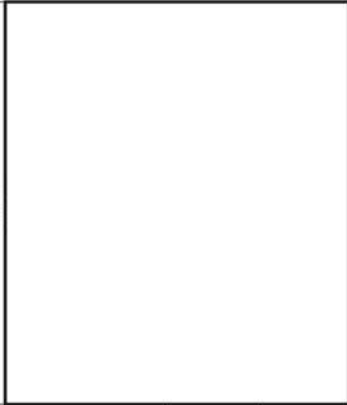
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
EOP【スクラム(RC)】操作等判断基準一覧																	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">原子炉出力</td> <td>1-1 自動スクラム成功</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> A系、B系スクラム警報 全制御棒全挿入求進 全制御棒中心状態表示ユニット スクラム成功確認音 (A) (B) ドレン・ベント弁「閉」 </td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">  </td> </tr> <tr> <td>1-2 全制御棒全挿入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 全制御棒全挿入表示灯 全制御棒中心状態表示ユニット 4Rsd 表示 CRF 表示 プロセス計算機 </td> </tr> <tr> <td>1-3 ARI 手動挿入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 全制御棒全挿入表示灯 全制御棒中心状態表示ユニット 4Rsd 表示 CRF 表示 プロセス計算機 </td> </tr> <tr> <td>1-4 未挿入CR1本以下</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 全制御棒中心状態表示ユニット 4Rsd 表示 CRF 表示 プロセス計算機 </td> </tr> </tbody> </table>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	原子炉出力	1-1 自動スクラム成功	<ul style="list-style-type: none"> A系、B系スクラム警報 全制御棒全挿入求進 全制御棒中心状態表示ユニット スクラム成功確認音 (A) (B) ドレン・ベント弁「閉」 		1-2 全制御棒全挿入	<ul style="list-style-type: none"> 全制御棒全挿入表示灯 全制御棒中心状態表示ユニット 4Rsd 表示 CRF 表示 プロセス計算機 	1-3 ARI 手動挿入	<ul style="list-style-type: none"> 全制御棒全挿入表示灯 全制御棒中心状態表示ユニット 4Rsd 表示 CRF 表示 プロセス計算機 	1-4 未挿入CR1本以下	<ul style="list-style-type: none"> 全制御棒中心状態表示ユニット 4Rsd 表示 CRF 表示 プロセス計算機 	別紙 5-1(1/6)	
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目														
原子炉出力	1-1 自動スクラム成功	<ul style="list-style-type: none"> A系、B系スクラム警報 全制御棒全挿入求進 全制御棒中心状態表示ユニット スクラム成功確認音 (A) (B) ドレン・ベント弁「閉」 															
	1-2 全制御棒全挿入	<ul style="list-style-type: none"> 全制御棒全挿入表示灯 全制御棒中心状態表示ユニット 4Rsd 表示 CRF 表示 プロセス計算機 															
	1-3 ARI 手動挿入	<ul style="list-style-type: none"> 全制御棒全挿入表示灯 全制御棒中心状態表示ユニット 4Rsd 表示 CRF 表示 プロセス計算機 															
	1-4 未挿入CR1本以下	<ul style="list-style-type: none"> 全制御棒中心状態表示ユニット 4Rsd 表示 CRF 表示 プロセス計算機 															
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: auto;"> 枠内みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div>																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: center;">EOP 『スクラム(RC)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉水位</td> <td>2-1 原子炉水位</td> <td>・原子炉水位</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">  </td> </tr> <tr> <td>2-2 給・復水系(注)含む正常</td> <td>給・復水系の運転正常 ・注・トリウムレベル水位正常 ・給水調整系正常</td> </tr> <tr> <td>2-3 原子炉水位連続監視系、調整1-3-1~1-3-8に維持</td> <td>・原子炉水位</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">別紙 5-1(2/6) 表図みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	原子炉水位	2-1 原子炉水位	・原子炉水位		2-2 給・復水系(注)含む正常	給・復水系の運転正常 ・注・トリウムレベル水位正常 ・給水調整系正常	2-3 原子炉水位連続監視系、調整1-3-1~1-3-8に維持	・原子炉水位		
判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目												
原子炉水位	2-1 原子炉水位	・原子炉水位													
	2-2 給・復水系(注)含む正常	給・復水系の運転正常 ・注・トリウムレベル水位正常 ・給水調整系正常													
	2-3 原子炉水位連続監視系、調整1-3-1~1-3-8に維持	・原子炉水位													

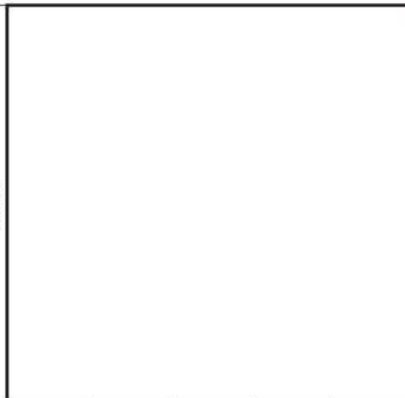
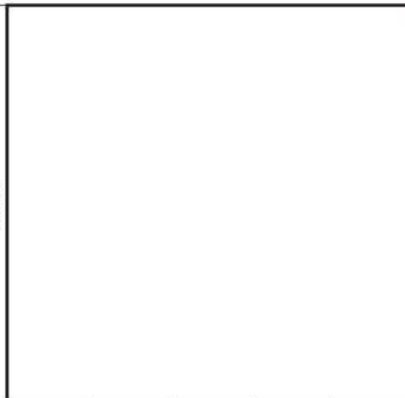
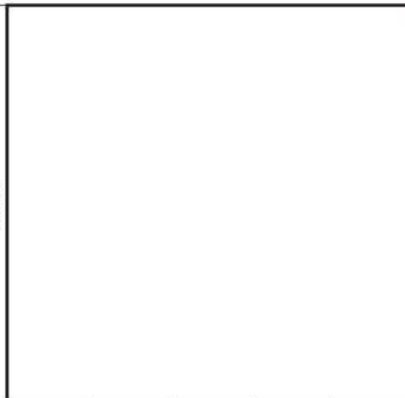
泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
EOP『スクラム(RC)』操作等判断基準一覧																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉圧力</td> <td>3-1 MSIV 開</td> <td>• MSIV 開閉表示灯</td> <td rowspan="5"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> </td> </tr> <tr> <td>3-2 EDC 圧力制御正常</td> <td>• TBV の遠征状況</td> </tr> <tr> <td>3-3 復水器使用可能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • 復水器器内圧力 • LACP 正常 • CCP 正常 • OC 系正常 • フラットトップ(正常 US 含む。) </td> </tr> <tr> <td>3-4 SRV 開閉正常</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • 原子炉圧力 • SRV 開閉表示灯 • SRV 排気管の温度 </td> </tr> <tr> <td>3-5 SRV による原子炉圧力調整</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • 原子炉圧力 • SRV 開閉表示灯 • SRV 排気管の温度 </td> </tr> </tbody> </table>	判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	原子炉圧力	3-1 MSIV 開	• MSIV 開閉表示灯	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	3-2 EDC 圧力制御正常	• TBV の遠征状況	3-3 復水器使用可能	<ul style="list-style-type: none"> • 復水器器内圧力 • LACP 正常 • CCP 正常 • OC 系正常 • フラットトップ(正常 US 含む。) 	3-4 SRV 開閉正常	<ul style="list-style-type: none"> • 原子炉圧力 • SRV 開閉表示灯 • SRV 排気管の温度 	3-5 SRV による原子炉圧力調整	<ul style="list-style-type: none"> • 原子炉圧力 • SRV 開閉表示灯 • SRV 排気管の温度 	<p style="text-align: center;">別紙 5-1(3/6)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div>	
判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目																
原子炉圧力	3-1 MSIV 開	• MSIV 開閉表示灯	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>																
	3-2 EDC 圧力制御正常	• TBV の遠征状況																	
	3-3 復水器使用可能	<ul style="list-style-type: none"> • 復水器器内圧力 • LACP 正常 • CCP 正常 • OC 系正常 • フラットトップ(正常 US 含む。) 																	
	3-4 SRV 開閉正常	<ul style="list-style-type: none"> • 原子炉圧力 • SRV 開閉表示灯 • SRV 排気管の温度 																	
	3-5 SRV による原子炉圧力調整	<ul style="list-style-type: none"> • 原子炉圧力 • SRV 開閉表示灯 • SRV 排気管の温度 																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
EOP 『スクラム(RC)』操作等判断基準一覧																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相違項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">タービン・電源</td> <td>4-1 直流電源有</td> <td>・ LISV 直流主母線電圧</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">  </td> </tr> <tr> <td>4-2 交流電源有</td> <td>・ 常用 MCC 母線電圧 ・ 非常用高圧母線電圧 ・ 60kV 母線電圧 ・ 275kV 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>4-3 MSIV 開</td> <td>・ MSIV 開閉表示灯</td> </tr> <tr> <td>4-4 EBC 圧力制御正常</td> <td>・ BW 弁の遠征状況</td> </tr> <tr> <td>4-5 復水器投用可能</td> <td>・ 復水器内圧力 ・ LICP 正常 ・ CRP 正常 ・ CV 系正常 ・ ドラフト・ローター正常 (RS 含む。)</td> </tr> </tbody> </table>	相違項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	タービン・電源	4-1 直流電源有	・ LISV 直流主母線電圧		4-2 交流電源有	・ 常用 MCC 母線電圧 ・ 非常用高圧母線電圧 ・ 60kV 母線電圧 ・ 275kV 母線電圧	4-3 MSIV 開	・ MSIV 開閉表示灯	4-4 EBC 圧力制御正常	・ BW 弁の遠征状況	4-5 復水器投用可能	・ 復水器内圧力 ・ LICP 正常 ・ CRP 正常 ・ CV 系正常 ・ ドラフト・ローター正常 (RS 含む。)		
相違項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目																
タービン・電源	4-1 直流電源有	・ LISV 直流主母線電圧																	
	4-2 交流電源有	・ 常用 MCC 母線電圧 ・ 非常用高圧母線電圧 ・ 60kV 母線電圧 ・ 275kV 母線電圧																	
	4-3 MSIV 開	・ MSIV 開閉表示灯																	
	4-4 EBC 圧力制御正常	・ BW 弁の遠征状況																	
	4-5 復水器投用可能	・ 復水器内圧力 ・ LICP 正常 ・ CRP 正常 ・ CV 系正常 ・ ドラフト・ローター正常 (RS 含む。)																	
	<p>別紙 5-1(4/6)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p style="text-align: center;">EOP 『スクラム(RC)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">制御項目</th> <th style="width: 20%;">対応時の判断項目</th> <th style="width: 30%;">判断のための確認項目</th> <th style="width: 35%;">操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">モニタ確認 格納容器制御 への導入</td> <td>5-1 モニタ指示</td> <td>・MSモニタ ・スタックモニタ ・SGTSモニタ ・OGモニタ ・MSモニタ ・モニタリングポスト ・モニタリグがリスト ・その他放射線モニタ</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> </td> </tr> <tr> <td>6-1</td> <td>D/W圧力 13.7kPa(1atm)以上</td> <td>・D/W圧力</td> </tr> <tr> <td>6-2</td> <td>D/W戻り温度57℃以上 又はD/W 局所温度 66℃以上</td> <td>・D/W 戻り温度 ・D/W 局所温度</td> </tr> <tr> <td>6-3</td> <td>S/P 水平平均温度32℃以 上</td> <td>・S/P 水平平均温度</td> </tr> <tr> <td>6-4</td> <td>S/P 空間部(局所)温度 □℃以上</td> <td>・S/P 空間部(局所)温度</td> </tr> <tr> <td>6-5</td> <td>S/P 水位+5.0cm 以上 S/P 水位-5.0cm 以下</td> <td>・S/P 水位 ・S/P 水位</td> </tr> <tr> <td>6-6</td> <td>MSIV 全閉後12時間以 内に弁駆動停止できな い場合</td> <td>・MSIV 閉時刻 ・D/W 温度</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">別紙5-1(5/6) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div></p>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	モニタ確認 格納容器制御 への導入	5-1 モニタ指示	・MSモニタ ・スタックモニタ ・SGTSモニタ ・OGモニタ ・MSモニタ ・モニタリングポスト ・モニタリグがリスト ・その他放射線モニタ	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	6-1	D/W圧力 13.7kPa(1atm)以上	・D/W圧力	6-2	D/W戻り温度57℃以上 又はD/W 局所温度 66℃以上	・D/W 戻り温度 ・D/W 局所温度	6-3	S/P 水平平均温度32℃以 上	・S/P 水平平均温度	6-4	S/P 空間部(局所)温度 □℃以上	・S/P 空間部(局所)温度	6-5	S/P 水位+5.0cm 以上 S/P 水位-5.0cm 以下	・S/P 水位 ・S/P 水位	6-6	MSIV 全閉後12時間以 内に弁駆動停止できな い場合	・MSIV 閉時刻 ・D/W 温度		
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目																										
モニタ確認 格納容器制御 への導入	5-1 モニタ指示	・MSモニタ ・スタックモニタ ・SGTSモニタ ・OGモニタ ・MSモニタ ・モニタリングポスト ・モニタリグがリスト ・その他放射線モニタ	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>																										
	6-1	D/W圧力 13.7kPa(1atm)以上		・D/W圧力																									
	6-2	D/W戻り温度57℃以上 又はD/W 局所温度 66℃以上		・D/W 戻り温度 ・D/W 局所温度																									
	6-3	S/P 水平平均温度32℃以 上		・S/P 水平平均温度																									
	6-4	S/P 空間部(局所)温度 □℃以上		・S/P 空間部(局所)温度																									
	6-5	S/P 水位+5.0cm 以上 S/P 水位-5.0cm 以下		・S/P 水位 ・S/P 水位																									
6-6	MSIV 全閉後12時間以 内に弁駆動停止できな い場合	・MSIV 閉時刻 ・D/W 温度																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
EOP 『スクラム(RC)』操作等判断基準一覧																												
別紙5-1(6/6)																												
枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>対比時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉建屋制御への進入</td> <td>7-1</td> <td>原子炉建屋内外の漏えいを示す警報が発生</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漏えい検出系異常温度・差温警報 ・ 原子炉建屋火災検知機動作 ・ プロセス放射線モニタ ・ エリア放射線モニタ ・ 建屋・床・タンク漏えい警報 ・ SFP 漏えい警報 ・ フラントパネルカメラが漏えいの傾向 </td> </tr> <tr> <td>8-1</td> <td>燃料プール水位 0.P.32730 以下</td> <td>・ 燃料プール水位</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料プール制御への進入</td> <td>8-2</td> <td>燃料プール温度 57℃ 以上</td> <td>・ 燃料プール温度</td> </tr> <tr> <td>9-1</td> <td>MSIV 開</td> <td>・ MSIV 開閉表示灯</td> </tr> <tr> <td>9-2</td> <td>MSIV 開可能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放水器使用可能 ・ 潤滑油等の警報 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">復旧</td> <td>9-3</td> <td>PRポンプ運転中</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ PR 運転表示灯 ・ 印心流量 </td> </tr> </tbody> </table>	制御項目	対比時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	原子炉建屋制御への進入	7-1	原子炉建屋内外の漏えいを示す警報が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏えい検出系異常温度・差温警報 ・ 原子炉建屋火災検知機動作 ・ プロセス放射線モニタ ・ エリア放射線モニタ ・ 建屋・床・タンク漏えい警報 ・ SFP 漏えい警報 ・ フラントパネルカメラが漏えいの傾向 	8-1	燃料プール水位 0.P.32730 以下	・ 燃料プール水位	燃料プール制御への進入	8-2	燃料プール温度 57℃ 以上	・ 燃料プール温度	9-1	MSIV 開	・ MSIV 開閉表示灯	9-2	MSIV 開可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放水器使用可能 ・ 潤滑油等の警報 	復旧	9-3	PRポンプ運転中	<ul style="list-style-type: none"> ・ PR 運転表示灯 ・ 印心流量 		
制御項目	対比時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目																									
原子炉建屋制御への進入	7-1	原子炉建屋内外の漏えいを示す警報が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏えい検出系異常温度・差温警報 ・ 原子炉建屋火災検知機動作 ・ プロセス放射線モニタ ・ エリア放射線モニタ ・ 建屋・床・タンク漏えい警報 ・ SFP 漏えい警報 ・ フラントパネルカメラが漏えいの傾向 																									
	8-1	燃料プール水位 0.P.32730 以下	・ 燃料プール水位																									
燃料プール制御への進入	8-2	燃料プール温度 57℃ 以上	・ 燃料プール温度																									
	9-1	MSIV 開	・ MSIV 開閉表示灯																									
	9-2	MSIV 開可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放水器使用可能 ・ 潤滑油等の警報 																									
復旧	9-3	PRポンプ運転中	<ul style="list-style-type: none"> ・ PR 運転表示灯 ・ 印心流量 																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p style="text-align: center;">EOP 『反応度制御(RC/Q)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 15%;">判断項目</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">水位</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">対応時の判断項目</td> <td style="width: 15%;">1-1 原子炉出力</td> <td style="width: 15%;">1-2 MSIV開</td> <td style="width: 15%;">1-3 水位L-3~L-8維持</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">判断のための確認項目</td> <td style="width: 15%;">・AFRM</td> <td style="width: 15%;">・MSIV開閉表示灯</td> <td style="width: 15%;">・原子炉水位</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">操作項目</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">別紙5-2(1/3) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div></p>	判断項目	水位			対応時の判断項目	1-1 原子炉出力	1-2 MSIV開	1-3 水位L-3~L-8維持	判断のための確認項目	・AFRM	・MSIV開閉表示灯	・原子炉水位	操作項目	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>				
判断項目	水位																		
対応時の判断項目	1-1 原子炉出力	1-2 MSIV開	1-3 水位L-3~L-8維持																
判断のための確認項目	・AFRM	・MSIV開閉表示灯	・原子炉水位																
操作項目	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p style="text-align: center;">EOP 『反応度制御(RC/Q)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>制御項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">水位低下</td> <td>2-1 除水を切り、原子炉出力5%以下を維持</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ APRM ・ 原子炉水位 ・ 原子炉除水制御系 ・ EDCS系の作動状況 </td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> </td> </tr> <tr> <td>2-2 L-1+1000mm以上に維持</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉水位 ・ EDCS系の作動状況 ・ 除水系の作動状況 </td> </tr> <tr> <td>2-3 SW(AOS)2并置にして開放し、TAF以上に維持</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉圧力 ・ 原子炉水位 ・ SWの開閉表示 ・ SW排気管の温度 </td> </tr> <tr> <td>2-4 SW(AOS)1非ずつ順次開放し、TAF以上に維持</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉圧力 ・ 原子炉水位 ・ SWの開閉表示 ・ SW排気管の温度 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">別紙5-2(2/3)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>	制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	水位低下	2-1 除水を切り、原子炉出力5%以下を維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ APRM ・ 原子炉水位 ・ 原子炉除水制御系 ・ EDCS系の作動状況 	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	2-2 L-1+1000mm以上に維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉水位 ・ EDCS系の作動状況 ・ 除水系の作動状況 	2-3 SW(AOS)2并置にして開放し、TAF以上に維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉圧力 ・ 原子炉水位 ・ SWの開閉表示 ・ SW排気管の温度 	2-4 SW(AOS)1非ずつ順次開放し、TAF以上に維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉圧力 ・ 原子炉水位 ・ SWの開閉表示 ・ SW排気管の温度 		
制御項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目														
水位低下	2-1 除水を切り、原子炉出力5%以下を維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ APRM ・ 原子炉水位 ・ 原子炉除水制御系 ・ EDCS系の作動状況 	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>														
	2-2 L-1+1000mm以上に維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉水位 ・ EDCS系の作動状況 ・ 除水系の作動状況 															
	2-3 SW(AOS)2并置にして開放し、TAF以上に維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉圧力 ・ 原子炉水位 ・ SWの開閉表示 ・ SW排気管の温度 															
	2-4 SW(AOS)1非ずつ順次開放し、TAF以上に維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉圧力 ・ 原子炉水位 ・ SWの開閉表示 ・ SW排気管の温度 															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p style="text-align: center;">EOP 『反応度制御(RC/Q)』操作等判断基準一覧</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>判断項目</th> <th>対応時の判断項目</th> <th>判断のための確認項目</th> <th>操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RC/Q 水位不明</td> <td>3-1 SW(ABS)が安穩にして 炉心圧水線低圧力ま で注本維持</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力 原子炉水位 SWの周囲表示 SW 排気管の温度 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">別紙 5-2(3/3) 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目	RC/Q 水位不明	3-1 SW(ABS)が安穩にして 炉心圧水線低圧力ま で注本維持	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力 原子炉水位 SWの周囲表示 SW 排気管の温度 			
判断項目	対応時の判断項目	判断のための確認項目	操作項目								
RC/Q 水位不明	3-1 SW(ABS)が安穩にして 炉心圧水線低圧力ま で注本維持	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力 原子炉水位 SWの周囲表示 SW 排気管の温度 									